【表紙】

 【提出書類】
 有価証券報告書

 【提出先】
 関東財務局長

 【提出日】
 令和4年1月4日

【計算期間】 第5期(自令和2年7月1日 至 令和3年6月30日)

【ファンド名】 パッシム・トラスト - 豪ドル建て償還時ターゲット債券ファンド

201612

(PassIM Trust - AUD Target Maturity Bond Fund 201612)

【発行者名】 J.P.モルガン・マンサール・マネジメント・リミテッド

(J.P. Morgan Mansart Management Limited)

【代表者の役職氏名】 取締役 シャザード・サディーク

(Shahzad Sadique, Director)

【本店の所在の場所】 英国、ロンドン E14 5JP、カナリー・ワーフ、バンク・ストリート25

(25 Bank Street, Canary Wharf, London E14 5JP, United Kingdom)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三 浦 健

同 廣本文晴

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三浦 健

同 廣本文晴

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

【電話番号】03 (6212)8316【縦覧に供する場所】該当事項なし。

- (注1)本サブ・ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設立されているが、受益証券は、豪ドル建てのため、以下の金額表示は別段の記載がない限り、豪ドルをもって行う。以下、豪ドルを「表示通貨」または「基準通貨」ということがある。
- (注2)豪ドルの円貨換算は、特に記載がない限り、便宜上、2021年10月29日現在の株式会社三井住友銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1豪ドル=85.61円)による。以下、豪ドルの円金額表示はすべてこれによる。
- (注3)本書の中で金額および比率を表示する場合、適宜の単位に四捨五入している場合がある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算の上、必要な場合四捨五入してある。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。
- (注4)本書の中で、計算期間(以下「会計年度」ということがある。)とは7月1日に始まり翌年6月30日に終了する一年を 指す。ただし、第1計算期間は、2016年12月30日から2017年6月30日までの期間を指す。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的および基本的性格】

ファンドの目的、信託金の限度額および基本的性格

パッシム・トラスト - 豪ドル建て償還時ターゲット債券ファンド201612 (PassIM Trust - AUD Target Maturity Bond Fund 201612) (以下「本サブ・ファンド」という。)は、パッシム・トラスト (PassIM Trust) (以下「本トラスト」という。)のサブ・ファンドである。本サブ・ファンドはケイマン諸島の法律に基づき、2016年11月9日付で、補遺信託宣言(以下「補遺信託宣言」という。)に従って設立された。2021年10月末日現在、本トラストは本サブ・ファンドを含む13のサブ・ファンドを有する。信託金の限度額は、定められていない。

本サブ・ファンドは、受益証券の1クラスであるBクラス(以下「Bクラス」という。)のみで構成されている。Bクラスは、オーストラリアの法定通貨であるオーストラリア・ドル(以下「豪ドル」という。)建てで表示される。

本サブ・ファンドの投資目的は、本サブ・ファンドの満期日(2022年12月30日をいう。以下同じ。)における受益証券1口当たりの純資産価格について、豪ドル建ての募集価格の100%を確保することを目指しつつ、中長期的な信託財産の成長を達成することである。詳しくは、後記「2 投資方針(1)投資方針」をご参照されたい。

ファンドの形態

(a) トラスト

本トラストは、ケイマン諸島の法律に基づき、2014年12月2日に、同日付信託宣言(以下「原信託宣言」という。)の条項に従い、オープン・エンド型のアンブレラ・ファンドとして組成された。このため、本トラストの資産は、異なる複数のサブ・ファンドに分割される。原信託宣言は、2016年4月26日付修正および改訂済み信託宣言に従い、全面的に修正および改訂された(以下「信託証書」という。)。

本トラストは、本トラストの設定日から最長150年の期間で設定されている。

(b)サブ・ファンド

各サブ・ファンドは分離された別個のトラストとして組成され、英文目論見書または場合により 関連する英文目論見書補遺に定める特定の投資目的、方針、表示通貨またはその他の個別の特徴に よって区別される。サブ・ファンドごとに個別の資産プールが維持され、各サブ・ファンドのそれ ぞれの投資目的および方針に従って投資される。

各サブ・ファンドは明確に分別された投資ポートフォリオを有する。サブ・ファンドごとに別個の帳簿および記録が維持される。

管理会社と協議して行為する受託会社は、信託証書の補遺証書によって、信託証書の条件に基づき、信託証書の権能および規定に従い、随時、追加のサブ・ファンドを設定することができる。追加のサブ・ファンドの設定は受益者の承認を必要としない。

サブ・ファンド内の異なるクラスのローンチおよび上場(該当する場合)は、異なる時期に行うことができ、そのため、あるクラスのローンチ時に当該クラスに関連する資産プールについて取引が開始されている可能性がある。該当する場合、本件に関する追加の情報は、本サブ・ファンドの半期報告書および年次報告書において提供される。

信託証書の条件に基づき、受益者の同意を得ることなく、管理会社が適切とみなすサブ・ファンドを随時設定することができる。サブ・ファンドまたは今後設定されるサブ・ファンドの詳細は、 関連する英文目論見書補遺に記載される。

管理会社は、その絶対的な裁量により、異なるサブ・ファンドおよびクラスに付随する権利を区別することができる。これには、議決権、各サブ・ファンドに関して支払われる分配金ならびに手数料および費用に関するものが含まれるが、これらに限定されない。

受託会社は、本トラストの受託者として行為し、受益者に代わりその利益のために本トラストおよび各サブ・ファンドの資産を保有する。管理会社は、本トラストおよびそのサブ・ファンドの投資運用者として行為し、信託証書の規定に従い、受託会社により解任されることがある。

本トラストおよびその各サブ・ファンドは、トラストとして構成され、別個の法人格を有さず、 契約を締結し、または作為もしくは不作為を行うことはできない。したがって、英文目論見書、そ の付属書類または英文目論見書補遺における「本トラスト」もしくは「サブ・ファンド」による契 約の締結、または作為もしくは不作為に対する言及はすべて、場合により、受託会社および/また は管理会社および/または投資運用会社が、信託証書の条件に従い、本トラストまたは関連するサ ブ・ファンドの受託者および/または管理者および/または投資運用者としての立場において、当 該行為を行うことを意味する。

本サブ・ファンドは、2016年11月9日付補遺信託宣言により設定された。本サブ・ファンドは、満期日以前に終了されない限り、2022年12月30日に終了する。

(c) クラス

各サブ・ファンドに関して、複数のクラスを発行することができ、管理会社は、その絶対的な裁量により、特定のサブ・ファンド内の異なるクラスに付随する権利を区別することができる。これには、議決権、買戻請求権、分配方針、クラスの表示通貨、各クラスに関して支払われる管理報酬の水準、申込手数料および/または買戻手数料を含むが、これらに限定されない。さらに、サブ・ファンドは、信託証書の規定に従い、特定のクラスのために、金融デリバティブ商品を利用することができる。上記を条件として、クラスごとに個別の資産プールは維持されない。

(i)サブ・ファンド内に異なる通貨建てのクラスが設定され、関連する通貨エクスポージャーのヘッジを目的として通貨ヘッジ取引が締結される場合、()サブ・ファンド内の特定のクラスに関して金利ヘッジ取引が締結される場合、または()サブ・ファンド内の特定のクラスのために金融デリバティブ商品が利用される場合、当該取引は、いずれの場合も、特定のクラスに明確に帰属するものとし、関連するヘッジ取引および/または金融デリバティブ商品の費用および結果として生じる損益は、関連するクラスに対してのみ発生する。

また管理会社は、報酬の計算の目的上、各クラス内で受益証券をシリーズに分類することができる。発行済みのシリーズの受益証券は、管理会社の裁量により、(該当するすべての報酬および費用の支払または発生後に)他のシリーズのその時点の1口当たり純資産価格で当該他のシリーズの受益証券に再指定し、転換することができる。

(d) ヘッジ

管理会社が、サブ・ファンド内に基準通貨以外の通貨建てのクラス(以下それぞれ「ヘッジ・クラス」という。)を発行することを決定する場合、投資運用会社は、基準通貨建てのクラスで得られるであろうものと類似したリターンをヘッジ・クラスにもたらすために、ヘッジ・クラスの通貨と基準通貨の間の為替レートの変動から保護するための手法および商品を採用することがある。ヘッジ・クラスの投資家は、ヘッジ・クラスの通貨が基準通貨に対して下落した場合、当該戦略により利益が大きく制限される可能性があることに留意する必要がある。かかる状況においては、ヘッジ・クラスの投資家は、関連する金融商品に係る利益または損失、および費用が反映される1口当たり純資産価格の変動にさらされることがある。

基準通貨とヘッジ・クラスの通貨の間の為替レートの変動により、当該通貨で表示されるヘッジ・クラスの受益証券の価額が変動する場合がある。投資運用会社は、店頭および取引所で取引される通貨オプションならびに為替先渡契約(リスク管理プロセス説明書に記載されている場合)を含む手法および商品を利用して当該リスクの軽減に努める。為替先渡契約は、将来のある日にある通貨を別の通貨に交換する(例えば、一定額の英ポンドを一定額のユーロに交換する)契約である。日付(合意された将来の固定日数の場合がある。)、交換される通貨額および交換が行われる価格は、契約締結時に交渉され、契約期間にわたり固定される。

為替へッジは、ヘッジ・クラスの利益のためにのみ用いられるため、その費用ならびに関連する 負債および/または利益は、ヘッジ・クラスの保有者にのみ発生する。したがって、当該費用なら びに関連する負債および/または利益はヘッジ・クラスの1口当たり純資産価格に反映される。 ヘッジ取引は、特定のヘッジ・クラスに明確に帰属するものであり、異なる通貨建てのヘッジ・ク ラスの通貨エクスポージャーを合算または相殺することはできない。サブ・ファンドの資産の通貨 エクスポージャーを別々のヘッジ・クラスに配分することはできない。投資運用会社は、ヘッジ対 象をヘッジ・クラスの通貨エクスポージャーの範囲に限定するため、一般にヘッジによりヘッジ・ クラスにレバレッジが生じることはない。投資運用会社は、少なくとも月次ベースでヘッジを監視 し、月末時点で関連するヘッジ・クラスに帰属する純資産価額の100%からヘッジ水準が著しく乖離 しないように、ヘッジ水準の引上げまたは場合により引下げを行う。

投資家は、上述のクラスのヘッジに加え、各サブ・ファンドが基準通貨以外の通貨建て有価証券への投資が認められており、決済要件を満たすために通貨を購入する場合があることにも留意する必要がある。また、各サブ・ファンドは、当該サブ・ファンドのポートフォリオに基準通貨以外の通貨建てで組み入れられている裏付資産に関する為替リスクをヘッジする目的で、ヘッジ取引を行うことがある。サブ・ファンドが保有する譲渡可能な有価証券の通貨エクスポージャーの特性を変える通貨取引は、当該サブ・ファンドのリスク低減および/または費用削減のみを目的として行われる。

投資運用会社は、上述の為替リスクのヘッジに努めるものの、その成否は保証できない。

(2)【ファンドの沿革】

2007年11月7日 管理会社設立

2014年12月2日 原信託宣言締結

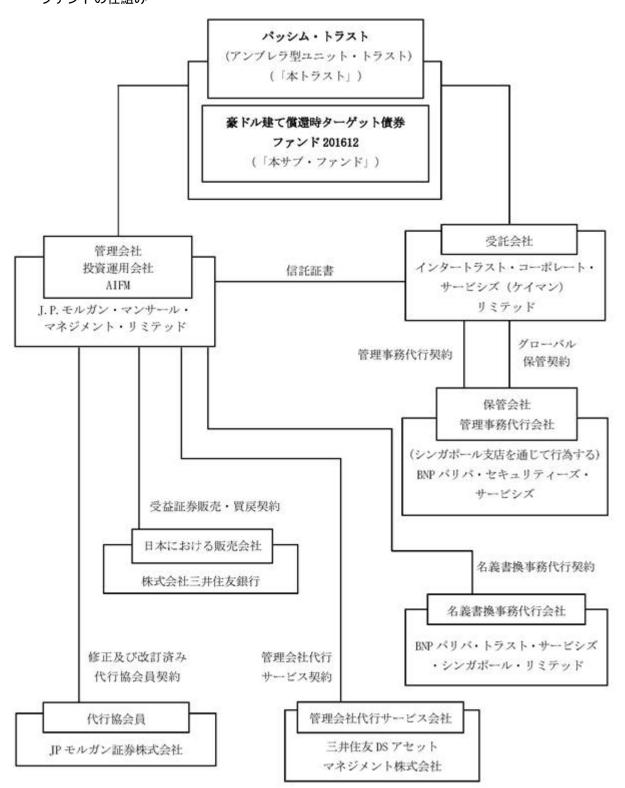
2016年4月26日 原信託宣言を修正する修正および改訂済み信託宣言締結

2016年11月9日 本サブ・ファンド設立に係る補遺信託宣言締結

2016年12月12日 日本における受益証券の募集開始

2016年12月30日 運用開始(以下「設定日」という。)

(3)【ファンドの仕組み】 ファンドの仕組み



管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
J.P. モルガン・マンサール・マネジメント・リミテッド (J.P. Morgan Mansart Management Limited)	管理会社 投資運用会社 AIFM	信託証書および補遺信託宣言を受託会社と締結。 信託証書および補遺信託宣言は、本サブ・ファンド資産の運用および管理、受益証券の発行および買戻しならびに本サブ・ファンドの終了等について規定している。
インタートラスト・コーポ レート・サービシズ(ケイ マン)リミテッド (Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited)	受託会社	信託証書および補遺信託宣言を管理会社と 締結。 信託証書および補遺信託宣言は、本サブ・ ファンド資産の運用および管理、受益証券 の発行および買戻しならびに本サブ・ファ ンドの終了等について規定している。
(シンガポール支店を通じ て行為する)BNPパリバ・ セキュリティーズ・サービ シズ (BNP Paribas Securities Services (acting through its Singapore branch))	保管会社 管理事務代行会社	2014年12月10日付でグローバル保管契約 (改訂済) (注1) および2016年8月25日付 で管理事務代行契約(改訂済) (注2) を受 託会社と締結。 グローバル保管契約は、保管会社が保有し ている本サブ・ファンドの資産保管業務に ついて規定している。 管理事務代行契約は、本サブ・ファンドの 管理事務代行業務について規定している。
BNPパリバ・トラスト・ サービシズ・シンガポー ル・リミテッド (BNP Paribas Trust Services Singapore Limited)	名義書換事務代行会社	2014年12月10日付で名義書換事務代行契約 (改訂済) (注3) を管理会社と締結。 名義書換事務代行契約は、本サブ・ファン ドの登録事務および名義書換事務代行業務 について規定している。
三井住友DSアセットマネジ メント株式会社 (Sumitomo Mitsui DS Asset Management Company, Limited)	管理会社代行サービス 会社	2016年11月22日付で管理会社代行サービス 契約 ^(注4) を管理会社と締結。 管理会社代行サービス契約は、補助業務に ついて規定している。
JPモルガン証券株式会社 (JPMorgan Securities Japan Co., Ltd.)	代行協会員	2016年11月22日付で修正及び改訂済み代行協会員契約 (注5) (以下「代行協会員契約」という。)を管理会社と締結。 代行協会員契約は、代行協会員業務について規定している。
株式会社三井住友銀行 (Sumitomo Mitsui Banking Corporation)	販売会社	2016年12月9日付で受益証券販売・買戻契約 (注6)を管理会社と締結。 受益証券販売・買戻契約は、受益証券の募集、買戻しの取扱い業務および売出しについて規定している。

- (注1)グローバル保管契約とは、受託会社によって任命された保管会社が、本サブ・ファンドに対し、本サブ・ファンドの資産の保管業務を提供することを約する契約である。
- (注2)管理事務代行契約とは、受託会社によって任命された管理事務代行会社が計算および評価ならびにその他の管理事務代 行業務を本サブ・ファンドに提供することを約する契約である。

- (注3)名義書換事務代行契約とは、管理会社によって任命された名義書換事務代行会社が登録・名義書換事務代行業務を本サ ブ・ファンドに提供することを約する契約である。
- (注4)管理会社代行サービス契約とは、管理会社によって任命された管理会社代行サービス会社が、補助業務を管理会社に提供することを約する契約である。
- (注5)代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、受益証券に関する目論見書の配布、受益証券1口当 たり純資産価格の公表ならびに日本の法令および/または日本証券業協会規則により作成を要する運用報告書等の文書 の配布等を行うことを約する契約である。
- (注6) 受益証券販売・買戻契約とは管理会社によって任命された販売会社が、受益証券の日本における募集の目的で管理会社 から交付を受けた受益証券を日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することおよび日本の受益者からの買戻 注文を管理会社に取次ぐことを約する契約である。

管理会社の概況

()設立準拠法

管理会社は、イングランドおよびウェールズ法に基づき、2007年11月7日に非公開有限責任会社として設立された。

()事業の目的

事業の目的は、集団投資スキームおよび特別目的ヴィークルの管理を行うことであり、とりわけ、世界(米国を除く。)の法人顧客および仲介業者に対して、個々に合わせてカスタマイズされた革新的な資産運用商品を提供することに重点を置いている。

() 資本金の額(2021年10月末日現在)

払込済資本金の額 2,500万米ドルおよび1英ポンド(約28億4,200万円)

発行済株式総数 25,000,001株 (1株1米ドルの普通株式25,000,000株および1株1英ポンド の普通株式1株)

授権株式数 管理会社は授権株式資本を有さず、そのため管理会社によって発行され得る株式数 または株式資本に上限はない。

(注)米ドルおよび英ポンドの円貨換算は、便宜上、2021年10月29日現在の株式会社三井住友銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=113.68円、1英ポンド=156.78円)による。以下、特に記載がない限り、米ドルおよび英ポンドの円金額表示はすべてこれによる。以下同じ。

()会社の沿革

2007年11月7日 管理会社設立(登録社番6420957、社名「WG&Mシェルフ158カンパニー」として設立)

2009年 1 月30日 管理会社社名変更 (「J.P.モルガン・マーケッツ・リミテッド」に社

名変更)

2009年 3 月27日 管理会社社名変更(「J.P. モルガン・マネジメント・リミテッド」に 社名変更)

2012年5月23日 管理会社社名変更(現社名に変更)

()大株主の状況

(2021年10月末日現在)

名称	住所	所有株式数	比率
		1 株 1 米ドルの普通株式 25,000,000株および1株1英 ポンドの普通株式1株	

(4)【ファンドに係る法制度の概要】

準拠法の名称

本サブ・ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づき設定され、ケイマン諸島の信託法(改訂済) (以下「信託法」という。)に基づき登録されている。本サブ・ファンドは、また、ケイマン諸島の ミューチュアル・ファンド法(改訂済)(以下「ミューチュアル・ファンド法」という。)により規 制されている。

準拠法の内容

()信託法

ケイマン諸島の信託法(改正を含む。)は、実質的に、英国の信託法(ケイマン諸島の特定の法律により補足される)に基づく。投資家は、一般に受託会社が保管会社として保有し、いわゆる受益者である投資家の利益のために投資運用会社によって運用されるファンドに資金を拠出する。信託証書の特定の条項に従い、各受益者は、信託財産の持分比率に応じて権利を有する。

受託会社は、一般的な忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明義務を負う。その機能、義務および責任の詳細は、信託証書に記載される。

大部分のユニット・トラストは、免税信託として登録申請される。その場合には、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を(限られた一定の場合を除き)受益者としない旨宣言した、受託会社の法定の宣誓書が登録料と共にケイマン諸島の信託登記官に届け出られる。

免税信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないとの約定を 取得することができる。

一旦設定された信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。本サブ・ファンドは、2016年11月9日付補遺信託宣言により設定された。

本サブ・ファンドは、後記「第2 管理及び運営 3 資産管理等の概要 (5) その他 ファンドの解散」の項に従い終了するまで存続する。

免税信託は、信託証書の変更を信託登記官に提出しなければならない。

免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

() ミューチュアル・ファンド法(改訂済)

後記「(6)監督官庁の概要」の項をご参照されたい。

(5)【開示制度の概要】

ケイマン諸島における開示

()ケイマン諸島金融庁に対する開示

受託会社は、本トラストおよび本サブ・ファンドに関して英文目論見書を発行しなければならない。英文目論見書は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資家となろうとする者が本サブ・ファンドに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をなしうるために必要なその他の情報に基づいて要求される情報を記載しなければならない。英文目論見書は、本トラストおよび本サブ・ファンドについての詳細を記載した申請書とともにケイマン諸島金融庁(以下「CIMA」という。)に提出しなければならない。

加えて、既存の法令による虚偽表示に関する義務および一般的慣習法上の重要な事項に関する適切な開示に関する義務の適用がある。継続的な募集のある場合、取締役、受託者、ミューチュアル・ファンド・アドミニストレーター、監査人の変更等の重要な変更がある場合には、変更した英文目論見書を提出する義務がある。

ファンドは、認可を受けたミューチュアル・ファンド・アドミニストレーター (本トラストの場合、受託会社)の事務所に、ケイマン諸島における主要な事務所を指定しなければならないが、本トラスト自身において、ライセンスを取得する必要はない。

本サブ・ファンドは、CIMAが承認した監査人を選任し、会計年度終了後6か月以内に監査済会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程において、本サブ・ファンドに以下の事由があると知ったとき、または以下の事由があると信ずべき理由があるときはCIMAに報告する法的義務を負っている。

- (a) 弁済期に債務を履行できないこと、またはその可能性があること。
- (b)投資家または債権者に有害な方法で自発的にその事業を遂行しもしくは事業を解散し、また はその旨意図していること。
- (c)会計を適切に監査しうる程度に十分な会計記録を備置せずに事業を遂行し、または遂行しよ うと意図していること。
- (d) 詐欺的または犯罪的手法で事業を遂行していること、またはそのように遂行しようと意図していること。
- (e)関係する法令に違反する方法で事業を遂行していること、またはそのように遂行しようと意図していること。

本サブ・ファンドの監査人は、グラントソントン ケイマン諸島である。本サブ・ファンドの会計監査は、国際会計基準に基づいて行われる。

本サブ・ファンドは、毎年12月31日までに、6月30日に終了する本サブ・ファンドの会計年度の 監査済会計書類をCIMAに提出する。

受託会社は、ケイマン諸島のリテール・ミューチュアル・ファンド(日本)規則(改訂済)の第9規則によって要求される事項を記載した営業報告書をCIMAに提出する。

() 受益者に対する開示

本サブ・ファンドの会計年度末は、毎年6月30日である。第一期監査済会計書類は、2017年6月30日に終了する期間について作成された。会計書類は、国際会計基準に従って作成される。会計年度末から6か月以内で、監査済会計書類の写しが受益者に送付される。また、管理会社によって、未監査の半期報告書の写しが受益者に送付される。

日本における開示

() 監督官庁に対する開示

(a) 金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上の受益証券の募集または売出しをする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければならない。投資家およびその他希望する者は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。)(以下「金融商品取引法」という。)に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)等において、これを閲覧することができる。

受益証券の販売会社は、交付目論見書(金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいう。)を投資家に交付する。また、投資家から請求があった場合には、請求目論見書(金融商品取引法の規定により、投資家から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいう。)を交付する。

管理会社は、その財務状況等を開示するために、各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、本サブ・ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはその都度臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出する。投資家およびその他希望する者は、これらの書類を、EDINET等において閲覧することができる。

(b)投資信託及び投資法人に関する法律上の開示

管理会社は、受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号。その後の修正を含む。)(以下「投信法」という。)に従い、本サブ・ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また、本サブ・ファンドの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければならない。さらに、管理会社は、本サブ・ファンドの資産について、本サブ・ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき交付運用報告書および運用報告書(全体版)を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

()日本の受益者に対する開示

管理会社は、信託証書を変更しようとする場合であって、その内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容およびその理由等を書面をもって通知しなければならない。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は販売会社を通じて日本の受益者に通知される。

本サブ・ファンドの交付運用報告書および運用報告書(全体版)は、日本の知れている受益者に 交付され、運用報告書(全体版)は電磁的方法により本サブ・ファンドの代行協会員であるJPモル ガン証券株式会社のホームページにおいて提供される。

(6)【監督官庁の概要】

本サブ・ファンドは、ミューチュアル・ファンド法に基づき規制されている。したがって、本サブ・ファンド(および受託会社)は、特に、ミューチュアル・ファンド法上、ケイマン諸島当局に申請書ならびに監査済年次財務諸表および年次報告書を提出しなければならない。本サブ・ファンドは、規制された投資信託として、ミューチュアル・ファンド法に基づきCIMAの免許および監督に服し、CIMAは、いつでも本サブ・ファンドに、財務書類の監査を行い、同書類をCIMAが特定する一定の期日までにCIMAに提出するよう指示することができる。さらに、CIMAは、受託会社にCIMAがミューチュアル・ファンド法上の義務を遂行するために合理的に必要とする本サブ・ファンドに関する情報または説明を提出するよう求めることができる。受託会社は、本サブ・ファンドに関するすべての記録を、合理的な時間に、CIMAに提出または開示しなければならず、CIMAは、開示された記録の写しを作成し、抄本を備置することができる。CIMAの要求を遵守しない場合には、受託会社は、高額の罰金に服し、CIMAは、本サブ・ファンドの投資家の資産の保護のため適切と考えるかかる命令、または受託会社が本サブ・ファンドを解散させるための指示を上級裁判所に要求し、上級裁判所はかかる命令を発する権限を有する。CIMAは、必要であると考える場合はいつでも、ミューチュアル・ファンド法および適用されるマネーロンダリング防止規則が遵守されていることを確認するため、立入検査またはその他CIMAが決定する方法により、本サブ・ファンドの業務または事業の検査を行う。

規制された投資信託が、その義務を履行できなくなる可能性がある場合には、また投資家や債権者の利益を害する方法で業務を遂行もしくは遂行を企図し、または任意解散を行おうとしている場合には、CIMAは、一定の措置を取ることができる。CIMAの権限には、本サブ・ファンドの免許の取消し、受託会社の交替を要求すること、本サブ・ファンドの適切な業務遂行について本サブ・ファンドに助言を与える者を任命すること、または本サブ・ファンドの業務監督者を任命すること等が含まれる。CIMAは、その他の権限(その他措置の承認を裁判所に申請する権限を含む。)を行使することができる。

本サブ・ファンドの受託会社は、ケイマン諸島の会社として登録されており、かつ信託会社としてケイマン諸島政府の許可を受けている。受託会社は、CIMAの監督下にある。受託会社はまた、ミューチュアル・ファンド法に基づく投資信託管理会社として許可されている。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

投資目的

本サブ・ファンドの投資目的は、本サブ・ファンドの満期日における受益証券1口当たりの純資産価格について、豪ドル建ての募集価格の100%を確保することを目指しつつ、中長期的な信託財産の成長を達成することである。

投資方針

本サブ・ファンドは、特別目的会社(以下に定義される。)の発行する豪ドル建てパフォーマンス・リンク債券(以下**「本債券」**という。)へ投資することにより、その投資目的の達成を目指す。

本サブ・ファンドは、満期日に受益証券1口当たりの純資産価格について、豪ドル建ての募集価格の100%の確保を目指しつつ、複数の上場投資信託(以下「ETF」という。)から構成されるJPモルガンETF エフィシェンテ5指数(米ドル建て、エクセス・リターン)(以下「ETFエフィシェンテ指数」という。)を豪ドルヘッジしたもの(以下「本債券参照指数」という。)のパフォーマンスに対する投資機会を提供する。

償還代金の支払いは、満期日の3営業日後または管理会社がその絶対的な裁量に基づき決定し申込者 に通知するその他の日に行われる。

本債券

A.本債券

本債券は、ジャージー籍の有限責任会社であり特別目的会社であるアリエス・ファイナンス・リミテッド(Aries Finance Limited)(以下**「本債券発行体」**という。)により発行された満期約6年の豪ドル建て社債である。

本債券は、元本額(以下**「本債券元本額」**という。)に対して割引発行され(割引発行額は約98%と想定され、2016年12月30日付で98%に確定した。)、2022年12月22日(以下**「本債券満期日」**という。)において本債券元本額の少なくとも100%の価格にて償還されるように設計されている。本債券は、本債券発行体の責任財産限定特約付き社債であり、本債券に係る本債券発行体の債務は、主として本債券発行体の以下の参照資産により担保される。

- (i)日本国債(以下「日本国債」という。)
- () J.P. モルガン・セキュリティーズ・ピーエルシー(以下**「本債券スワップ相手方当事者」**という。) との豪ドル / 日本円通貨スワップ
- ()本債券参照指数に対するレバレッジ後の想定エクスポージャー。かかるエクスポージャーは、本債券スワップ相手方当事者との店頭デリバティブ取引を通じて提供される。本債券参照指数に対するエクスポージャーは、元本確保を超えた信託財産の成長の提供を目的とする。

上記店頭デリバティブ取引および豪ドル / 日本円通貨スワップを、以下**「本債券スワップ取引」**と総称する。

本債券満期日における本債券の償還に係る支払額は、上記参照資産のパフォーマンスに連動する。本債券参照指数に対する想定エクスポージャーは、本債券元本額の約50%から70%で開始することが想定された(ただし、設定日前後の市場環境により決定されることになっており、設定当初は68.76%で開始した。)。本サブ・ファンドの存続中、本債券参照指数に対するエクスポージャーは本債券の純資産価額の0%から100%の間を変動する。

本債券は、本債券満期日(ただし、本債券が早期償還されることはあり得る。)における本債券元本額の100%を確保しつつ、設定日から2022年12月15日までの期間における本債券参照指数のパフォーマン

スに連動したリターンを提供することを目指している。かかる元本確保の水準は、日本国債への投資と 豪ドル/日本円通貨スワップの組み合わせを通じて図られる。

本債券参照指数のパフォーマンスが芳しくない場合、本債券の本債券参照指数に対するエクスポージャーは減少し、本サブ・ファンドの信託財産の成長を提供する能力は大きく損なわれることになる。

受益者は、(本サブ・ファンドにおける)元本確保は、保証を意味するものではなく、成功しないお それがあることを認識する必要がある。

本債券は後記「3 投資リスク(1)リスク要因 リスク要因 本債券に関するリスク」に記載のとおり一定の状況において早期償還されることがあることを、受益者は認識する必要がある。かかる状況においては、本債券は(本債券の発行者の代理人である決定事務代行会社であるJ.P.モルガン・セキュリティーズ・ピーエルシー(以下「決定事務代行会社」という。)により決定される)公正な市場価格において償還される。本債券の公正市場価格は、如何なる時点においても本債券元本額の100%を下回ることがあり得、また、本債券のために担保設定された本債券発行体の資産(日本国債および本債券スワップ取引における本債券発行体の権利を含む。)の価値は、本債券の公正市場価格の全額について支払いをするには不足し、本債券の投資家としての本サブ・ファンドは、重大な損失を被るおそれがある。

一定の限られた場合(本債券スワップ取引が解約された場合や本債券スワップ相手方当事者がデフォルトしもしくは債務超過となる場合を含む。)を除き、本債券満期日または早期償還における本債券の償還額は、本債券スワップ取引における本債券スワップ相手方当事者から支払われる資金によって賄われる。

本債券は、本サブ・ファンドに対して、四半期ごとに年率0.68%の利払いを行うことが見込まれている。本債券スワップ相手方当事者は、かかる利払い額について、店頭デリバティブ取引により、本債券発行体に対して資金を供給する。

豪ドル/日本円通貨スワップは、本債券発行体に対して、本債券発行体が日本国債について受領する日本円と、本債券の支払通貨である豪ドルとの間の外国為替ヘッジを提供する。一定の場合(本債券スワップ相手方当事者がデフォルトしまたは債務超過となる場合を含む。)、本債券スワップ取引は、かかる外国為替ヘッジを提供することを停止し、その場合、本債券の投資者である本サブ・ファンドは、本債券への投資が行われた日から日本円と豪ドルとの間の為替レートの変動にさらされることとなる。

更に、本債券および/または本債券スワップ取引について支払障害事由(後記「3 投資リスク (1)リスク要因 リスク要因 本債券に関するリスク 支払障害事由に関する事項」をご参照されたい。)が発生している一定の限られた場合においては、本債券における支払日(利払い日、早期償還日および/または本債券満期日を含む。)が延期され、さらにかかる事由が一定期間継続する場合、本債券における支払通貨が豪ドルから米ドルに変更されることがあり得る。その場合、本サブ・ファンドは、米ドルと豪ドルの為替レートの変動に曝されることになり得る。

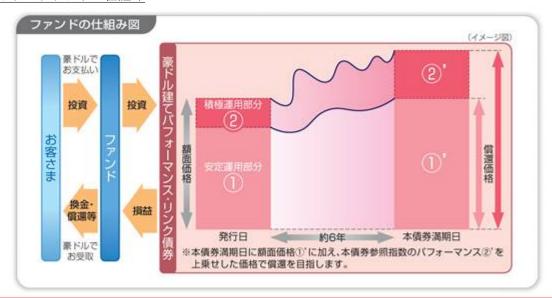
本債券の受託会社であるU.S.バンクN.A.(以下「本債券受託会社」という。)は、裏付けとなる日本国債および本債券スワップ相手方当事者に対する本債券発行体の権利について担保権を有し、かかる担保権をとりわけ本債券のために保有する。本債券受託会社によるかかる担保権の実行による手取り金の充当順序において、本債券受託会社および本債券発行体の代理人は本サブ・ファンドに優先しており、従って、かかる担保権の実行による手取り金が優先債権および本債券の保有者に対する支払いをすべて行うのに不足する場合、本サブ・ファンドはその投資に関して損害を被ることとなることを、受益者は認識すべきである。本債券発行体および本債券に関するストラクチャー上の制約により、本債券受託会社は(および間接的には本サブ・ファンドも)、本債券に関する支払額に不足が生じた場合であっても、(本債券のために担保設定された資産を除く)本債券発行体のあらゆる資産に対して申立てを行わない。

本債券に関するより詳細な情報については、後記「3 投資リスク(1)リスク要因 リスク要因 本債券に関するリスク」をご参照されたい。

B.特別目的会社

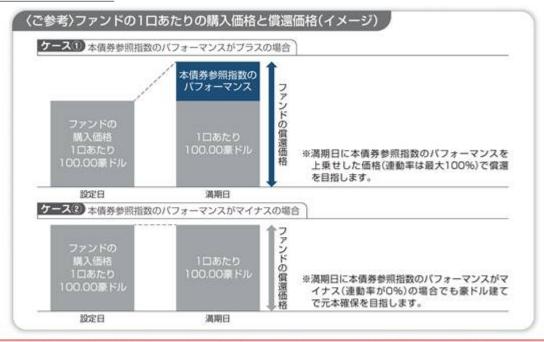
本債券発行体は、特別目的会社として設立されている。本債券発行体の唯一の事業は、資産購入および関連するデリバティブならびにその他の契約締結のため、担保付き限定償還請求債券発行プログラムによりシリーズで本債券を発行することにより資金を調達することである。本債券スワップ取引を含む、かかる購入された資産および締結された契約は、本債券発行体が関連する本債券および関連ある契約に基づく義務の履行に充分な資産を有することとするため、担保付きとされる。本債券発行体の資産および契約(本債券スワップ取引を含む。)が不十分な場合、本債券の投資者の請求権を充足するために利用可能な他の資産は存在しない。本債券に関連して保有される資産は、本債券の他のシリーズの保有者の請求権を充足するために利用できない。

本サブ・ファンドの仕組み



- ※本債券参照指数のパフォーマンス②がマイナスの場合でも、満期日に豪ドル建て元本の確保を目指します。ただし元本が保証されているわけではありません。
- ※途中換金の場合、その時点での時価で換金されるため、換金価額は豪ドル建てで元本を下回る場合があります。
- ※当ファンドは豪ドル建てのため、円から投資する場合は為替変動リスクが生じます。したがって、円高局面のご換金時は、その資産価値が大きく減少する可能性があります。

満期日における償還額



- ※当ファンドは、満期日において豪ドル建て元本(1□=100.00豪ドル)を確保することを目指しますが、これは元本を保証するものではなく、そのような運用が達成されない場合があります。
- ※本債券参照指数のパフォーマンスがマイナスの場合でも、潤明日に豪ドル建て元本の確保を目指します。ただし元本が保証されているわけではありません。
- ※途中換金の場合、その時点での時価で換金されるため、換金価額は豪ドル建てで元本を下回る場合があります。
- ※当ファンドは豪ドル建てのため、円から投資する場合は為替変動リスクが生じます。したがって、円高局面のご換金時は、その資産価値が大きく減少する可能性があります。

C. レバレッジ

本サブ・ファンドの本債券への投資はレバレッジされないが、日本国債への100%の投資および本債券スワップ取引を通した本債券参照指数への追加的なエクスポージャー(本債券元本額の68.76%で開始された。)により、本債券にはレバレッジが内包されている。

D.ETFエフィシェンテ指数

ETFエフィシェンテ指数は、非常に流動性の高いETFのみを投資対象としたルールベースの指数である。

ETFエフィシェンテ指数は、ポートフォリオの最適化を図ることでリスクを最低限に抑え、リターンの 最大化を目指す。

ETFエフィシェンテ指数は、月次のリバランスによって、株式、米国債、投資適格社債、ハイ・イールド債、エマージングマーケット、コモディティ等を参照するETFを対象に、過去の実現ボラティリティが5%以下で、かつリターンが最も高い資産配分を決定する。ETFエフィシェンテ指数は原資産のリターンから無リスク投資によるリターンを引いたエクセス・リターン指数である。

ETFエフィシェンテ指数(年率0.5%の指数計算報酬が控除されている。)は、2010年10月29日に初めて設定されて公表された。

ETFエフィシェンテ指数は、配当金を再投資する上場ファンド12銘柄(以下個々に「ETF構成要素」という。)とJPモルガン・キャッシュ・インデックス3か月物(以下「キャッシュ構成要素」という。)からなるバスケットのキャッシュ構成要素のリターンに対するエクセス・リターンを追跡する想定ダイナミック・バスケットである。ETF構成要素およびキャッシュ構成要素は、ともにバスケット構成要素と称されるが、バスケット構成要素は、後記「ETFエフィシェンテ指数の詳細」に記載されている特別事由に服する。ETF構成要素の資産の種類および地域性は多様である。市場混乱事由(後記「ETFエフィシェンテ指数の詳細」をご参照されたい。以下同じ。)が発生し、それが継続している場合を除き、ETFエフィシェンテ指数内での各バスケット構成要素の比重は毎月、各月の最初の指数営業日((i)ニュー

ヨーク証券取引所が通常の取引会での取引を行う予定の日で、かつ()すべてのバスケット構成要素にとって取引日である日をいう。以下同じ。)(以下かかる日を個々に「再調整日」という。)に調整される。市場混乱事由が発生し、それが継続している場合を除き、ETFエフィシェンテ指数は、各暦月の最初の指数営業日にリバランスされる。

再調整日に各バスケット構成要素に配分される比重は、ETFエフィシェンテ指数規則(以下「本規則」という。)に従って、再調整日の2指数営業日前の日(以下「再調整選定日」という。)に、直前のパフォーマンス観測期間に測定されたバスケット構成要素で構成される複数の仮想ポートフォリオのリターンおよびボラティリティを基準として決定される。

比重の再調整の方法(以下により詳細に記載される。)は、対象となるパフォーマンス観察期間において、同期間のボラティリティを年率で見たときに特定のボラティリティ(以下「ターゲットボラティリティ」という。)と同じもしくは以下となることを条件として、最もリターンが高い仮想ポートフォリオとなるように、バスケット構成要素のそれぞれについて比重を決定しようとするものである。ETFエフィシェンテ指数のターゲットボラティリティは5%である。

ETFエフィシェンテ指数を構築する際に用いられる投資戦略が良好な成果を収める、またはETFエフィシェンテ指数がバスケット構成要素で構築されうる別のバスケットもしくは戦略より優れた成績をあげる、という保証はない。さらに、ETFエフィシェンテ指数がターゲットボラティリティを達成するという保証もない。各ETFエフィシェンテ指数について実際に実現するボラティリティは、ターゲットボラティリティを上回る場合も下回る場合もありうる。

市場混乱事由が発生している場合を除き、ETFエフィシェンテ指数のレベル(以下「指数レベル」という。)は、決定事務代行会社が指数営業日ごとに、小数点以下第二位まで計算する。

ETFエフィシェンテ指数は、誰かが権利を有しまたは誰かが所有者利益を有している資産のポートフォリオが実際には存在していないことから、想定資産バスケットということができる。ETFエフィシェンテ指数は、一定の資産を基準とし、そのパフォーマンスを指数レベルの計算の基準点として使用しているにすぎない。

E . ETF構成要素

募集期間の開始時点におけるETFエフィシェンテ指数の想定資産バスケット(以下「バスケット構成要素」という。)は、下記の表1に記載されている。表1ではまた、各バスケット構成要素については特定上の便宜のためにブルームバーグのティッカーが記載されている。

表 1

セクター/ セクターキャップ	サブセクター	名称	ティッカー	配分上限
先進国株式 50%	USラージキャップ	SPDR S&P 500 ETF Trust	SPY	20%
	USスモールキャップ	iShares Russell 2000 Index Fund	IWM	10%
	先進国株式(米国除<)	iShares MSCI EAFE Index Fund	EFA	20%
債券 50%	長期米国債	iShares Barclays 20+ Year Treasury Bond Fund	TLT	20%
	投資適格社債	iShares IBOXX Investment Grade Corporate Bond Fund	LQD	20%
	ハイ・イールド社債	iShares IBOXX High Yield Corporate Bond Fund	HYG	20%
エマージング 25%	エマージング株式	iShares MSCI Emerging Markets Index Fund	EEM	20%
	エマージング債券	iShares Emerging Market Bond Fund	EMB	20%
オルタナティブ投資 25%	不動産	iShares Dow Jones Real Estate Index Fund	IYR	20%
	コモディティ	iShares S&P GSCI Commodity-Indexed Trust	GSG	10%
	ゴールド	SPDR GOLD Trust	GLD	10%
インフレ/金利 50%	インフレ連動債	iShares Barclays TIPS Bond Fund	TIP	50%
	キャッシュ	JPMorgan 3M Cash Index	JPCAUS3M	50%

(出所)J.P.モルガン。投資対象のETFは将来変更になる場合があります。2016年10月末現在

ETFエフィシェンテ指数の詳細

以下は、本規則からの市場混乱および特別事由の要約である。本項における用語の定義は本規則で規定された意味を有する。Q&Aを含むETFエフィシェンテ指数に関連する詳細情報は、管理会社から入手することができる。

(a)市場混乱

再調整選定日における場合

再調整選定日がいずれかのバスケット構成要素(かかる各バスケット構成要素を当該目的上「影響されるバスケット構成要素」という。)に関する混乱日である場合、関連する再調整選定日は、当初予定されていた再調整選定日であり、影響される各バスケット構成要素の最終TR価格(下記「指数営業日における場合」をご参照されたい。)または終値(場合により)は、影響されるバスケット構成要素の混乱日でない直前の取引日現在の影響されるバスケット構成要素の最終TR価格または終値(場合による。)とみなされる。

再調整日における場合

再調整日がいずれかのバスケット構成要素(かかる各バスケット構成要素を当該目的上「影響されるバスケット構成要素」という。)に関する混乱日である場合、関連する再調整日は、すべてのバスケット構成要素の取引日であらゆるバスケット構成要素の混乱日でない直後の日をいうが、当初再調整日に予定されていた日の直後の5指数営業日がそれぞれいずれかのバスケット構成要素の混乱日である場合を除く。このような場合、かかる当初再調整日に予定されていた日の直後の5指数営業日目が関連する再調整日とみなされ(少なくとも1バスケット構成要素に関して混乱日であるかどうかに関わらない。)、決定事務代行会社は、誠実に行為し、自身がその合理的な裁量により適切であると判断した情報および/または方法を用いて関連するETFエフィシェンテ指数を再調整する。

指数営業日における場合

指数営業日が一または複数のバスケット構成要素(かかる各バスケット構成要素を当該目的上「影響されるバスケット構成要素」という。)の混乱日である場合、決定事務代行会社は、以下のいずれかを行うことができる。

- (a)影響されるバスケット構成要素の最終価格および/または最終TR価格の誠実な見積りを用いて、当該指数営業日の指数値の誠実な見積りを算出すること。当該見積価格は、かかる影響されるバスケット構成要素について混乱日でない直後の指数営業日、およびあらゆるバスケット構成要素について混乱日でない直後の指数営業日において、修正の対象となる。または
- (b) あらゆるバスケット構成要素について混乱日でない直後の指数営業日まで指数値の計算および公表を停止すること。

取引日においてあらゆる対象ETF構成要素の最終TR価格を決定する目的上、かかる対象ETF構成要素の前取引日が混乱日であった場合、当該取引日の最終TR価格を決定する算出式において(i)かかる前取引日の最終TR価格は、当該対象ETF構成要素の混乱日でない前取引日の最終TR価格に置き換えられ、()かかる前取引日の最終価格は、当該対象ETF構成要素の混乱日でない前取引日の最終価格に置き換えられ、さらに()当該対象ETF構成要素の当該取引日における分配金総額は、混乱日でない前取引日(同日を除く。)から当該取引日(同日を含む。)までのすべての日につき、対象ETF構成要素の分配金総額合計に置き換えられる。

市場混乱に関する定義

- (a)「混乱日」とは、あるバスケット構成要素に関して、当該バスケット構成要素について市場 混乱事由が発生しているか、または継続している取引日をいう。
- (b)「市場混乱事由」は、決定事務代行会社がその単独の裁量でいずれかの取引日において以下が存在していると判断した場合に生じる。
 - (i)指数であるか、または対象ETF構成要素の参照指数であるいずれかのバスケット構成要素について、関連するスポンサーが当該取引日の当該指数の最終価格を算出および公表できないか、通常、市場参加者がかかる関連する指数を構成する有価証券または銘柄、当該有価証券または銘柄についての商品に対するオプション、または当該有価証券または銘柄についての関連する先物の取引を行うか、またはその市場価格を取得することを妨害するか、または困難にさせると決定事務代行会社が判断する事象が生じているが、かかる妨害または困難が、有価証券または銘柄、および同一もしくは追加の有価証券または銘柄(かかる有価証券および銘柄の合計がかかる関連する指数値の20%以上を構成する。)に対する関連オプションもしくは先物に関連している場合、または
 - ()株式指数であるか、株式指数である対象ETF構成要素の参照指数であるバスケット構成要素につき、株式指数混乱事由が発生している場合、または
 - ()商品指数であるか、商品指数である対象ETF構成要素の参照指数であるか、またはいずれかの対象ETF構成要素の参照商品であるバスケット構成要素につき、商品混乱事由が発生している場合、または
 - ()対象ETF構成要素につき、ETF混乱事由が発生している場合で、かつ、 決定事務代行会社が、その単独の裁量で上記の適用ある事象が、関連するETFエフィシェンテ指数、あらゆるバスケット構成要素、または対象ETF構成要素の参照指数について、ポジションを取引する市場参加者の能力を著しく侵害する可能性があると判断した場合。

ある指数および取引日について、随時市場混乱事由が存在しているかどうか判断するために、適用ある指数に含まれる有価証券または銘柄の取引が実質的に停止または当該時点で大幅に制限されている場合、適用ある指数値に対する当該有価証券の割合は、いずれも、かかる停止または制限直前の() 当該有価証券に割当てられる指数値の割合の(y) 適用される指数全体の値に対する比率に基づく。

- (c)「株式指数混乱事由」とは、下記(g)の規定に従い、それぞれの場合に、決定事務代行会 社がその単独の裁量で判断した、以下の場合をいう。
 - (i)当該時点でかかる有価証券の関連する主要な取引所における株式指数の値の20%以上を 構成する有価証券の取引について、かかる関連する主要な取引所の相対取引時間のうち 2時間を超えて、または取引時間終了直前の30分間に、停止、欠損、または大幅な制限 が生じているか、存在している場合、または
 - ()該当する場合、株式指数に関連する先物またはオプション契約の主要な取引所または市場における取引が、適用ある取引所または市場の相対取引時間のうち2時間を超えて、または取引時間終了直前の30分間に、停止、欠損、または大幅な制限が生じているか、存在している場合。
- (d)「商品混乱事由」とは、それぞれの場合に、決定事務代行会社がその単独の裁量で判断した、以下の場合をいう。
 - (i) 1または複数の関連する参照商品の取引の大幅な制限、停止、中断、または混乱、
 - ()()関連する商品指数に関わる関連する商品、または(y)関連する参照商品に対する1もしくは複数のオプションまたは先物契約の取引の大幅な制限、停止、中断、または混乱で、これによりかかるオプションおよび/または先物契約が取引される関連する取引所が、当該事由が発生した日、または継続している連続した日のいずれかの日において、かかるオプションおよび/または先物契約の公式な決済価格の報告ができない場合、
 - () 当該取引所が認める「ストップ高」または「ストップ安」価格を超える変動を理由として、決定事務代行会社が当該取引日において、かかるオプションまたは先物契約の取引高および市況に重大な影響があると判断した() 関連する商品指数に関わる関連する商品、または(y)関連する参照商品に対する1もしくは複数のオプションまたは先物契約の取引の大幅な制限、停止、中断、または混乱、
 - ()()関連する商品指数に関わる関連する商品、または(y)関連する参照商品に対するあらゆる先物契約の公式な決済価格として(関連する取引所が認める「ストップ高」または「ストップ安」価格を超える変動を理由として)関連する取引所が「制限価格」を公表する場合、
 - (v) 非公開事由が発生している場合、
 - ()()関連する商品指数に関わる関連する商品、または(y)関連する参照商品に対するあらゆる先物契約の関連する取引所が、当該日に予定される通常の取引時間内に取引を行っていない場合、または
 - ()参照商品の関連する市場が当該日に予定されている通常の取引時間内に取引を行ってい ない場合。
- (e)「非公開事由」とは、関連する取引所、関連する商品指数の指数スポンサーまたはその他の価格情報源が、(a)()関連する商品指数に関連する商品、または(y)関連する参照商品に対する関連する先物契約に対する公式決済価格、または(b)関連する商品指数の終値(またはこれらを決定するのに必要な情報)をいずれの場合も、直後の取引日の正午(ロンドン時間)までに一般に公表または公開できない場合をいう。ただし、当該事由の発生は、本(b)項の場合、決定事務代行会社がその単独の裁量でかかる直後の取引日の正午

(ロンドン時間)までに関連する商品指数の最終価格を決定するのに必要な情報が関連する取引所、関連する商品指数の指数スポンサーまたはその他の価格情報源により一般に公表または公開されていると判断した場合、「非公開事由」とはならず、この場合、決定事務代行会社はかかる商品指数の終値(「代理人算出水準」とされる終値)を誠実かつ商業的に合理的な方法で決定する。

- (f)「ETF混乱事由」とは、下記「(g)株式指数混乱事由またはETF混乱事由が発生しているかどうかの判断を目的とした場合」の規定に従い、それぞれの場合に、決定事務代行会社がその単独の裁量で判断した、以下の場合をいう。
 - (i)かかる対象ETF構成要素の持分の取引が、かかる関連する主要な取引所の相対取引時間の うち2時間を超えて、または取引時間終了直前の30分間に、停止、欠損、または大幅な 制限が生じているか、存在している場合、
 - () かかる対象ETF構成要素の持分の関連する主要な取引所の価格および取引報告システムの 障害または機能不全により、かかる関連する主要な取引所の相対取引時間のうち2時間 を超えて、または取引時間終了直前の30分間に、当該持分に対して報告された取引価格 が著しく不正確である場合、
 - ()該当する場合、かかる対象ETF構成要素の持分に関連する先物またはオプション契約の主要な取引所もしくは市場、またはかかる対象ETF構成要素の関連取引所における取引が、 適用ある取引所または市場の相対取引時間のうち2時間を超えて、または取引時間終了 直前の30分間に、停止、欠損、または大幅な制限が生じているか、存在している場合、
 - () かかる対象ETF構成要素の純資産価額がバスケット構成要素スポンサーにより算出されないか、公表されない場合、または
 - (v)いずれかの対象ETF構成要素の関連するスポンサーがかかる対象ETF構成要素の持分の設定または買戻しを停止している場合。
- (g)株式指数混乱事由またはETF混乱事由が発生しているかどうかの判断を目的とした場合、
 - (1)関連する持分に関わる先物またはオプション契約の関連する主要取引所または売買のための主要な取引所もしくは市場の通常の営業時間内に公表された変更により生じた、取引時間または日数の制限は、株式指数混乱事由またはETF混乱事由には当たらず、
 - (2) ニューヨーク証券取引所規則80B(または決定事務代行会社がニューヨーク証券取引所規則80Bに類似していると判断するその他の自主規制組織または政府機関が制定または公布したあらゆる適用規則もしくは規定)に類似する関連する主要な取引所の規則に従い、市場が大幅に変動した際の取引制限は、取引の停止、欠損または大幅な制限に当たり、
 - (3)適用ある株式指数または対象ETF構成要素の持分に対する先物またはオプション契約について当該契約または持分の主要な取引所または取引市場による取引の停止で、(a)当該取引所または市場が定める値幅制限を超える価格変動、(b)当該契約または持分に関連した注文の不均衡または、(c)当該契約または持分に関連した買い気配値および売り気配値の価格差を理由としている場合、適用ある株式指数またはかかる対象ETF構成要素の持分に関連する先物またはオプション取引の取引の停止、停止、欠損または大幅な制限に当たり、また
 - (4)関連する主要な取引所または適用ある株式指数またはかかる対象ETF構成要素の持分に関わる先物もしくはオプション契約が取引される主要な取引所または市場(該当する場合)における取引の停止、欠損または大幅な制限には、通常の状況で、かかる取引所または市場自身が取引を終了した場合を含まない。

(b)特別事由

各バスケット構成要素の特別事由

(i) あらゆるバスケット構成要素につき、(a) その価格または純資産価額が、関連するバスケット構成要素のバスケット構成要素スポンサーにより算出および公表されず、決定事務代行会社が認める継承スポンサーにより算出および公表される場合、または(b) 指数の場合、決定事務代行会社の判断で当該バスケット構成要素の算出に用いるのと同一またはほぼ同様の算出式および算出方法を用いる継承指数により置き換えられる場合、または(c)対象ETF構成要素の場合、その参照商品が入替えられた対象ETF構成要素のものと同一である継承ETFにより置換されるか、またはその参照指数が、入替えられた対象ETF構成要素のものと同一であるか、または決定事務代行会社の判断で、入替えられた対象ETF構成要素の参照指数の算出に同一もしくはほぼ同様の算出式および算出方法を用い、ならびにいずれの場合もそのスポンサーが決定事務代行会社により認められる指数であるかのいずれかである場合、上記(a) 、(b) または(c) 項の場合、かかるバスケット構成要素は、その後、上記(a) 項に記載の継承スポンサーにより算出および公表される継承指数もしくはETF、または上記(b) または(c) 項(場合により) に記載の継承指数もしくはETFとみなされ、誠実に当該変更を説明するのに適切とみなす関連するETFエフィシェンテ指数の本規則に対する調整を行うことができる決定事務代行会社が定める日から有効となる。

疑義を避けるため付言すると、決定事務代行会社がその裁量でかかる行動が直ちに特別事由をもたらすと判断する場合、決定事務代行会社は特定の継承ETFまたは継承指数を承認してはならない。継承ETFまたは継承指数の承認時に、当該継承ETFまたは継承指数は、関連するバスケット構成要素の地位を継承する。疑義を避けるため付言すると、当該継承ETFまたは継承指数の従前のパフォーマンスは今後のパフォーマンス観察期間の特定ポートフォリオの見極めに用いられる。

) バスケット構成要素に関して特別事由が発生した場合、誠実かつ商業的に合理的な方法で行 為する決定事務代行会社は、かかるバスケット構成要素の代替として、決定事務代行会社が その裁量で、交換されるバスケット構成要素(かかる代替ETFまたは指数は、本項においてそ れぞれ「代替ETF」または「代替指数」という。)と比べて、ほぼ同様の性格を有し、ほぼ同 様のエクスポージャーを有すると判断する(かかる特別事由の発生前に、ある上場投資信託 がある指数とほぼ同様のものである(逆も同じ。)と理解しているとみなして)上場投資信 託または指数を選定する。かかる場合、決定事務代行会社は、かかる代替を説明するため に、変数、算出方法、評価条件または関連するETFエフィシェンテ指数に関連するその他の規 則に、適切とみなす調整を誠実に行う。ただし、決定事務代行会社が、対象現金銘柄の代替 ETFを選定しない場合に限るが、対象現金銘柄に代替指数を選定することはできる。ただし、 対象現金銘柄以外のいずれかのバスケット構成要素につき、決定事務代行会社が、その裁量 で、かかる代替ETFおよび代替指数が入手できないと判断した場合に限り、決定事務代行会社 は、その裁量で、()誠実に、当該特別事由が発生した日またはそれ以前の日現在、当該 最終価格の誠実な見積りを決定し、当該バスケット構成要素に関するかかる最終価格の誠実 な見積りを(経時的な変更なく)関連するETFエフィシェンテ指数の指数値のその後の算出に 際して、直後の再調整日まで使用し、(y)かかるバスケット構成要素をその代替として対 象現金銘柄と置換し、ならびに(z)かかる代替を説明するために、変数、算出方法、評価 条件または関連するETFエフィシェンテ指数に関連するその他の規則に、適切とみなす調整を 誠実に行う。(疑義を避けるため付言すると、かかる合計割合の一部は、交換されたバス ケット構成要素に対する割合制限の対象であって、対象現金銘柄に対する割合制限の対象で はないため、かかるバスケット構成要素と対象現金銘柄の交換の結果、対象現金銘柄の合計 割合は、対象現金銘柄に対する割合制限を上回ることができる。)ただし、対象現金銘柄に つき、決定事務代行会社は、その裁量で、かかる代替ETFおよびかかる代替指数が入手できな いと判断した場合、決定事務代行会社は、その裁量で、対象現金銘柄の公表価格に代わり、

決定事務代行会社がかかる特別事由が発生する以前に最後に有効だった対象現金銘柄のための算出式および算出方法に従い決定したその後の指数営業日現在の対象現金銘柄の価格を用いて対象現金銘柄の価格を算出するが、かかる特別事由の直前に対象現金銘柄を構成している銘柄の種類(さらに期限または満期のある銘柄の場合、対象現金銘柄に認められる算出式および算出方法に従い期日の到来するポジションをロールさせる銘柄)を使用している場合に限る。疑義を避けるため付言すると、決定事務代行会社が、その裁量で、かかる行為が直ちに特別事由をもたらすと判断する場合、決定事務代行会社は、特定の代替ETFまたは代替指数を選択してはならない。疑義を避けるため付言すると、代替の従前のパフォーマンスは今後のパフォーマンス観察期間の特定ポートフォリオの見極めに用いられる。

バスケット構成要素に関する「特別事由」とは、以下を意味する。

- (1)指数であるあらゆるバスケット構成要素(疑義を避けるため付言すると、対象現金銘柄を含む。)に関して、バスケット構成要素スポンサーが当該指数の算出式もしくは算出方法の重大な変更、またはその他の方法による当該指数の重大な変更(かかる算出式または所定の状況における当該指数保持の方法に規定される変更を除く。)を行う場合、
- (2)対象ETF構成要素であるあらゆるバスケット構成要素に関して、ETFの関連する参照指数のスポンサーが、ETFの関連する参照指数の算出式もしくは算出方法の重大な変更、またはその他の方法による当該ETFの関連する参照指数の重大な変更(かかる算出式または所定の状況における当該ETFの関連する参照指数保持の方法に規定される変更を除く。)を行う場合、
- (3)対象ETF構成要素であるあらゆるバスケット構成要素に関して、バスケット構成要素スポンサーが、参照商品を、またはETFの参照指数を、決定事務代行会社がETFの交換された参照指数の算出に使用されていたのと同一またはほぼ同様の算出式および算出方法を用いていないと判断する継承指数と交換する場合、
- (4)バスケット構成要素に関して、バスケット構成要素スポンサーが恒久的にバスケット構成要素を取消し、継承構成要素が存在せず、関連するバスケット構成要素に関して、バスケット構成要素の価格または純資産価額がバスケット構成要素スポンサーにより算出および公表されず、決定事務代行会社が認める継承スポンサーによっても算出および公表されない場合、
- (5)指数であるあらゆるバスケット構成要素に関して、関連するスポンサーが連続する5取引日 の間、当該指数の最終価格を算出および公表できない場合、
- (6)対象ETF構成要素が当該対象ETF構成要素の関連する取引所で上場廃止、解散または他の方法で終了する場合、
- (7) ある対象ETF構成要素につきロックイン事由が発生した場合、
- (8)バスケット構成要素に関し、随時、決定事務代行会社の非関連会社により決定事務代行会社 (またはその関連会社)に対して付与された関連するETFエフィシェンテ指数を目的とした当 該バスケット構成要素の使用権が終了するか、または決定事務代行会社による関連するETFエ フィシェンテ指数を目的としたバスケット構成要素使用権が決定事務代行会社の非関連会社 によりその他の方法で異議を唱えられるか、侵害または(いかなる理由であれ)停止される 場合、または
- (9)法律の変更が発生(および/または継続)した場合。

「ロックイン事由」は、1または複数の以下の事由が発生し、決定事務代行会社がその単独の裁量により、当該事由またはその組合せが重大であると判断した場合に生じる。(ただし、疑義を避けるため付言すると、決定事務代行会社は以下のいずれの事由も発生しているかどうかを積極的に監視する義務はない。)

- (a)対象ETF構成要素の募集書類に対し、決定事務代行会社が市場参加者が対象ETF構成要素の持分を取引する能力に重大な悪影響があると合理的に判断するような変更、修正、または改訂がある場合、
- (b) 本ロックイン事由の定義の(c) 項に規定の場合を除き、対象ETF構成要素の日々の平均取引額が5,000万ドルを下回った場合、
- (c)前記表1の対象ETF構成要素の8番目(EMB)もしくは10番目(GSG)またはかかる対象ETF構成要素の継承もしくは代替銘柄の日々の平均取引額が750万ドルを下回った場合、
- (d)対象ETF構成要素の時価総額が5億ドルを下回った場合、
- (e)対象ETF構成要素の純資産価額が関連するバスケット構成要素スポンサーによりかかる対象 ETF構成要素について連続する5取引日の間、算出されないか、公表されない場合、
- (f) いずれかの対象ETF構成要素の参照指数の関連するスポンサーが連続する5取引日の間、当該 指数の終値を算出および公表できない場合、または
- (g)いずれかの対象ETF構成要素の関連するスポンサーが、連続する5取引日の間、かかる対象 ETF構成要素の持分の設定もしくは買戻しを停止するか、またはかかる設定もしくは買戻しを 無期限で停止することを公表する場合。

「法律の変更」は以下のいずれかを理由として生じる。

- (a)適用法、規則または規定(あらゆる税法を含むがこれらに限られない。)の採択または変更、
- (b)管轄法域である裁判所、法廷または当局による適用法、規則、規制または命令(米国商品先物取引委員会または取引所もしくは取引機関が実施するものを含むが、これに限られない。)の解釈の制定または変更、決定事務代行会社が誠実に()ブローカーまたは金融機関であるあらゆる市場参加者が(個別にまたは連帯で)バスケット構成要素またはバスケット構成要素もしくは対象ETF構成要素の参照指数の一部を参照する取引を保有、取得または処分(すべてまたは一部)するための法律、規則、規制または命令に反しているか、または(y)バスケット構成要素、バスケット構成要素を参照する取引、またはバスケット構成要素もしくは対象ETF構成要素のいずれかの参照指数の一部のポジションの保有が、当該バスケット構成要素、バスケット構成要素を参照する取引またはバスケット構成要素もしくは対象ETF構成要素の参照指数の一部に関連する法律、規則または規制に基づき、ブローカーまたは金融機関であるあらゆる市場参加者に(個別にまたは連帯して)適用されるポジション(いずれの場合も、取引所またはその他の取引機関(関連する取引所を含むがこれらに限られない。)で取引されるものを含む。)の許容額を上回る(または最終的にその処分または終了がなければ上回ったであろう)と判断した場合。

希薄化防止調整

各対象ETF構成要素(または関連する継承もしくは代替ETF)に関して決定事務代行会社は、(a)株式分割または株式併合が実施済である対象ETF構成要素の持分がその対象となっている場合、および(b)ある対象ETF構成要素が(i)すべてまたはほぼすべての当該対象ETF構成要素持分の保有者に対して比例して付与されるかかる対象ETF構成要素の追加持分の発行、または()かかる対象ETF構成要素の会社定款の規定が発動されて、かかる対象ETF構成要素の持分の分配対象となる場合(ただし、かかる配当または分配が実施済で、かかる対象ETF構成要素の持分が配当落ちで取引されている場合)に限り、かかる対象ETF構成要素の終値の希薄化防止調整を行う。

決定事務代行会社は、かかる希薄化防止調整および関連する判断および計算につき、単独で責任を有するものとし、これに関する判断および計算は、明らかな過誤がない限り、最終的なものである。

F.限定償還請求権および申し立て制限:

本債券の唯一の債務者は本債券発行体である。このため本債券の投資者は、本債券発行体のみから本 債券の支払いを要求することができる。本債券発行体は、本債券に関連して本債券発行体が購入および 締結した日本国債および本債券スワップ取引以外の資産または関連するデリバティブおよびその他の契 約から、本債券に関連する支払い義務を履行することができない。これらから生じる純手取金が、本債 券の条項および条件における限定償還請求権の規定の運用がなければ支払い義務が生じる、本債券によ り本債券発行体が負う担保付き債務の全支払いを履行するために不十分な場合、当該担保付き債務(本 債券の投資者に対する債務を含む。)に関する本債券発行体の義務は、当該純手取金に限定される。不 足分は、本債券の条項および条件に規定される優先順位(逆の順序で適用される。)に従い、本債券の 投資者、本債券スワップ相手方当事者および本債券に関する他の担保権者によって負担される。本債券 の投資者は、すべての場合ではないにせよ多くの場合において、他の担保権者の請求権が本債券の投資 者の請求権より上位にあることを認識するべきである。さらに、本債券の投資者またはそのために行為 する者は、さらなる金額を回収するために、本債券発行体、またはその役員、株主、メンバー、コーポ レート・サービス・プロバイダーもしくは取締役に対し一段の措置を講ずる権利を有さず、かかるさら なる金額に関する債務または負債について、本債券発行体に支払い義務または負担義務はないものとす る。特に、本債券の投資者またはそのために行為する者は、本債券発行体またはその資産に関連するい ずれかの裁判管轄において、債務超過、債務管理、破産、清算、審査制度、またはその他の類似する手 続き(裁判所による手続きか否かを問わない。)を随時、開始するか、これらの開始または導入に他の 者と協働することはできず、また、本債券発行体が発行または締結する他のシリーズ債券もしくはその 他の債務に帰属する資産および/または財産に関して生じる請求権を有しないものとする。本債券の投 資者は、本債券発行体が限定償還請求権および申し立て制限の対象とならない請求権またはその他の債 務(本債券に関するものか否かを問わない。)に服することがある点を認識するべきである。

本債券は、他の主体によって保証されまたは他の主体によって責任を負われることはない。特に本債券は、(いずれかの資格において行為する)J.P.モルガン・セキュリティーズ・ピーエルシー、本債券受託会社または本債券発行体の代理人もしくはこれらの関係会社への持分を表象するものではなく、またそれらの債務とはならず、またはそれらによって担保もしくは保証されない。

G. 決定事務代行会社

J.P. モルガン・セキュリティーズ・ピーエルシーが決定事務代行会社を務め、本債券に関係するETFエフィシェンテ指数、本債券および本債券スワップ取引に関し、一定の計算および決定を行う責任を負う。

投資方針を実施するための金融商品および戦略

サブ・ファンドは、以下に掲げるものを含むが、これらに限定されない金融商品および戦略を用いる ことによって、投資目的の達成を追求することができる。

- 1. あらゆる種類の証券および投資。これには、政府、州もしくは地域(もしくは、その代理人、機関、団体もしくは部門)、会社、信託、パートナーシップもしくは個人を含む者または事業体が発行する株式、ストック、債券、受益証券、持分、債務証書、ディベンチャー・ストック、ワラント、証書、手形、ノート、転換社債、ローン・ストック、または譲渡性預金証書を含むが、これらに限定されない。
- 2.マネーマーケット商品
- 3.投資証券、受益証券およびパートナーシップ持分を含むあらゆる種類の集団投資事業および投資 ヴィークルに対する投資。これには、不動産に投資することのある集団投資事業および投資ヴィー クルを含むがこれらに限定されない。

4.取引所もしくは店頭での取引および/または清算の如何を問わず、投資またはヘッジ目的で現物または現金決済される金融デリバティブ商品(オプション、先物、スワップ、金利先渡契約を含むがこれらに限定されない。)。

サブ・ファンドは、主に店頭金融デリバティブ商品、すなわち本件スワップ取引に対する投資を通じて投資目的の達成を目指すことができる。

(i) 本件スワップ取引

本件スワップ取引は、サブ・ファンドまたはクラスに代わり投資運用会社とスワップ相手方当事者 が締結する店頭スワップ取引である。スワップ相手方当事者は、各本件スワップ取引の条件に従い、 関連するサブ・ファンドまたはクラスの勘定で、関連する本件スワップ取引の期間中、関連する参照 資産のパフォーマンスに連動した金額を本トラストに対して支払う。したがって、本件スワップ取引を締結することにより、サブ・ファンドが関連する参照資産に直接投資することは予定されていない。

本件スワップ取引は、投資運用会社の裁量により、フル・ファンデッド・スワップまたはアンファンデッド・スワップとして締結することができる。

- ・ フル・ファンデッド・スワップは、サブ・ファンドが取引開始時に1回限りの支払を行い、関連 するスワップ相手方当事者から裏付資産のファンデッド・パフォーマンスに連動した1回限りま たは複数回の支払を受領する店頭金融デリバティブ商品(スワップとして記録される。)であ る。
- ・ アンファンデッド・スワップは、サブ・ファンドが定期的に支払を行い、関連するスワップ相手 方当事者から裏付資産のパフォーマンスに連動した1回限りまたは複数回の支払を受領する店頭 金融デリバティブ商品(スワップとして記録される。)である。

本件スワップ取引に基づき、スワップ相手方当事者がサブ・ファンドに支払を行うが、当該支払は、サブ・ファンドの投資家に関連する参照資産のパフォーマンスに対するエクスポージャー(マイナスの場合もある。)を提供するために計算が行われる。

各本件スワップ取引の条件に基づき、サブ・ファンドは、当該本件スワップ取引の期間中に受領したサブ・ファンドに関する買戻請求に応じるために必要な場合、当該本件スワップ取引の一部を清算することができる。当該買戻請求に応じるための関連する本件スワップ取引の一部清算の結果として、または当該本件スワップ取引のロール・フォワードの結果として、サブ・ファンドに追加費用が発生する可能性がある。当該追加費用は、サブ・ファンドが負担するが、サブ・ファンドに関して定められている場合は、買戻しを行う受益者に対して、賦課金および手数料、または希薄化防止賦課金が徴求される場合がある。

通常、各本件スワップ取引には期限があり、そのため随時ロール・オーバーが行われる。各本件スワップ取引は、関連するサブ・ファンドの存続期間中に複数の期間に関して締結されることが予想されており、当該期間が経過した時点で、取引費用の水準が異なる可能性を除いて同等の条件の新たな本件スワップ取引に置き換えられる可能性がある。

サブ・ファンドがアンファンデッド・ベースで本件スワップ取引を締結するべきであると投資運用会社が判断した場合、サブ・ファンドが本件スワップ取引に基づく債務を履行するために、スワップ相手方当事者に対して支払われる収入の流れを確保するために資金調達投資を取得する。

サブ・ファンドが投資する本件スワップ取引がフル・ファンデッド・ベースであるかアンファンデッドベースであるかにかかわらず、サブ・ファンドは、資金調達投資を通じて投資家のリターン向上を目指すことは期待されておらず、むしろ資金調達投資を通じて達成したリターンを参照資産のパフォーマンスのリターンと引き替えにスワップ相手方当事者と交換する。投資運用会社は、各サブ・ファンドの投資方針が参照資産に対するエクスポージャーのみを提供することを目指すが、当該資金調達投資によって追加リターンが生じる場合がある。

()資金調達投資

本トラストがサブ・ファンドに代わり、アンファンデッド・ベースの本件スワップ取引を締結する場合、当該サブ・ファンドは資金調達投資のポートフォリオに投資することができ、当該資金調達投資により生じたリターンを用いて、スワップ相手方当事者に対して定期的な支払を行う。それと引き替えに、当該サブ・ファンドは、スワップ相手方当事者から、本件スワップ取引のパフォーマンスに連動した支払を受ける。

サブ・ファンドの投資の構成により、当該サブ・ファンドの存続期間中に受領した買戻請求に応じるために必要な場合、当該サブ・ファンドは、当該投資の一部を売却することができる。当該買戻請求に応じるために当該投資の一部を清算した結果、当該サブ・ファンドに追加費用が発生する可能性がある。さらに、当該サブ・ファンドは、当該サブ・ファンドの存続期間中に受領した申込みに応じるために当該投資の一部を増加させた結果、または当該投資のロール・フォワードを行った結果、追加費用が発生する可能性もある。当該追加費用は、当該サブ・ファンドが負担する。

5.レポ/リバース・レポ取引および証券の貸付け

サブ・ファンドは、効率的なポートフォリオ管理を目的としてレポ取引またはリバース・レポ取引を締結することができる(以下「レポ契約」という。)。当該取引に基づき、サブ・ファンドは、売却時に相互に合意した日付および価格で証券の買戻しに合意する関連機関から証券を購入する。売戻価格は、購入価格に合意済みの市場金利を加算した金額を反映する。またサブ・ファンドは、リバース・レポ取引も締結することができる。当該取引に基づき、サブ・ファンドは証券を売却し、売却時に相互に合意した日付および価格で当該証券を買い戻すことに合意する。レポ契約の相手方当事者は、最低でもA-2またはこれと同等の信用格付けを有するか、または本トラストによりA-2またはこれと同等のインプライド・レーティングを有するとみなされなければならない。関連するサブ・ファンドが、A-2またはこれと同等の格付けを有し、維持している事業体により、相手方当事者の不履行の結果として被る損失について補償または保証される場合には、無格付けの相手方当事者も許容される。サブ・ファンドは、効率的なポートフォリオ管理のみを目的として、通常の市場慣行に従い、保有する証券をブローカー、ディーラーおよびその他の金融機関に貸し付けることができる。

管理会社は、いつでも株券貸借取引を終了し、貸し付けた証券の一部または全部の返還を要求する権利を有する。当該契約には、当該通知が行われた場合、借り手が5営業日以内または通常の市場慣行によるその他の期間内に当該証券の再引渡しを行う義務を負うことを定めなければならない。

サブ・ファンドがリバース・レポ取引を締結する場合、サブ・ファンドは、発生主義または時価評価 主義のいずれかに基づき、いつでも現金全額の回収を行い、またはリバース・レポ取引を終了する権利 を有する。当該現金が時価評価主義でいつでも回収可能な場合、当該リバース・レポ取引の時価評価額 を関連するサブ・ファンドの純資産価額の計算に使用する。

サブ・ファンドがレポ取引を締結する場合、サブ・ファンドは、いつでも取引対象の証券を回収し、 または当該レポ取引を終了する権利を有する。

7日間を超えない期間の定めのあるレポ契約は、関連するサブ・ファンドによりいつでも当該資産の 回収が可能な条件に基づく取引とみなされる。

レポ契約、株券借入れまたは株券貸付けは、借入れまたは貸付けを構成しない。

当該株券貸借取引の対象証券に対して支払われる利息または配当は、関連するサブ・ファンドの利益となる。

投資家は、スワップ取引のような店頭金融デリバティブ商品の利用に関連するリスクについての情報 を得るため、後記「3 投資リスク(1)リスク要因 リスク要因」を参照すべきである。

投資戦略

各サブ・ファンドの資産は、以下に概要を記載する投資制限に従って投資される。

管理会社は、特定の法域において一般大衆に対する受益証券の販売を容易にするために、無制限に追加の投資制限を採用することができる。さらに、上記の投資制限は、現在受益証券の募集が行われてい

る法域における適用法および規則の変更に従い、受託会社により随時変更されることがある。ただし、 サブ・ファンドの資産は常に英文目論見書に従い投資される。サブ・ファンドに適用される投資制限の 追加または変更が行われる場合、当該変更前に受益者が保有する受益証券を買い戻すことができるよう に合理的な通知期間が与えられる。管理会社は、受益証券が上場されている、または上場が予定されて いる証券取引所の要件に従う場合を除き、当該投資制限の変更を行わない。

ポートフォリオ投資手法

サブ・ファンドは、以下に記載する条件および制限に従い、サブ・ファンドの資産の効率的なポートフォリオ管理のための投資手法および投資商品(以下「ポートフォリオ投資手法」という。)を採用することがある。

ポートフォリオ投資手法に関する一般規定

譲渡可能な有価証券または金融市場商品に関連し、かつ効率的なポートフォリオ管理のために利用する手法および商品(直接投資目的で使用しない金融デリバティブ商品を含む。)は、以下のすべての基準を満たす手法および商品をいうものと理解される。

- (a)費用対効果の高い方法で換金できるという点で経済的に適切であること。
- (b)以下の具体的な1つ以上の目的のために締結されていること。
 - (i)リスクの軽減
 - ()費用の削減
 - () サブ・ファンドのリスク・プロファイルおよび英文目論見書に定めるリスク分散規則に合致 した適切なリスク・レベルで、サブ・ファンドに追加の資本または利益をもたらすこと。
- (c) 当該リスクが、管理会社のリスク管理手続により十分に把握されていること。
- (d)サブ・ファンドの宣言された投資目的を変更し、またはサブ・ファンドの販売書類に記載された 一般的リスク方針と比べて大幅なリスクの追加を招く可能性がないこと。

ポートフォリオ投資手法の利用は、本トラストの最善の利益に適うものであるが、個々の手法により、カウンターパーティ・リスクおよび潜在的な利益相反が増加する可能性もある。予定されているポートフォリオ投資手法およびサブ・ファンドによるその利用に関して管理会社が採用した方針の詳細は以下に記載されている。関連するリスクの詳細は、後記「3 投資リスク (1)リスク要因リスク要因」に記載されている。

ポートフォリオ投資手法により生じる収益はすべて、直接的および間接的なオペレーション・コスト を差し引いた後で、関連するサブ・ファンドに返還される。

管理会社は常に、ポートフォリオ投資手法の条件(現金担保の投資を含む。)が本トラストの買戻債務の履行能力に影響を与えないよう努める。

金融デリバティブ商品の利用

サブ・ファンドが、投資方針の一環として、または効率的なポートフォリオ管理を目的として金融デリバティブ商品への投資を予定する場合、英文目論見書または場合により関連する英文目論見書補遺に、当該サブ・ファンドに関して、(a)当該方針への注意を促す記述、(b)投資目的または効率的なポートフォリオ管理目的のどちらで金融デリバティブ商品を利用するかの確認、(c)投資が予定されている金融デリバティブ商品の種類、および(d)当該取引が関連するサブ・ファンドのリスク・プロファイルに及ぼすことが予想される影響に関する説明が記載される。主に金融デリバティブ商品への投資を予定するサブ・ファンドに関しては、英文目論見書または場合により関連する英文目論見書補遺において、当該影響が目立つように記載される。

金融デリバティブ商品への投資によりサブ・ファンドにレバレッジが生じる場合があるが、当該レバレッジは、後記「(5)投資制限」に定める制限を超えることはない。当該制限が確実に遵守されるよう、金融デリバティブ商品に関する相手方当事者に対するサブ・ファンドのエクスポージャーに担保が設定されることがある。

店頭金融デリバティブ商品の相手方当事者(関連機関を除く。)は、公認の格付け機関から最低でもA2またはこれと同等の信用格付けを取得しているか、または投資運用会社によりA2のインプライド・レーティングを有するとみなされる。あるいは、サブ・ファンドが、A2の格付けを有し、維持している事業体により、スワップ相手方当事者の不履行の結果として被る損失について補償される場合には、無格付けの相手方当事者も許容される。

サブ・ファンドが金融デリバティブ商品を利用する限度において、当該サブ・ファンドの純資産価額のボラティリティが上昇するリスクが生じる可能性がある。

店頭金融デリバティブ商品の担保差入れ

サブ・ファンドがカウンターパーティ・リスクのエクスポージャーに関する要件に違反しないように、管理会社は、受託会社がサブ・ファンドに代わり保有する本件担保によってカウンターパーティ・リスクが軽減されるよう、サブ・ファンドの店頭金融デリバティブ商品の相手方当事者に対して、サブ・ファンドのエクスポージャーに担保を付すよう要求する。

相手方当事者は、担保をサブ・ファンドに移転する必要があり、本件担保は受託会社またはその委託先により分別口座に保管される。担保は日々値洗いされ、相手方当事者に債務不履行が生じた場合、サブ・ファンドは、当該相手方当事者に遡及することなく、関連する担保を利用することができる。

当該担保は相手方当事者のリスクで保有される。管理会社は、当該担保が許容される分類に常に該当し、レポ契約および証券貸付けに関して上述された要件に従い分散されるよう、当該担保を監視する。

投資家は、相手方当事者のサブ・ファンドに対するエクスポージャーに関する担保の差入れに伴い 費用(市場の状況により変化する場合がある。)が発生する可能性があり、当該費用をサブ・ファン ドが負担することに留意すべきである。

許容される担保の種類

サブ・ファンドは、レポ契約および株券貸借取引に関して以下の種類の担保を受領する。

- (a) 現金
- (b) 政府証券またはその他の公的機関の証券
- (c) 関連機関が発行した譲渡性預金証書
- (d)発行または発行体にA1または同等の格付けが付与されている場合における関連機関または非銀 行発行体が発行する債券/コマーシャル・ペーパー
- (e)関連機関が発行する残存期間が3か月以下の無条件かつ取消不能な信用状
- (f) EEA(欧州経済領域)、スイス、カナダ、日本、米国、ジャージー島、ガーンジー島、マン島、 オーストラリアまたはニュージーランドの証券取引所で取引されるエクイティ証券、および
- (g)投資運用会社が随時適切とみなすその他の種類の担保

担保の再投資

担保として受領した現金は、以下に定める方法以外で投資または使用してはならない。

- (a)預金、または関連機関が発行した譲渡性預金証書への投資
- (b)格付けの高い国債への投資
- (c)リバース・レポ契約のために使用。ただし、健全性監督に服する信用機関との取引に限り、関連するサブ・ファンドがいつでも、発生主義で現金全額を回収することができる場合に限る。
- (d)欧州マネー・マーケット・ファンドの共通定義に関する欧州証券監督局のガイドライン(レファレンス: CESR/10-049)に定義する短期マネー・マーケット・ファンドへの投資

再投資される現金担保は、非現金担保に適用される分散化要件に従い分散される。投資された現金 担保は、相手方当事者もしくは関連する事業体に預け入れ、または相手方当事者もしくは関連する事 業体が発行する証券へ投資してはならない。

受領した非現金担保の売却、質権設定または再投資はできない。

J.P. モルガン・マンサール・マネジメント・リミテッド(E30829)

有価証券報告書(外国投資信託受益証券)

ヘアカット方針

管理会社は、担保として受領した各種の資産に関し、ヘアカット方針を導入している。当該方針は、該当する資産クラスの特性を考慮しており、これには、担保の発行体の信用度、担保の価格変動性、およびストレス・テストの方針に従い行われるストレス・テストの結果が含まれる。ヘアカット方針に照らして調整される担保の価値は、常に関連するカウンターパーティ・エクスポージャーの価値と同等、またはそれを上回らなければならない。

(2)【投資対象】

前記「(1)投資方針」をご参照されたい。

(3)【運用体制】

管理会社は、本トラストのオルタナティブ投資ファンド運用者(以下「AIFM」という。)および投資運用者として行為し、本トラストの資産の日々の投資運用を行い、本トラストに関するリスク管理機能を担い、本トラストに関連するサポート業務を提供する責任を負う。また管理会社は、英国におけるオルタナティブ投資ファンド運用者指令(指令2011/61/EU)(その後の改正を含む。)(以下「AIFMD」という。)の遵守について責任を負う。

(4)【分配方針】

管理会社は、現時点では、受益証券について配当金その他の分配を行う意向はなく、その代わりに、 収益および利益の全額を再投資する。したがって、受益証券への投資は、財務計画上の目的から短期の リターンを追求する投資家には適していない可能性がある。

(5)【投資制限】

本サブ・ファンドの資産は、前記「(2)投資方針」および日本証券業協会の外国証券の取引に関する規則第16条の要件を充足するため、以下に概要を記載する投資制限に従って投資される。

本サブ・ファンドのために空売りされる有価証券の時価総額は、いかなる場合においても、本サブ・ファンドの純資産総額を超えないものとする。

本サブ・ファンドは、デリバティブ取引等(金融商品取引法第2条第20項に規定するデリバティブ取引等(新株予約権証券、外国新株予約権証券、新投資口予約権証券、外国新投資口予約権証券または同法第2条第1項第19号に規定するオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引、選択権付債券売買および商品投資等取引(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条第10号に規定するものをいう。)を含み、日本証券業協会の外国証券の取引に関する規則に定められた選別基準(以下「選別基準」という。)(随時改訂または修正されることがある。)に規定するものをいう。以下同じ。)の残高に係るリスクに相当する額として、あらかじめ管理会社が日本証券業協会および投資信託協会の定める規則に従い定めた合理的な方法により算出した額が、本サブ・ファンドの純資産総額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引等を行わないものとする。

本サブ・ファンドは、信用リスク(本サブ・ファンドが保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得るリスクをいう。)を適正に管理する方法としてあらかじめ管理会社が日本証券業協会および投資信託協会の定める規則に従い定めた合理的な方法に反することとなる取引を行わないものとする。換言すれば、本サブ・ファンドは下記要件を満たさない場合は本債券に投資しない。

- (i)本債券発行体の資産がその固有資産または本債券発行体が他の目的のために保有するその他の資産から分別されていること
- ()本債券発行体は倒産隔離されたビークルであり、すなわち、本債券の裏付け資産は本債券の支払 いのみに充当され、本債券発行体が倒産した場合でも他の支払いに充当されることはないことが 確保されていること
- ()本債券発行体が下記を行わないこと
 - (a)単一の発行体の株式または受益証券の価額(以下「株式等エクスポージャー」という。) が、純資産価額の10%を超える場合(かかる株式等エクスポージャーは、日本証券業協会の ガイドラインに従って計算される。)、当該会社の株式または当該投資信託の受益証券を保 有すること

- (b) デリバティブのポジションからある単一のカウンターパーティーに対して生じるネット・エクスポージャー(以下「デリバティブ等エクスポージャー」という。)が、純資産価額の10%を超える場合(かかるデリバティブ等エクスポージャーは、日本証券業協会のガイドラインに従って計算される。)、単一のカウンターパーティーに対してデリバティブのポジションを保有すること(注:当該取引に担保または証拠金が差し入れられている場合には当該担保または証拠金の評価額を差し引くことができる。)
- (c)単一の法主体によって発行され、組成され、または、引き受けられる有価証券、金銭債権および匿名組合出資持分(以下これらを「債券等エクスポージャー」という。)の価額が純資産価額の10%を超える場合(かかる債券等エクスポージャーは、日本証券業協会のガイドラインに従って計算される。)、(a)有価証券(上記(i)に記載される株式または受益証券を除く。)(b)金銭債権(上記()に記載されるデリバティブを除く。)および(c)匿名組合出資持分を保有すること(注:担保付の取引の場合には当該担保の評価額、当該発行者等に対する債務がある場合には当該債務額を差し引くことができる。)
- (d)単一の発行体またはカウンターパーティーに対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーが合計で純資産価額の20%を超える場合、単一の発行体もしくはカウンターパーティーにおいて、または、単一の発行体もしくはカウンターパーティーに対してポジションを保有すること

本サブ・ファンドは、いかなる種類の株式への投資または出資も行わないものとする。

本サブ・ファンドは、いかなる場合においても、私募株式、非上場株式または不動産等、流動性に欠ける資産に対して本サブ・ファンドの純資産総額の15%を超えて投資を行わないものとする。ただし、選別基準に要求されるとおり、価格の透明性を確保する方法が取られている場合はこの限りでない。上記の比率の計算は、当該資産の買付時点基準または時価基準のいずれかで行うものとする。

管理会社が、管理会社または当該投資信託証券の受益者以外の第三者の利益をはかる目的で行う取引等、受益者の保護に欠け、または投資信託財産の運用の適正を害する取引は禁止するものとする。

借入れおよびレバレッジ

本サブ・ファンドは、本サブ・ファンドの純資産総額の10%を超える金銭の借入れを行わないものとする。ただし、合併等の特別緊急事態により一時的にこの10%を超える場合はこの限りではない。

英文目論見書において、レバレッジは、関連するサブ・ファンドのエクスポージャーを増加させる方法として定義されており、現金もしくは有価証券(信用枠を含む。)の借入れによるか、金融デリバティブ商品に組み込まれたレバレッジによるか、レポ取引の利用によるか、または証券貸借その他の方法によるかを問わない。レバレッジは管理会社が頻繁に監視するものとし、管理会社および/またはその代理人が本トラストに代わり採用する上限水準を超えないものとする。本トラストのレバレッジ水準の上限の決定に使用する方法は、総額方式(AIFMD委任規則第7条に定義する。)およびコミットメント方式(AIFMD委任規則第8条に定義する。)である。受益者は、英国の金融行為監督機構(以下「FCA」という。)が、管理会社が採用することができるレバレッジ水準に制限を課し、または本トラストに関する管理会社の管理に対してその他の制限を課すことがある点に留意すべきである。これにかかわらず、受益者は、総額方式に基づき算出されるレバレッジ水準は、必ずしも本トラストのリスク・プロファイル全体を合理的に示しているわけではないことに留意すべきである。

3【投資リスク】

(1)リスク要因

リスク要因

受益証券の購入には、平均的なものを超えるリスクが伴うことがある。管理会社は、以下の要因によって、本トラストが本サブ・ファンドに関する義務を充足するための能力に影響が及ぶ可能性があり、および/または受益証券に付随する市場リスクの評価目的において重大であると考えている。これらの要因はすべて、実際に起きる可能性および起こらない可能性の両方を内包する偶発的なものであり、管理会社は、当該偶発性の発生の可能性について何らの見解も明示していない。以下に議論される、受益証券の取得または保有に係るリスクに関する要因は網羅的ではなく、かつ、管理会社の現在認知するところでないまたは現時点において管理会社が重要でないと考えている追加リスクおよび不確実性が本トラストもしくは受益証券の業務運営または財務状況に重大な影響を及ぼし得る可能性もある。

英文目論見書補遺の関連部分には、本サブ・ファンドに関する追加のリスク要因が記載されることがあり、また、本サブ・ファンドに関して義務づけられる修正(該当する場合)が施された、以下に議論される一定のリスク要因が記載されることもある。投資予定者は、英文目論見書に記載される本トラストおよび受益証券に関する詳細な情報も閲読し、投資決定を行う前に自身の見解に至るべきである。

何人も、受益証券への投資の性質と自己の潜在的損失に対するエクスポージャーの範囲を理解している場合を除き、受益証券の取引を行うべきではない。各投資予定者は、自己の状況および財務状態に照らして、受益証券が自己に適したものであるかどうかを慎重に検討すべきである。投資予定者は、受益証券が投資対象として当該投資予定者に適しているかどうかの判断を補助する自己の法務、税務、会計、財務およびその他の専門アドバイザーに相談すべきである。投資予定者は、本サブ・ファンドへの投資が随時その他の例外的なリスクにさらされる可能性があることを認識すべきである。

投資家は、本サブ・ファンドが主に本債券への投資によりその投資目的の達成を目指していること に留意する必要がある。

本サブ・ファンド固有のリスク

リターンに対するリスク

すべての投資家は、本書に記載される自己の受益証券の価値が本債券のパフォーマンスに依拠する ことを認識しておく必要がある。

したがって、受益証券は、投資家が本債券がどのように機能するかを読了し理解し、本債券のパフォーマンスによって投資家の受益証券がどのようなパフォーマンスとなるかを十分に理解している場合にのみ、当該投資家に適しているとみなされるべきである。本債券がその投資目的を達成しない場合は、受益者がその受益権の償還時に受け取る金額が同人の初期投資額を下回る可能性がある。

運用歴の欠如

本サブ・ファンドは、2016年に設立された。本サブ・ファンドがその投資目的を達成するという保証はない。管理会社の過去の実績は、本サブ・ファンドへの投資の将来の成果を示唆するものと解釈してはならない。

市場リスク

本サブ・ファンドは、豪ドル建ての本債券に投資を行う。

本債券の価格は、日本国債および豪ドル / 日本円の為替スワップや本債券参照指数のパフォーマンスから、為替リスクを被ることがある。

ETFエフィシェンテ指数は、株式、米国債、投資適格債券、ハイイールド債、エマージング・マーケットおよびコモディティを参照するETFから構成されるため、株式、債券およびコモディティの各市場の変動の影響を受ける。

ETFエフィシェンテ指数

ETFエフィシェンテ指数は、事前に設定された方法に則って実施され、またリバランスが行われる。管理会社はETFエフィシェンテ指数の実施について何らの裁量も有していない。ただし、決定事務代行会社であるJ.P.モルガン・セキュリティーズ・ピーエルシーは、一定の混乱事由が発生したかどうか、またいかなる行動を起こすべきかについて、判断することができる。これにより指数のレベルへの影響が生じる場合があり、したがって、本サブ・ファンドの潜在的なリターンにも影響する可能性がある。混乱事由に関するさらなる情報については、前記「2 投資方針(1)投資方針 本債券 E.ETF構成要素 ETFエフィシェンテ指数の詳細」を参照のこと。

事前に決定された方法を適用することでETFエフィシェンテ指数と連動した投資に関連するリスクに対応できる保証はない。そのため、バスケット構成要素の市場での動きの予想を試みない定型的な投資判断となる場合がある

本債券参照指数が成果を収めるという保証はなく、市場環境によっては、本債券参照指数のリターンはマイナスになる。

早期終了/取引停止リスク

取引所または市場が閉鎖し、もしくは特定の証券の取引を停止し、または特定の証券もしくは金融商品を売買する能力が制限される場合があり、それによって、本サブ・ファンドが特定の証券または金融商品を売買することができなくなることがある。そのような状況では、本債券の取引またはリバランスが行えない可能性があり、また、本サブ・ファンドは、その投資の価格を正確に設定することができず、かつ/または多額の取引損失を被る可能性がある。

想定エクスポージャー

本債券は、誰かが権利を有しまたは誰かが所有者利益を有している資産のポートフォリオが実際には存在していないため、「想定」ベースで構築されている。本債券参照指数および豪ドル/日本円為替スワップのパフォーマンスに対する投資機会を提供しており、本債券は、日本国債の価値とともに本債券の計算を行う際の基準点として用いられる。ただし、本債券受託会社は、裏付け資産である日本国債および本債券スワップ取引により生じる本債券スワップ相手方当事者に対する本債券発行体の権利について担保権を有し、とりわけ本サブ・ファンドのためにかかる担保権を保有する。

信用リスク/カウンターパーティー・リスク

本債券参照指数および豪ドル/日本円の為替スワップへのエクスポージャーを有するため、本債券への投資は、本債券発行体、日本国債の発行体および本債券スワップ相手方当事者に関する信用リスクが関わる場合がある。本債券スワップ取引の要項に基づき、本債券スワップ相手方当事者と本債券発行体との間で担保の交換が行われることがあり、カウンターパーティー・リスクをある程度軽減している。ただし、本債券スワップ相手方当事者が債務不履行または支払不能に陥った場合、本サブ・ファンドに悪影響をもたらし、その結果、本サブ・ファンドが投資目的を達成できない可能性がある。

本債券発行体および日本国債の発行体が債務不履行に陥った場合、本サブ・ファンドは悪影響を被 り、投資目的を達成できない可能性がある。

本債券に格付けは付与されておらず、将来格付けが付与される予定もない。

決定事務代行会社の決定

本債券の条項では、一定の計算および決定を決定事務代行会社が行うことが必要とされている。本債券に関するこれらの計算および決定は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・ピーエルシーが決定事務代行会社として誠実に、かつ、商業的に合理的な方法で行う。

金利リスク

本債券は、日本国債および豪ドル/日本円為替スワップへの投資を通じて、金利リスクにさらされる。金利の変動により、純資産価額が大きく変動し、場合によっては純資産価額の減少を引き起こす可能性がある。

為替リスク

本サブ・ファンドおよび本債券は豪ドル建てである。ただし、本債券が投資する資産、すなわち日本円建ての日本国債およびエクスポージャーを有する資産、すなわち米ドル建てのETFエフィシェンテ指数は、豪ドル以外の通貨建てである。本債券は、本債券スワップ取引により為替変動リスクのヘッジを目指すが、リスクは残る。投資者は、豪ドルと日本円および豪ドルと米ドルの為替レートの変動から生じる損失を被るリスクを念頭に置く必要がある。純資産価額は、不利に働く為替変動により悪影響を受ける可能性がある。

さらに、受益者が日本円から転換して豪ドル投資を行う場合、本サブ・ファンドが豪ドル建てで元本を確保したとしても、満期日において日本円建ての投資元本を取り戻すことができない可能性がある。投資通貨と豪ドルとの為替リスクは、すべて受益者に帰属する。

レバレッジ・リスク

本サブ・ファンドは、本債券スワップ取引および日本国債への投資の組み合わせを通してレバレッジされた本債券に投資する。

本債券の構成要素の価値がわずかでも変化すれば、本債券の価値や本サブ・ファンドの純資産価額 にその変化とは不釣り合いな大きさの損害が生じる可能性があり、本サブ・ファンドのボラティリティが高まる。

投資者は、本債券参照指数の想定エクスポージャーが本債券の元本金額の60%(設定日の市場状況により50%から70%となる)と予想されている一方で、60%より大幅に低くなることがあることにも留意する必要がある。 なお、本債券参照指数の設定当初のエクスポージャーは68.76%で開始した。

本サブ・ファンドの存続期間中、本債券参照指数のエクスポージャーは、本債券の純資産価額の0%から100%の間で変動する。投資者は、本債券参照指数のパフォーマンスが不調の場合、本債券参照指数のエクスポージャーが0%になる可能性があることに留意する必要がある。

分配

管理会社は、現時点では、受益証券について配当金その他の分配を行う意向はなく、その代わりに、収益および利益の全額を再投資する。したがって、受益証券への投資は、財務計画上の目的から 短期のリターンを追求する投資家には適していない可能性がある。

流動性

受益者は、満期日を除く評価日に受益証券の買戻しを行うことができる。本サブ・ファンドの買戻時には、決定事務代行会社としての資格においてJ.P.モルガン・セキュリティーズ・ピーエルシーが決定する公正価格により、本債券の一部が償還される。

本債券は、額面金額以下で償還される場合があり、償還金額は市場動向により大きく変動し、(本債券スワップ相手方当事者の債務不履行などの)状況によっては額面金額より大幅に減額した金額となることがある。本債券は無対価で償還される可能性もある。その結果、本サブ・ファンドは損失を被り、投資目的が達成できなくなることがある。

さらに、本サブ・ファンドは、本債券(またはその一部)の参照資産の流動性の欠如をはじめとした様々な理由から本債券のキャパシティ制限に服する可能性がある。本サブ・ファンドが本債券を売却することができない場合、本サブ・ファンドが損失を被る可能性がある。

他の集団投資スキームへのエクスポージャー

ETFエフィシェンテ指数の構成要素には、集団投資スキームであるETFが含まれる。よって、本サブ・ファンドおよびその投資家は、本債券の投資を通じ、その裏付けとなるETFに関しても、指数レベルに包摂される報酬、費用および経費の一部を間接的に負担することになる。これには、管理、投資運用および事務管理に関する報酬ならびにその他の経費が含まれる。

本債券に関するリスク

一般的リスク

- (i)本債券の主な信用リスクは、日本国債の発行体および本債券スワップ相手方当事者の信用リスクである。
- ()本債券は額面割れで償還される可能性があり、また償還金額は市場環境により大きく変動することがあり、一定の状況下で(例えば、本債券スワップ相手方当事者の債務不履行による場合)額面を大きく下回る価格となる可能性が高い。本債券は無対価で償還される場合がある。
- ()本債券スワップ取引および日本国債に関して本債券発行体が受領する金額が、(i)利息金額、()償還金額ならびに/または早期償還金額、および()本債券に関連して発生するその他の金額の全額の支払いに不足する場合、本債券受託会社および本債券に関する本債券発行体の代理人の請求権は、本債券の投資者の、本債券に関する元利金の支払い請求権に優先する。
- ()本債券は限定的市場についてのみ存在する場合があり、その結果、本債券の取引量が少ないか 無くなることにより、本債券の流動性や価格変動性を欠くことになる場合がある。
- (∨)本債券の条項に基づき予定される金額は、本債券発行体の信用リスクを伴う。
- ()本債券は、本債券発行体により発行または締結されるその他の債務証書に付与される格付けと同様の格付けから恩恵を受けないことがある。
- ()いかなる者も、本書にその内容が記載された英文目論見書補遺または、本債券の発行または販売に関連して提供されるその他の情報に記載がないか、またはこれらと一致しない内容の情報を提供することまたはその表明を行う権限はない。かかる情報提供または表明が行われた場合、本債券発行体、(ディーラーとしての資格における)J.P.モルガン・セキュリティーズ・ピーエルシー、または決定事務代行会社もしくはそれらの関連会社によって認められたものとして当該情報または表明に依拠してはならない。
- ()豪ドル/日本円通貨スワップは、本債券発行体が日本国債により受領する日本円および(本債券の支払い通貨である)豪ドルに関する外国為替ヘッジを本債券発行体に提供する。一定の状況(本債券スワップ相手方当事者が債務不履行、または債務超過状態にある場合を含む。)において、豪ドル/日本円通貨スワップは、かかる外国為替ヘッジの提供を停止し、本サブ・ファンドは本債券の投資者として、かかる状況下で、本債券への投資日以降、日本円/豪ドル間の為替相場の変動にさらされることになる。

本債券の早期償還:

- (i)本債券が本債券満期日まで残存する予定である一方、本債券は、以下を含む一定の事由によ
 - り、本債券満期日前に償還される場合がある。
 - a . 本債券発行体の債務不履行または債務超過
 - b.本債券、日本国債および/または本債券スワップ取引に関する規制事由(以下に定義される。)の発生
 - c.日本国債および/または日本政府の他の債務に関する債務不履行もしくはその他の事由の 発生
 - d . 法律の変更
 - e . ETFエフィシェンテ指数の重大な変更および / またはETFエフィシェンテ指数の取消
 - f . 本債券スワップ相手方当事者の債務不履行または債務超過および / または
 - g.本債券スワップ取引の終了

これに伴い、本サブ・ファンドによる本債券への投資は、予定される本債券満期日前に償還することがある。

- ()本債券が早期償還される場合、本債券は、公正な市場価格(本債券における本債券発行体の代理人である決定事務代行会社により決定される。)で償還される予定である。本債券の公正な市場価格が、いずれかの時点で、本債券への投資額の100%を下回り、および/または本債券(日本国債および本債券スワップ取引における本債券発行体の権利を含む。)の担保に供された本債券発行体の資産の価額が、本債券の公正な市場価格全額の支払いに不十分となることがあり、このため本債券の投資者である本サブ・ファンドが多大な損失を被る可能性がある。
- ()本債券満期日または本債券の早期償還が行われるいずれかの日(本債券スワップ取引が終了および/または本債券スワップ相手方当事者の債務不履行または債務超過の場合を含む限定的状況を除く。)に本債券の償還により支払われるべき金額は、本債券スワップ相手方当事者により拠出されるものとする。しかしながら、本債券スワップ取引が終了し、および/または本債券スワップ相手方当事者が債務不履行または債務超過の場合に本債券が早期償還する場合に、本債券の償還により支払われる金額は、日本国債の換金額に本債券スワップ取引により決定される解約金額を加算または差し引いた額から主に拠出されるものとする。このような場合、本債券の投資者は、日本国債の評価、日本円・豪ドルの為替相場および本債券スワップ相手方当事者の信用度に影響され、従って、かかる投資者は、本債券の投資について、重大、潜在的、または完全に損失を被ることがある。

支払障害事由に関する事項:

豪ドルまたは日本円の転換または受け渡しおよび/または豪ドルまたは日本円に関連する裁判管轄における支払い義務をヘッジする能力に影響する資本統制の賦課(または予定される賦課)または規制上の変更に関連して、一定の混乱事由が発生する場合、本債券に基づく利息、償還金または早期償還金(該当する場合。)の支払いは、延期されることがあり、かかる混乱事由が一定の期間継続する場合、かかる金額は対応する額の米ドルでの支払いで代替される場合があり、かかる延期に関して追加利息金は支払われないものとする。

本債券に関する元本確保に関する事項:

本債券の目的は、本債券が本債券満期日に償還する場合における本債券への投資の元本確保の提供であるが、本債券の投資者は、払戻金の出所となる予定の本債券発行体の資産(日本国債および本債券スワップ取引)が債務不履行となるか、他の理由により本債券発行体に本債券の元本の返済に十分な資金を提供できないことのリスクを負う。さらに、本債券の元本確保の特性は、本債券の償還時における元本の払戻しの提供のみを予定していることである。本債券の早期償還時に、投資者は、投資金額を大幅に下回る金額を受領することがある。本債券の投資者は、期間中、本債券の当初投資額を

超える返還を受けない。本債券について随時取得し得る売却価格は、投資者が当該債券を当初取得した際の価額を大幅に下回ることがある。

決定事務代行会社に関する事項:

- (i)本債券に関して決定事務代行会社により行われるすべての計算および決定は、(関連する決定が行われる時点における明白な誤りの場合を除き)最終的であり、かつ、本債券発行体、本債券受託会社、代理人契約に基づき任命される代理人および本債券の投資者を拘束する。
- ()決定事務代行会社は、本債券の早期償還を生じさせる事由が発生した場合、誠実かつ商業的に 合理的な方法で決定するものとする。かかる事由の発生に伴い支払われる金額は、本債券の元 本額を下回ることがあり、ゼロとなる場合さえある。
- ()決定事務代行会社は、受託者として行為するものではなく、本債券おける義務および/または 責任について、何者に対しても受託義務を負わないものとする。さらに、本債券発行体、決定 事務代行会社および(決定事務代行会社、本債券スワップ相手方当事者およびブローカーとし ての資格を含むがこれらに限定されることなく、本債券に関するすべての資格において行為す る。)その関係会社の各々は、本債券に関し、投資者に対して、受託者義務、最善の執行に関 連する義務またはその他の契約外義務を負わない。

ETFエフィシェンテ指数に関するリスク:

- (i)本債券のパフォーマンスは、ETFエフィシェンテ指数のパフォーマンスと緊密に関連する。従って、ETFエフィシェンテ指数のパフォーマンスは、ETFエフィシェンテ指数が参照する様々な資産クラスに関連するシステム上のリスクを伴う。これらの資産クラスは以下を含む。
 - (a)株式
 - (b)新興市場
 - (c) 社債およびソブリン債
 - (d) コモディティーおよび貴金属ならびに
 - (e)不動産投資

ETFエフィシェンテ指数の正確な公正要素の詳細な情報については、前記表1を参照のこと。 ETFエフィシェンテ指数の仕組みに関する詳細な情報については、前記「2 投資方針(1)投資方針 本債券 E.ETF構成要素 ETFエフィシェンテ指数の詳細」をご参照されたい。

- ()株式への投資は、特に、一般的な市場、産業および経済リスクを含むリスクに対するエクスポージャーを伴う。これらのリスク要因は株式投資の価値の減少をもたらすことがある。
- ()債券への投資は、金利リスクおよび信用リスクに対するエクスポージャーを伴う。さらにハイイールド債券は、高格付証券と比較してより大きなボラティリティ、債務不履行リスク、または元利金の損失リスクにさらされることがある。
- ()新興市場への投資は、新興市場への投資に伴うリスクの重大性を充分に認識し、かつ熟知している投資判断能力のある投資家にのみ適合する。新興市場資産に連動する投資のリターンは、システム上ならびにその他のリスク、および、とりわけ下記を含む特記事項を伴う。
 - (a)主要なコモディティー輸出価格の下落
 - (b) インフレ、高金利、為替管理、賃金および物価抑制
 - (c)現地通貨の切り下げ、下落または変動
 - (d)関連ある新興市場における主要取引相手の経済活動の低下
 - (e) 外国所有に関する法制度および規制の変更およびその他の制限的政府措置
 - (f)資産の収用、国有化または押収
 - (g)新興市場資産に関して新興市場諸国においてまたは新興市場諸国および債務者に関して公表された情報が、時として、著しく不正確であることが明らかになったこと

- (h)新興市場における預金またはその他の資産を構成する担保の現金化に、現地法に基づき生じる制限または遅延が伴うことがあること。
- (∨)コモディティーおよび貴金属に関連する投資のリターンは、流動性リスク、高度な市場変動を 含むリスクおよび特記事項により影響を受け、景気の変化(リセッションなど)は、コモディ ティーまたは貴金属の需要に悪影響を与える可能性があり、物価の下落を招く可能性がある。

非銀行預金性:

本債券への投資は、ジャージーまたはその他の裁判管轄において銀行預金の性質を有するものでは なく、預金保護制度の範囲外である。

保管会社および副保管会社 / 預託機関および決済システム・リスク:

日本国債は、日本の副保管会社を通じて、保管会社であるザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・エスエイ・エヌヴィー、ロンドン支店の口座に、同社の名義で保有される。

本債券発行体が本債券に関する義務を履行する能力は、本債券発行体の、本債券の保管契約に基づく保管会社からの支払いの受領に依拠する。このため、投資者は日本国債の信用度のみならず、かかる債券の保管契約に基づく義務履行に関する保管会社の信用度にも左右される。

決済システムのある保管会社の口座に保有される日本国債に関し過払いがあり、その後関連する決済システムを通してかかる過払いが払い戻される場合、保管会社は、本債券に関する支払いの相応額の回収を求めるか、かかる払戻金を回収するため本債券に関して支払われるべき金額を保持することがある。

本債券に関連して、本債券発行体が保管会社に預託する現金および保管会社が本債券発行体口座のために受領する現金は、受託者としてではなく、バンカーとしての保管会社によって保有され、銀行預金となる。従って、かかる現金は、顧客の現金として保有せず、保管会社の資産に対する無担保請求権のみを表象する。

保管契約に基づき本債券発行体は、保管会社に対し、保管会社の口座または副保管会社および関連 する証券預託機関の口座に日本国債を保有する権限を付与する。

このため、保管会社は本債券の保管契約に基づく本債券発行体に対する義務を履行するため、かかる副保管会社、証券預託機関、口座維持会社または決済システムからの支払いの受領に(全面的に、または一部において)依拠する。その結果、本債券の投資者は、日本国債の信用度および本債券の保管契約に基づく保管会社の義務履行に関する保管会社の信用度のみならず、日本国債を保有する、正当に任命された副保管会社、証券預託機関またはその他の口座維持会社または決済システムの信用度にも左右される。

契約条項に従い、かかる副保管会社、証券預託機関、口座維持会社または決済システムは、これらの報酬および/または費用に関連して、これらが保有する日本国債について先取特権または相殺権を有することがある。いかなる理由にせよ、保管会社がかかる報酬および/または費用を支払わない場合、関連する副保管会社、証券預託機関、口座維持会社または決済システムは、かかる先取特権または相殺権を行使することがあり、その結果、本債券発行体は日本国債に関して本債券発行体に対して発生する支払い額を受領できなくなり、本債券発行体が本債券に関する義務を履行する能力に悪影響を及ぼすことがある。

このため、本債券発行体が本債券に関する義務を履行する能力は、本債券の保管契約に基づく本債券発行体による保管会社からの支払いの受領に依拠するのみならず、副保管会社、証券預託機関、口座維持会社または決済システムが保有する日本国債に関して先取特権または相殺権を行使しないことにも依拠している。その結果、本債券の投資者は、日本国債の信用度のみならず、支払い時期が到来した時点における、かかる副保管会社、証券預託機関、口座維持会社または決済システムの報酬または費用の支払いにおける保管会社の信用度にも依拠している。

上記に関連して、本債券発行体は日本国債に関して日本法上の担保契約を締結し、これに基づき、本債券発行体は本債券に関して本債券受託会社のために日本国債に対し担保を設定する。この目的の一部は、保管会社および副保管会社、証券預託機関、口座維持会社または決済システムに対する本債券発行体のクレジット・エクスポージャーを制限することである。しかしながら、かかる日本法上の担保契約が執行されること、および/またはかかるクレジット・エクスポージャーのリスクを排除されることの保証はない。かかる日本法上の担保契約が執行され、本債券受託会社が本債券のために日本国債を換金できない場合であっても、かかる執行過程には相当期間かかることがあり、このため、本債券の投資者は、保管会社、副保管会社、証券預託機関、口座維持会社または決済システムの債務不履行または債務超過により本債券に基づく支払いの受領において多大な遅延を被ることがある。

主支払事務代行会社に関するリスク:

本債券の条項および条件に従う本債券における投資者に対する支払いは、本債券発行体の代理人であるザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・エスエイ・エヌヴィー、ロンドン支店(以下「主支払事務代行会社」という。)によって行われる。本債券に関する代理人契約に基づき、本債券発行体は、本債券に関するかかる支払いの期限が到来する各日またはその前に、本債券に基づき発生するかかる金額を主支払事務代行会社に送金する。

主支払事務代行会社が本債券に関する投資者への支払いための資金を保有している間に破産宣告される場合、かかる投資者は、主支払事務代行会社から本債券に関する投資者に対し支払われる金額の全部(または一部)を受領できないことがある。本債券発行体は、かかる未払い金について、なおかかる投資者に対し責任を有するが、本債券発行体がかかる支払い(またはその一部)を行うには充分な資産を保有せず、かかる投資者は、かかる投資者に支払われるべき金額の全部または一部を受領しないことがある。その結果、本債券の投資者は、日本国債の信用度のみならず、本債券保有者への支払いを行う本債券の代理人契約に基づく主支払事務代行会社の義務の履行に関する主支払事務代行会社の信用度にも左右される。

ジャージー課税リスク要因

ジャージーおよび米国間の政府間協定

本債券発行体が、本債券発行体によって発行される本債券の直接的および間接的米国保有者の身元 およびその他の情報を、米国内国歳入庁(以下「IRS」という。)への中継送信のため関連するジャージー当局に対し年次ベースで報告する要件に従わない限り、FATCAに基づき、30%の源泉徴収税が米国からの収入の支払いおよび米国からの収入を生じさせる可能性がある財産の売却による手取金の支払いに課されることがある。必要な情報を本債券発行体に対し提供しない債券の保有者は、直接的または間接的に米国からの当該支払いのその取り分について30%の源泉徴収税が課せられることがあり、本債券発行体は、当該保有者が保有する債券を償還しなければならない場合がある。

2013年12月13日、ジャージーおよび米国の間でFATCAに関する政府間協定が締結され、当該協定はジャージーにおいて2014年6月18日付で2014年税規則(実施)(国際税務コンプライアンス)(米国)(ジャージー)により法制化された。

ジャージーおよび英国間の政府間協定

2013年10月22日に、ジャージーおよび英国は、税務における自動的情報交換に関する政府間協定に調印し、当該協定はジャージーにおいて2014年6月18日付で2014年税規則(実施)(国際税務コンプライアンス)(英国)(ジャージー)により法制化された。当該政府間協定は、ジャージー政府によるFATCAのための米国との政府間協定同様に、英国居住者に関する税務情報の交換に関する既存の取り決めを強化することを意図する一連の施策の一部である。当該政府間協定の条項に従い、本債券発行体は、英国内のHMRCへの中継送信のため関連するジャージー当局に対し、本債券の英国居住保有者および同保有者による本債券の保有に関する情報を年次ベースで提供しなければならない。当該政府間

協定は、2015年度の報告期間以降は廃止となり、共通報告基準に基づく報告制度に置換えられている。

税務コンプライアンス向上のためのその他の国際協定

経済協力開発機構(以下「OECD」という。)は、世界的規模の情報交換の実施に向けて積極的に取り組んでおり、多国間の情報交換のための国際共通報告基準を公表した。当該基準に基づき、現在、多くの政府が多国間協定に調印している。ジャージーを含むそうした政府の一団は、共通の実施日程をの実行を約束し、2015年末までに開設された口座に関して最初の情報交換を2017年に実施することとしており、さらに、数か国が2018年までにこの新たな国際基準の導入を約束している。共通報告基準は、ジャージーにおいて2016年1月1日に発効した税規則(実施)(国際税務コンプライアンス)(共通報告基準)(ジャージー)により導入された。本債券発行体は、今後の進展に伴い、上記の情報交換要件の遵守が必要となる可能性がある。投資者は、当該要件に基づく情報の提供を依頼された場合、これに応じる義務がある。

税源浸食と利益移転

税に関する法令、その他の規則もしくは慣例、または本債券発行体、その資産および投資に関係するそれらの解釈が、本債券発行体の存続期間中に変更される可能性がある。特に、課税のレベルおよび基準の両方が変更となる可能性がある。また、特に、現在策定中の国際的な税源浸食と利益移転(以下「BEPS」という。)プロジェクトが、本債券発行体の課税上の取扱に重大な影響を及ぼす可能性がある。さらに、本債券発行体、その資産および本社債の保有者に対する税に関する規則および慣例について、いずれかの税務当局や裁判所による解釈や適用が、想定と異なる可能性がある。これらは、本債券発行体により発行される債券の保有者の収益に重大な影響をもたらす可能性がある。

規制上の変更による混乱

本債券は規制事由の発生により混乱または終了することがあり、この場合J.P.モルガン・セキュリティーズ・ピーエルシーは、かかる事由の発生後、かかる事実を本債券発行体に速やかに書面により通知することに合意する。

この目的のため、「規制事由」とは、関連法に従いJ.P.モルガンの単独の裁量により決定される以下のものをいう。

A)未決済取引が、

- .中央決済機関(以下「CCP」という。)により決済されなければならず、かかる要件が取引日 現在に適用されなかったこと、または
- . J.P. モルガンおよび / または本債券発行体がCCPを通して決済されない結果、未決済取引によりリスク緩和規定に従うこととなり、かかるリスク緩和規定は取引日時点で適用されておらず、() J.P. モルガンまたは本債券発行体に、(関連する場合、J.P. モルガンまたは本債券発行体により妥当と証明される)取引日現在一般的であった資本費用(もしあれば)を上回る増額資本費用を課すこと、および / または(y)取引日の取引について検討された資本費用(もしあれば)に加えて、取引について、J.P. モルガンおよび / または本債券発行体が担保またはいずれかの形式の当初マージンもしくは変額マージンを他方に提供することを含むがこれに限られないこと、または、
- . その結果、J.P.モルガンまたは本債券発行体が、取引日現在適用されなかった決済義務またはリスク緩和規定に従わなかったことにより、いずれかの管理もしくは規制上の罰則または制裁を受けるか、これを受けるであろうこと、または
- ・その結果、取引が本債券発行体以外の法主体を通じて維持することを要するか、または要するであろうこと、または
- . その結果、J.P. モルガンまたは本債券発行体が、金融取引税または他の類似する税を課税されること。または

- B)J.P.モルガンまたは本債券発行体が、未決済取引に基づく義務の履行能力が重大かつ不利益に制限されているか、制限されるであろうこと(かかる決定は、J.P.モルガンの単独の裁量により行われる。)、または
- C) J.P. モルガンもしくは本債券発行体またはそれらの関連会社、取締役、役員または従業員が、本債券および / または本債券スワップ取引への関与(全部または一部における)により、当会社に関連してAIFMD(以下に定義される。)の目的上AIFMまたはオルタナティブ投資ファンド("AIF")となること。

「関連法」とは、

- (A)ドッド・フランク・ウォールストリート改革及び消費者保護法(以下「ドッド・フランク法」という。)(または他の法域における類似する規制)およびこれらに関連する法律、規則または規制、ならびにこれらに関連するテクニカル・ガイドラインおよび規制上のテクニカル基準、追加的な規則、手続きについての公的指針または公的規制の実施もしくは採用、
- (B)欧州評議会ならびにOTCデリバティブ、中央決済機関および取引情報蓄積機関委員会の規則 (以下「EMIR」という。)、およびこれに関連する法律、規則または規制、およびこれに 関連するテクニカル・ガイドラインおよび規制上のテクニカル基準、追加的な規則、手続 きについての公的指針または公的規制の実施もしくは採用、
- (C) オルタナティブ・インベストメント・ファンド管理会社に関する2011年6月8日付け欧州 評議会および議会の通達2011/61/EU、およびEU加盟国における施行規則ならびに、これに 関連するテクニカル・ガイドラインおよび規制上のテクニカル基準、追加的な規則、手続 きについての公的指針または公的規制(総称して「AIFMD」という。)、
- (D)取引日後の適用ある法令(本目的上、適用ある法令とは、当規定の(A)、(B)または (C)項の法律に類似、関連するか、もしくは同種の法律をいう。)または金融取引税も しくは他の類似する税金を課す法令の実施もしくは採用、またはこれらの変更、および/ または
- (E)上記(A)乃至(D)に記載される法律、指針、規則、基準、規制またはガイドラインの変更または、管轄権を有する裁判所、法廷または規制当局による取引日後における適用ある法令の発布または解釈の変更の結果、または裁判管轄を有する裁判所、法廷もしくは規制当局または、これらに関連する公的資格において行為するかかる裁判所、法廷または規制当局の当局者または代表者による、公的もしくは私的声明、またはこれらによる措置もしくは対応の結果による同法律、指針、規則、基準、規制またはガイドラインの変更。

かかる追加終了事由が発生する場合、J.P.モルガンはすべての未決済取引に関して早期償還日を指定する権限を有するものとする。

ETFエフィシェンテ指数に関するリスク

以下に記載するリスク要素の一覧は、ETFエフィシェンテ指数に関係するすべてのリスクを完全に列挙または説明することを意図したものではない。

(a)独自のかつルールベースの取引指数

ETFエフィシェンテ指数は、事前に定められたルールに基づき、想定的かつルールベースの独自の取引戦略に従う。したがって、ETFエフィシェンテ指数のパフォーマンスに連動した金融商品の投資予定者は、ETFエフィシェンテ指数の本規則に記載されたこれらのルールが自己の状況および投資目的に照らして適切であるかどうかを判断する必要がある。

ETFエフィシェンテ指数が依拠する投資戦略が良好な成果を収める、またはかかるETFエフィシェンテ指数がパスケット構成要素に関して採用されうる代替的戦略より優れた成績をあげる、という保証はない。

(b) 想定エクスポージャー

ETFエフィシェンテ指数は、想定資産および債務で構成されている。バスケット構成要素へのエクスポージャーは、純粋に想定的なものであり、決定事務代行会社により、またはその代理人により維持される記録の上でのみ存在する。そのため、ETFエフィシェンテ指数のパフォーマンスに連動した金融商品の投資家は、ETFエフィシェンテ指数を構成する参照資産に対しては、何らの請求権も有しない。投資戦略として、資産の想定ダイナミック・バスケットが現金投資を上回るエクセス・リターンを追跡するものであり、よって、ポートフォリオのうちJPモルガン・キャッシュ・インデックスに配分される分は、再投資されない。

(c)市場リスク

ETFエフィシェンテ指数のパフォーマンスは、13のバスケット構成要素(ETF構成要素12銘柄およびキャッシュ構成要素)のパフォーマンスに依拠している。そのため、そのリターンがETFエフィシェンテ指数に連動する金融商品の投資家は、自身の投資がバスケット構成要素のパフォーマンスに左右される可能性があることを認識しておく必要がある。

(d)モーメンタム投資戦略

ETFエフィシェンテ指数は、一般的にモーメンタム投資戦略と呼ばれる戦略を用いて構築されている。モーメンタム投資戦略は、通常、資産価格の上昇を利用するものである。バスケット構成要素の清算値が下降傾向にあるときでも、ETFエフィシェンテ指数は、継続して、13のバスケット構成要素(ETF構成要素12銘柄およびキャッシュ構成要素)で構成される。ETFエフィシェンテ指数がすべてのバスケット構成要素について「ロングのみ」で構成されることから、当該バスケット構成要素が関連するパフォーマンス観測期間中、本規則に従って決定されたパフォーマンスが負の値を示したとしても、各バスケット構成要素の比重は、いずれの再調整日においても負の値とならない。

さらに、ETFエフィシェンテ指数と連動する証券またはその他の投資商品もしくは取引への投資によって得る結果は、バスケット構成要素へ投資することによって理論上得ることができる結果とは大きく異なる場合がある。このような差は、指数レベルから報酬が控除されることをはじめとした複数の理由から生じるものである。

(e)特別事由

あるバスケット構成要素について、一定の特別事由が発生した場合、当該バスケット構成要素 は、代替的なバスケット構成要素と置き換えられる場合がある。

(f)決定事務代行会社の裁量

ETFエフィシェンテ指数の本規則において、決定事務代行会社に対して随時一定の決定および計算を行うための裁量が与られている。計算および決定を行う際にかかる裁量を行使することによって、ETFエフィシェンテ指数のパフォーマンスに悪影響が生じる場合もある。

前述の一般性を損なうことなく、決定事務代行会社は、市場混乱事由が発生した際、指数レベルの計算に関する裁量を有する。

(g)潜在的利益相反

ETFエフィシェンテ指数の構造および仕組みに関して、また、J.P.モルガンまたはその関係会社もしくは子会社またはそれぞれの取締役、役員、従業員、代表者、代理人もしくは代理業者の通常の業務活動において、潜在的利益相反が存在する可能性がある。さらなる情報は下記の免責条項の項に記載されている。

受益証券の購入に関する潜在的な投資損失および適性の潜在的欠如に関する「本質的なリスク」

受益証券の購入者は、当初投資金額を下回る返金を受けることがある。

受益証券の購入者は、以下の1つ以上の事由の発生により、自らの受益証券への全投資額について 損失を出すことがある。

- (a) 本トラストもしくは本サブ・ファンドが、破産手続またはその他自らの義務の充足能力を損な う事由の対象となる場合。
- (b) 受益証券と連動する参照資産のパフォーマンスによる受益証券の価額の減少。
- (c)購入者による、予定満期(もしあれば)前に行われる、関連する受益証券の売却の要求。
- (d) スワップ相手方当事者の債務不履行および本件担保の提供または本件担保自体に関する取決めの不履行。

関連する受益証券が1つ以上の参照資産のパフォーマンスと連動するにもかかわらず、当該受益証券の投資家は、参照資産に関する何らの権利も有さず、かつ、受けないものとし、また、自身に参照資産を引き渡すよう要求する権利も有しないものとする。本トラストは、参照資産の保有を義務づけられない。

受益証券が、すべての投資家の投資に適したものではないことがある。

受益証券の各購入予定者は、投資家自らが置かれている状況に鑑み、当該投資の適性を判断しなければならない。特に、各購入予定者は、

- (a)本書にその内容が記載された英文目論見書もしくは該当する英文目論見書補遺の参照をもって 記載または組み込まれる情報を利用して、(必要に応じて、投資家自らの法律顧問、税務顧 問、ファイナンシャル・アドバイザーまたはその他の専門的な顧問に相談の上)受益証券への 投資および本サブ・ファンドへの投資に係る利点とリスクを評価する十分な知識および経験を 有しているべきであり、
- (b)投資家の特定の財務状況に関連して、受益証券への投資および受益証券が投資家の全般的な投資ポートフォリオに及ぼす影響を評価するための適切な分析ツールへのアクセスおよび知識を有しているべきであり、
- (c) 受益証券への投資に係るすべてのリスク(決済通貨が当該投資家の主な金融活動の主要通貨と 異なる場合を含む。)を負うための十分な財源および流動性を有しているべきであり、
- (d) 受益証券の条件を(必要に応じて、投資家自らの法律顧問、税務顧問、ファイナンシャル・アドバイザーまたはその他の専門的な顧問に相談の上)十分に理解しており、かつ、関連する金融市場に精通しているべきであり、
- (e) 1つ以上の参照資産のパフォーマンスと連動する受益証券およびその他の該当する金融デリバティブ商品に関して、当該参照資産ならびにその他の該当する金融デリバティブ商品の性質ならびにそのパフォーマンスが受益証券のペイアウトおよび価値に与える影響を、(必要に応じて、投資家自らの法律顧問、税務顧問、ファイナンシャル・アドバイザーまたはその他の専門的な顧問に相談の上)十分に理解しているべきであり、また、
- (f)(単独で、または法律顧問、税務顧問、ファイナンシャル・アドバイザーおよび/もしくはその他の専門的な顧問の助力を仰いで、)経済、利率ならびに投資およびその他投資家が該当リスクに耐え得る能力に影響を与える可能性のあるその他の要因に関する予想シナリオを評価することが可能であるべきである。

購入予定者が、(単独で、または法律顧問、税務顧問、ファイナンシャル・アドバイザーもしくはその他の専門的な顧問をもって、)変動する状況の下での受益証券のパフォーマンス、その結果生じる受益証券の価値への影響および購入予定者の全般的な投資ポートフォリオに及ぶ影響を評価する専門性を有しない限り、購入予定者は受益証券への投資を行うべきではない。

本トラスト、管理会社、受託会社または投資運用会社のいずれも、受益証券購入予定者に対し、当該受益証券に関する利点、パフォーマンスもしくは適切性に関する(直接または間接的な)保証を現在に至るまで行っておらず、または将来的にも行わない。

投資予定者は、受益証券への投資には明確かつ多大なリスクが内在するにもかかわらず、独自の調査および自らが適当とみなす専門家の助言に基づき、受益証券への投資が、(i)自己の(または受

託者の資格において受益証券に投資する場合は受益者の)財務ニーズ、目的および状況に完全に一致するものであること、()(本人としてまたは受託者の資格において受益証券に投資するかにかかわらず)自己に適用されるすべての投資方針、投資ガイドラインおよび投資制限を遵守しており、完全に一致するものであること、および、()自己(または受託者の資格において受益証券に投資する場合は受益者)にとって適当、適切かつ妥当な投資であることを判断しなければならない。

本トラスト、管理会社、受託会社または投資運用会社のいずれも、投資予定者による受益証券への 投資の合法性および投資予定者に適用される法律、規制または政策・方針の遵守について責任を負わ ない。投資予定者は、当該事項に関する判断を下す際に、本トラスト、管理会社、受託会社または投 資運用会社に依拠することができない。投資運用会社は、本トラスト、本サブ・ファンドもしくは受 益証券に関する助言、情報または信用分析の提供元ではない。特に、英文目論見書および英文目論見 書補遺のいずれも、投資助言を構成するものではない。

全受益証券に共通するリスク要因

受益証券の買戻時に支払われるおよび/または提供可能な市場価値ならびに金額は、様々な要因による悪影響を受けることがあり、受益者が満期(もしあれば)前に受益証券を売却することのできる価格が当該受益証券の発行日時点の市場価値から大幅に値引きされることがある。受益者は、買戻時に、受益証券の全投資額の一部または全部について損失を被ることがある。

(a) 受益証券の市場価値ならびに/または受益証券の買戻時に支払われるおよび/もしくは提供可能な金額は、裏付参照資産のパフォーマンスに依拠する。

受益証券は、関連する参照資産の景気に連動する投資であり、購入予定者は、自らが行う当該 受益証券への投資のリターンがかかる参照資産のパフォーマンスに依拠する旨留意すべきであ る。購入予定者は、関連する参照資産のパフォーマンスがペイアウトおよび受益証券の価額に 及ぼす影響((i)自らの全投資対象につき損失を出す可能性、()潜在的利益の制限およ び()参照資産へのエクスポージャーに組み込まれるまたはその他内在するレバレッジの影響を含む。)を完全に理解することができない場合は、受益証券の購入を控えるべきである。

受益証券に関して支払われるおよび/または提供可能な金額は関連する参照資産のパフォーマンスと連動することから、受益証券の購入者は、通常、関連する参照資産の価額の予想変動の方向、時期および規模に関する正確な予測を立てなければならない。ただし、一定の正確性をもって当該予測を立てることは不可能であり、受益証券の購入予定者は、関連する参照資産の過去のパフォーマンスを同参照資産の将来のパフォーマンスに関する信頼性ある指標として捉えてはならない旨留意しなければならない。

関連する参照資産への直接投資とは対照的に、受益証券は、関連する参照資産のパフォーマンスを参照して決定される支払いおよび/または金額の交付を受領する権利を表章するものである。購入予定者は、かかる参照資産と連動する受益証券の市場価値が、当該参照資産による影響を(正の方向または負の方向に)受ける一方で、変動が当該参照資産の価額の変動と同等ではないまたは直接的には比例しない旨にも留意すべきである。

(b) 受益証券の市場価値は極めて変動的である。

参照資産の価格、パフォーマンスおよび/または投資リターンは、時間の経過と共に突然のおよび大幅な予測不能の変動の対象となることがあり、かかる変動の程度は「ボラティリティ」として知られる。参照資産のボラティリティは、政府による措置を含む国内外の金融、政治、軍事もしくは経済上の事由(ただし、これらに限られない。)または関連する市場の参加者の活動による影響を受けることがある。当該事由または活動は、受益証券の価額に悪影響を及ぼす可能性がある。

(c) 受益証券の市場価値および受益証券に関して支払われるまたは提供可能な金額は、本サブ・ファンドのレバレッジ適用による影響を受けることがある。

受益証券に関して支払われるおよび/または提供可能な金額を決定する際に使用される公式が 乗数またはレバレッジ要素を含むものである場合、受益証券の価額の変動割合が、参照資産の 正および/または負のパフォーマンスよりも大きくなる。本サブ・ファンドのレバレッジは、 前記「2 投資方針(5)投資制限」に定められる借入制限内に当該レバレッジを抑えるよう確 保することを目的として測定されるが、当該乗数またはレバレッジ要素にさらされる受益証券 は、参照資産の価額の損失に対応して大幅な損失リスクを伴うことから、より投機的およびリ スクの高い形の投資となることがある。

(d) 受益証券の買戻時に支払われるおよび / または提供可能な金額は、購入価格を下回ることがある。

元本確保型ではない受益証券の投資家は、参照資産の価額が予想される方向に反する動きをした場合に自らの全投資額について損失を出すリスクを負うことがある。

投資運用会社は、本サブ・ファンドの投資運用に関し、様々な潜在的利益相反の対象となり、これにより受益証券に悪影響が及ぶ可能性がある。

後記「利益相反」の項をご参照されたい。

参照資産への投資に付随する市場リスクの完全なるヘッジとして受益証券を利用することは不可能 であることがある。

参照資産への投資に付随する市場リスクのヘッジ目的で受益証券を購入する意向を有する購入予定者は、ヘッジを用いた受益証券の利用の複雑性を認識すべきである。例えば、受益証券の価額は、参照資産の価額と完全に合致しないことがある。受益証券の需給の変動があることから、受益証券の価額が参照資産の価額の変動と合致するという保証はない。これらの理由により、とりわけ、参照資産の価額の計算に用いられる価格で受益証券を購入または換金することができないことがある。

参照資産に連動する受益証券の保有者に対する規制上およびその他の影響が存在することがある。

参照資産に連動する一定の受益証券に係る一定の投資家による所有に付随する規制上およびその他の影響が存在することがある。受益証券の各購入者は(必要に応じて、購入者自らの法律顧問、税務顧問、ファイナンシャル・アドバイザーまたはその他の専門的な顧問に相談の上)、受益証券の購入予定者に関してその規制上の立場に係る調査を行わなければならず、また、本トラストおよび投資運用会社のいずれも、この点に関して当該購入者に対して何らの義務または責任その他を負わない。

保証の不存在

本トラストが、本サブ・ファンドに関してその投資目的を達成するとの保証をすることはできない。投資運用会社または本トラストの過去の投資実績が本トラストの将来の投資成果を示すと解釈することはできない。受益者の受益証券への投資へのリターンが、当該受益者が自らの投資対象の元本額を預金することで得られるリターンと同額またはそれを上回る金額になるという保証をすることはできない。

リターンに対するリスク

管理会社の意見において、投資目的は、前記「2 投資方針(1)投資方針」に記載される投資対象の購入を通じて達成されるべきである。ただし、本トラストおよび本サブ・ファンドの投資目的が達成されるという保証はない。

本サブ・ファンドのパフォーマンスは、関連する参照資産(該当する場合)のパフォーマンスに依拠する。結果として、投資家は、自らの投資が当該参照資産の構成要素の価格実績、市場の変動および信用実績にさらされることを認識すべきである。

信用リスク

投資家は、本件スワップ取引が満期に近づくにつれ本トラストに支払われる金額を反映した増価となることがあり、結果として本サブ・ファンドの純資産価額の増加分を示すことになり得る旨留意すべきである。受益者が自らの受益証券への投資額を取り戻すことができるという保証は明示的にも黙示的にもなされていない。

相手方当事者信用リスク

本トラストのために証券を保有する相手方当事者または発行体による支払いの不履行により、本トラストが支払義務を充足する能力に影響が及ぶことがある。投資家は、本サブ・ファンドには複数の相手方当事者(本件スワップ取引に関するJPモルガン・チェース・バンク・ナショナル・アソシエーションおよび後記「資金調達投資の評価」と題する項に定められるところに従い本サブ・ファンドが行う資金調達投資のその他の相手方当事者)がいる可能性がある旨留意すべきである。各相手方当事者は当該相手方当事者に対する本サブ・ファンドのエクスポージャーを軽減するために本件担保を提供するが、相手方当事者の支払不能により、当該相手方当事者が本サブ・ファンドに対して負う自らの支払義務を充足する能力に悪影響が及ぶことがある。特に、投資家は、相手方当事者の支払不能があった場合に本サブ・ファンドが当該時点で保有する本件担保が投資目的を満たすに足るものでない可能性がある旨留意すべきである。

決済リスク

本トラストは、自らの取引相手の信用リスクにさらされることがある。いくつかの市場(特に、新興市場)における取引の決済、清算および登録の運営または実績に関する保証をすることはできない。公認の証券市場ならびに銀行業務および電気通信システムが未発達である場合、証券が直接投資以外の様態で取得される取引において、決済、清算および登録に関する懸念が生じるのは必然的である。さらに、同様に未発達の現地郵便および銀行業務システムを理由として、本トラストのために取得される上場証券および店頭取引証券(配当に関するものを含む。)に付帯されるすべての資格が実現されるという保証はない。

流動性リスク

本トラストの投資対象は、オープン・エンド型の集団投資スキームへの投資に関連するリスクを認識する投資家のみに適したものである。管理会社の裁量により本サブ・ファンドの全部または一部の受益証券が証券取引所で上場される可能性があるにもかかわらず、管理会社は、当該受益証券の流通市場が発達するとの予想は立てておらず、また、投資予定者は、受益証券に関する公開取引市場がない旨留意すべきである。受益証券の流動性確保の唯一の手段は買戻しとなることが予想される。

ローンチ・リスク

受益者は、本サブ・ファンドのローンチを進めるための判断が管理会社次第である旨留意すべきである。英文目論見書または場合により関連する英文目論見書補遺の発行日時点において、管理会社は、英文目論見書または場合により関連する英文目論見書補遺に定める受益証券の諸条件を達成することが可能であると考えているが、当該諸条件がその後のいずれかの日に達成可能であるという保証をすることはできない。本トラストが行う意向を有する投資は、通常の市場変動ならびに証券および金融デリバティブ商品への投資に内在するその他のリスクの対象となる。

通貨リスク

受益証券は、基準通貨以外の通貨建てであることがある。この場合、1口当たり純資産価格は、該当する評価日時点における関連する実勢為替レートを用いて算出される。したがって、当該受益証券の純資産価額は、為替レートの変動により有利または不利に影響を受けることがあり、外国為替リスクの対象になることを余儀なくされる。

税務リスク

本トラストの課税上の地位または課税に関する法律の変更により、本トラストが保有する投資対象の価額および本トラストが投資家に対してリターンを提供する能力に影響が及ぶ可能性がある。投資予定者および受益者は、後記「4 手数料等および税金(5)課税上の取扱い」にある課税に関する記載が、本書の日付時点においてケイマン諸島にて有効な法律および慣行に関する本トラストの了解事項を示すものである旨留意すべきである。あらゆる投資と同様、本トラストによる投資時点で有効な課税上の地位または予定される課税上の地位が永続するという保証をすることはできない(また、税法が遡及効果をもって変更されることがある。)。

投資予定者は、本トラストへの投資に付随する課税リスクに注意されたい。さらなる詳細について は、後記「4 手数料等および税金(5)課税上の取扱い」をご参照されたい。

本トラストは、その投資対象に関する発生収益およびキャピタル・ゲインに関するケイマン諸島以外の国における税金(源泉徴収税を含む。)について責任を負うことがある。本トラストは、ケイマン諸島とその他の諸国との間における二重課税防止条約のために海外の税率での減額による恩恵を受けることができないことがある。したがって、本トラストは、特定の諸国において負う外国での源泉徴収税の返金要求を行うことができない可能性がある。立場の変更があった場合および本トラストに外国税の払戻しが行われた場合、本トラストの純資産価額は修正再表示され、当該時点での既存受益者に対し、払戻し時点での一定の比率に応じて利益が割り当てられる。

本件スワップ取引に関連する支払いに関する源泉徴収税の課税は、本件スワップ取引の投資対象の価額を必然的に下落させ、本件スワップ取引を終了させることがある。かかる状況における本トラストへの損失の度合いは、当該課税上の事由発生のタイミングおよび当該事由発生時の本件スワップ取引の価額次第である。

投資対象の換金による手取金に関して支払うべき源泉徴収税の課税は、本サブ・ファンドの純資産価額、ひいては投資家に支払われるリターンを減らすことがある。本トラストの分配に関して支払われる源泉徴収税の課税により、特定の受益者向けの分配の価額に悪影響が及ぶことがある。

さらに、受益者または受益証券への利益を保有する者は、自らの法域において、自らの投資に起因するもしくはそうみなされる収益またはキャピタル・ゲインに関する課税の対象となることがある。 したがって、かかる者は、受益証券への投資を検討する前に税務に関する助言を求めるべきである。

FATCA

本トラストは、受益者に、FATCAの目的上における当該受益者の立場に関する情報の証明および当該 受益者のFATCA上の立場に関連するその他の様式、文書および情報の提供を要求する。本トラストは、 義務づけられる証明書または情報の提供を受益者が行わない場合、自らのFATCA上の義務を遵守するこ

とができないことがある。かかる状況においてIRSが本トラストをFATCA目的における「非参加金融機関」であると明確に特定した場合、本トラストは米国で得られた収益に関する米国FATCA上の源泉徴収税の対象となり得る。かかる米国FATCA上の源泉徴収税により、本トラストの財務パフォーマンスに悪影響がおよび、当該状況においてすべての受益者が悪影響を受けることがある。

投資運用会社への依拠

本サブ・ファンドは、その投資戦略の実施に当たり、投資運用会社の裁量に依拠する。投資運用会社は、かかる本サブ・ファンドのローンチに先立ち、管理会社の承認を得て、英文目論見書または場合により関連する英文目論見書補遺に記載される本サブ・ファンドの投資方針を決定し、投資運用会社は、継続的に当該投資のパフォーマンスを監視する。本サブ・ファンドは、自らの投資方針の決定および実施にあたり、投資運用会社の判断に依拠しなければならない。

資金調達投資の評価

投資家は、前記「2 投資方針(1)投資方針」に定める条件および制限に従い、本サブ・ファンドが金融市場商品(マネー・マーケット・ファンド(MMF)またはコマーシャル・ペーパー等)および/もしくは譲渡可能な有価証券(通常は高い格付を有する国債もしくは商業債またはその他のコマーシャル・ペーパー)またはレポ取引、逆レポ取引、売戻条件付購入取引、スワップ取引もしくはその他の類似する相手方当事者との取引に投資することがある旨、ならびに当該商品の評価が市場の流動性の状況による影響を受ける可能性がある旨留意すべきである。当該市場が不安状態にある場合、当該商品の評価に影響が及ぶことがあり、その結果本サブ・ファンドの日々の評価に影響が及ぶことがある。

担保再投資リスク

相手方当事者から受け取る現金担保が再投資される場合、担保金の価値の減少(投資対象の価値の減少の場合)となり得る。本サブ・ファンドには、受領する担保の価値と等しい担保の返却が義務づけられることから、結果的に、本サブ・ファンドへの損失を招くことがある。このリスクを管理するために、管理会社は、前記「2 投資方針(1)投資方針」に定められる方針に従い現金担保の再投資を行う。

スイング・プライシング

後記「第2 管理及び運営 3 資産管理等の概要 (1)資産の評価 スイング・プライシング」の項に記載されるとおり、管理会社は、その判断により、本サブ・ファンドの正味申込みまたは買戻しがあった申込日または買戻日時点での純資産価額の取引の希薄化の可能性ある影響を軽減するために、本サブ・ファンドの純資産価額を「スイング」させることができる。かかる場合、必ずしもスイング・プライシングによって取引経費による純資産価額の希薄化が防げるとは限らない旨および本サブ・ファンドの受益者全体に対して特定の投資家が利することがある旨投資家は留意すべきである。例えば、本サブ・ファンドからの正味買戻しの結果純資産価額が下方にスイングされた日時点における本サブ・ファンドの申込者は、自らの申込みに関して、本来請求される金額よりも低額の1口当たり純資産価格を支払うことにより恩恵を受けることがある。反対に、本サブ・ファンドからの正味申込みの結果純資産価額が上方にスイングされた日時点において、本サブ・ファンドから買戻しを行う受益者は、自らの買戻しに関して、本来受領する金額よりも高額の1口当たり純資産価格を受領することにより恩恵を受けることがある。さらに、その評価方法の結果、本サブ・ファンドの純資産価額および短期パフォーマンスのボラティリティが大きくなる可能性がある。

本件スワップ取引に関するリスク要因

デリバティブの使用

本サブ・ファンドは、様々な投資手法(元本保護または投資リターンの向上をもたらすことを目的とする、為替先渡取引、為替先物、スワップ、オプションおよびオプションに関するスワップション、証券に関するプットおよびコール・オプション、株式指数および金利先物ならびにこれに関するオプション、ストック・レンディング、レポ取引、逆レポ取引、ワラントならびに差額決済契約等(以下併せて、「デリバティブ」という。)をいうが、これらに限定されない。)を用いることがある。当該デリバティブのポジションは、取引所取引または店頭取引のいずれかで実施される。当該デリバティブの利用に付随する主要リスクは、(i)市場動向の方向性を正確に予測できないことおよび()市場リスク(例:流動性の欠如または原資産の価値と本サブ・ファンドのデリバティブの価額の変動との間の相関性の欠如)がある。これらの手法は、リターンの向上もしくはリスク軽減を行うに当たり必ずしも可能なまたは効果的な手法であるとは限らない。

ある目的による本サブ・ファンドによるデリバティブの利用は、法令の想定外の適用により、また は契約が法律上執行可能でないもしくは正確に文書化されていないことを理由として、損失リスクに さらされることがある。

本件スワップ取引はデリバティブ取引である。当該デリバティブの慎重な利用は有益である一方で、デリバティブは、従来型の投資によるリスクとは異なるリスクを伴い、一定の場合においてはより大きなリスクを有するものである可能性がある。

本件スワップ取引の側面に関しては、本トラスト、受託会社、管理会社、投資運用会社、管理事務代行会社、名義書換事務代行会社、保管会社または相手方当事者もしくは販売会社による何らの表明または保証(明示的または黙示的かを問わない。)も行われていない。投資家は、投資家自らの法律顧問、税務顧問、ファイナンシャル・アドバイザーまたはその他の専門的な顧問から、本件スワップ取引から得られるリターンの適性に関する助言を請うべきである。受益者は、本件スワップ取引から得られるリターンが本件スワップ取引の原資産から得られるものよりも変動的である可能性がある旨留意すべきである。

<u>リターンに対するリスク</u>

すべての投資家は、自らの受益証券の価額が、該当する本件スワップ取引期間にわたる関連する参 照資産のパフォーマンスに依拠する旨留意すべきである。

したがって、受益証券は、以下の場合にのみ、投資家に適しているとみなされるべきである。

- (a) 参照資産のパフォーマンス結果により受益証券がどのように利益を上げるかを完全に理解する ため、本件スワップ取引の機能方法を読了および理解していること。
- (b)(該当する場合は自らの顧問の助力を仰いで)自身の所見を通じて、本書に記載される方法により、投資期間にわたり参照資産が収益を上げると考えていること。これは、当該方法で収益を上げられない場合には自身の受益証券の買戻時に当初投資よりも少ない金額を受領することになるからである。

店頭金融デリバティブ商品に関するリスク

(a)規制の欠如、相手方当事者の債務不履行

通常、店頭取引市場に向けられる政府による規制および監督は取引所で行われる取引よりも少ない。さらに、一定の取引所の参加者に与えられる保護(取引所の決済機関の履行保証等。) には、店頭金融デリバティブ商品に関する取引に関連して受けられないものがある。

本トラストは、本サブ・ファンドの投資目的を実施する目的で、本サブ・ファンドのために1つ以上のデリバティブ取引を締結することができる。したがって、本サブ・ファンドは、当該デリバティブの相手方当事者の信用リスクおよび当該相手方当事者の取引に基づく義務の不履行リスクにさらされる。投資運用会社もしくは本サブ・ファンドの相手方当事者の破産もしくは清算があった場合または当該相手方当事者が契約上の義務を充足することができないもしくはこれを望まない場合に、本サブ・ファンドの純資産価額もしくは店頭金融デリバティブ商品または本サブ・ファンドの投資目的の実現能力に悪影響が及ぶことがある。相手方当事者が本サブ・ファンドとのデリバティブに基づく自らの義務の履行を怠った場合、関連するデリバティブの価額、ひいては本サブ・ファンドの純資産価額に悪影響が及ぶことがある。

エクスポージャーが本サブ・ファンドの純資産価額の10%を超過する場合、本トラストは、相手方当事者への本サブ・ファンドのエクスポージャーを監視すること、相手方当事者に従来よりも多くの本件担保の差入れまたは関連する取引の手仕舞いを要求すること、または、本サブ・ファンドの相手方当事者リスクを低下させることとなるその他の措置を取ることにより、当該リスクを最小限に抑えることを追求する。ただし、これらの措置が本サブ・ファンドの相手方当事者のエクスポージャーを軽減することに成功するという保証はない。

(b) 本サブ・ファンドの課税

本サブ・ファンドが投資する店頭金融デリバティブ商品に関し、関連する税務に関する制定法または慣行に変更があった状況において、本サブ・ファンドに悪影響が及ぶこともあり、これにより、本サブ・ファンドが予期せぬ納税義務を負うことがある。税務関連の法令の想定外の適用により、損失リスクも存在する。

(c)法務

原商品、満期日、契約規模およびストライク・プライスに関して標準化されている取引所取引のデリバティブ商品とは異なり、店頭金融デリバティブ商品の条項は、原則として、商品の相手方当事者との交渉を通じて確立される。こういった種類の取決めは、本トラストが本サブ・ファンドのニーズにあった商品に仕立て上げる大きな柔軟性を有することを可能にする一方で、店頭金融デリバティブ商品が法律上実行可能であるとみなされていないまたは正確に文書化されていないものである場合に損失リスクを有することから、店頭金融デリバティブ商品は取引所取引商品よりも多大な法務リスクを伴うことがある。

店頭金融デリバティブ商品の当事者においてその条項に関する適切な解釈に関する意見の不一致があるという法務リスクまたは文書化リスクもある。かかる紛争が生じた場合、本トラストが本サブ・ファンドの契約上の権利を実施するために必要とされる法律上の手続に係る経費および予測不可能性によって、本サブ・ファンドが店頭金融デリバティブ商品に基づく請求を行

わないよう決定することがある。よって、本サブ・ファンドは、店頭取引契約に基づく支払い を得ることができないリスクを負い、また、当該支払いは、遅滞するまたは本サブ・ファンド に訴訟費用が発生した後にのみ行われることがある。

(d)評価リスク

投資予定者は、店頭金融デリバティブ商品等の商品が単一の市場価値を有するものではないことがあることに留意すべきである。店頭金融デリバティブ商品の呼値のスプレッドまたはその他の市場相場の間の差額は、その価格形成パラメーターに係る様々な見積もりをもって部分的に説明できる。

(e) 利益相反

相手方当事者が投資運用会社のグループ会社の構成会社でもある場合、店頭金融デリバティブ商品は、独立当事者間取引として交渉される通常の商業上の条件で、かつ、受益者の最善の利益に適う場合にのみ締結することができる。

相手方当事者(投資運用会社のグループ会社の構成会社を含む。)は、店頭金融デリバティブ 商品の実施の結果として自らまたはその関係者が所有することとなった情報について、当該情 報の通知による影響を受けるもの、または当該情報をサブ・ファンドに開示する義務を負うも のとはみなされない。相手方当事者およびそれらの関係者はいずれも、かかる取引によりまた はこれに関連して生じたまたは派生した収益または利益について、サブ・ファンドに説明する 義務を負うものではない。

相手方当事者の価格を確認する当事者もまた、相手方当事者から独立し、かつ、投資運用会社による任命を受けたJ.P.モルガン・グループ会社の構成会社であることがある。各相手方当事者は、銀行業務、証券取引業務および仲介業務に従事し、ならびに投資銀行サービスおよび投資顧問サービスを提供する証券金融会社である。通常の業務過程において、各相手方当事者および/もしくはその関連会社ならびに/またはそれらの各従業員、取締役、役員、代理人もしくは代表者は、サブ・ファンドの投資先資産の持分もしくはポジションを有しているもしくは有していたことがある場合があり、またはかかる資産に関連するポジションもしくは契約の売買その他取引を行うことがある。かかる業務は、当該サブ・ファンドの投資先資産の価値に影響を及ぼす場合もあれば、及ぼさない場合もあるが、投資予定者は、潜在的な利益相反が生じ得ることに留意すべきである。

(f) 本件担保投資対象の債務不履行により生じるリスク

店頭金融デリバティブ商品に関する本件担保は、1つ以上の発行体の債務不履行により起こる元本割れリスクを最小限に抑えるために、店頭金融デリバティブ商品に関する本件担保は、G7諸国の国債で受領されるか、現金で受領された場合にはG7諸国の国債を対象範囲として投資が行われる。ただし、例えば発行体または本件担保として保有される債券の債務不履行により元本割れがあった場合、本件担保の価値が下がることがある。この結果、本サブ・ファンドは、債務不履行時と本件担保の翌評価日時点との時間差の間に完全な担保を受けることができないことがある。本サブ・ファンドの純資産価額は、関連する相手方当事者が同時債務不履行に陥らない限り、影響を受けない。

(g)休業日リスク

本件スワップ取引は、1つ以上の参照資産の評価の休業日に調整がなされる可能性が高い。本 サブ・ファンドは自らの営業日ではない日における申込みまたは買戻しを受け付けることはで きないが、本件スワップ取引は、その条項に従い、自動的に再調整することが可能であり、当 該再調整により本サブ・ファンドの純資産価額に悪影響が及ぶことがある。

参照資産に連動する受益証券の一般的なリスク要因

参照資産の所有権の不存在

受益証券の購入者は、関連する参照資産が、当該受益証券の購入者の利益のため、本サブ・ファンドのためまたはその勘定で受託会社により保有されず、それゆえ購入者には所有権(議決権、配当もしくはその他の分配を受領する権利または受益証券が参照する参照資産に関するその他の権利を含むが、これらに限られない。)がない旨留意すべきである。疑義を避けるために付言すると、J.P.モルガンの関係会社のいずれも、参照資産を取得および保有する義務を何ら有しない。

参照資産のパフォーマンスに連動する受益証券のパフォーマンス

受益証券が1つ以上の参照資産を参照する場合、当該受益証券の購入者は、同参照資産のパフォーマンスにさらされる。

参照資産の過去のパフォーマンスは、将来的なパフォーマンスを示すものではない。

受益証券の購入時点における参照資産の過去のパフォーマンスに関する情報は、将来的に生じる参 照資産の変動幅または動向を示すものと考えられるべきではない。

参照資産の評価の延期または代替的な提供は、受益証券の価値に悪影響を及ぼす可能性がある。

計算代理人は、評価を行う日が、(i)取引予定日もしくは関連する参照資産の条項および条件に従った調整対象となる他の日ではない日に該当する場合ならびに/または()参照資産の評価に影響を及ぼす、関連する参照資産に関する市場混乱事由が発生した場合に、計算代理人が、受益証券の条項および条件に定められるかかる参照資産の評価の当然の停止または代替的な提供を行う広い裁量(計算代理人による、その裁量によるかかる参照資産の評価の決定を含み、これにより受益証券の価額に悪影響が及ぶことがある。)を有すると決定することがある。

<u>通常、参照資産の通貨とは異なる通貨で支払われる受益証券に関する外国為替通貨エクスポー</u> ジャーが存在する。

受益証券の条項および条件が、受益証券の支払いを参照資産の通貨とは異なる通貨で行う旨規定し、かつ、当該受益証券には通貨リスクをヘッジする特性がない場合、当該受益証券の投資家は、参照資産のパフォーマンスにさらされるだけでなく、予想することのできない外国通貨の実勢為替レートにもさらされることがある。購入者は、外国為替レートが極めて変動的であり、かつ、海外為替市場における通貨の需給(経済要因(関連諸国のインフレ率、各国間の利率の差、経済予測、国際政治要因、通貨兌換性および関連通貨での財政投資の安全性および投機性ならびに政府および中央銀行により取られる措置(例えば、規制管理または税金の賦課、既存の通貨に取って代わる新しい通貨の発行、通貨の平価切下げもしくは平価切上げによる為替レートもしくは為替特性の変更または特定の通貨の為替レートおよび利用可能性に影響を及ぼす特定通貨の為替もしくは送金に関する為替管理の強制)を含む。)により決定されるまたは決定されている旨留意すべきである。受益者の自国通貨と受益証券の償還額の支払いの関連通貨間における外国為替変動は、受益証券の行使または売却により得られる利益または損失を自国通貨に換算する予定の受益者に影響を及ぼすことがある。

1つ以上の特定の種類の参照資産に連動する受益証券に付随するリスク要因

参照資産としての譲渡可能な有価証券に付随するリスク

(a) 受益証券のパフォーマンスに影響を与える要因は、受益証券の価値に悪影響を及ぼすことがある。

譲渡可能な有価証券のパフォーマンスは、資本市場における金利および価格の水準、為替の動向、政治的要因ならびに会社独自の要因(収益ポジション、市場ポジション、リスク環境、受益者の構成および分配方針等)等のマクロ経済的要因に依拠する。

(b)譲渡可能な有価証券の発行者に対する請求権または譲渡可能な有価証券に対する遡及権の不存 在

参照資産としての譲渡可能な有価証券は、譲渡可能な有価証券に対する請求権または譲渡可能な有価証券への投資を示すものではなく、受益者は、譲渡可能な有価証券の発行者または当該譲渡可能な有価証券に対して、当該譲渡可能な有価証券に基づく遡及権を有しない。受益証券は、いかなる形であれ、譲渡可能な有価証券の発行者によって後援、保証、または販売促進もされておらず、かつ、かかる発行者は、受益者に関して自己の行為がもたらす結果を考慮する義務を負わない。したがって、譲渡可能な有価証券の発行者は、受益証券の購入者の利益を考慮することなく、当該譲渡可能な有価証券に関して措置を講じることができ、かかる措置は受益証券の価値に悪影響を及ぼすおそれがある。

(c) 計算代理人が本件スワップ取引に関して行う決定は、受益証券の価値に悪影響を及ぼすことがある。

市場混乱事由が参照資産に関して発生したと判断した場合、本件スワップ取引に基づく計算代理人は、(i)当該参照資産の条件に関して調整を行うこと、および/または()(参照資産の場合は)本件スワップ取引を早期終了させることを含む、当該事由に対応するための一定の決定を行う広範な裁量権を有する。かかる決定はいずれも、受益証券の価値に悪影響を及ぼすことがある。

参照資産としての指数に付随するリスク

- (a)指数のパフォーマンスに影響を与える要因は、受益証券の価値に悪影響を及ぼすことがある。 指数は譲渡可能な有価証券またはその他の資産の合成ポートフォリオにより構成されるため、 指数のパフォーマンスは、資本市場における金利および価格の水準、為替の動向、政治的要因 および(受益証券の場合は)会社独自の要因(収益ポジション、市場ポジション、リスク環 境、受益者の構成および分配方針等)を含む、受益証券または当該指数を構成するその他の構 成要素に関連するマクロ経済的要因に依拠する。
- (b) 受益証券に関するリターンをもたらすリスクに対するエクスポージャーは、指数の構成銘柄である裏付投資証券またはその他の資産への直接的な投資を反映していない。

指数を参照する受益証券に関して支払われるリターンは、購入者が当該指数の構成銘柄から構成される関連する資産を実際に所有する場合に当該購入者が実現するであろうリターンを反映していないことがある。例えば、指数の構成銘柄が譲渡可能な有価証券である場合、受益者は、当該譲渡可能な有価証券に関して支払われる配当を受領せず、またかかる配当に関するリターンに参加しない(当該指数が関連する水準を計算するためにかかる配当を考慮する場合を除く。)。同様に、受益者は、関連する指数の構成銘柄から構成される譲渡可能な裏付有価証券またはその他の資産に対して議決権を有しない。したがって、参照資産としての指数を参照する受益証券の購入者が当該受益証券の買戻時に受領する支払額は、当該購入者が当該指数の構成銘柄に直接投資していた場合に受領したであろう金額よりも少なくなることがある。

(c)指数の構成銘柄の変更または指数の廃止は、受益証券の価値に悪影響を及ぼすおそれがある。 指数のスポンサーは、1つ以上の構成銘柄の水準を変更する可能性のある、当該指数の構成銘 柄の追加、削除、もしくは置換えまたはその他の方法による変更を行うことができる。新たに 追加される構成銘柄のパフォーマンスが元の構成銘柄よりも著しく悪く、または良好となるこ とがあるため、指数の構成銘柄の変更は当該指数の水準に影響を与える可能性があり、これに よって当該指数を参照する受益証券の価値に影響が及ぶ可能性がある。かかる指数のスポン サーはまた、当該指数の計算または提供の変更、中止または停止も行うことができる。指数の スポンサーは、受益証券の募集および販売には関与せず、当該受益証券の購入者に対していか なる義務も負わない。指数のスポンサーは、受益証券の購入者の利益を考慮することなく、当

該指数に関して措置を講じることができ、かかる措置は受益証券の価値に悪影響を及ぼすおそれがある。

- (d)指数変更、指数取消し、指数障害および指数水準の訂正に対するエクスポージャー 指数の計算代理人は、特定の指数の規則に従って当該指数に関する一定の決定および調整を行 う広範な裁量権を有する。指数の計算代理人による決定、計算および解釈ならびに当該指数の 規則は、関連する参照資産の価値および関連するサブ・ファンドの純資産価額に影響を与える ことがある。かかる決定、計算および解釈は、指数の変更、取消しまたは障害に関連して、受 益者に悪影響を与えることがある。
- (e)後記「参照資産に関する計算代理人」を参照のこと。「自社指数」または「戦略」に関連する 追加のリスクが存在する。

後記「利益相反」を参照のこと - J.P. モルガンの関連会社が、参照資産に該当する指数または戦略のスポンサーである場合がある。

(f) 商品指数に関する追加のリスクが存在する。

後記「「ローリング」の潜在的効果を含む商品指数に関連する追加のリスク」を参照のこと。 後記「 利益相反」を参照のこと - J.P. モルガンの関連会社が、参照資産に該当する指数また は戦略のスポンサーである場合がある。

参照資産としてのコモディティに付随するリスク

投資家は、本トラストおよび本サブ・ファンドのいずれも、コモディティに直接投資することができないことに留意すべきである。

(a) コモディティのパフォーマンスに影響を与える要因は受益証券の価値に悪影響を及ぼすことがあり、コモディティの価格はその他の資産クラスよりも変動性が高くなることがある。

コモディティの取引は、投機的であり、非常に変動性が高くなることがある。コモディティの価格は、予想不可能な様々な要因(例えば、需給関係の変化、天候の傾向および異常気象、政府のプログラムおよび政策、国内のおよび国際的な政治的、軍事的、テロおよび経済的事由、会計、財政および為替管理のプログラム、金利および為替レートの変動ならびにコモディティおよび関連契約における市場取引行為の変更および停止または途絶を含む。)による影響を受ける。コモディティの価格は、その他の資産クラスよりも変動性が高くなることがあるため、コモディティへの投資はその他の投資よりもリスクが高くなる。

(b) 商品契約および一定の商品契約は、規制されていない取引所または「規制を受けている」取引 所において取引されることがある。

本サブ・ファンドがエクスポージャーを取得するコモディティは、(a)予め定められた価格 および受渡期間(限月といわれる場合もある。)において一定の金額の裏付現物商品を売買する契約、または(b)裏付現物商品の価格の変動に基づく現金の支払および受領を行う契約のいずれかである商品契約により構成される。

商品契約は、規制を受ける専門の先物取引所において取引されることがある(先物契約等)。商品契約はまた、規制度合いがより低いか、あるいは実質的な規制が全くない取引施設において市場参加者間で「店頭で」直接取引される可能性もある。したがって、かかる「店頭」契約の取引は、規制を受ける専門の先物取引所で取引される契約と同一の規定には服さず、またかかる契約に与えられる保護を受けない場合があるため、当該「店頭」契約の流動性および価格履歴に関する追加のリスクが存在することがある。

(c) 商品先物契約に連動する投資は、関連する現物商品に連動する投資とは異なるリターンをもたらすことがあり、一定のその他のリスクを伴う。

コモディティに関する先物契約の価格は、一般に、裏付コモディティの現物価格の割増価格または割引価格となる。この不一致は、(i)関連費用(保管費用、輸送費用および保険費用

等)を原因とする現物価格を調整する必要性、および()スポット市場および先物市場に影響を与える全般的な要因を評価するために異なる手法が用いられること等の要因によるものである。また、コモディティの種類に応じて、スポット市場および先物市場の流動性が大幅に異なる可能性がある。したがって、商品先物契約に連動する投資は、関連する現物商品に連動する投資とは異なるリターンをもたらすことがある。

先物契約への投資は、一定のその他のリスク(流動性が不足する可能性を含む。)を伴う。先物ポジションの保有者は、かかるポジションの流動性が不足した原因が、一定の商品取引所が「1日の値幅制限」に基づきかかる先物契約の価格の変動に制限を課したことであると判断することがある。特定の先物契約の価格が1日の値幅制限に相当する金額の幅で上昇または下落した場合、当該契約におけるポジションは、保有者が当該制限額でまたは当該制限額の範囲内で取引を実行することを望む場合を除き、取得または清算することができない。その結果、保有者は、好ましくないポジションを迅速に清算することを妨げられ、重大な損失を被る可能性がある。様々なコモディティにおける先物契約価格が、時に、ほとんどまたは全く取引がないまま数日間連続して1日の値幅制限を超えたことがあった。かかる状況における損失は、影響を受ける先物契約連動型商品指数を参照資産とする本サブ・ファンドのリターンに悪影響を及ぼすおそれがある。

(d)「ローリング」の潜在的効果を含む商品指数に関連する追加のリスク

商品指数は、特定の指数に依拠して、一定のコモディティに関する商品契約のバスケットのパフォーマンスを追跡する指数である。商品指数に含まれる各コモディティの組入比率は、特定の指数に依拠し、一般に当該指数の関連する指数規則に記載される。商品指数は、かかるコモディティに対する継続的なエクスポージャーを維持するため、構成銘柄である商品契約のうち満了するものに「ローリング」を適用する。具体的には、満了する商品契約は関連する指数規則に基づきロールされるよう要求されるため、当該商品指数は、清算される当該満了商品契約に対するエクスポージャー、および同等のエクスポージャーを取得するための別の(通常は期先の)商品契約に対する新たなエクスポージャーを反映するために計算される。商品契約は、予め定められた満了日、すなわち当該商品契約に係る取引が停止する日を有する。商品契約を満了時まで保有することにより、裏付現物商品の受渡しが行われ、または現金精算の実行もしくは受領を行う要件が生じる。また、商品契約のローリングとは、満了が迫っている商品契約(以下「期近商品契約」という。)が満了前に売却され、満了日がより遠い商品契約(以下「期先商品契約」という。)が買い付けられることをいう。

「ローリング」は、以下を含む方法によりコモディティへの投資の価値に影響を与える可能性 がある。

- (i)商品契約への投資は、「ローリング」により増加または減少することがある:期近商品契約の価格が期先商品契約の価格を上回る場合(当該コモディティは「逆鞘」であるといわれる。)、前者から後者へのローリングにより、期先商品契約に対するより大きいエクスポージャーが取得される。したがって、当該商品契約の価格の変動に関する新たなポジションに係る損失または利益は、「ロール」前と同じ金額のエクスポージャーを合成的に有していた場合よりも大きくなる。反対に、期近商品契約の価格が期先商品契約の価格を下回る場合(当該商品は「順鞘」であるといわれる。)、ローリングにより、期先商品契約に対するより小さいエクスポージャーが取得される。したがって、当該商品契約の価格の変動に関する新たなポジションに係る利益または損失は、ロール前と同じ金額のエクスポージャーを合成的に有していた場合よりも小さくなる。
- ()商品契約が順鞘(または、逆鞘)である場合、当該契約は、時間の経過とともにマイナス(または、プラス)の影響をもたらすと予想される(が、かかる影響をもたらさないこともある)。商品契約が順鞘である場合、期先商品契約の価格は、一般に満了が近づ

くにつれ下落すると予想される(が、下落しないこともある)。かかる場合において、ローリングは、一般に、当該商品契約への投資にマイナスの影響を及ぼすと予想される。商品契約が逆鞘である場合、期先商品契約の価格は、一般に満了が近づくにつれ上昇すると予想される(が、上昇しないこともある)。かかる場合において、ローリングは、一般に、当該商品契約に対するエクスポージャーにプラスの影響をもたらすと予想される。

商品契約のバスケットを参照する指数に連動する本サブ・ファンドの場合、満了する商品契約は、清算または新たな期先商品契約のポジションの締結を行うことなく、単に変更される。したがって、上記のローリングの影響は、直接的には参照資産に適用されない。そのため、投資家は、ローリングに直接的に参加せず、またその結果直接的な影響を受けることもない。ただし、その他の市場参加者は、「ローリング」のメカニズムに従って行動する可能性があり、かかる行為が、参照資産の価値に間接的な悪影響を及ぼすことがある。

(e) コモディティに関する法律上および規制上の変更は、早期償還を招くことがある。

コモディティは、本サブ・ファンドに対するスワップ相手方当事者の義務に関して裏付取引またはヘッジ取引に従事するスワップ相手方当事者の能力に影響を与えるおそれのある方法で変更される可能性のある法規制制度に服する。かかる制度の変更は、関連するスワップ取引の早期終了、およびその結果として本サブ・ファンドの早期終了を招くおそれがある。

コモディティは、本サブ・ファンドの受益証券の価値に悪影響を及ぼすおそれのある方法で変更される可能性のある米国の法規制制度に服し、またかかるその他の国の法規制制度にも服する場合がある。例えば、米国の下院および上院は、コモディティ市場の投機性を低下させ、透明性を向上させることを意図した法律を検討している。かかる法律が成立すれば、特に、米国商品先物取引委員会または各取引所は、商品先物契約のポジションに対してポジション制限を設ける規則を採用することを求められる可能性がある。

参照資産としての様々な構成銘柄により構成されるバスケットに付随するリスク

受益証券が参照資産のバスケットを参照する場合、当該受益証券の購入者は、当該バスケットのパフォーマンスにさらされる。当該購入者は、バスケットの各構成銘柄のパフォーマンスに係るリスクを負う。個別のバスケット構成銘柄に付帯する特定のリスクに関する詳細については、上記をご参照されたい。

- (b)バスケット構成銘柄に高い相関関係がある場合、支払金額に重大な影響を与えることがある。 バスケット構成銘柄の相関関係は、個別のバスケット構成銘柄のパフォーマンスが同時に変動 する傾向がある範囲を示す。例えば、すべてのバスケット構成銘柄が同一のセクターおよび同一の国に由来している場合、一般に高いポジティブな相関関係が想定されることがある。過去 の相関率は将来の相関率を決定する要因とはならない。投資家は、バスケット構成銘柄が過去 のパフォーマンスに基づき相関していないように見受けられても、全般的な不況またはその他 の政治経済的事由により同一の不利なパフォーマンスを被ることがあることを認識すべきである。バスケット構成銘柄が高い相関関係にある場合、バスケット構成銘柄のパフォーマンスの 変動により、受益証券のパフォーマンスが過大評価される。
- (c)単一のバスケット構成銘柄のマイナスのパフォーマンスが、1つ以上のその他のバスケット構成銘柄のプラスのパフォーマンスを上回ることがある。

受益証券の購入者は、1つ以上のバスケット構成銘柄のパフォーマンスがプラスとなった場合でも、後記「第2 管理及び運営 1 申込(販売)手続等(1)海外における販売 申込手続」に記載の条件および条項に基づき、その他のバスケット構成銘柄のパフォーマンスが大幅

にマイナスとなれば、バスケットのパフォーマンス全体がマイナスとなることがあることを認 識すべきである。

(d)小規模バスケットまたは不平等加重バスケットは、一般に、特定のバスケット構成銘柄の価値 の変動による影響をより受けやすい。

構成銘柄がより少ないバスケットのパフォーマンスは、一般に、後記「第2 管理及び運営 1 申込(販売)手続等(1)海外における販売 申込手続」に記載の条件および条項に基づき、より多くのバスケット構成銘柄を含むバスケットと比較して、特定のバスケット構成銘柄の価値の変動による影響を受けやすい。

- 一部のバスケット構成銘柄により重きを置くバスケットのパフォーマンスは、一般に、後記「第2 管理及び運営 1 申込(販売)手続等(1)海外における販売 申込手続」に記載の条件および条項に基づき、各バスケット構成銘柄に比較的平等に重きを置くバスケットと比較して、当該特定のバスケット構成銘柄の価値の変動による影響を受けやすい。
- (e)バスケットの構成銘柄の変更は、バスケットのパフォーマンスに悪影響を及ぼすことがある。 参照資産の条件により、一定の状況下においてバスケットの構成銘柄を調整する権利が計算代 理人に付与される場合、投資家は、変更後のバスケット構成銘柄のパフォーマンスが当初のバスケット構成銘柄と異なる場合があり、これによりバスケットのパフォーマンスが悪影響を受ける場合があるということを認識すべきである。

計算代理人の使用に関するリスク

本件スワップ取引に基づく計算代理人

本件スワップ取引に基づき計算代理人が行うすべての決定および計算は、誠実に、かつ、商業上合理的な方法により行われる。本件スワップ取引の規定に基づく計算代理人の計算および決定における誠実な間違いまたは不作為に関して、計算代理人は関連するサブ・ファンドに対して一切責任を負わず、当該サブ・ファンドは計算代理人に対して請求を行う権利を有しない。計算代理人の決定および計算は、明白な誤りがない限り、最終的かつ確定的なものであり、本件スワップ取引の当事者を拘束するものである。

参照資産に関する計算代理人

参照資産の計算代理人による決定および計算は、当該参照資産の価値および関連するサブ・ファンドの純資産価額に影響を与えることがある。

指数または戦略(以下「指数等」という。)に該当する参照資産の計算代理人は、指数等の規則 (以下「指数等規則」という。)に基づき自己が行う決定または計算に関して、誠実に、かつ、商業 上合理的な方法により行為する。かかるすべての決定、計算および計算代理人による指数等規則の解 釈は、最終的かつ確定的なものであり、拘束力を有する。いかなる者も、かかる決定、計算および解 釈に関して計算代理人に対して請求を行う権利を有しない。

関連する指数等の計算代理人は、通常、

- (a)理由の如何を問わず、指数等または指数等規則に関連して行った決定もしくは計算または講じた措置を修正する義務を負わず、また
- (b)指数等もしくは指数等の水準の公表(もしくはかかる水準の公表の不履行)に関して、またはいずれかの者による指数等もしくはその水準の利用に関して行われる決定または事項(または行われなかった決定または事項)につき、いかなる者に対しても責任を負わない(過失の結果としてかその他によるかを問わない。)。

指数等に関して、

- (a)関連する指数等の営業日における当該指数等の水準に関する計算に用いられる裏付構成銘柄、 変動要素、インプットまたはその他の事項の水準または価格が、後日訂正され、当該訂正が当 該裏付構成銘柄または関連する公表源の関連するスポンサーにより公表された場合、または
- (b)関連する指数等の計算代理人が当該指数等の営業日における当該指数等の水準に関して、自己 の計算または決定における間違いまたは不作為を特定した場合は、

当該指数の計算代理人は、実務上可能かつ自己が重要と考える限りにおいて、当該指数等の当該営業日および/またはその後の各営業日における公表済みの当該指数等の水準を調整または訂正し、実務上合理的に可能な限り速やかに当該指数等の訂正後の水準を(当該指数等の計算代理人が決定する方法により)公表することができる。

指数等に関して、当該指数等の計算代理人(またはその関連会社)に(必要に応じて)付与された 裏付構成銘柄を当該指数等のために利用するライセンスが終了した場合、または裏付構成銘柄を当該 指数等のために利用する計算代理人の権利がその他争われ、損なわれ、または停止された場合(理由の如何を問わない。)には、当該指数等の計算代理人は、当該裏付構成銘柄を当該指数等から除外し、または当該裏付構成銘柄を置き換えることができ、また指数等規則に関して、当該指数等の計算代理人が選定する日においてかかる事由に対応するために適切であると判断する調整を行うことができる。

計算代理人は、指数等に関して、適用法令の変更の発生(および/または継続)後必要に応じて裏付構成銘柄を除外し、または置き換えることができる。計算代理人が適用法令の変更の結果、裏付構成銘柄を除外し、または置き換えた場合、関連する指数等の計算代理人は、関連する指数等規則に関して、当該指数等の計算代理人が選定する日においてかかる除外または置換えに対応するために適切であると判断する調整を行うことができる。

指数等の計算代理人による決定、計算および解釈ならびに当該指数等の指数等規則は、関連する参 照資産の価値および本サブ・ファンドの純資産価額に影響を与えることがある。

上掲のリスク要素の一覧は網羅的に記載されたものではない。何人も、決定事務代行会社またはその関係会社もしくは子会社またはそれぞれの取締役、役員、従業員、代表者、代理人もしくは代理業者に依拠するのではなく、自身の法務、税務その他の専門アドバイザーに必要な助言を求めるべきである。

利益相反

一般開示事項

管理会社、受託会社、管理事務代行会社、名義書換事務代行会社、保管会社および各スワップ相手 方当事者ならびにそれらの各持株会社、子会社および関連会社(以下それぞれを「利害関係者」とい う。)が行うまたは行うことのできる業務において、利益相反が生じることがある。

本トラストは、利害関係者との間で、または利害関係者を通じて取引を行うことがある。

利益相反が生じた場合、管理会社は、当該相反が公正かつ受益者の最善の利益に適うように解決されることを確保すべく努力する。

非独占的サービス

利害関係者は、自らが本トラストに提供するサービスが損なわれないことを条件として、類似するサービスを第三者に提供することができる。利害関係者は、同一または類似する投資対象が本トラストにより、もしくは本トラストの勘定で、またはその他本トラストに関連して保有される可能性があるか否かにかかわらず、投資対象を取得または処分することができる。さらに、利害関係者は、本トラストのために実行された自らが関与した取引により投資対象が本トラストのために取得または処分された場合であっても、当該投資対象を取得、保有または処分することができる。ただし、利害関係

者による当該投資対象の取得または処分が独立当事者間取引として通常の商業的条件で実行され、また、本トラストが保有する当該投資対象が受益者の最善の利益に適うよう取得されることを条件とする。取引は、(a)独立した適格者であると受託会社が認めた(または受託会社が関与する取引の場合は、受託会社が満足する条件の)者から当該取引についての証明付評価が得られた場合、(b)組織化された投資取引所において、当該取引所の規則に従い、最良の条件で当該取引が執行された場合、または(c)(a)および(b)が実務上不可能な場合には、独立当事者間取引として受益者の最善の利益に適うよう交渉された通常の商業的条件による執行原則に従っていると受託会社(または受託会社が関与する取引の場合は、管理会社)が満足する条件で当該取引が執行された場合には、独立当事者間取引として交渉された通常の商業的条件で実行されたものとみなされる。非上場証券を評価する適格者が利害関係者の場合、純資産価額に基づき本トラストが支払う報酬は、本トラストの投資対象の価値の上昇に応じて増額されることがある。

投資運用会社および/またはその関連会社は、本トラストも売買する可能性のある資産に直接もしくは間接的に投資し、またはかかる資産に投資する他の投資ファンドもしくは勘定の運用もしくはそれらに対する助言を行うことができる。投資運用会社およびその関連会社はいずれも、かかる者が認識した投資機会を本トラストに提供し、または当該取引もしくはかかる者が当該取引から得た利益に関して本トラストに説明する(またはかかる取引もしくは利益について本トラストと共有し、もしくは本トラストに通知する)義務を何ら負うものではない。

投資運用会社は、FCAから認可を取得した結果として、本トラストの勘定以外で自らが現在または将 来保有し得る勘定にサービスを提供する際には、投資対象を各勘定に公平に配分する義務を負う。

J.P. モルガン - 利益相反の管理

関連するJ.P.モルガン事業体は、利益相反を管理するためにそれぞれの規制上の義務を遵守し、また、かかる利益相反の取扱いに関する方針を策定する。このような体制の整備が、顧客の利益が損なわれるリスクの予防を合理的な確実性をもって確保するのに十分でない場合には、該当する企業は、当該顧客のために業務を行う前に、かかる相反について当該顧客に開示するものとする。投資者は、以下の事項に留意すべきである。

- (a) JPモルガン・チェース・バンク・ナショナル・アソシエーション、J.P. モルガン・セキュリ ティーズ・ピーエルシーおよび投資運用会社は、同一グループ会社の一員である。
- (b) JPモルガン・チェース・バンク・ナショナル・アソシエーションは、スワップ相手方当事者として行為する。また、JPモルガン・チェース・バンク・ナショナル・アソシエーションまたはその関連会社は、金融デリバティブ商品または資金調達投資に関する相手方当事者として行為することもある。
- (c) J.P. モルガン・セキュリティーズ・ピーエルシーは、様々な役割を担うことがあり、そのため、本件スワップ取引に関して潜在的な利益相反が生じることがある。J.P. モルガン・セキュリティーズ・ピーエルシーは、本件スワップ取引に関する計算代理人として行為するほか、J.P. モルガン自社の指数または戦略に関する決定事務代行会社または戦略計算代理人としても行為する。

JPモルガン・チェース・バンク・ナショナル・アソシエーションおよびJ.P.モルガン・セキュリティーズ・ピーエルシーまたは場合によりそれらの関連会社は、これらの者が明示的に同意した自らの関連する資格における義務および責任のみを負い、これらの者が行為するにあたっての各資格に関して明示的に定められる以外の他の義務もしくは責任または注意義務を負うものとはみなされない。

J.P. モルガン自社の指数または戦略

自社の指数または戦略は、裏付けとなる構成銘柄およびその保有割合を決定する一定の規則に従い 運用される。よって、以下の記載に従うものとする。

- (a)通常の業務過程において、J.P.モルガン・セキュリティーズ・ピーエルシーまたはその関連会社もしくは子会社は、自己勘定または顧客の勘定で、自社の指数もしくは戦略の構成銘柄または関連するデリバティブの取引を、当該自社の指数または戦略の組入比率の再調整が実施される日またはその同日頃を含むがこれらに限られない日に行うことができる。かかる業務を行う際、J.P.モルガン・セキュリティーズ・ピーエルシーならびにその関連会社および子会社はいずれも、本サブ・ファンドの投資者の状況を考慮し、またはかかる投資者に有利な方法で行為する義務を負うものではない。かかる業務は、本件スワップ取引およびサブ・ファンドの価値に影響を及ぼす場合もあれば、及ぼさない場合もあるが、投資予定者は、利益相反が生じ得ることに留意すべきである。
- (b)潜在的な利益相反は、自社の指数もしくは戦略または関連するデリバティブについて、当該自社の指数または戦略の組入比率の再調整が実施される日またはその同日頃を含むがこれらに限られない日におけるそれらの仕組みおよび運用、ならびにJ.P.モルガン・セキュリティーズ・ピーエルシー、その関連会社もしくは子会社またはそれらの各受託者、役員、従業員、代表者、受任者もしくは代理人の通常の業務過程における本件スワップ取引に存在することがある。

開示制限

J.P. モルガン・グループ会社の構成会社は、自己勘定または顧客の勘定で自社の指数もしくは戦略の構成銘柄のデリバティブまたは関連するデリバティブの取引を実行した結果として自らまたはその関係者が所有することとなった情報について、当該情報の通知による影響を受けるもの、または当該情報をサブ・ファンドに開示する義務を負うものとはみなされない。投資運用会社、相手方当事者およびそれらの関係者はいずれも、かかる取引によりまたはこれに関連して生じたまたは派生した収益または利益について、本トラストまたはサブ・ファンドに説明する義務を負うものではない。

スワップ相手方当事者

スワップ相手方当事者は、銀行業務、証券取引業務および仲介業務に従事し、ならびに投資銀行サービスおよび投資顧問サービスを提供する証券金融会社である。通常の業務過程において、スワップ相手方当事者および/もしくはその関連会社ならびに/またはそれらの各従業員、受託者、役員、代理人もしくは代表者は、サブ・ファンドの投資先資産の持分もしくはポジションを有しているもしくは有していたことがある場合があり、またはかかる資産に関連するポジションもしくは契約の売買その他取引を行うことがある。かかる業務は、本サブ・ファンドの投資先資産の価値に影響を及ぼす場合もあれば、及ぼさない場合もあるが、投資予定者は、潜在的な利益相反が生じ得ることに留意すべきである。

最良執行、ソフト・コミッションおよび仲介手数料の払戻し

本トラストのためにサブ・ファンドの勘定で売買を行うブローカーを選定する際、投資運用会社は、本トラストについて最良執行の確保に同意したブローカーを選択する。この点について、最良執行とは、注文の執行および決済の価格、コスト、スピード等、注文の規模および性質、ならびに注文の執行に関連するその他の勘案事項を考慮した上で、本トラストにとって実現し得る最良の結果を得るためのあらゆる合理的な措置を講じることをいう。各サブ・ファンドの資産を運用するにあたり、投資運用会社は、ブローカーから一定のリサーチならびに統計その他に関する情報および支援を受けることがある。投資運用会社は、本トラストおよび/または投資運用会社が投資裁量権を行使するその他の勘定にかかるリサーチおよび支援を提供したことのあるブローカーに対し、仲介業務を割り当てることがある。手数料の取決めに基づき提供される利益は、本トラストに対する投資サービスの提

供を支援するものでなければならない。投資運用会社は、かかる手数料の取決めについて本トラスト に通知するものとし、当該取決めは、本トラストの定期報告書で開示されるものとする。

投資運用会社または副投資運用会社がサブ・ファンドのために行う証券の購入および/または売却に関してブローカーから仲介手数料の一部の払戻しを受けた場合、かかる払戻金は、(当該払戻しの取決めにおいて、投資運用会社または副投資運用会社が直接負担し、その支払いが適切に証明され、本トラストとの間で合意された合理的な手数料および費用を控除した上で、)当該サブ・ファンドに払い込まれなければならない。投資運用会社は、この点について、当該サブ・ファンドの資産から、投資運用会社が請求した手数料ならびに投資運用会社が直接負担し、その支払いが適切に証明された合理的なコストおよび費用の支払い/払戻しを受けることができる。これまでに、本トラストに関してかかる取決めが行われたことはない。

(2)リスクに対する管理体制

管理会社のシステムおよび統制は以下のとおり構成される。

- (a)管理会社取締役会:取締役会は、四半期に一度(また、必要に応じて臨時に)会議を開催し、管理会社のリスク管理に責任を負う。
- (b)管理会社ビジネス・コントロール・フォーラム(以下「BCF」という。)。BCFの構成員は以下の とおりである。

委員長	最高経営責任者
秘書役	内部コントロール部門
常時委員	リスク管理部門 ミドル・オフィス / オペレーション部門 コンプライアンス部門 ポートフォリオ運用およびストラクチャリング監督およ び取引部門 マネジメント・オフィス

BCFは、月に一度会議を開催し、3名の定足数を必要とし、統制システムの実施の監視およびこれ に対する問題について責任を負う。この統制システムは、

- ・ すべての適用ある規制上その他の投資制限に従って管理会社により運用されるファンドおよびサブ・ファンド内のリスクを特定および管理し、
- ・ 管理会社がグループおよび管理会社特有の方針および規則に従って統制および管理されることを確保する。

管理されるリスクの範囲には、取引相手方リスク、信用リスク、市場リスク、評価リスク、業務 リスクが含まれ(ただし、これらに限られない。)、監視される統制には、金融上および第三者 の監視が含まれる。

BCFは、管理会社の取締役会に情報および決定を上申し、適切な場合には、軽減および是正を勧告する。

(c) BCFは、特定のリスクまたは問題の上申および管理点として行為するための活動範囲が定められた 小委員会を招集する。

最初のかかる小委員会は、価格設定および評価委員会であり、未解決の許容範囲外の金融デリバティブ商品の(第三者の評価代理人または金融デリバティブ商品の取引相手方との)評価差額を検討する責任を負う。許容範囲外の差額は、解決のために管理会社のリスク管理統制委員会により価格設定および評価委員会に上申される。

(d) 取締役会、小委員会およびリスク管理統制委員会をサポートするJ.P.モルガンの共有の管理およびサポート部門には、法務部門、内部監査部門、コンプライアンス部門、リスク部門、ミドル・

オフィスおよび運用部門、組織統制部門、技術部門、財務および事業管理部門ならびに人事部門が含まれる。

管理会社は、以下を有する。

- BCFに報告を行う専門のリスク・マネージャー
- ・ J.P.モルガンEMEAのコンプライアンス・オフィサーに報告を行うコンプライアンス部門の人材。この専門の人材は、諮問コンプライアンス・チームに在籍し、管理会社に関連するコンプライアンス活動を主導する。さらに、個人勘定取引、AML、制裁、コンプライアンス調査、教育および登録、利害関係の開示、監督、内部ガバナンスならびに規制上の進展を含むさまざまな中央コンプライアンス部門チームのサポートを受ける。

BCFは、管理会社のシステムおよび統制目的の実施について責任を負い、最高経営責任者および 取締役会の両者に対して報告を行う。これらの責任には、評価リスク、取引相手方リスク、市場 リスク、流動性リスクおよび業務リスクを含むファンド内のリスクの管理が含まれる。

- (a) 反対評価:内部コントロール部門は、最低でも週に一度、UCITSのファンドについて管理事務代行会社または第三者から独自の評価を得ることを確保する。かかる評価と取引相手方の評価との差額がファンドの設立時に合意された許容範囲を超える場合、内部コントロール部門は、かかる差額の原因を調査し、評価の締切日までに解決されない場合、かかる差額を評価小委員会に上申し、当該小委員会は、純資産価額の計算のために独自の評価を用いるか、純資産価額の公表を遅らせるか、取引相手方の価格を基準として純資産価額を公表するか、または最高経営責任者および/もしくは取締役会にさらに上申するかを決定する。内部コントロール部門は、反対評価の管理情報を維持し、あらゆる差額を最高経営責任者および取締役会に報告し、評価小委員会によりなされる決定が適切に文書化および記録されることを確保する責任を負う。
- (b)取引相手方の信用リスク:管理会社はリスク管理委員会の承認過程を通過し、ISDAおよび CSA契約を締結した者とのみ店頭取引を行う。内部コントロール部門は、担保の適格性およ び格付による限度額を決定するために取引相手方をカテゴリー別に分類する責任を負う。 ミドル・オフィス部門は、担保を要求、計上および決済し、担保に関する紛争を内部コントロール部門に上申する日々の責任を負う。内部コントロール部門は、UCITSまたはファンド特有の制限内で取引相手方の信用リスクを監視し、制限違反を最高経営責任者および取締役会に上申する。内部コントロール部門は、承認された取引相手方および信用リスクに 関して最高経営責任者および取締役会に対して管理情報を提供する。店頭取引の相手方として承認された者のリストは定期的に見直され、必要に応じて更新される。
- (c) グローバル・リスク / レバレッジ:レバレッジは、コミットメント・アプローチまたはバ リュー・アット・リスク・アプローチを用いて測定することができる。
- (d)市場リスク:大半のファンドは、パッシブ運用であるため、募集文書に明記される市場リスクにファンドをさらすことを意図している。
- (e)流動性リスク:内部コントロール部門は、専門の流動性の枠組みを監視し、流動性の限度 額違反を最高経営責任者および取締役会に上申する責任を負う。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

海外における申込手数料

申込手数料は課されない。

日本国内における申込手数料

申込手数料は課されない。

(注)ただし、後記のとおり、販売会社には、前払販売報酬として(i)発行価格に()設定日現在の発行済未償還の受益証券の口数を乗じた金額に対し2%に相当する金額が、本サブ・ファンドから支払われ、本サブ・ファンドの存続期間中にわたり償却される。

(2)【買戻し手数料】

海外における買戻し手数料

受益証券の買戻しに際しては、条件付繰延販売手数料(以下「CDSC」という。)が、本サブ・ファンドに対して支払われ、その一部は管理会社に対して支払われる。自己の受益証券の買戻しを受ける受益者は、自らの受益証券の買戻日現在の受益証券1口当たりの純資産価格からCDSCを控除した金額を買戻価格として受け取る。

CDSCは、買戻しを行った投資家が本サブ・ファンドの全期間を通じて投資を継続していれば、通常、本サブ・ファンドの全期間を通じて全投資家によって負担されたであろう販売費用を、公平負担の観点から、当該買戻しを行った投資家に対して課されるものである。

CDSCは、スライド制で適用され、以下の割合に従って控除される。

買戻日	適用されるCDSC率
設定日から2017年12月31日まで (両日を含む。)	受益証券1口当たり発行価格の2.00%
2018年1月1日から2018年12月31日まで (両日を含む。)	受益証券1口当たり発行価格の1.67%
2019年1月1日から2019年12月31日まで (両日を含む。)	受益証券1口当たり発行価格の1.33%
2020年1月1日から2020年12月31日まで (両日を含む。)	受益証券1口当たり発行価格の1.00%
2021年1月1日から2021年12月31日まで (両日を含む。)	受益証券1口当たり発行価格の0.67%
2022年1月1日から2022年12月29日まで (両日を含む。)	受益証券1口当たり発行価格の0.33%

上記のとおり、適用されるCDSCの率は、受益証券の買戻しを受ける受益者が受益証券を保有していた期間の長さを基準として決定される。

受益証券1口当たりのCDSCの金額は、上記の該当するパーセント率に受益証券1口当たりの発行価格を乗じて算定する。

日本国内における買戻し手数料

2022年12月30日以前に買い戻す受益証券(任意の買戻し、または後記「強制買戻し」記載の規定に従い行われる強制的な買戻しかを問わない。)については、以下の買戻手数料(CDSC)が課せられる。

CDSCは、買戻しを行った投資家が本サブ・ファンドの全期間を通じて投資を継続していれば、通常、本サブ・ファンドの全期間を通じて全投資家によって負担されたであろう販売費用を、公平負担の観点から、当該買戻しを行った投資家に対して課されるものである。

CDSCは、スライド制で適用され、以下の割合に従って控除される。

買戻日	適用されるCDSC率
設定日から2017年12月31日まで (両日を含む。)	受益証券1口当たり発行価格の2.00%
2018年1月1日から2018年12月31日まで (両日を含む。)	受益証券1口当たり発行価格の1.67%
2019年1月1日から2019年12月31日まで (両日を含む。)	受益証券1口当たり発行価格の1.33%
2020年1月1日から2020年12月31日まで (両日を含む。)	受益証券1口当たり発行価格の1.00%
2021年1月1日から2021年12月31日まで (両日を含む。)	受益証券1口当たり発行価格の0.67%
2022年1月1日から2022年12月29日まで (両日を含む。)	受益証券1口当たり発行価格の0.33%

上記のとおり、適用されるCDSC率は、受益証券の買戻しを受ける受益者が受益証券を保有していた期間の長さを基準として決定される。

受益証券1口当たりのCDSCの金額は、上記の該当するパーセント率に受益証券1口当たりの発行価格を乗じて算定する。

(3)【管理報酬等】

管理会社報酬

本サブ・ファンドの資産から管理会社に対し、(i)発行価格に()関連する評価日現在の発行済未償還の受益証券の口数を乗じた金額に対し年率0.43%を上限とする金額が設定日から債券満期日までの期間(設定日および債券満期日を含む。)(以下「報酬計算期間」という。)中に支払われる。

管理会社は、自己の管理報酬から、受託会社、保管会社、管理事務代行会社、名義書換事務代行会社、監査会社、管理会社代行サービス会社および代行協会員の報酬を、以下(a)ないし(f)の通り配分して支払う。

(a)受託会社報酬

受託会社には、各サブ・ファンドにつき年額2,500ドルの固定報酬が支払われる。受託会社には、 さらに、本サブ・ファンドの資産から、合理的な範囲の立替費用が支払われる。

受託会社報酬は、本サブ・ファンドに対する受託業務の対価として受託会社に支払われる。

(b)保管会社報酬

保管会社には、年率0.0185%に相当する保管報酬および取引報酬が報酬計算期間中に支払われる。取引報酬はすべて、本サブ・ファンドが保有する資産の内容によって変動する。ただし、最低年額は3,000ドルとする。保管会社には、さらに、本サブ・ファンドの資産から、合理的な範囲の立

替費用および保管会社があらゆる副保管会社に対して支払う慣例的な代理手数料 (通常の商業的料率で支払われるものとする。)が支払われる。

保管会社報酬は、本サブ・ファンドに対する保管業務および取引業務の対価として保管会社に支払われる。

(c)管理事務代行会社報酬

管理事務代行会社には、(i)本サブ・ファンドの純資産総額の100百万ドル以下の部分については年率0.05%、および()それを上回る部分については年率0.035%を上限とする金額の報酬が、報酬計算期間中に支払われる。ただし、各サブ・ファンドにつき、最低年額報酬(20,000ドルを上限として設定される。)を下回らないものとする。最低年間報酬額とする。管理事務代行会社には、さらに、財務報告の報酬が支払われる。

管理事務代行会社報酬は、本サブ・ファンドに対する管理事務代行業務の対価として管理事務代 行会社に支払われる。

(d) 名義書換事務代行会社報酬

名義書換事務代行会社には、取引事務処理報酬、または報告事務処理報酬として最低年額1,200ドルが支払われる。名義書換事務代行会社には、さらに、本サブ・ファンドの資産から、合理的な範囲の立替費用が支払われる。

名義書換事務代行会社報酬は、本サブ・ファンドに対する名義書換事務代行業務の対価として名 義書換事務代行会社に支払われる。

(e)管理会社代行サービス会社報酬

管理会社代行サービス会社には、(i)発行価格に()関連する評価日現在の発行済み未償還の受益証券の口数を乗じた金額に対し年率0.25%に相当する金額が報酬計算期間中に支払われる。

管理会社代行サービス会社報酬は、本サブ・ファンドに対する管理会社代行サービス業務の対価 として管理会社代行サービス会社に支払われる。

(f)代行協会員報酬

代行協会員には、(i)発行価格に()関連する評価日現在の発行済未償還の受益証券の口数を乗じた金額に対し年率0.01%に相当する金額が報酬計算期間中に支払われる。

代行協会員報酬は、本サブ・ファンドに対する代行協会員業務の対価として代行協会員に支払われる。

本サブ・ファンドの管理報酬等がいずれの財務年度においてであれ上記の割合を上回る場合には、 管理会社は、不足分を本サブ・ファンドに払い戻すことを約束している。

管理報酬等は、各評価日に日割りベースで計算され、四半期ごとの後払いで報酬計算期間中に支払 われる。

管理会社報酬は、本サブ・ファンドに対する管理業務の対価として管理会社に支払われる。

販売報酬

販売会社には、前払販売報酬として(i)発行価格に()設定日現在の発行済未償還の受益証券の口数を乗じた金額に対し2%に相当する金額が、本サブ・ファンドから支払われ、本サブ・ファンドの存続期間中にわたり償却される。

販売会社には、継続的販売報酬として(i)発行価格に()関連する評価日現在の発行済未償還の受益証券の口数を乗じた金額の年率0.25%に相当する金額が、報酬計算期間中に本サブ・ファンドの資産から支払われる。

販売報酬は、管理会社から受益証券を購入することおよび日本法に従って日本における投資家によってなされた申込注文を履行すること等の対価として販売会社に支払われる。

本債券に係る報酬

本債券元本額の年率0.04%に相当する金額の固定報酬が本債券の価額から控除され、本債券の準備 費用および特別目的会社に対しサービスを提供する会社への継続支出に充当される。

リスク管理報酬として、本債券参照指数に対する想定エクスポージャーに対し年率0.30%から0.50%(設定日または同日頃の市場の状況に基づいて決定される。)に相当する金額が本債券の価額から控除される。

本債券参照指数には年率0.5%の指数計算報酬がかかっている。

(4)【その他の手数料等】

上記の他、本トラストは、以下を各サブ・ファンドの資産から支払うことができる。

- ・ 純資産価額の計算および公表に関する報酬
- すべての税金および付加価値税
- ・ 受益者集会に関して発生する会社秘書役事務の報酬および費用
- マーケティングおよび販売の費用
- ・ 監査人、税務顧問および法務顧問の報酬および費用
- 独立評価機関の報酬
- ・ 各サブ・ファンドの(当初)承認およびその維持に関係する手数料および費用、ならびにケイマン諸島金融庁に支払う毎年の賦課金
- ・ 他の法域における受益証券の証券取引所への上場および販売のための受益証券の登録に関連する 手数料

前記「(3)管理報酬等」記載の報酬を含む当該報酬、賦課金および手数料は、それらの発生に関係するサブ・ファンドに請求される。監査報酬等の定期的または反復的な性質の報酬または費用については、受託会社が、あらかじめ1年またはその他の期間の見積額で当該報酬および費用を計算し、任意の期間にわたり同じ割合でこれらを計上することができる。

設立費用および法務報酬は、本サブ・ファンドの資産から、管理会社がその絶対的な裁量により配分して支払う。

本トラストおよびサブ・ファンドの継続的な管理および運営に関連して管理会社または受託会社が 負担する報酬および費用が、特定のサブ・ファンドから払い戻されない限りにおいて、管理会社は、 サブ・ファンド間で費用を割り当てる際の基準を決定する絶対的な裁量権を有するものとする。ただ し、管理会社は、その絶対的な裁量により、本トラストおよびサブ・ファンドに関連して、管理会社 自身の年間報酬から当該報酬または費用を支払うことを選択できるものとする。

(5)【課税上の取扱い】

以下の記載は、本サブ・ファンドが日本およびケイマン諸島における現行法および慣習に関して受領した助言に基づいている。申込者は、受益者への課税が下記とは異なることがある旨認識しておくべきである。受益者は、各人の市民権、居住地、通常の居住地または住所地の国の法律に基づく受益証券の申込み、購入、保有、売却または償還への課税の可能性について、専門家の助言を受けるべきである。

(A)日本

本書の日付現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

- I ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合
 - (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
 - (2)国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公 社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
 - (3)国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)(2038年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%))の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されるため原則として確定申告をすることになるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等(租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下同じ。)の譲渡損失(繰越損失を含む。)との損益通算が可能である。

- (4)日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。)については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ(一定の公共法人等(所得税法別表第一に掲げる内国法人をいう。以下同じ。)または金融機関等を除く。)、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される(2038年1月1日以後は15%の税率となる。)。
- (5)日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合(他のクラスの受益証券に 転換した場合を含む。)は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損 益(譲渡価額から取得価額等を控除した金額(邦貨換算額)をいう。以下同じ。)に対し て、源泉徴収選択口座において、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)(2038年1月1 日以後は20%(所得税15%、住民税5%))の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。 受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確 定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。 譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損 益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能
- (6)日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5) と同様の取扱いとなる。
- (7)日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。
- (注)日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久 的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。
 - ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

である。

(1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。

- (2)国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内株 式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- (3)国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)(2038年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%))の税率による源泉徴収が行われる。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等の譲渡損失(繰越損失を含む。)との損益 通算が可能である。

- (4)日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。)については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ(一定の公共法人等を除く。)、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される(2038年1月1日以後は15%の税率となる。)。
- (5)日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合(他のクラスの受益証券に 転換した場合を含む。)は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損 益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)(2038 年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%)の税率による源泉徴収が行われる。受益 証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申 告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

- (6)日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5) と同様の取扱いとなる。
- (7)日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。
- (注)日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久 的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

本書の日付現在では、ファンドは、税法上、公募外国公社債投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

税制等の変更により上記 ないし に記載されている取扱いは変更されることがある。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、2014年1月1日以降の非課税制度である。NISAを利用する場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となる。利用できるのは、満20歳以上のもので、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当するものが対象となる。なお、未成年者向けの少額投資非課税制度(ジュニアNISA:新規投資額で年間80万円を上限)が2016年4月1日に開始している。ただし、NISAで取り扱っている商品は販売会社によって異なる。詳しくは、販売会社にご照会されたい。

(B)ケイマン諸島

ケイマン諸島には、現在のところ、直接課税は存在せず、本トラストについて受託会社に支払われる利子、配当および利益は、ケイマン諸島のあらゆる課税を受けずに受領される。各サブ・ファンド

は信託法(その後の改正を含む。)に従い「免税信託」として登録される。受託会社は、ケイマン諸島政府に対し、本サブ・ファンドの設定後50年の間に制定される、所得もしくはキャピタル資産もしくはキャピタル・ゲインもしくは利益に課せられる税金もしくは課徴金、または資産税もしくは相続税の性質を有する何らかの税金を課す法律が、本サブ・ファンドに保有される資産もしくは本サブ・ファンドに発生した利益に対し、または当該資産または利益に関して受託会社もしくは受益者に対し、適用されないものとする旨の誓約を取得している。

(C)自動情報交換(以下「AEOI」という。):米国外国口座税務コンプライアンス法および米国以外の類似の制度

追加雇用対策法の米国外国口座税務コンプライアンス法は、外国に口座を有する租税米国人による米国の脱税に対する対策を強化することを目的として施行された。FATCAに従い、米国外の金融機関(以下「外国金融機関」という。)、例えば銀行、運用会社、投資ファンド等は、租税米国人の特定の収入について特定の報告義務を負うか、または(i)特定の米国を源泉とする収入(とりわけ配当および利子を含む。)、()配当および利子を生じさせる米国資産の売却または処分による利益の総額、()FATCAを遵守していない特定の外国金融機関および参加外国金融機関により保持される利子に関して特定情報を提供しない投資家(FATCAの適用を免除されている場合を除く。)への外国パススルー支払いについて30%の源泉徴収を行わなければならない。上記の場合を除き、FATCAを遵守しない外国金融機関は、米国を源泉とする支払いに30%の源泉徴収税を課される。

2013年11月29日、ケイマン諸島政府は、FATCAの適用に関し、米国との間で、非互恵的政府間協定ひな型1B(以下「IGA」といい、米国との間のIGAを「米国IGA」という。)を締結した。米国IGAは、FATCAの下での税務情報の自動交換を目的とする。ケイマン諸島政府および米国政府は、税務情報が自動的に交換される法的な仕組みの概要を定める税務情報交換協定も締結した。

2014年7月4日、ケイマン諸島政府は、税務情報局法(改訂済)(以下「TIA法」という。)に伴うものとして、税務情報局(国際税務コンプライアンス)(米国)規則(改訂済)(以下「米国FATCA規則」という。)を公布した。米国FATCA規則は、米国IGAの規定を導入するものである。米国FATCA規則は、特定の直接および間接の米国投資家であり米国市民である者について身元の特定および報告について規定し、本トラストおよびその投資家に影響がある。

本トラストまたはサブ・ファンドに係る投資家は、本トラストがFATCAの目的において投資家を適正に区分するために、本トラストに対し、身元を特定する情報を提供しなければならず、投資家がかかる情報を請求に応じて提供しない場合、当該投資家の口座は「米国報告口座」として分類され、当該投資家(および本トラストおよび/またはサブ・ファンドにおけるその保有)に係る情報がケイマン諸島税務情報局またはその下部組織(以下「TIA」という。)へと伝達され、さらにTIAによりIRSへと提供される可能性があることに留意すべきである。さらに、各投資家は、本トラストに提供された本トラストおよび/またはサブ・ファンドにかかる権利の直接または間接の所有権を特定する情報は、TIAおよび/またはIRSに報告される可能性があることにも留意すべきである。

本トラストは、FATCA上、報告ひな型1外国金融機関の資格で登録されている。本トラストに投資すること(または投資を継続すること)により、投資家は、以下に同意したものとみなされる。

- (i)本トラストは、FATCAを遵守する目的で、IRSに登録されており、報告ひな型1外国金融機関にあたる。
- ()適用ある税務規定を遵守するため、本トラストのFATCA上の資格により、投資家は、FATCAの下での現在の資格に係る追加の身元特定情報を提供する必要がある。

2014年10月29日、ケイマン諸島政府は、経済協力開発機構が発行した共通報告基準(以下「CRS」という。)の導入に取り組むことを明らかにするため、他の50の法域と共に、所轄官庁多国間合意を締結した。現地規制は、新設および既存の口座についてデュー・ディリジェンスを要求するものであり、かかる口座の報告を2017年中に開始することを見込んで2015年10月16

日および2016年12月19日に制定された。CRSは、他の調印法域の税務居住者である投資家について米国IGAと類似の報告その他義務を課すものであり、100超の国がCRSを採用することに合意している。本トラストは、TIAが世界中の税務当局に広めている口座情報とともに、毎年TIAに報告を行うことを要求される。ケイマン諸島政府は、将来、他の国との追加の協定を締結する可能性があり、また、他の国がCRSを採用する可能性があることにより、本トラストの報告義務をさらに増大させる可能性がある。

投資家は、本トラスト、委任を受けた機関、管理会社、名義書換事務代行会社または販売会社に対し、AEOI資格を自ら証明するべきであり、その際には米国FATCA規則またはその他TIA法に従って随時制定される規則に規定され、定期的に更新される形式(例えばIRS W8、W9または同等の記入フォーム)に従い、かつ/または、投資家が外国金融機関である場合には、本トラスト、委任を受けた機関、管理会社、名義書換事務代行会社または販売会社に対し、GIIN番号を提供すべきである。投資家は、自らのAEOI資格に係る状況に変更があった場合には、直ちに本トラスト、委任を受けた機関、管理会社、名義書換事務代行会社または販売会社に対し、書面で通知する。

- ()管理会社および/または本トラスト(または本トラストもしくは管理会社によりAEOI義務の履行の代行を委託された機関)は、その報告義務の一環として、投資家から(または投資家に関して)取得した特定の秘密情報(投資家の名称、住所、納税者番号(ある場合)および本トラストへの投資家の投資、自己証明、GIIN番号または他の記録に係る特定の情報を含むが、これに限られない)を開示しなければならないことがあり、FATCA、関連するIGAまたは他の適用ある法令に従うため必要がある場合には上記の情報をTIAまたは他の権限ある当局との間で自動的に交換しなければならないことがある。投資家は、本トラストは適用あるIGAに規定された集合体規則を尊重することを周知されている。
- () AEOI資格を請求に従って適正に文書化しなかった、または、法定の期間内にかかるAEOI資格を開示することを拒否した投資家は、米国との関連がある場合には「米国報告口座」として、または金融受益者に該当する投資家については非参加外国金融機関として分類される可能性があり、管理会社および/または本トラスト(または本トラストもしくは管理会社によりAEOI義務の履行の代行を委託された機関)による上記の税務または政府機関への報告の対象となる可能性がある。
- (v)2017年1月1日より適用することのできる「外国パススルー支払い」メカニズムにより将来生じうる問題およびかかる支払いに対する源泉課税を避けるため、本トラスト、管理会社またはその委任を受けた機関は、特に本トラストの投資家の一般的な利益を保護するために適法かつ正当であると考えられる場合はいつでも、英文目論見書の日付以降非参加外国金融機関へ受益証券を売却すること、または非参加外国金融機関が第三者のために受益証券を保有することを禁止する権利を留保する。

英国およびケイマン諸島に加えて多くの政府が、自動情報交換協定の締結を検討し、または締結した可能性がある。当該協定により、関連政府間で税務情報交換協定が締結されている場合に、適用ある現地法に基づき投資家の情報を収集する関連税務当局は、他国に居住する投資家に関する情報を当該居住国の税務当局と共有することができる。かかる協定に基づく情報報告の範囲および適用は、政府の監督対象であり、規則は変更される可能性がある。投資家は、各人の固有の状況における政府間の情報交換の適用につき、自らの税務アドバイザーに相談すべきである。

上記は関連する税務上の規則および考慮事項の完全な分析を意図するものではなく、受益証券の購入または保有に伴う潜在的な税務上のリスクのすべての列挙または税務上の助言も意図しない。各投資家は、適用ある管轄権における法の下での受益証券の購入、所有、売却および償還に係り課税される可能性のある税およびその他の影響について、本トラストおよびサブ・ファンドへの投資に関する

FATCAならびにその他報告および源泉徴収制度の適用性を含めて、専門のアドバイザーに相談すべきである。

申込みにより、各受益者は、当該受益者が請求された情報を本トラストまたはサブ・ファンドに対し提供しなかったことによって生じた、本トラストまたはサブ・ファンドが支払う源泉徴収税ならびに本トラストまたはサブ・ファンド、受託者、管理会社、管理事務代行会社、名義書換事務代行会社もしくは他の投資家、または前記の者の代理人、受任者、従業員、取締役、役員もしくは関連会社が負担する関連費用、利子、罰金その他損失および債務が、当該受益者(以下「債務不履行受益者」という。)に経済的に負担とされることを確保するため、当該受益者の所有に関連して管理会社が必要と判断する行為を適用ある法律に従い行うことに同意する。管理会社が決定できる行為は、以下を含むがこれに限られない。

- (a)「減額」の結果他の受益者がその受益証券の価値の減少を受けないことを確保するため、債務 不履行受益者の受益証券を償還または買い戻すこと
- (b)「減額」による経済的負担を債務不履行受益者に有効に移転するため、強制的な買戻しおよび 受益証券の発行により、債務不履行受益者の受益証券を他のクラスまたはシリーズに転換し、 かかる債務不履行受益者の受益証券の純資産価額を調整すること
- (c)管理会社が(直接または間接に)債務不履行受益者に関連すると判断する「減額」による経済 的負担を当該受益者に移転するため、管理会社が必要または適切とみなす方法により、債務不 履行受益者の保有する受益証券の純資産価額を調整すること
- (d)管理会社が(直接または間接に)債務不履行受益者に関連すると判断する「減額」について受託会社および管理会社ならびにその代理人を免責するために必要な金額を、債務不履行受益者に支払われる償還金または買戻代金から差し引くこと。

上記において、「減額」とは、管理会社が、その絶対的な裁量に基づき、関連する受益者が、受託会社、管理会社、管理事務代行会社もしくは名義書換事務代行会社またはその代理人が報告義務その他義務を遵守するためおよび/または関連する法律の下源泉徴収税を避けるために必要と判断して請求した書類、証明その他情報を関連する受益者が正確かつ適時に提供しなかったことにより、本トラストまたはサブ・ファンドが直接または間接に負担したと判断する源泉徴収税、利子および罰金の額をいう。

5【運用状況】

本サブ・ファンドの運用状況は以下のとおりである。

(1)【投資状況】

(資産別および地域別の投資状況)

(2021年10月末日現在)

資産の種類	日夕	時価合計	投資比率
貝性の種類	国名	(豪ドル)	(%)
債券	ジャージー	29,312,306.10	99.67
現金・その他の資産(負債控除後)		96,357.25	0.33
合計(純資産総額)		29,408,663.35	100.00
		(約2,518百万円)	100.00

(注)投資比率とは、本サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(2021年10月末日現在)

銘柄名	国・地域名	種類	満期日	利率 (%)	数量/額面	取得原価 (豪ドル)	時価 (豪ドル)	投資 比率 (%)
ARIES FINANCE LTD 2016 - 22/12/2022	ジャージー	債券	2022年12月22日	0.68	24,881,000	24,383,380.00	29,312,306.10	99.67

【投資不動産物件】

該当事項なし。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項なし。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

下記会計年度末および2021年10月末日までの1年間の純資産価額および1口当たり純資産価格の推移は、以下のとおりである。

	純資產		1 口当たり純資産価格		
	(豪ドル)	(円)	(豪ドル)	(円)	
第一会計年度末	53,050,757.21	4,541,675,325	103.39	8,851	
(2017年6月末日)	55,050,757.21	4,541,675,525	103.39	8,651	
第二会計年度末	38,359,902.52	3,283,991,255	108.65	9,302	
(2018年6月末日)	30,339,902.32	3,203,991,233	100.03	9,302	
第三会計年度末	37,677,823.64	3,225,598,482	111.60	9,554	
(2019年6月末日)	37,077,023.04	3,223,330,402	111.00	9,554	
第四会計年度末	36,023,812.93	3,083,998,625	111.04	9,506	
(2020年6月末日)	30,023,012.93	3,003,990,023	111.04	9,506	
第五会計年度末	30,562,014.49	2,616,414,060	117.29	10,041	
(2021年6月末日)	30,302,014.49	2,010,414,000	117.29	10,041	
2020年11月末日	35,713,845.08	3,057,462,277	113.09	9,682	
12月末日	35,688,244.74	3,055,270,632	114.46	9,799	
2021年1月末日	34,400,382.60	2,945,016,754	114.92	9,838	
2月末日	34,126,579.54	2,921,576,474	114.83	9,831	
3月末日	32,651,278.93	2,795,275,989	114.80	9,828	
4月末日	32,161,691.45	2,753,362,405	115.94	9,926	
5 月末日	30,607,900.47	2,620,342,359	116.46	9,970	
6月末日	30,562,014.49	2,616,414,060	117.29	10,041	
7月末日	30,355,679.41	2,598,749,714	118.58	10,152	
8月末日	30,352,122.10	2,598,445,173	118.97	10,185	
9月末日	29,260,546.47	2,504,995,383	116.10	9,939	
10月末日	29,408,663.35	2,517,675,669	118.20	10,119	

⁽注)本表における純資産価額および1口当たり純資産価格は財務書類とは異なる方法で算出されるため、財務書類と比較した場合、数値が異なる場合がある。財務書類は取引日当日の取引を含むが、本表中に記載される数値は1営業日の遅れがあり計算期間の最終日当日に発生した取引を含んでいないことがある。

【分配の推移】

該当事項なし。

【収益率の推移】

会計年度	収益率(%)
第一会計年度	3.39
第二会計年度	5.09
第三会計年度	2.72
第四会計年度	- 0.50
第五会計年度	5.63

⁽注)収益率(%)=100×(a-b)/b

a = 当該会計年度末の1口当たり純資産価格(当該会計年度の分配金の合計額を加えた額)

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格(分配落の額)(ただし、第一会計年度については、1口当たり当初発行価格(100豪ドル)を使用している。)

(4) 【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度における販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末日現在の発行済口数は、以下のとおりである。

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第一会計年度	532,860	19,760	513,100
第一云訂牛 <u>及</u>	(532,860)	(19,760)	(513,100)
第一人計任由	0	160,040	353,060
第二会計年度	(0)	(160,040)	(353,060)
第三会計年度	0	15,430	337,630
第二云訂牛 <u>及</u>	(0)	(15,430)	(337,630)
笠皿合計年度	0	13,200	324,430
第四会計年度	(0)	(13,200)	(324,430)
第五会計年度	0	63,860	260,570
	(0)	(63,860)	(260,570)

- (注1)()内の数字は日本国内における販売、買戻しおよび発行済みの口数を示す。
- (注2)第一会計年度の販売口数は、当初申込期間中の販売口数を含む。
- (注3)取引日当日の取引は取引日の翌営業日に反映されるため、各口数には取引日当日の取引は含まれていないことがある。財務書類上の口数は取引日現在のすべての取引を含む。

第2【管理及び運営】

- 1【申込(販売)手続等】
 - (1)海外における販売

申込手続

募集期間中は、受益証券は発行価格で投資家に対して募集が行われる。発行価格は、各受益証券の募集期間における申込みのための募集価格であり、100豪ドルである。管理会社は、その絶対的な裁量により、関連するサブ・ファンドのクロージング日までいつでも、受益証券の募集の停止を決定することができる。かかる場合、受益証券の配分の基準は、管理会社の単独の裁量によるものとし、管理会社はいかなる申込みについてもその全部または一部を拒否する権利を留保する。管理会社は、申込みの全部または一部を拒否する場合、申込者のリスク負担により、かつマネーロンダリング防止要件の十分な遵守を条件に、申込金(利息なしで)またはその残額を当該拒否から7営業日以内に電信送金により申込者の費用負担で返金する。募集期間中は、申込金は、2016年12月30日午前11時30分(東京時間)までに引出可能な資金またはその他の方法で受領されるよう、申込書に記載された口座にまたはその他の口座に支払われなければならない。

募集期間後は受益証券の募集は行わない。

記入・署名済みの申込書は、マネーロンダリング防止確認に関する補完書類とともに、原本を郵送または交付しなければならない。ファックスまたは電子的に送信した場合は、その後可能な限り速やかに、クロージング日の午後7時(東京時間)までに原本が受領されるように、後記「第4 外国投資信託受益証券事務の概要(1)受益証券の名義書換」および申込書に記載する名義書換事務代行会社の住所宛に原本が送付されなければならない。上記にかかわらず、受益証券の当初申込みは、口座開設前に記入・署名済みの申込書および関連するマネーロンダリング防止に関する補完書類の原本を交付し、またはファックスで送信することによってのみ行うことができ、ファックスで当該申込みを行った場合は、その後可能な限り速やかに原本を送付しなければならない。下記に記載する関連する取引期限前に名義書換事務代行会社が受領しなかった申込書は、翌申込日まで持ち越される。関連する取引期限までに名義書換事務代行会社が申込書を受領した場合でも、未記入または誤記入がある場合には、適切に記入した申込書を名義書換事務代行会社が受領するまで持ち越される。

受益者の登録情報または支払指図の変更に関する通知も、原本が受領されなければならない。いかなる状況においても、申込書の複写は受理されない。

投資家は、いったん申込書に記入し、提出すると、追加買戻しの注文を行うために利用可能なファックスまたは電子取引(例えばSWIFT)の設備(その詳細は申込書に記載される。)を利用することができる。追加買戻注文は、投資家の当初の申込み申請に従い投資家が提供した支払口座情報と同一のものまたはその他を使用する場合、関連する取引期限までにファックスまたは電子的方法のいずれかにより、名義書換事務代行会社が受理することができる。ただし、関連する受益者が当該設備を選択した場合に限る。ファックスおよび電子的方法による注文は、投資家が当初申込みのために署名した申込書に記載されているファックスおよび電子的方法による補償に基づいてのみ行われる。受益証券の申込みの決済およびその他の申込事項に関する詳細は、受益証券の申込みに適用される条件および申込手続の全詳細とともに申込書に記載されている。

販売会社は、当該販売会社から名義書換事務代行会社への申込書の送付を滞りなく行うために、上記の期限よりも早い申込みの受領期限を設定することがある。ただし、関連する申込みが上記および申込書に記載する規定に従って受領されない限り、名義書換事務代行会社は申込日に一切の申込みを

処理しない。申込者はまた、販売会社が営業を行わない日には、当該販売会社を通じて受益証券を購入できない場合があることに留意する必要がある。

受益証券の発行に関する申込金の支払

受益証券の発行に関する申込金の送金は、取引期限までに、現金支払に関しては関連するクラスの表示通貨による決済資金で、電信送金により行われなければならない。名義書換事務代行会社は、その裁量により、その他の通貨による支払を受けることができるが、当該支払は、名義書換事務代行会社が取引可能なその時点の実勢為替相場で関連するクラスの表示通貨に交換され、当該換算の正味受取金(換算費用差引き後)のみが受益証券の申込みに使用される。当該換算により、申込みの処理に遅延が生じることがある。申込金の受領期限は、2016年12月30日午前11時30分(東京時間)である。

申込みの制限

関連するサブ・ファンドの純資産価額の計算が停止されている期間における受益証券の発行および販売は、後記「3 資産管理等の概要(1)資産の評価 一時的な停止」に記載される方法で制限されることがある。かかる場合、本トラストの同意を得て取り消されない限り、当該停止終了後の翌申込日に申込みが行われたものとみなされる。

申込金の未払に関する補償

行われた申込みに関連して(関連するサブ・ファンドのために、関連するサブ・ファンドに代わり)本トラストに支払われる申込金が、関連する取引期限までに全額受領されない場合、または申込金の未決済が発生した場合は、当該申込みに関して行われる受益証券の割当ては、管理会社の裁量により取り消されることがある。かかる場合、管理会社は、関連するサブ・ファンドの受益証券の申込者に対し、受益証券の申込者から受領するはずであった申込金に関して投資方針を実行したことにより、関連するサブ・ファンドに結果として生じた銀行手数料または損失を請求することができる。管理会社の当該損失を請求する決定は最終的なものとなる。受益証券の申込者は、関連する取引期限内に全額にて行われた申込みに関連して(関連するサブ・ファンドのために、関連するサブ・ファンドに代わり)本トラストに対して申込金が支払われなかったことにより、または当該申込金の未決済が発生した場合に生じるいかなる損失または損害に関しても、本トラスト、受託会社、管理会社、管理事務代行会社、名義書換事務代行会社および投資運用会社に対して補償する。

本トラストが、申込金の決済の不履行または遅延により損失を被った場合において、関連する申込者が受益者である場合は、管理会社は、関連する取引期限までに引出可能な資金が受領されなかった結果として本トラストが被った一切の損失、費用、経費または手数料を支払い、これを補填するために、当該受益者が保有する受益証券の全部または一部を買戻しまたは売却し、その手取金を使用することができる。

適格投資家

AIFMDの目的のため、本トラストは、欧州経済領域のAIFMを伴う欧州経済領域外のAIFに該当する。欧州経済領域の各加盟国は、AIFMDを履行する法を自国の法に取り入れる過程にあるかまたは取り入れ済みである。AIFMDの下では、受益証券の欧州経済領域内における、または欧州経済領域内に居所のあるもしくは登録上の事務所がある投資家に対する勧誘はかかる法律によって制限され、かかる法律によって許可される場合以外は勧誘は行われてはならない。

AIFMDの規制に加えて、英国法の下では、本トラストは集団投資スキームであり、その英国内での販売促進は、2000年金融サービス・市場法(以下「FSMA」という。)第238条および240条によって規制される。そのため、英文目論見書は、FSMAの下で認可された者によってのみ、英国外の者へ伝達されることができる。

英文目論見書および関連する英文目論見書補遺の配布ならびに受益証券の募集または売出しは、特定の裁判管轄では規制され得る。英文目論見書は、かかる募集または勧誘をその中で行うことが不適法である裁判管轄内、またはかかる募集もしくは勧誘をすることが認められていない地域の者によってもしくはかかる者に対してなされる、またはかかる募集もしくは勧誘をすることが認められていない者に対して行う募集もしくは勧誘を構成せず、そのように扱われてはならない。英文目論見書および関連する英文目論見書補遺を保有する者、および英文目論見書および関連する英文目論見書補遺に従って受益証券の申込みを行うことを希望している者は、当該裁判管轄において適用あるすべての法令を自ら情報収集し、注視する必要がある。

受益証券は、1933年米国証券法(その後の改正を含み、以下「1933年法」という。)または米国のいかなる州の証券法の下でも登録されておらず、登録される予定もない。また、登録を検討していない。受益証券は、直接または間接に、米国内で、または「米国人」の勘定もしくは利益に対してまたはそのために、募集され、売り出され、引き渡されることはできない。

受益証券は、1933年法に基づくレギュレーションSによる登録の免除により、米国外で募集することができる。

受益証券のための公的な市場はなく、今後展開される見込みもない。英文目論見書によって募集される受益証券は、譲渡および転売が規制され、1933年法の下で許可される場合を除き、譲渡または転売をすることができない。

本トラストは、米国の1940年投資法人法(その後の改正を含み、以下「1940年法」という。)の下で、1940年法第3(c)(7)条の規定に従って登録されておらず、登録される予定もない。1940年法は、第2(a)(51)条に定義されるように、「投資法人」の定義から、米国外で組成され、米国人の有価証券保有者のみが「適格購入者」を構成する私募ファンドを除外する。

本トラストは、米国の1974年従業員退職所得保障法(その後の改正を含み、以下「ERISA法」という。)第1章に基づく従業員給付年金、米国の1986年内国歳入法(その後の改正を含む。)第4975条に基づく一定の課税適格年金、かかる年金に関する資産を保有するその他の主体である投資家(総称して「給付年金」という。)からの申込みを、かかる申込みの後、給付年金により保有されるクラスの受益証券がそのクラスの総未償還受益証券の25%以上になる場合、受け付けない。給付年金により保有されるクラスの受益証券が25%の限度を超える場合、本トラストの資産はERISA法の下で「年金資産」とみなされる可能性があり、本トラスト、投資運用会社および給付年金の受託者に対して不利な結果をもたらし得る。

マネーロンダリング防止手続

本トラストのマネーロンダリング防止に係る責任の一環として、受託会社、管理会社、管理事務代 行会社および/または名義書換事務代行会社(それらの関連会社、子会社、受任者または関係者を含

- む。)は、各申込者の身元および申込支払金の資金源について詳細な証明を要求する。各申込みの状況に応じて、以下のいずれかに該当する場合は、詳細な証明が要求されないことがある。
- (a)申込者が、ケイマン諸島のマネーロンダリング防止規則(改訂済)(以下「マネーロンダリング防止規則」という。)を遵守することが求められる金融事業者である、もしくは当該事業者の過半数所有子会社である場合、または、
- (b)申込者が、規制当局の規制機能に関連する業務を行い、マネーロンダリング防止規則に従って マネーロンダリングおよびテロリストへの資金供与のリスクが低いと本トラストにより評価される国(以下それぞれを「低リスク国」という。)に所在する、もしくは当該申込者の過半数 所有子会社である場合、または、
- (c)申込者が、ケイマン諸島もしくは低リスク国の中央もしくは地方の政府組織、法定組織もしく は政府系機関である場合、または、
- (d)申込者が、認可された証券取引所に上場しており、かつ、実質的支配者の十分な透明性を確保 することが要求される開示要件が適用される企業である、もしくは当該企業の過半数所有子会 社である場合、または、
- (e)申込者が、(職能団体のための)年金基金もしくは労働組合である、もしくは上記(a)から (d)に記載される事業体の従業員を代理して行為している場合、または、
- (f) 申込みが、上記(a) から(e) に該当する名義人を通じて行われる場合、または、
- (g)申込みが、上記(a)から(e)に該当する紹介者による紹介に依拠する場合 上記(f)および(g)に言及される状況において、本トラストは、以下の事項を確認する当 該名義人または紹介者(場合による。)からの書面による保証に依拠することができる。
 - ()事業および(紹介者の場合においては)その実質的支配者に関する申込者についての必要な身元確認・証明手続が実施された旨、()取引関係の性質および意図された目的、
 - ()事業に関する資金の源泉を当該名義人または紹介者が確認している旨、()紹介者の場合においては、当該紹介者が、外国の規制当局により監督または管理されており、顧客管理および記録管理要件に適合するための体制を整備している旨、ならびに()当該名義人または紹介者は、あらゆる身分証明書および確認資料または情報および関連書類の利用可能なコピーを遅滞なく作成しなければならない旨。

また、申込支払金がケイマン諸島の銀行または低リスク国の規制を受ける銀行において申込者の名義で保有されている口座(または共同口座)から送金される場合、申込時に詳細な確認が必要とされないことがある。この場合、本トラストは、当該金銭の送金元の銀行の支店または営業所を特定する証拠の提出を求め、当該口座が申込者の名義であることを確認し、およびかかる詳細についての書面による記録を保持することができる。ただし、買戻しの前に、詳細な確認が実施される必要がある。

ケイマン諸島の居住者(名義書換事務代行会社を含む。)が、(申込みその他による)本トラストまたはサブ・ファンドに対する支払いに犯罪行為による収益が含まれているとの疑惑を抱いている場合、当該者は、犯罪収益に関する法律(改訂済)に従い、当該疑惑について報告することが義務付けられている。

申込みによって、申込者は、受託会社、管理会社、管理事務代行会社および名義書換事務代行会社 (またはそれらの関連会社、子会社、受任者もしくは関係者)が、ケイマン諸島およびその他の法域 におけるマネーロンダリングおよび類似の事項に関連する要請に応じて、申込者に関する情報を規制 当局その他に開示することに同意する。

各申込者の身元、住所および資金源を証明するために必要となる情報は、申込書に詳細が記載される。一例を挙げると、個人の場合、パスポートまたは身分証明書の認証謄本に、公共料金の請求書や銀行取引明細書等住所を証明するものおよび生年月日を証明するもの各一通を添えて提出する必要がある。申込者が法人の場合は、会社設立証明書(および名称変更証明書)の認証謄本、基本定款および通常定款(またはこれらに相当するもの)、会社の取締役の氏名、役職、生年月日、居住地および

勤務先住所、法人申込者の実質的所有権を有する者の詳細ならびに申込者の署名権者の一覧を提出する必要がある。

受託会社、管理会社、管理事務代行会社および名義書換事務代行会社(それらの関連会社、子会社、受任者または関係者を含む。)は、それぞれ、申込者の身元確認に必要な情報を請求する権利を留保する。申込者が確認目的で要求された情報の提出を遅延し、またはこれを行わなかった場合、名義書換事務代行会社は、当該申込みの受理を拒否し、申込金を全額返還するか、または当該受益者の受益証券を強制買戻しし、および/もしくは買戻代金の支払いを延期する(ただし、受益者が当該情報を提出しなかった場合は、買戻代金は支払われない。)ことができ、本トラスト、受託会社、管理会社、管理事務代行会社および名義書換事務代行会社(それらの関連会社、子会社、受任者または関係者を含む。)はいずれも、上記の状況において受益証券の申込書が処理されなかったか、または受益証券が強制買戻しされた場合には、申込者または受益者に対し責任を負うものではない。申込みが拒否された場合、名義書換事務代行会社は、申込金またはその残額を現金または現物で返還し、現金による返還の場合は、適用法に従い、申込者の費用およびリスク負担で申込金の支払元である口座に電信送金される。名義書換事務代行会社は、確認目的により必要な情報が受益者により提出されていない場合には、買戻代金の支払いを拒否することができる。

名義書換事務代行会社(またはその代理人)が申込者の身元について追加の証拠を要求する場合に は、名義書換事務代行会社は、申込書の受領時に当該申込者に連絡を行う。

マネーロンダリング防止規則に従って、本トラストは、マネーロンダリング・コンプライアンス・オフィサー、マネーロンダリング・レポーティング・オフィサーおよびデュプティ・マネーロンダリング・レポーティング・オフィサー(以下「AMLオフィサーの役割」という。)として行為する自然人を指名しなければならない。受託会社はケイマン諸島の法律に従って当該AMLオフィサーの役割を担う自然人が指名されていることを確認している。投資者は当該AMLオフィサーの役割についての更なる情報を受託会社より入手することができる。

(2)日本における販売

本サブ・ファンドは現在申込みを受け付けていないため、該当事項なし。

2【買戻し手続等】

(1)海外における買戻し

受益証券の買戻し

受益者は、買戻手続に従い、買戻日に、当該買戻日現在の1口当たり純資産価格からCDSCを控除した額に相当する金額で買い戻すことを本トラストに請求することができる。ただし、適切に記入された買戻請求書を、名義書換事務代行会社が要求することのある所有権の証拠と共に、関連する取引期限よりも前に名義書換事務代行会社が受領することを条件とする。

買戻日とは、満期日を除く各評価日および/または管理会社が受益者に事前に通知の上随時決定するその他の日をいい、取引期限とは関連する買戻日の午後7時(東京時間)をいう。

本サブ・ファンドに適用される最低買戻金額は10口である。管理会社は、その絶対的な裁量により、各クラス全体に関して、または特定の買戻請求の全部もしくは一部に関して最低買戻金額を放棄することができる。

受益者が、買戻日に関連するサブ・ファンドの純資産価額の5%以上に相当する受益証券の買戻し を請求した場合、管理会社は、その絶対的な裁量により、当該請求の全部もしくは一部を受理し、ま たは拒否することができる。

買戾手続

記入済みの買戻請求は、登録受益者により、または登録受益者のために署名され(該当する場合)、関連する買戻日の取引期限までに名義書換事務代行会社によって受領されるよう、郵送、配送、ファックス、または電子的方法(例えば、SWIFT)により送付されなければならない。関連する取引期限前に名義書換事務代行会社が受領しなかった買戻請求は、翌買戻日まで持ち越される。関連する取引期限までに名義書換事務代行会社が買戻請求を受領した場合でも、未記入または誤記入がある場合は、適切に記入済みの買戻請求を名義書換事務代行会社が受領する時点まで持ち越される。記入済みの申請書(マネーロンダリング防止手続に関連する書類を含む。)が受益者から受領され、かつ、マネーロンダリング防止手続が完了するまで、受益者に対して買戻代金は一切支払われない。

ファックスまたは電子的方法により受領された買戻請求は、受益者の名前および口座番号ならびに該当する約定書の送付先が、名義書換事務代行会社に登録されている受益者の登録情報と一致する場合にのみ処理される。受益者からファックスまたは電子的方法により与えられた指示は、当該受益者のリスク負担により実行され、当該受益者は、管理会社またはその代理人(投資運用会社、管理事務代行会社および名義書換事務代行会社を含む。)のいずれも、ファックスまたは電子的方法により送信された指示の真正性を確認する義務を一切負わないことを理解する。

受益者が、買戻約定書の送付先の名前および/もしくは住所を指定する場合、または名義書換事務代行会社に登録されている口座とは異なる口座に買戻代金を送金するよう要求する場合には、当該注文が処理される前に、当該指示/要求に関する書面による確認書の原本が受益者により提出され、かつ名義書換事務代行会社により受領されなければならない。

受益者は、本トラスト、受託会社、管理会社、投資運用会社、管理事務代行会社および名義書換事務代行会社に対して、かかる者または事業体が正当な指示であると合理的に信じたファックスまたは電子的方法による指示に基づいて行為した結果、これらの者が負担することになったすべての損失、費用、要求、経費、訴訟、申立ておよび請求について補償する。

買戻規模

申請者は、あらゆるクラスの保有する受益証券の全部または一部の買戻しを請求することができる。本サブ・ファンドの最低買戻単位は、10口である。

名義書換事務代行会社は、受益者が保有し続ける受益証券の価額を英文目論見書または場合によっては関連する英文目論見書補遺に定める最低保有額未満に減少させる効果を有する買戻請求の実行を 拒否することができる。また当該効果を有する買戻請求は、本トラストまたは名義書換事務代行会社 により、当該受益者が保有するすべての受益証券を買い戻させる請求として取り扱われることがある。

名義書換事務代行会社は、要求した必要な情報すべてを取得するまで、買戻請求を受理しない。

買戻価格

買戻日における買戻価格は、関連する評価日の評価時点で計算される関連するクラスの1口当たり 純資産価格である。サブ・ファンドの純資産価額およびクラスの1口当たり純資産価格の算出方法 は、信託証書に定められており、後記「3 資産管理等の概要(1)資産の評価」の項に記載されてい る。

受益証券の買戻しに際しては、CDSCが、本サブ・ファンドに対して支払われ、その一部は管理会社に対して支払われる。自己の受益証券の買戻しを受ける受益者は、自らの受益証券の買戻日現在の受益証券1口当たりの純資産価格からCDSCを控除した金額を買戻価格として受け取る。CDSCは、スライド制で適用され、以下の割合に従って控除される。

買戻日	適用されるCDSC率
設定日から2017年12月31日まで (両日を含む。)	受益証券1口当たり発行価格の2.00%
2018年1月1日から2018年12月31日まで (両日を含む。)	受益証券1口当たり発行価格の1.67%
2019年1月1日から2019年12月31日まで (両日を含む。)	受益証券1口当たり発行価格の1.33%
2020年1月1日から2020年12月31日まで (両日を含む。)	受益証券1口当たり発行価格の1.00%
2021年1月1日から2021年12月31日まで (両日を含む。)	受益証券1口当たり発行価格の0.67%
2022年1月1日から2022年12月29日まで (両日を含む。)	受益証券1口当たり発行価格の0.33%

上記のとおり、適用されるCDSCの率は、受益証券の買戻しを受ける受益者が受益証券を保有していた期間の長さを基準として決定される。

受益証券1口当たりのCDSCの金額は、上記の該当するパーセント率に受益証券1口当たりの発行価格を乗じて算定する。

買戻代金の支払

本サブ・ファンドから販売会社への買戻代金の支払いは、(i)関連する買戻日の3営業日後、または()管理会社が随時決定するその他の日、あるいは(i)または()よりも後の場合は、英文目論見書に概容が記載されている手続に従って必要事項が記入されている買戻用書類の受領時に、関連する受益者の登録口座に電信送金で支払われる。ただし、管理事務代行会社が受益者の買戻請求、買戻しに関する申込書、関連するすべてのマネーロンダリング防止関係書類(もしあれば)を受領済みであることを条件とする。買戻代金の支払は、登録受益者、または共同で登録されている受益者については、最初に名前が掲載されている受益者に対して行われる。受益証券の買戻代金は、名義書換事務代行会社がファックスで買戻請求を受領次第支払われる。ただし、名義書換事務代行会社が受益者の当初の申込みに関する申込書原本、関連するすべてのマネーロンダリング防止関係書類および名義書換事務代行会社が要求することのあるその他の書類を受領済みであることを条件とする。

本サブ・ファンドの英文目論見書補遺の記載に従い、買戻代金は、関係する受益者の同意を得て、本トラストの資産を当該受益者に現物で譲渡することにより支払うこともできる。現物で譲渡される資産は、管理会社が公平かつ残りの受益者の利益に著しい不利益を及ぼさないと考える基準に基づき、管理会社の裁量により選択される。2名以上の受益者がこのような形での現物譲渡により充足される買戻請求を提出した場合、受託会社は、当該受益者に分配予定の資産を選択する際に、分配用に選択した資産を按分して分配し、各受益者が保有する受益証券に比例した資産を受領し、端数処理によるわずかな差のみが発生するようにする。当該資産配分は受託会社の承認を必要とし、当該資産は、本トラストが買い戻す受益証券の買戻価格決定の際に用いられる価額で引き取られる。受益者から請求があった場合、本トラストは受益者の費用負担で受益者に代わって資産を売却し、売却による手取金を当該受益者に交付する。

買戻代金の支払いは、関連する純資産額公表日後の5東京営業日に行われる。

買戻しの制限

後記「3 資産管理等の概要(1)資産の評価 一時的な停止」に記載する方法で、関連するサブ・ファンドの純資産価額の計算が停止されている期間中は、受益証券の買戻しが制限されることがある。当該期間中に買戻しを請求した受益者は、当該延期がある場合は通知され、管理会社の同意を得て撤回されない限り、当該受益者の買戻請求は、当該停止期間終了後の翌買戻日に行われたものとみなされる。

管理会社は、買戻日に1サブ・ファンドにおいて買い戻される受益証券の口数を、当該買戻日における当該サブ・ファンドの純資産価額の合計の10%に制限する権利を有する。かかる場合、当該制限は按分で適用され、その結果、当該買戻日に当該サブ・ファンドの受益証券の買戻しを請求した受益者全員が、買戻しを請求した受益証券に関して同一比率で実現することになる。当該買戻日に買い戻されない残りの受益証券は、翌買戻日に繰り越され、その後に受領した買戻請求に優先して(按分して)処理される。買戻しの請求がこうして繰り越される場合、名義書換事務代行会社は影響を受ける受益者に対して通知を行う。

強制的な買戻しおよび譲渡

管理会社は、理由の有無にかかわらず、保有されている受益証券を強制的に買い戻し、または譲渡させることができる。これには、(a)当該受益証券が、本トラストが米国証券法に違反することとなる者、または給付年金(前記「1 申込(販売)手続等 (1)海外における販売 適格投資家」に定義される。)により直接的または実質的に保有されていることに管理会社が気付いた場合、(b)当該投資家による受益証券の継続的な保有が違法であり、もしくは本トラスト、関連するサブ・ファンドもしくは受益者全体に規制上、法律上、金銭上もしくは税務上の悪影響もしくは管理上

の重大な不利益をもたらし、もしくはその可能性があると管理会社が考える場合、(c)受益者がサブ・ファンドにおいて保有する受益証券の純資産価額が、最低保有条件を下回っている場合、または(d)受益者もしくはその代理人が申込みの際に行った宣言、提供した情報、もしくは行った表明が有効もしくは正確でなくなった場合が含まれるが、これらに限定されない。受益証券の強制的な買戻しまたは譲渡前に、管理会社は該当する受益者に書面により通知し、当該受益者に対して、最低保有条件を満たすために受益証券の追加購入を行うための30日間の猶予を認める。

管理会社は、以下のいずれかの場合に、発行済みのシリーズまたはクラスの受益証券のすべてを買い戻すことができる(ただし、義務ではない。)。

- (i)議決権を有する受益者または関連するサブ・ファンドの議決権を有する受益者による普通決議が可決され、当該決議に関して、受益証券の買戻しを承認する2週間から6週間前までの通知が行われている場合
- ()関連する受益証券の保有者に対して、2週間から6週間前までに通知が行われている場合はい つでも
- () 関連するサブ・ファンドがミューチュアル・ファンド法に基づくミューチュアル・ファンドとしての規制対象でなくなった場合、または関連するサブ・ファンドがミューチュアル・ファンド法に基づく規制対象ミューチュアル・ファンドとしての義務を遵守することができなくなる可能性が高いと、この点に関して法的助言を受けたうえで管理会社が合理的に考える場合
- ()本トラストもしくはそのいずれかのサブ・ファンドの存続を違法とし、またはこれを存続させることが現実的でないもしくは望ましくないと管理会社が合理的に考える事態が発生した場合
- (v) 管理会社が書面により退任の意向を表明した日から3か月以内に、受託会社が後任の管理会社 を選任することができなかった場合
- ()投資運用会社が書面により退任の意向を表明した日から 3 か月以内に、管理会社が新たな投資 運用会社を選任することができなかった場合
- () 受託会社が書面により退任の意向を表明した日から6か月以内に、管理会社が新たな受託会社 を選任することができなかった場合
- () サブ・ファンドの純資産総額が1,500万ユーロ相当の基準通貨額を超えることができなかった か、またはこれを下回った場合
- ()本トラストまたはサブ・ファンドに悪影響を及ぼす政治、経済、財政または規制上の不利な変更を理由として、管理会社が適切と考える場合

いずれの場合も、関連するサブ・ファンドまたはクラスの受益証券の買戻しは、当該受益証券の保有者全員に対して2週間から6か月前までに通知を行ったうえで行われる。受益証券は、関連する買戻日における1口当たり純資産価格から、関連するサブ・ファンドの資産の見積換金費用ならびに買い戻される受益証券の買戻しおよび償却に関する賦課金および手数料または希薄化防止賦課金に対する適切な引当と管理会社がその裁量により随時判断する額を控除した額で買い戻される。

信託証書に基づき、英文目論見書、関連する英文目論見書補遺、申込書または信託証書に違反して 受益証券を保有していることを認識し、かつ上記の規定に従い保有受益証券の譲渡もしくは買戻しの ための受渡しを怠り、または本トラストに対して適切な通知を怠った者は、かかる者が上記のいずれ かの規定に従った義務の遵守を怠ったことに起因し、またはこれに関連して、受託会社、本トラス ト、管理会社、投資運用会社、管理事務代行会社、名義書換事務代行会社および受益者(以下それぞ れを「被補償当事者」という。)が直接もしくは間接的に被り、または当該被補償当事者に生じた請 求、要求、申立て、賠償責任、損害、損失、費用および経費について、被補償当事者それぞれに対し て補償し、被補償当事者に何らの損害も与えないものとする。

流動性管理

管理会社は、本トラストの流動性リスクの監視を可能にすることを目的とした流動性管理方針を導入している。これに関して管理会社が採用するシステムおよび手順により、管理会社は、買戻しの請求に適宜対応するために必要な様々な手段を用い、取決めを行うことができる。

通常の状況においては、買戻しの請求は本「(1)海外における買戻し」に定めるとおりに処理される。管理会社は、前記「買戻しの制限」に定める一定の状況において一時的に買戻しを停止することができる。管理会社は、本トラストの投資戦略、方針、流動性プロファイルおよび買戻方針を考慮の上流動性リスクを管理する。当該目的のため、管理会社は、流動性の低い市場環境により引き起こされる可能性のあるキャッシュ・アウトフローを抑制し、流動性の低い市場環境において買戻しの支払を行うために即座に換金可能な資産が十分に利用可能となるよう努める。

受益証券の譲渡

受益証券は、譲渡人が署名した(または、法人による譲渡の場合は、譲渡人を代表して署名し、もしくは譲渡人が押印した)証書により譲渡することができる。管理会社またはその代理人は、譲渡人が譲渡を行う権利を有していることを示すため、および譲受人の身元を確定するために管理会社が合理的に要求するその他の証拠を添付した譲渡申請書が、名義書換事務代行会社の事務所、または管理会社が合理的に要求するその他の場所に届けられない限り、受益証券の譲渡の登録を拒否することができる。譲渡人は、受益者登録簿に譲受人の名前が記録されるまでは、受益証券の保有者であるものとみなされる。譲受人が既存の受益者でない場合は、管理会社の満足する形で関連する受益証券に関する申込書の記入が完了するまでは、受益証券の譲渡の登録は行われない。また管理会社は、譲受人が保有する受益証券の純資産価額が関連するクラスの最低当初投資額を下回る結果になる場合には、その絶対的な裁量により、譲渡の登録を拒否することがある。

共同受益者の1名が死亡した場合は、生存する受益者が、当該共同受益者の名義で登録されている 受益証券の権原または権利を有すると認められる唯一の者となる。

受益証券は自由に譲渡可能である。ただし、(a)譲渡が米国の証券法に抵触する場合、(b)予定されている譲受人が、給付年金(前記「1 申込(販売)手続等 (1)海外における販売適格投資家」に定義される。)でないことを証明する十分な証拠がない場合、(c)管理会社の意見において、譲渡が違法であるか、または本トラスト、関連するサブ・ファンドもしくは受益者全体にとって、規制上、法律上、金銭上、もしくは税務上不利な結果もしくは重大な管理上の不利益を引き起こすか、もしくは引き起こす可能性が高い場合、(d)譲受人の身元の十分な証拠がない場合、または(e)譲渡に関して、本トラストが、受益者の適切な納税義務を果たすために必要となる適切な口数の受益証券を買戻しもしくは償却するよう要求される場合には、管理会社は、受益証券の譲渡の登録を拒否することができる。予定されている譲受人は、受益証券の譲渡および当該譲渡に関連するあらゆる事柄に関して管理会社が要求する表明、保証または文書の提供を要求されることがある。

名義書換事務代行会社は、譲渡を行う際に発生する費用を譲渡人に請求する。

受益証券の交換

後記「3 資産管理等の概要(1)資産の評価 一時的な停止」に記載する状況において、受益証券の売買が一時的に停止されている場合を除き、受益者は、営業日に、あるクラス(以下「原クラス」という。)の受益証券をその他のサブ・ファンド(本項において、以下「新クラス」という。)の受益証券と交換する請求を行うことができる。ただし、適切に記入した交換請求書を取引期限前に名義書換事務代行会社が受領していることを条件とする。取引期限後に受領した交換請求書は、保管され、管理会社が別段の決定を行わない限り、該当する翌評価日に処理される。受益証券の交換が行われる価格は、関連する評価日における関連する受益証券の1口当たり純資産価格を参照して決定さ

れる。投資家は、受益証券の交換の一環としてサブ・ファンドの受益証券を買い戻させる際に、賦課 金および手数料を負担する可能性があることに留意すべきである。

受益証券の交換請求は、管理会社が承認する様式により、本トラストに対して書面により通知することにより行われる。原クラスの受益証券の買戻しおよび新クラスの受益証券の申込みに関する一般規定および手続が、受益証券の交換に適用される。したがって、上記の目的上、交換請求は、原クラスに関する買戻請求および新クラスの受益証券に関する申込請求として取り扱われる。

交換請求書は、交換請求書に記載されている名義書換事務代行会社の連絡先に、郵送、ファックス、または電子的方法により送付する必要がある。

受益者は、新クラスへの当初投資として受益証券の交換請求を行う場合、交換される受益証券の純 資産価額が新クラスの最低当初申込額以上となるようにしなければならない。ただし、一般的にまた は特定の場合において、管理会社がその絶対的な裁量により最低当初申込額の要件を変更し、または 放棄する場合はこの限りでない。交換時に発行される新クラスの受益証券の口数が整数でない場合、 本トラストは端数の受益証券を新たに発行し、または発生した余剰金を受益者に返却することができ る。管理会社は、当該交換が受益者全体の最良の利益にならないとみなした場合には、その絶対的な 裁量により、受益証券の交換請求の一部または全部を拒否することができる。

名義書換事務代行会社は、交換を行う際に発生する事務管理費用を受益者に請求する。

(2)日本における買戻し

日本における投資家は、翌国内営業日(東京において銀行休業日ではない日をいう。以下同じ。)も 営業日である営業日に限り、販売会社を通じ、名義書換事務代行会社に対して買戻しを請求することが できる。買戻申込は、販売会社が所定の手続きに従い営業日の午後3時(東京時間)までに受領され処 理された場合に受理されたものとする。

買戻価格は、海外約定日、すなわち管理会社により買戻請求が受け入れられた営業日における受益証券の1口当たり純資産価格である。

買戻請求の最低金額または最低単位は、10口以上10口単位である。

大量の買戻請求があった場合には、前記「(1)海外における買戻し 買戻しの制限」が適用されることがある。

買戻代金の支払いは、原則として、国内約定日、すなわち日本における販売会社が買戻請求の成立を確認した日(通常、海外約定日の翌国内営業日)から起算して6国内営業日目(買戻請求の申込日から起算して7国内営業日目)から行われる。

買戻代金は、口座約款の定めるところに従って豪ドルまたは日本円によって支払われる。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

純資産価額の計算

各サブ・ファンド、または場合により各クラスもしくは各シリーズの純資産価額および1口当たり 純資産価格は、後記「 評価原則」の項に詳細を記載する原則に従い、管理事務代行会社が各評価日の評価時点に計算する。本サブ・ファンドに係る評価日とは各営業日をいい、評価時点とは各評価日における午後11時59分(グリニッジ標準時)をいう。

評価日における各サブ・ファンドの純資産価額は、当該サブ・ファンドに帰属する資産の合計価額 (未償却費用を含むが、これに限定されない。)から当該サブ・ファンドに帰属する負債総額(発生した費用、および受託会社が公正かつ合理的と考える偶発的または予想される費用についての金額を含むが、これらに限定されない。)を控除したものである。クラスまたはシリーズの1口当たり純資産価格は、関連するクラスまたはシリーズに帰属する当該サブ・ファンドの純資産価額を、当該クラスまたはシリーズの発行済受益証券口数で除すことにより、小数第2位(四捨五入)または受託会社がサブ・ファンドについて随時決定し受益者に通知する桁数まで計算する。

サブ・ファンドが複数のクラスで構成されている場合、各クラスまたは各シリーズの純資産価額は、各サブ・ファンドの純資産価額のうち当該各クラスまたは各シリーズに帰属する部分を決定し、その価額を当該クラスまたはシリーズの発行済受益証券口数で除すことにより計算する。各サブ・ファンドの純資産価額の増加または減少は、その日の関連する申込みおよび買戻しを考慮して調整を行った上で、クラスおよびシリーズ間で、それらの前日の純資産価額の終値に基づき按分して割り当てる。サブ・ファンドの基準通貨ではない通貨で表示されるクラスまたはシリーズの純資産価額は、関連する評価日に一般的な関連する為替相場を用いて計算する。

管理会社がサブ・ファンド内で異なるクラスの受益証券を設定し、英文目論見書または場合により関連する英文目論見書補遺に従い、(i)各クラスが異なる水準の報酬を負担すること(詳細は当該サブ・ファンドの該当する英文目論見書補遺に定める。)、()基準通貨以外の通貨建てのサブ・ファンド内のクラスの関連する通貨リスクをヘッジするために通貨ヘッジ取引が行うことができること、()サブ・ファンド内の特定のクラスについて金利ヘッジ取引を行うことができること、または()サブ・ファンド内の特定のクラスのために金融デリバティブ商品を利用することができることを決定し、関連する英文目論見書補遺に開示している場合、管理事務代行会社はそれぞれの場合において、各クラスについて支払う異なる水準の報酬および/または当該ヘッジ取引および/もしくは金融デリバティブ商品の費用およびその結果として生じる利益/損失を反映させるため、クラスごとの純資産価額を調整するものとする。

関連するサブ・ファンドの1口当たり純資産価格は、当該サブ・ファンドの純資産の評価額の増減 に従って増加または減少する。

資産および負債の配分

信託証書は、サブ・ファンドを以下の方法で設定することを義務付けている。

- (a)信託証書の規定に従い、各受益証券の発行による手取金は当該受益証券に関して設定されたサブ・ファンドの帳簿および記録に組み入れられ、当該受益証券に帰属する資産から負債を控除して収益(支出を控除後)を加えたものが、当該サブ・ファンドに組み入れられる。
- (b)資産が別の資産(現金であるか否かを問わない。)から派生した場合においては、派生した資産は派生元の資産と同じサブ・ファンドに組み入れられ、資産の再評価に際してはその都度、価額の増加または減少が当該サブ・ファンドに組み入れられる。
- (c) 受託会社または管理会社が特定のサブ・ファンドに帰属しないとみなす資産については、管理会社は当該資産をサブ・ファンド間で割り当てるための基準を決定する裁量を有し、管理会社

は受託会社の同意を条件としていつでも当該基準を変更する権限を有する。ただし、資産がすべてのサブ・ファンド間に割当て時点の純資産価額に比例して割り当てられない場合、受託会社の同意は求められない。

(d)管理会社は負債(投資の取得および売却における印紙税、税金、仲買手数料、もしくはその他の費用、監査人ならびに税務および法律顧問の報酬および費用、報告書、計算書類および目論見書またはその他の募集もしくはマーケティング書類の印刷および配布費用、出版費用、ならびに関連する登録手数料等、本トラストのあらゆる運営費用を含むことがあるが、これらに限定されない。)をサブ・ファンド間に割り当てる基準(状況が許す場合には、その後の再割当てについての条件が含まれる。)を決定する絶対的な裁量権を有する。サブ・ファンドは、本トラストおよびサブ・ファンドの設定に関連する全般的な報酬および費用(以下「当初費用」という。)を管理会社がその絶対的な裁量により決定する方法で負担する。受託会社および関連するサブ・ファンドの受益者の書面による同意を受領次第、管理会社は、(a)本トラストおよび2以上のサブ・ファンドの設定に関連した、または(b)本トラストおよび2以上のサブ・ファンドの設定に関連した、または(b)本トラストおよび2以上のサブ・ファンドの設定後に負担した当初費用の合計額を当該サブ・ファンド間で割り当てる際の基準を決定する絶対的な裁量権を有するものとする。かかる場合、当初費用の合計額は、通常、(i)償却期間中の関連するサブ・ファンドそれぞれの純資産価額に比例してサブ・ファンドに割り当てられ、または()管理会社がその絶対的な裁量により(全部または一部を)引き受ける。

評価原則

以下の規定が純資産価額の各決定に適用されるものとする。

- (i)各サブ・ファンドの純資産価額は、関連する評価日の評価時点で決定されるものとし、その時 点の当該サブ・ファンドのすべての資産からすべての負債を控除したものに等しい。
- ()各サブ・ファンドの資産は、以下のすべてを含むものとみなされるものとする。
 - (a)割り当てられた受益証券の未収申込金、経過利息を含むすべての手許現金、貸付金もしく は預金または請求可能な現金
 - (b) すべての手形、要求払い約束手形、譲渡性預金証書、約束手形および売掛金
 - (c)各サブ・ファンドが保有し、または契約するすべての債券、為替先渡取引、約束手形、株式、ストック、転換証券、集団投資スキームの受益証券または集団投資スキームへの参加、証書、債務証書、ディベンチャー・ストック、新株引受権、ワラント、先物契約、オプション契約、スワップ契約、固定利付証券、変動利付証券(当該変動利付証券のリターンおよび/または買戻額は指数、価格またはレートを参照して計算される。)、金融商品ならびにその他の投資および証券(各サブ・ファンドが発行する権利および証券を除く。)
 - (d) 本トラストがサブ・ファンドについて受領すると受託会社が考えており、純資産価額が決定される日より前の日に登録株主に支払われることが宣言されているものの、本トラストがまだ受領していない株式ならびに現金配当および現金分配のすべて
 - (e) サブ・ファンドの一部を構成する利付証券に生じた利息のすべて(当該証券の元本に含まれているか、反映されている範囲とする。)
 - (f) サブ・ファンドのその他のすべての投資
 - (g)サブ・ファンドの設定の際に発生する設定費用、およびサブ・ファンドの受益証券発行および販売の費用(未償却の範囲とする。)
 - (h) 当該サブ・ファンドに関連する前払い費用のすべて、および一般に本トラストに関連する 前払い費用の一部(当該前払い費用は、受託会社が随時評価し、定めるものとする。)
 - (i) あらゆる種類および性質のサブ・ファンドのその他の全資産

- ()本トラストの費用または負債は、管理会社の決定する期間にわたり償却することができ(また管理会社は、当該期間をいつでも延長し、または短縮することを決定できる。)、その未償却額も常に本トラストの資産とみなされる。
- ()資産は以下のとおり評価するものとする。
 - (a)公認の市場で、またはその規則に従い相場表示、上場または取引が行われている各資産 は、管理会社がサブ・ファンドについて決定する各申込日もしくは各買戻日(該当する 方)の当該市場における取引終了時の市場の直近取引価格もしくは前日終値、最終買呼 値、直近買呼値、最終仲値または最新仲値で評価しなければならない。かかる目的上、管 理会社は、関連市場を専門とする公認の価格情報サービスまたはブローカー等の独立した 情報源であって、客観的で正確な情報源であると管理会社が判断するところから価格を取 得する。投資の相場表示、上場もしくは取引が通常複数の公認の市場で、またはその規則 に従い行われている場合、関連する市場が投資の価額の最も公正な基準を提供すると管理 会社が判断する市場である。当該公認の市場で相場表示、上場または取引の行われている 投資の価格が関連する時点で入手できないか、典型でないと管理会社が判断した場合、当 該投資は、管理会社が当該目的のために選任し、受託会社が当該目的のために承認した適 任者が、慎重かつ誠実に見積もった推定実現価額で評価する。投資の相場表示、上場また は取引が公認の市場で行われているが、その取得または取引が、当該公認の市場外でプレ ミアムまたはディスカウントにより行われた場合、当該投資の評価は、当該商品の評価日 時点におけるプレミアムまたはディスカウントのレベルを考慮に入れて行う。ただし、受 託会社は、証券の推定実現価額を設定する際に、こうした手順を採用することが正当と認 められることを確認していなければならない。管理会社もしくはその代理人または受託会 社のいずれも、入手可能な最新の取引価格、または場合により当面の仲値であると合理的 に信じた価格が、そうではないと判明した場合、いかなる責任も負わない。
 - (b)公認の市場で、またはその規則に従い、通常、相場表示、上場もしくは取引が行われていない投資の価額は、管理会社(当該目的のために受託会社から承認されていなければならない。)が受託会社と協議の上、または当該目的のために受託会社が選任し、承認した適任者が、慎重かつ誠実に見積った推定実現価額で評価する。
 - (c)債券は、信頼できる市場相場が入手できない場合は、格付け、利回り、満期日およびその他の特性が同等とみなされる証券の評価を参照して、管理会社がまとめた方法を用いて評価することができる。
 - (d)預金および類似の投資は、額面金額に経過利息を加えた額で評価する。ただし、管理会社が(受託会社と協議の上)公正な価額を反映させるために調整を行うべきであると判断した場合は、この限りでない。
 - (e)集団投資スキームの受益証券または投資証券(サブ・ファンドが他のサブ・ファンドに保有する受益証券を含む。)は、当該集団投資スキームが公表する入手可能な最新の1口当たり純資産価格に基づき評価する。当該価格が入手不可能な場合、当該受益証券は、管理会社(当該目的のために受託会社から承認されていなければならない。)が、または管理会社が当該目的のために選任し、受託会社が当該目的のために承認した適任者が、慎重かつ誠実に見積もった推定実現価額で評価する。
 - (f)サブ・ファンドの1口当たり純資産価格を決定する際には、外国通貨で当初表示されていた資産および負債はすべて、評価時点の実勢市場レートを用いて当該サブ・ファンドの基準通貨に換算する。当該相場が入手不可能な場合は、管理会社が誠実に定めた方針に従い為替レートを決定する。
 - (g)公認の市場で取引されているスワップ、金利先物契約ならびにその他の金融先物およびオ プション契約を含むデリバティブ商品は、当該公認の市場がその取引終了時に決定する決

済価格で評価する。ただし、決済価格を提示することが当該公認の市場の慣行ではない場合、または決済価格が何らかの理由で入手できない場合、当該商品は、管理会社(当該目的のために受託会社から承認されていなければならない。)が、または管理会社が当該目的のために選任し、受託会社が当該目的のために承認した適任者が、慎重かつ誠実に見積もった推定実現価額で評価する。

- (h) 店頭デリバティブは、相手方当事者の評価、または管理会社もしくは独立の価格情報提供者による評価を含む代替的評価を用いて評価する。店頭デリバティブは、1日に1回以上評価するものとする。相手方当事者の評価を用いる場合、当該評価は、当該相手方当事者から独立した、受託会社が承認した当事者(管理会社または店頭相手方当事者に関係する当事者を含めることができる。ただし、当該当事者が、同じグループ内の独立した主体であり、相手方当事者が採用する価格設定モデルと同じものに依拠しないことを条件とする。)が、週に1回承認し、または検証しなければならない。管理会社は、代替的評価の採用を選択する場合、国際的に最良の慣行を遵守の上、証券監督者国際機構(IOSCO)およびオルタナティブ投資運用協会(AIMA)等の機関が定める店頭商品の評価についての原則を遵守し、当該目的のために受託会社が承認した適任者を選任し、または他の評価方法を使用する。ただし、受託会社が当該代替的評価額を承認することを条件とする。代替的評価は、1か月に1回、相手方当事者の評価と調整される。相手方当事者による評価との間に著しい差異がある場合は、速やかに調査および説明が行われる。
- (i)為替先渡契約および金利スワップ契約は、店頭デリバティブに関する上記(h)項の規定 に従い、または自由に入手できる市場相場を参照して評価することができる。
- (j)サブ・ファンドの投資方針が、主に現金および残存満期が397日以下の(または、少なくと も397日ごとに定期的な利回り調整が行われ、もしくは満期が最長397日の金融商品に相当 するリスク・プロファイルを有する)質の高い金融市場証券に投資することである場合、 当該サブ・ファンドは、償却原価評価法により評価することが可能であり(ただし、受託 会社の承認が必要である。)、当該評価法により、関連する証券は、そのプレミアムの償 却またはディスカウントの増加を調整した取得原価で評価される。さらに、他のサブ・ ファンドにおいても、残存満期が3か月以下の証券に投資している場合には、当該証券も 償却原価評価法により評価することができる(ただし、受託会社の承認が必要であ る。)。管理会社またはその代理人としての管理事務代行会社は、管理会社が適切と考え る間隔で(週1回以上)当該証券の評価を検討し、償却原価評価法に従い計算した証券の 価額が時価で評価した場合の価額から乖離するか否かを判断し、大きな乖離があれば、投 資運用会社に通知するものとする。当該検討において、償却原価評価法により計算した証 券の価額が時価で評価した場合から0.1%乖離する場合、管理会社、受託会社および投資運 用会社に通知されるものとする。ポートフォリオの時価と償却原価価額の間に0.3%を超え る差異が生じる場合は、毎日の検討が必要である。かかる状況においては、管理会社は、 当該希薄化を軽減するための措置 (もしあれば)を講じる。
- (k)上記の規定にかかわらず、管理会社は、受託会社の事前の同意を得た上で、(a)上場されている投資の評価を調整し、または(b)特定の資産について、受託会社が承認するその他の評価方法の使用を許可することができるが、これは、状況(関連するサブ・ファンドの受益証券の大量の申込みもしくは買戻し、または投資もしくは他の財産の市場性、通貨、適用金利、満期、市場性および/または管理会社が関連するとみなすその他の考慮事項を含むが、これらに限定されない。)を考慮した上で、当該調整または代替的評価方法がより公正にその価額を反映させるために必要であると考える場合に限られる。
- (1)上記にかかわらず、管理会社は、サブ・ファンドに関して、当該営業日の買戻しが申込み を超える場合には、評価時点における当該投資買呼値を参照して、または当該営業日の申

込みが買戻しを超える場合には、評価時点における当該投資の売呼値を参照して、投資の価額を計算することを決定することができる。さらに、管理会社は、サブ・ファンドの正味申込みまたは正味買戻しがある営業日においてサブ・ファンドに関して計算する純資産価額を、投資の取得または売却の費用(取引手数料、税金、および投資の取得価格と売却価格の差額が含まれるが、これらに限定されない。)に起因する取引の希薄化効果を回避または軽減するために調整することを決定することができる。管理会社はまた、サブ・ファンドの投資を最終買呼値、最新買呼値、最終仲値または最新仲値に基づき評価することを決定することもできる。こうした方針は、サブ・ファンドについて、また当該サブ・ファンドのすべての投資について一貫して適用しなければならない。

(m)純資産価額および1口当たり純資産価格の計算に際し、管理事務代行会社は、自らが決定する自動価格情報サービスに依拠することができ、または、本トラストまたは投資運用会社が指示する場合には、特定の価格情報サービス、ブローカー、マーケット・メーカー、またはその他の仲介業者から提供される情報を利用することができる。かかる状況において、管理事務代行会社は、管理事務代行会社に過失または故意の不履行がない場合、当該価格情報サービス、ブローカー、マーケット・メーカー、またはその他の仲介業者から提供された情報の不正確さに起因する純資産価額および1口当たり純資産価格の計算の誤りにより本トラストまたは受益者が被る損失に対して責任を負わないものとする。さらに、純資産価額および1口当たり純資産価格の計算に際し、管理事務代行会社は、投資運用会社、相手方当事者、投資顧問会社または関係者から提供された価格情報を検証するために合理的な努力を行うが、投資家は、一定の状況においては、管理事務代行会社が当該情報を検証することが可能でない、または実務上可能でない場合があることに留意すべきである。かかる状況において、管理事務代行会社は、かかる者により提供された情報の不正確さに起因する純資産価額および1口当たり純資産価格の計算の誤りにより、本トラストまたは受益者が被る損失に対して責任を負わないものとする。

スイング・プライシング

サブ・ファンドに関する正味申込みまたは正味買戻しが発生した申込日または買戻日には、当該サブ・ファンドのための資産の取得または売却にかかる実際の費用は、取引手数料、税金および資産の取得価格と売却価格の差額により、サブ・ファンドの受益者全体に損失をもたらすほどにサブ・ファンドの純資産価額に影響を及ぼすものになる可能性がある。当該費用が純資産価額に及ぼし得る悪影響は「希薄化」と呼ばれている。

希薄化効果の緩和を図るため、管理会社は、その裁量により、希薄化により発生し得る悪影響に対応するために純資産価額の調整(以下「スイング」という。)を決定することができる。管理会社が当該決定を行った場合、管理事務代行会社は、上記のとおり関連するサブ・ファンドの純資産価額を計算した上で、希薄化効果の補填を目的とした額だけ純資産価額をスイングする。

スイングの方向は、関連する申込日または買戻日に関連するサブ・ファンドに正味申込みまたは買戻しがあるか否かに左右される一方、スイングの大きさは当該サブ・ファンドの取引費用に基づく。

例えば、関連するサブ・ファンドに正味の流入/申込みがある場合は、その純資産価額が上方にスイングするため、入ってくる投資家が本来の申込みよりも高い1口当たり純資産価格を支払うことにより、申込みによって生じる取引費用を事実上負担している。逆に、サブ・ファンドから正味流出/買戻しがある場合は、純資産価額が下方にスイングするため、出て行く受益者が本来を下回る1口当たり純資産価格を受領することにより、買戻しによって生じる取引費用を事実上負担している。これらの純資産価額のスイングは、取引を行う投資家がもたらす取引費用の影響から、取引を行わない受益者を保護することを目的としている。

サブ・ファンドについて純資産価額をスイングする決定は、管理会社または投資運用会社が、管理会社の代理人として行為する管理事務代行会社と共に、管理会社が随時定める基準に従い、申込日または買戻日における関連するサブ・ファンドにおける取引活動(すなわち、申込みおよび買戻しの水準)を考慮の上、行われる。当該基準は、申込日または買戻日におけるサブ・ファンドへの正味流入またはサブ・ファンドからの正味流出による投資または売却の費用が、重大な希薄化効果を生じさせるか否かに関する管理会社の判断を含む。スイング・プライシングは、サブ・ファンドの受益者全体の利益のために希薄化を抑えることをもっぱらの目的として行われ、サブ・ファンド、当該サブ・ファンドの全クラス、および当該サブ・ファンドの全資産について一貫して適用される。

疑義を避けるために付言すると、管理会社が、特定の申込日または買戻日において、サブ・ファンドについて純資産価額のスイングと希薄化防止賦課金の賦課の両方を決定することはない。

純資産価額の公表

任意の評価日における本サブ・ファンドの受益証券一口当たりまたはクラスごとの純資産価額は、 翌営業日の東京時間午前11時にBloombergで公表される。

管理会社は、1口当たり純資産価格の公表を新聞または他の媒体(例えばウェブサイト)を通じて行うことを随時決定することができる。かかる場合、すべての受益者および投資予定者に対して、1口当たり純資産価格の公表が行われる他の媒体が通知される。

1口当たり純資産価格は名義書換事務代行会社からも入手することができる。名義書換事務代行会 社は、受益証券が上場されている証券取引所に対して、上場受益証券の各クラスについて1口当たり 純資産価格を計算後直ちに連絡するものと予想される。

1口当たり純資産価格は、情報提供のみを目的として公表され、当該純資産価額での受益証券の申込みまたは買戻しを勧誘するものではない。1口当たり純資産価格の公表方法が変更される場合は、英文目論見書または場合により関連する英文目論見書補遺の改訂分に記載される。

一時的な停止

管理会社は、受託会社に通知した上で、各サブ・ファンドまたはいずれかのサブ・ファンドについて、(a)純資産価額の決定、および/または(b)受益証券の申込み、および/または(c)受益者の選択による受益証券の買戻し(全部もしくは一部)、および/または(d)受益証券の買戻しに関連した買戻しを行う受益者に対する金額の支払の一時的な停止を宣言でき、いずれの場合も期間の全体または一部を対象とし、管理会社が決定する状況において宣言される。当該状況は以下の期間を含むが、これらに限定されない。

- (a)公認の市場、証券取引所またはサブ・ファンドの資産の大部分が上場、相場表示、取引もしく は取扱いされている市場が(祝日/銀行休業日の場合を除いて)閉鎖されている間、または当 該公認の市場、証券取引所または市場が臨時に制限されているか、または停止されている間
- (b)管理会社の意見において、サブ・ファンドによる保有資産の処分が合理的に実行できない、または当該処分が受益者に重大な悪影響を及ぼす事態を引き起こす状況が存在する時
- (c)関連する通信網の混乱その他の理由により、関連するサブ・ファンドの資産の大部分の価値を 決定することが不可能もしくは実行不能な期間
- (d)買戻しが適用法もしくは規則に違反する可能性があると管理会社が考える期間
- (e)関連するサブ・ファンドが投資の換金もしくは取得に関連して資金を移動できない期間、または受益証券の買戻しの際に受益者への支払を通常の為替相場で行うことができないと管理会社が考える時
- (f)サブ・ファンドの1つが投資するファンドが、その純資産価額の計算を停止し、またはその受益証券の買戻しを停止している時

- (g)管理会社の支配、責任および影響の及ばない政治、経済、軍事、金融その他の緊急事態により、通常の条件で関連するサブ・ファンドの資産の大部分を処分することが不可能もしくは実 行不能であり、または当該処分が受益者の利益に有害と考えられる時
- (h) 受益証券の販売または買戻しによる手取金を本トラストまたは関連するサブ・ファンドの口座 に対して、または当該口座から送金することができない時
- (i) その他の理由により、本トラストの資産の大部分の価値を決定することが不可能または実行できない時
- (j)管理会社が、その単独の裁量により、そうすることが関連するサブ・ファンドの受益者の最善 の利益であると判断する場合
- (k)市場環境の悪化により、管理会社の意見において、買戻代金の支払が関連するサブ・ファンド または当該サブ・ファンドの残りの受益者に対して悪影響を与える可能性がある期間
- (1)関連するサブ・ファンドの清算、解散または併合を要求する決議が提案されている場合
- (m)関連するサブ・ファンドに関して市場混乱事由が発生している場合

当該停止の通知は、適用法に従い要求される場合にはケイマン諸島金融庁、および適用される上場規則に従い要求される場合には受益証券が上場されている証券取引所に対して行われ、可能な場合は、停止期間をできる限り迅速に終了させるためのあらゆる合理的な措置を講じる。

(2)【保管】

日本の投資家に販売される受益証券の確認書は、販売会社の保管者名義で保管され、日本の受益者に対しては、販売会社から受益証券の取引残高報告書が定期的に交付される。

ただし、日本の受益者が別途、自己の責任で保管する場合には、この限りではない。

(3)【信託期間】

本サブ・ファンドは、2016年11月9日付補遺信託宣言により設定され、2016年12月30日から運用を開始した。本サブ・ファンドは、後記「(5)その他 ファンドの解散」の項に従い2022年12月30日に終了するまで存続する。

(4)【計算期間】

本サブ・ファンドの計算期間は毎年6月30日に終了する。

(5)【その他】

ファンドの解散

管理会社は、関連する受益証券の保有者に適宜2週間から6週間前までに通知を行うことを条件に、いつでも本トラストまたはサブ・ファンドを終了することができる。特定の日に、または特定の事由の発生時に自動的に終了することが条件に明示されているサブ・ファンドについては、管理会社は、当該サブ・ファンドの終了について受益者に事前に通知する義務を負わない。管理会社または受託会社は、次のいずれかの事由が発生した場合、本トラストまたはサブ・ファンドを終了することができる。

- (i)関連するサブ・ファンドが、ミューチュアル・ファンド法に従ったミューチュアル・ファンド として規制を受けなくなる場合。
- ()本トラストもしくはサブ・ファンドの存続を違法とする法律が可決される場合、または費用、本トラストもしくは関連するサブ・ファンドの合計規模、および管理会社が関係すると考える他の要素を勘案して、本トラストもしくはサブ・ファンドを存続させることが現実的でない、望ましくない、または受益者の最善の利益とならないと管理会社が考える場合。

サブ・ファンドの受益者は、信託証書に従い適法に可決された決議により、当該サブ・ファンドを 適宜終了することができる。

本トラストまたはサブ・ファンドの清算に関する書面による通知は、すべての受益者に交付されなければならない。本トラストまたはサブ・ファンドの終了後、合理的な期間内に、(債権者の債権を充足した上で)分配可能な資産が受益者に分配される。

本サブ・ファンドは、以下のいずれかの事由が最初に発生した時点で自動的に終了する。

- (i)信託期間の満了の30日前の日
- ()2022年12月30日
- () 本サブ・ファンドのすべての受益証券が買い戻された日
- () 本サブ・ファンドを終了する特別決議が可決され、または有効となる日

本サブ・ファンドが上記()の事由が発生したことにより終了する場合、最終償還代金の支払いは、満期日の3営業日後または管理会社がその絶対的な裁量に基づき決定する日に行われる。

本トラストは、以下のいずれかの事由が最初に発生した時点で自動的に終了する。

- (i)信託期間の満了の30日前の日
- () すべてのサブ・ファンドの終了

管理会社は、本サブ・ファンドがその投資目的を達成する見込みがないかまたは達成できないと考える場合、受益者に対して、受益者特別決議によって本サブ・ファンドを終了するよう推奨することができる。

管理会社はまた、経済環境もしくは市場環境または自己の支配を超えるその他の理由(規制または 税制の変更等)により、投資目的を達成する自己の能力または投資方針を追求する自己の能力が著し く損なわれた、および/または当該目的または方針がもはや適当でなくなった、および/または本サ ブ・ファンドの運営がもはや実行可能ではなくなった、または本サブ・ファンドの運営の継続が受益 者に不利益なものとなると合理的に考える場合にも、受益者に対して本サブ・ファンドの終了を推奨 することができる。かかる状況が発生した場合、管理会社は、代替の選択肢を検討し、ケイマン諸島 金融庁の必要な承認を得た上で、かつ、受益者の最善の利益を考える自己の義務に常に従って、本サ ブ・ファンドを終了する。

なお本サブ・ファンドの受益証券は議決権付受益証券である。議決権付受益証券については、後記「4 受益者の権利等(1)受益者の権利等() 議決権」をご参照されたい。

信託証書の変更

信託証書の定めに従い、管理会社および受託会社は、一切の目的のために必要または適切であると 思料する方法および範囲で、補遺証書により信託証書の規定を変更、修正または追加することができ る。ただし、当該変更、修正または追加は、すべてのサブ・ファンドの受益者または(当該変更が特 定のサブ・ファンドの受益者のみに影響を与えると受託会社および管理会社が判断する場合は)関連 するサブ・ファンドの受益者の普通決議により承認されているものとする。

受託会社がその意見として以下の事項を書面により証明した場合、管理会社および受託会社は、信託証書第39.1条の定めを遵守せずに信託証書を修正することができる。

- (a)() 受益者もしくは関連するサブ・ファンドの受益者またはかかるいずれかの受益者の利益 を著しく害するものではなく、
 - () 受益者または関連するサブ・ファンドの受益者に対する責任につき管理会社または受託 会社を免責するものではなく、かつ、
 - () 受益者に対し、その受益証券に関する追加の支払いを行う義務または当該受益証券に関する責任を引き受ける義務を課すものではないこと。

- (b)かかる変更、改定または追加が、関連するケイマン諸島の法律の遵守を目的として、ケイマン 諸島の規制当局の規制により要求されること。
- (c) かかる変更、改定または追加が、明白な誤りの訂正のために必要であること。

受託会社は、修正が行われたすべてのサブ・ファンドの受益者に、当該修正の効力発生日から30日以内に通知を行うものとする。ただし、クラスもしくはシリーズの追加もしくは削除またはサブ・ファンドの追加設定に関する修正の通知は不要である。

関係法人との契約の更改等に関する手続

保管契約

受託会社または保管会社は、保管契約の条件に従って、保管会社から受託会社に対する90日前の書面による通知または受託会社から保管会社に対する30日前の書面による通知をもって、または直ちに、保管契約を終了することができる。

本契約は、両当事者が署名した書面による合意がある場合にのみ変更することができる。

本契約は、シンガポールの法に準拠し、同法に従って解釈される。

管理事務代行契約

管理会社または管理事務代行会社は、管理事務代行契約の条件に従って、他方の当事者に対する90 日前の書面による通知をもって、または直ちに、管理事務代行契約を終了することができる。

本契約は、シンガポール法に準拠し、同法に従って解釈される。

受益証券販売・買戻契約

一方の当事者は、受益証券販売・買戻契約の継続期間中いつでも、他方の当事者に対する3か月前の通知を行うことにより、または、(i)他方の当事者(以下「債務不履行当事者」という。)が破産を宣言した場合、()債務不履行当事者に関して、もしくはその資産に対して支払猶予が宣言された場合、()債務不履行当事者の管財人、管理人もしくは清算人が選任された場合、()債務不履行当事者が債権者と和解もしくは協定を結んだ場合もしくは債務不履行当事者の解散に関して決議が可決され、もしくは命令が出された場合、または(v)債務不履行当事者が適用法に基づき債務を履行できなくなった場合に、債務不履行当事者に差し入れられる書面による通知により直ちに、受益証券販売・買戻契約を終了することができる。

本契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

代行協会員契約

本契約は、一方当事者が他方当事者に対し、3か月前に書面による通知をすることにより終了す る

本契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

管理会社代行サービス契約

管理会社または管理会社代行サービス会社は、管理会社代行サービス契約の条件に従って、他方の 当事者に対する90日前の書面による通知をもってまたは直ちに、管理会社代行サービス契約を終了す ることができる。

本契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

名義書換事務代行契約

管理会社または名義書換事務代行会社は名義書換事務代行契約の条件に従って、他方の当事者に対する90日前の書面による通知をもってまたは直ちに、名義書換事務代行契約を終了することができる。

本契約は、シンガポール法に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

4【受益者の権利等】

(1)【受益者の権利等】

受益者が管理会社および受託会社に対し受益権を直接行使するためには、受益証券の名義人として、 登録されていなければならない。したがって、販売会社に受益証券の保管を委託している日本の受益者 は受益証券の登録名義人でないため、自ら管理会社および受託会社に対し、直接受益権を行使すること ができない。これら日本の受益者は、販売会社との間の口座約款に基づき、販売会社を通じて受益権を 自己のために行使させることができる。

受益証券の保管を販売会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行う。

受益者は、受益証券に関し、受託会社または管理会社に対していかなる権利も有さず、また取得しないものとする。ただし、信託証書により受益者に対し明示的に付与されている権利を除く。

受益者の債務は、受益証券の申込みのために自らが払い込むことに同意した金額に限定されるものと する。

サブ・ファンドの受益者は、申込書の署名および交付により受託会社に対して契約上の義務を約する。サブ・ファンドの申込者は、当該サブ・ファンドの受益者として承認された時点で当該サブ・ファンドの受益証券を取得する。受益者は、サブ・ファンドが行う投資に対して法的利益を直接に取得しない。

受益者の有する主な権利は次のとおりである。

()分配金受領権

前記「第1 ファンドの状況 2 投資方針(4)分配方針」の項をご参照されたい。

()買戻請求権

前記「2 買戻し手続等」の項をご参照されたい。

() 償還金の受領権

本トラストまたはサブ・ファンドの解散時には、本トラストまたは関連するサブ・ファンドの(債権者の債権を充足した上で)分配可能な資産は、本トラストまたは関連するサブ・ファンドの受益証券の各クラス間で按分した上で、受益者に対してその受益証券の価額に応じて分配される。市場の状況により、受益者が当該分配で実現する金額は、当該受益者がその受益証券に関して支払った金額を上回ることも下回ることもある。

本トラストまたはサブ・ファンドの終了時には、受託会社は、受益者の普通決議を経て、本トラストまたは場合によりサブ・ファンドの資産を現物で受益者に分配することができる。ただし、該当する受益者が現物分配に同意する場合は、受託会社は、本トラストまたは場合によりサブ・ファンドの終了に際して受益者の普通決議を経ずに受益者に現物分配を行うことができる。普通決議によるか、現物分配を受ける受益者の承認によるかにかかわらず、受託会社が本トラストまたはサブ・ファンドの終了に際して資産の現物分配を行う場合において、受益者から要請があった場合は、受託会社は当該受益者が受領する権利を有する資産を売却し、当該売却による代金を当該受益者に送金することができる。ただし、受託会社は、当該資産の売却で得られる価格についていかなる保証も行わず、また当該資産の売却に関連する費用は当該受益者が負担するものとする。

なお、本サブ・ファンドの受益証券は議決権付受益証券である。議決権付受益証券については、後記「()議決権」をご参照されたい。

()議決権

サブ・ファンドまたはサブ・ファンドのクラスもしくはシリーズの受益証券は、以下のいずれかと して発行できる。

- 受益者に対して、関連するサブ・ファンドまたはクラスもしくはシリーズの受益者集会の通知を 受領し、かかる集会で発言し、投票する権利を付与する議決権付受益証券または
- 受益者に対して、関連するサブ・ファンドまたはクラスもしくはシリーズの受益者集会の通知を 受領し、かかる集会で発言し、投票する権利を付与しない無議決権受益証券

本サブ・ファンドのクラスの受益証券は、議決権付受益証券である。

(2)【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対する本サブ・ファンドの受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン 諸島における外国為替管理上の制限はない。

(3)【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

- ()管理会社または本サブ・ファンドに対する、法律上の問題および日本証券業協会の規則上の問題 について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、
- ()日本における受益証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する 一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限

を委任されている。

なお、関東財務局長に対する受益証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、

弁護士 三浦 健

同 廣本文晴

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

である。

(4)【裁判管轄等】

日本の投資家が取得した受益証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを 管理会社は承認している。ただし、確定した判決の執行手続は、関連する法域の法令に従い行われる。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

第3【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

- a. ファンドの直近2会計年度の日本文の財務書類は、国際財務報告基準に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである(ただし、円換算部分を除く。)。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. 原文の財務書類は、パッシム・トラストおよび全てのサブ・ファンドにつき一括して作成されている。本書において原文の財務書類については、関係するサブ・ファンドに関連する部分のみを記載し、日本文の作成にあたっては関係するサブ・ファンドに関連する部分のみを翻訳している。ただし、原文は全文を記載し、日本文はパッシム・トラスト 豪ドル建て償還時ターゲット債券ファンド201609およびパッシム・トラスト 豪ドル建て償還時ターゲット債券ファンド201612に関連する部分のみを翻訳している。
- c. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第 7項に規定する外国監査法人等をいう。)であるグラントソントン ケイマン諸島から監査証明に相当 すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相 当するもの(訳文を含む。)が当該財務書類に添付されている。
- d. ファンドの原文の財務書類は、豪ドルで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されている。日本円への換算には、2021年10月29日現在における株式会社三井住友銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1豪ドル=85.61円)が使用されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

(1)【貸借対照表】

パッシム・トラスト - 豪ドル建て償還時ターゲット債券ファンド201612 財政状態計算書 2021年 6 月30日現在

		2021年		202	0年
	注記	(豪ドル)	(千円)	(豪ドル)	(千円)
資産					
>☆ 手1-2 欠 → >					
流動資産					
損益を通じて公正価値で 測定する金融資産	(2b),(4)	30,431,970	2,605,281	35,752,186	3,060,745
未収利息	(20), (4)	817	70	(897)	(77)
ブローカー債権	(2f)	-	-	(031)	(11)
その他の未収金および	(21)				
前払金		679,700	58,189	719,688	61,612
現金および現金等価物	(2i) _	62,951	5,389	55,533	4,754
資産合計	` ,	31,175,438	2,668,929	36,526,510	3,127,035
負債					
流動負債					
未払管理会社報酬	(9)	45,214	3,871	32,160	2,753
受益者債務		-	-	-	-
その他の未払金		568,210	48,644	470,537	40,283
負債合計	_	613,424	52,515	502,697	43,036
	_				<u> </u>
資本	_	30,562,014	2,616,414	36,023,813	3,083,999
負債合計	-	613,424	52,515	502,697	43,036

本財務書類は、受託会社および管理会社の取締役によって2021年12月22日付で承認され、発行を許可された。

受託会社として インタートラスト・コーポレート・ サービシーズ(ケイマン)リミテッド

署名

管理会社として J.P.モルガン・マンサール・マネジメント・ リミテッド 署名

(2)【損益計算書】

パッシム・トラスト - 豪ドル建て償還時ターゲット債券ファンド201612 包括利益計算書 2021年 6 月30日に終了した会計年度

		2021年 6 月30日に 終了した年度		2020年 6 月 終了した	
	注記	(豪ドル)	(千円)	(豪ドル)	(千円)
収益					
損益を通じて公正価値で 測定する金融資産 および負債に係る					
純利益 / (損失)	7	1,991,976	170,533	(42,169)	(3,610)
償却額を含む利息収益		196,081	16,786	223,603	19,143
純収益合計		2,188,057	187,320	181,434	15,533
費用					
管理会社報酬	9	126,254	10,809	141,688	12,130
準備費用		100,063	8,566	110,762	9,482
取引費用		26	2	-	-
その他の費用		77,071	6,598	84,063	7,197
運営費用合計		303,414	25,975	336,513	28,809
税引前利益 / (損失)		1,884,643	161,344	(155,079)	(13,276)
源泉徴収税		<u> </u>			
参加型受益証券に帰属する 純利益 / (損失)		1,884,643	161,344	(155,079)	(13,276)

パッシム・トラスト - 豪ドル建て償還時ターゲット債券ファンド201612 資本変動計算書 2021年6月30日に終了した会計年度

2021年6月30日

	2021年		
	(豪ドル)	(千円)	
期首現在の資本合計	36,023,813	3,083,999	
参加型受益証券に帰属する純利益	1,884,643	161,344	
参加型受益証券の発行	-	-	
参加型受益証券の買戻	(7,346,442)	(628,929)	
期末現在の資本合計	30,562,014	2,616,414	
2020年 6 月30日	2020	‡	
	(豪ドル)	(千円)	
期首現在の資本合計	37,677,208	3,225,546	
参加型受益証券に帰属する純(損失)	(155,079)	(13,276)	
参加型受益証券の発行	-	-	
参加型受益証券の買戻	(1,498,316)	(128,271)	
期末現在の資本合計	36,023,813	3,083,999	

パッシム・トラスト - 豪ドル建て償還時ターゲット債券ファンド201612 キャッシュ・フロー計算書 2021年 6 月30日に終了した会計年度

	2021年 6 月30日に 終了した年度		2020年 6 月 終了した	
	(豪ドル)	(千円)	(豪ドル)	(千円)
運営活動によるキャッシュ・フロー				
税引前利益/(損失)	1,884,643	161,344	(155,079)	(13,276)
以下の項目に関する調整:				
- 償却額を含む利息収益	(196,081)	(16,786)	(223,603)	(19,143)
運転資金変動前				
運営キャッシュ・フロー _	1,688,562	144,558	(378,682)	(32,419)
- 損益を通じて公正価値で測定する 金融資産の減少	5,320,216	455,464	1,528,919	130,891
- ブローカー債権の(増加)/減少	5,520,210		1,520,919	130,091
- 未払管理会社報酬の増加 / (減	-	-	_	_
少)	13,054	1,118	(7,876)	(674)
- その他の未収金の減少	39,988	3,423	12,736	1,090
- その他の未払金の増加	97,673	8,362	110,224	9,436
- 償却額を含む収益受取額	194,367	16,640	282,736	24,205
運営による現金純額 _	7,353,860	629,564	1,548,057	132,529
財務活動によるキャッシュ・フロー				
受益証券の買戻支払額 _	(7,346,442)	(628,929)	(1,498,316)	(128,271)
財務活動に使用された現金純額 _	(7,346,442)	(628,929)	(1,498,316)	(128,271)
現金および現金等価物の純増加	7,418	635	49,741	4,258
現金および現金等価物の期首残高 _	55,533	4,754	5,792	496
現金および現金等価物の期末残高 _	62,951	5,389	55,533	4,754

パッシム・トラスト 財務書類に対する注記

1.一般事項

パッシム・トラスト(以下「本トラスト」という。)は、補遺信託宣言により改訂済の2014年12月2日付の信託宣言(以下、これらを合わせて「信託宣言」という。)に従い、ケイマン諸島の法律に基づくアンブレラ・ファンドとして組成されたユニット・トラストである。

本トラストは、アンブレラ・ファンドとして組成されており、このため、本トラストの資産は、異なる複数のサブ・ファンドに分割される。2021年6月30日現在、本トラストは、14のサブ・ファンドを傘下に有する。本報告書では、そのうち10のサブ・ファンド、すなわち中国2倍ブル・ファンド、中国2倍ベア・ファンド、ゴールド2倍ブル・ファンド、ボールド2倍ブル・ファンド、ボールド2倍ベア・ファンド、インド2倍ベア・ファンド、豪ドル建て償還時ターゲット債券ファンド201609、豪ドル建て償還時ターゲット債券ファンド201612、米国テクノロジー2倍ブル・ファンドが表示されている。現在、各サブ・ファンドは、受益証券1クラスのみを発行している。

シリーズ2016 TOPIXファンド、シリーズ2018 S&P 500ファンド、シリーズ2016 日経225ファンドおよびシリーズ2016 JPX日経440ファンドは、管理事務代行会社がステート・ストリート・ファンド・サービシーズ(アイルランド)リミテッドであり、また保管会社がステート・ストリート・カストディアル・サービシーズ(アイルランド)リミテッドである。これら3つのサブ・ファンドについては、別途、年次報告書および監査済財務書類が作成されている。

管理会社は、J.P.モルガン・グループ会社の構成会社である、J.P.モルガン・マンサール・マネジメント・リミテッド(以下「管理会社」という。)である。管理会社は、イングランドおよびウェールズ法に基づき、2007年11月7日に有限責任会社として設立された。管理会社は、AIFMD規則に従い、英国の金融行為監督機構(以下「FCA」という。)による認可を受けている。管理会社の主たる活動は、集団投資スキームおよび特別目的ヴィークルの管理を行うことである。管理会社は、FCAの規制対象の資産運用会社であり、J.P.モルガン・チェースの投資銀行内に拠点を置く。管理会社は、その活動の中でもとりわけ、世界(米国を除く。)の法人顧客および仲介業者に対して、個々に合わせてカスタマイズされた革新的な資産運用商品を提供することに重点を置いている。

本トラストの受託会社は、インタートラスト・コーポレート・サービシズ(ケイマン)リミテッド(以下「受託会社」という。)である。

AIFMDの目的のため、本トラストは、欧州経済領域(以下「EEA」という。)のAIFMを伴う欧州経済領域外 (以下「NON-EEA」という。)のAIFに該当する。本トラストの分配は、日本の投資家のみに限定される。

各サブ・ファンドに関して、複数の受益証券クラスを発行することができ、管理会社は、その絶対的な裁量により、特定のサブ・ファンド内の異なるクラスに付随する権利を区別することができる。これには、分配方針、クラスの表示通貨、各クラスに関して支払われる管理報酬の水準、申込手数料および/または買戻手数料を含むが、これらに限定されない。さらに、サブ・ファンドは、信託宣言の規定に従い、特定のクラスのために、金融デリバティブ商品を利用することができる。上記を条件として、クラスごとに個別の資産プールは維持されない。

また管理会社は、報酬の計算の目的上、各クラス内で受益証券をシリーズに分類することができる。発行済みのシリーズの受益証券は、管理会社の裁量により、(該当する全ての報酬および費用の支払または発生後に)他のシリーズのその時点の1口当たり純資産価格で当該他のシリーズの受益証券に再指定し、転換することができる。

各サブ・ファンドの資産は、当該サブ・ファンドの英文目論見書または場合により関連する英文目論見書補遺に定める投資目的および投資方針に従って投資される。

	運用開始日	設立日
豪ドル建て償還時ターゲット債券ファンド201609	2016年 9 月30日	2016年8月12日
豪ドル建て償還時ターゲット債券ファンド201612	2016年12月30日	2016年11月9日

10の各サブ・ファンドの投資目的は、以下のとおりである。

豪ドル建て償還時ターゲット債券ファンド201609および豪ドル建て償還時ターゲット債券ファンド201612 の両サブ・ファンドは、満期日における受益証券1口当たりの募集価格の100%を確保しつつ、中長期的な信託財産の成長を達成することを目指す。両サブ・ファンドは、満期日における受益証券1口当たりの純資産価格について、豪ドル建ての募集価格の100%の確保を目指しつつ、複数の上場投資信託(以下「ETF」という。)から構成されるETFエフィシェンテ指数を豪ドルヘッジしたもののパフォーマンスに対する投資機会によって、特別目的会社の発行する豪ドル建てパフォーマンス・リンク債券へ投資する。

豪ドル建て償還時ターゲット債券ファンド201609および豪ドル建て償還時ターゲット債券ファンド201612 の両サブ・ファンドは、それぞれ2022年9月30日および2022年12月30日に満期を迎える。

2. 重要な会計方針の要約

本財務書類の作成に適用された主要な会計方針は以下に記載される。別段の記載のない限り、表示対象の会計期間に対し、当該方針が、一貫して適用される。

本財務書類の純資産価額(以下「NAV」という。)に関する参照の全ては、別段の記載のない限り、受益者に帰属する純資産(準備費用調整控除後)をいう。

(a) 作成の基礎

サブ・ファンドの財務書類は、国際財務報告基準(以下「IFRS」という。)に準拠して作成されている。 財務書類は、損益を通じて公正価値で保有する金融資産および金融負債(デリバティブ商品を含む。)の公 正価値評価を使用して作成されている。

IFRSに準拠した財務書類の作成にあたり、特定の重要な会計上の見積りを行うことが要求される。また、 取締役は、サブ・ファンドの会計方針の適用過程について判断を下すことが要求される。本財務書類の作成 にあたり適用された主要な会計方針は、以下のとおりである。

2020年7月1日付で採用された新基準

重要性の定義 (IAS第1号およびIAS第8号の改訂)

IASBは、IAS第1号「財務諸表の表示」およびIAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更および誤謬」を改訂している。この改訂では、IFRSおよび財務報告に関する概念フレームワークの間で一貫した重要性の定義を使用し、どのような場合に情報が重要であるかを明確にし、重要でない情報に関してはIAS第1号のガイダンスの一部を取り入れる。

取締役は、当該基準の影響を査定し、財務書類におけるサブ・ファンドの財務状況、実績または開示に重 大な影響を及ぼすことはないと予想される。

まだ効力を生じておらず、かつ早期適用されていない新基準、修正基準および解釈指針

2020年7月1日より後に開始する年次期間に多数の新基準、修正基準および解釈指針が発効されたが、本財務書類の作成には適用されていない。サブ・ファンドの財務書類に重要な影響を及ぼすものはない。

- ・IFRS第17号「保険契約」、2022年1月1日発効
- ・IFRS第17号「保険契約」の改訂(IFRS第17号およびIFRS第4号の改訂)、2022年1月1日発効
- ・概念フレームワークへの参照、2022年1月1日発効
- ・意図した使用前の収入(IAS第16号の改訂)、2022年1月1日発効
- ・不利な契約 契約履行のコスト (IAS第37号の改訂)、2022年1月1日発効
- ・2018年 2020年サイクルのIFRSの年次改善(IFRS第1号、IFRS第9号、IFRS第16号およびIAS第41号の改訂)、2022年1月1日発効
- ・負債の流動または非流動への分類(IAS第1号の改訂)、2023年1月1日発効

(b) 損益を通じて公正価値で測定する金融資産および負債

()金融資産の分類および当初測定

重大な金融要素が含まれず、IFRS第15号に準拠した取引価格で測定される売掛金を除き、すべての金融 資産は、当初に取引コストを調整した公正価値で認識される。

金融資産は、ヘッジ商品として指定された有効なものを除き、以下のように分類される。

- ・償却原価
- ・損益を通じた公正価値(以下「FVTPL」という。)
- ・その他の包括利益を通じた公正価値(以下「FVOCI」という。)

表示期間において、サブ・ファンドは、FVOCIに分類される金融資産を有していない。分類は、金融資産 を管理するビジネスモデルおよび金融資産の契約上のキャッシュ・フローの両方によって決定される。

金融資産に関連するすべての収益および費用は、その他の費用として表示される売掛金の減損を除き、包括利益計算書における収益または費用として認識される。

() 償却原価で事後測定する金融資産

金融資産は、当該資産が以下の条件を満たす(かつ、FVTPLとして指定されていない)場合、償却原価で 測定される。

- かかる金融資産を保有し、契約上のキャッシュ・フローを回収することを目的とするビジネスモデルの下で保有されており、かつ、
- 金融資産の契約条件が、元本および元本の利息の支払いのみのキャッシュ・フローを発生させる。

当初認識後、実効金利法を使用して償却原価で測定される。割引の影響が重要でない場合、割引は省略される。

サブ・ファンドの現金および現金等価物、未収利息、ブローカー債権、受益者債権、管理会社報酬払戻金ならびにその他の未収金が、このカテゴリーに分類される。

()損益を通じた公正価値(FVTPL)で測定する金融資産

「回収目的保有」または「回収および売却目的保有」以外のビジネスモデルで保有される金融資産は、 損益を通じて公正価値で測定するものに分類される。サブ・ファンドの負債証券の契約上のキャッシュ・ フローは、元本と利息だけであるが、これらの証券は契約上のキャッシュ・フローの回収を目的として保 有されず、また、契約上のキャッシュ・フローの回収および売却の両方を目的として保有されない。契約 上のキャッシュ・フローの回収は、サブ・ファンドのビジネスモデルの目的を達成する際に付随するだけ のものである。その結果、すべての投資は、損益を通じて公正価値で測定される。すべてのデリバティブ 金融商品が、このカテゴリーに分類される。

活発な市場で取引される金融資産および負債の公正価値は、報告日における取引終了時点の市場価格に基づく。サブ・ファンドが保有する金融資産に使用された市場価格は、報告日現在の市場の終値である。

「損益を通じて公正価値で測定する金融資産」カテゴリーの公正価値の変動から生じる損益は、これらが発生した会計期間における包括利益計算書の「損益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る純利益」に含まれる。

()金融資産の減損

IFRS第9号における減損要件は、予想信用損失を認識するためにより将来を見通した情報である「予想信用損失(以下「ECL」という。)モデル」を使用する。新要件の範囲内の商品には、償却原価およびFVOCIで測定される貸出金およびその他の負債型金融資産、売掛金、IFRS第15号で認識および測定される契約資産、貸付契約および損益を通じて公正価値で測定されない(発行者向けの)一部の金融保証契約が含まれる。

管理会社は、信用リスクを評価し予想信用損失を測定する際に、過去の出来事、現在の状況、金融商品の将来キャッシュ・フローの予想回収可能性に影響を及ぼす合理的かつ裏付け可能な予測を含む、幅広い情報を考慮する。

かかる将来を見通したアプローチを適用する際、以下のような区別がなされる。

- 当初認識以降、信用の質が著しく低下していない、または、信用リスクが低い金融商品 (以下「ステージ1」という。)
- 当初認識以降、信用の質が著しく低下しており、かつ、信用リスクが低くない金融商品 (以下「ステージ2」という。)

「ステージ3」は、報告日時点で減損の客観的な証拠がある金融資産を対象とする。

ステージ 1 では「12か月の予想信用損失」が認識され、ステージ 2 では「残存期間にわたる予想信用損失」が認識される。

予想信用損失の測定は、金融商品の予想残存期間にわたる信用損失の確率加重された見積りによって決定される。

2021年6月30日および2020年6月30日現在、サブ・ファンドの予想信用損失はない。

()金融負債の分類および測定

サブ・ファンドの金融負債には、取引、費用およびその他の未払金ならびにデリバティブ金融商品が含まれる。

金融負債は、当初は公正価値で測定され、該当する場合、サブ・ファンドの損益を通じて公正価値で指定された金融負債を除き、取引費用について調整される。

その後、金融負債は、FVTPLで指定されたデリバティブおよび金融負債を除き、実効金利法を使用して償却原価で測定され、その後、包括利益計算書で認識された損益とともに公正価値で計上される。

()投資有価証券の評価

サブ・ファンドは、マスター契約に基づき、J.P.モルガン・チェース・バンクN.A.と金融デリバティブ商品(以下「FDI」という。)および特定のスワップ契約を締結している。どの評価日においても、スワップは、相手方当事者の取引可能な市場価格を用いて評価され、また、相手方当事者は、かかるデリバティブの呼値のスプレッドにおいて日々の流動性を提供することに携わっている。

管理会社は、ポートフォリオ・マネージャーが行う店頭評価プロセスを設定する。ポートフォリオ・マネージャーは、各サブ・ファンドの各FDIを日々評価し、相手方当事者のFDI評価を処理するためのプロセスおよびコントロールを有する。サブ・ファンドはまた、公認の市場で評価日における直近の取引価格で評価される、米国財務省短期証券および日本国債に投資する。

豪ドル建てパフォーマンス・リンク債券は、元本額(以下「本債券元本額」という。)に対して割引発行され(割引発行額は98%である。)、満期日において本債券元本額の少なくとも100%の価格にて償還されるように設計されている。

本債券の参照資産は、以下を含む。

- ()日本国債(以下「日本国債」という。)
- () J.P. モルガン・セキュリティーズ・ピーエルシー(以下「本債券スワップ相手方当事者」という。)との豪ドル/日本円通貨スワップ
- ()本債券参照指数に対するレバレッジ後の想定エクスポージャー。

どの評価日においても、豪ドル建てパフォーマンス・リンク債券は、相手方当事者の取引可能な市場価格を用いて評価され、また、相手方当事者は、かかるパフォーマンス・リンク債券の呼値のスプレッドにおいて日々の流動性を提供することに携わっている。

許容度ギャップは、各FDIについて、各サブ・ファンドのローンチより前に定義される。これらのギャップは、その投資目的を達成するためにサブ・ファンドが採用するFDIの特性を考慮し、再計算されるかまたは異議を唱えられる可能性があり、異議申し立てが解決されない場合は、上申される可能性がある上記の評価の差異を定義する。

事前に定義された許容度ギャップの最大値を超えるいずれの評価の差異も、管理会社の内部リスク管理 統制部門へ上申され、そこで差異の原因が見直される。

管理会社の内部リスク管理統制部門が差異を解消できない場合は、その差異を、実行された調査の詳細とともに管理会社の評価委員会へ上申する。評価委員会は、専門的な評価助言を提供するため、管理会社の最高経営責任者、リスク管理統制部門責任者、およびJ.P.モルガンの企業評価統制グループの代表者で構成されている。

異議申し立てが解決されない場合、評価委員会は、管理会社の取締役会に上申する。

FDIの存続中、参照資産の価値が増加または減少するため、その名目元本は(発行および買戻しに対する調整として)増加または減少する。

損益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る実現損益は、売却手取額または評価額と取得原価との 差額を表章しており、かつブローカーの請求および手数料の全てを考慮したものである。損益を通じて公 正価値で測定する金融資産に係る実現および未実現損益は、包括利益計算書に計上される。

()認識および認識の中止

通常の投資の売買は、取引日(サブ・ファンドが投資の購入または売却を約定した日)に認識される。 投資は、当該投資からのキャッシュ・フローを受取る権利が失効した、またはサブ・ファンドがリスクお よび所有に伴う便益を実質的に全て移譲した時に、認識を中止する。

(c) 金融デリバティブ商品

金融デリバティブ商品は、デリバティブ契約が締結された日付に公正価値で認識され、その後、その公正価値で再測定される。全てのデリバティブは、その公正価値がプラスの場合、資産として計上され、その公正価値がマイナスの場合、負債として計上される。デリバティブの公正価値の変動は、包括利益計算書に含まれる。価格は、相手方当事者の取引可能な市場価格に基づく。

(d)公正価値の見積り

活発な市場で取引されている金融資産および負債(公開市場で取引されているデリバティブおよび売買目的証券など)の公正価値は、財政状態計算書の日付現在における市場価格に基づく。

サブ・ファンドは、市場リスクを相殺するデリバティブを有する場合、リスク相殺ポジションの公正価値の設定基準として、中値を使用し、ネット・オープン・ポジションに対しては、必要に応じて呼値が適用される。

活発な市場で取引されていない金融資産および負債の公正価値は、ブローカー相場の買呼値を用いて決定される。特に、負債証券の公正価値は、日本国債についてのフィナンシャル・タイムズの評価額およびブルームバーグの評価額を含む独立した値付ソースから入手した、ブローカー相場の参照によって決定される。米国財務省短期証券については、値付ソースが、フィナンシャル・タイムズ・インタラクティブ・データおよびフィナンシャル・タイムズ・エバリュエイテッドを含むものである。豪ドル建てパフォーマンス・リンク債券は、満期日における本債券元本額の100%を確保しつつ、2022年9月15日までの期間におけるETFエフィシェンテ指数を豪ドルヘッジしたもののパフォーマンスに連動したリターンを提供することを目指している。かかる元本確保の水準は、日本国債への投資と豪ドル/日本円通貨スワップの組み合わせを通じて図られる。J.P.モルガン・セキュリティーズ・ピーエルシーは、ETFエフィシェンテ指数に関し、一定の計算および決定を行う責任を負う。

(e) 金融商品の相殺

認識された金額を法的に相殺する権利があり、純額ベースで決済する、または資産を現金化し、負債を同時に決済する意思がある場合、金融資産および負債は相殺され、純額が財政状態計算書に報告される。

(f) ブローカー債権 / 債務

ブローカー債権 / 債務は、それぞれ期末時点で契約されているが、未決済であるか、引き渡されていない、売却証券の未収金または購入証券の未払金を表章する。

各報告日において、サブ・ファンドは、信用リスクが当初認識から著しく増加した場合、残存期間にわたる予想信用損失と同額でブローカー債権にかかる損失引当金を測定する。報告日において信用リスクが当初認識から著しく増加しなかった場合、サブ・ファンドは、12か月の予想信用損失と同額で損失引当金を測定する。相手方当事者の重大な財政難、相手方当事者が倒産または金融再編となる可能性、および支払い不履行は、すべて損失引当金が要求される指標とみなされる。信用減損しているとみなされる程度まで信用リスクが増大する場合、受取利息は、損失引当金に対して調整された簿価総額に基づいて計算される。これらの金額は、当初は公正価値で認識され、その後、償却原価で測定される。

(g)収益および費用

受取利息は、実効金利法を使用して期間比例で認識される。収益には、現金および現金等価物の受取利息ならびに損益を通じて公正価値で測定する負債証券の受取利息が含まれる。

費用は、発生主義で会計処理される。

(h)外貨換算

()機能通貨および表示通貨

サブ・ファンドの財務書類に含まれる項目は、サブ・ファンドが運営を行う主要な経済環境の通貨(以下「機能通貨」という。)を用いて測定される。主要な資本調達市場を反映しているのは、ブラジルレアル建て2倍ブル・ファンド、ブラジルレアル建て2倍ベア・ファンド、中国2倍ブル・ファンド、中国2倍ベア・ファンド、ゴールド2倍ブル・ファンド、ゴールド2倍ブル・ファンド、インド2倍ブル・ファンド、ゴールド2倍ブル・ファンド、リソーシズ・ツイン・アルファ・ブラジルレアル建てファンド、リソーシズ・ツイン・アルファ・トルコリラ建てファンド、リソーシズ・ツイン・アルファ・米ドル建てファンド、米国テクノロジー2倍ブル・ファンドおよび米国テクノロジー2倍ベア・ファンドについては日本円であり、豪ドル建て償還時ターゲット債券ファンド201609および豪ドル建て償還時ターゲット債券ファンド201612については豪ドルである。

財務書類は、ブラジルレアル建て2倍ブル・ファンド、ブラジルレアル建て2倍ベア・ファンド、中国2倍ブル・ファンド、中国2倍ベア・ファンド、ゴールド2倍ブル・ファンド、ゴールド2倍ベア・ファンド、インド2倍ブル・ファンド、インド2倍ベア・ファンド、リソーシズ・ツイン・アルファ・ブラジルレアル建てファンド、リソーシズ・ツイン・アルファ・トルコリラ建てファンド、リソーシズ・ツイン・アルファ・米ドル建てファンド、米国テクノロジー2倍ブル・ファンドおよび米国テクノロジー2倍ベア・ファンドについては日本円で、豪ドル建て償還時ターゲット債券ファンド201609および豪ドル建て償還時ターゲット債券ファンド201612については豪ドルで表示されている。

()取引および残高

外貨建て取引は、取引日の実勢為替レートを用いて機能通貨に換算される。外貨建て資産および負債は、財政状態計算書の日付現在の実勢為替レートを用いて機能通貨に換算される。かかる取引の決済および期末為替レートを用いた外貨建て資産や負債の換算から発生する為替差損益は、包括利益計算書に認識される。

サブ・ファンドは、証券取引および金融デリバティブ商品取引に係る損益の部分について、為替変動によるものと証券の市場価格の変動によるものとに区別していない。かかる変動は、包括利益計算書の損益 を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債に係る純損益に含まれる。

(i)現金および現金等価物

現金および現金等価物には、要求払い預金で保有される預金、当初満期が3か月以内のその他短期で流動性が高い投資および当座借越が含まれる。当座借越は、もしあれば、財政状態計算書に負債として表示される。

(j) 買戻可能受益証券

受益者は、買戻手続に従い、いずれの買戻日においても、かかる買戻日現在の受益証券1口当たりの純資産価格で受益証券の全てまたは一部を買い戻すことをサブ・ファンドに請求することができる。ただし、適切に記入された買戻請求書を、登録事務代行会社が要求することのある所有権の証拠と共に、関連する取引期限よりも前に登録事務代行会社が受領することを条件とする。

サブ・ファンドに適用される最低買戻金額は、英文目論見書に記載されており、場合によっては、関連する補遺信託宣言に記載されている。管理会社は、その絶対的な裁量により、各クラス全体に関して、または特定の買戻請求の全部もしくは一部に関して最低買戻金額を放棄することができる。

()財政状態計算書の日付時点で、サブ・ファンドの発行済受益証券が複数のクラスに存在し、() 当該受益証券が、異なるレートの管理会社報酬の計算を課され、そのため資本分類に関するIAS第32号(改訂済)の「金融商品:表示」およびIAS第1号(改訂済)「財務書類の表示-プット可能金融商品および清算から生じる債務」に基づく全ての条件を当該受益証券が満たさない場合は、受益証券は金融負債に分類される。()財政状態計算書の日付時点で、サブ・ファンドの発行済受益証券が1クラスのみであり、() 当該受益証券が、IAS第32号(改訂済)の「金融商品:表示」およびIAS第1号(改訂済)「財務書類の表示-プット可能金融商品および清算から生じる債務」に基づいて、資本分類についてのその他全ての条件を当該受益証券が満たす場合(これらの受益証券がサブ・ファンドにより発行されている中で最劣後受益証券であるという条件が含まれる。)には、受益証券は資本に分類される。

(k)税金

サブ・ファンドには、現在、投資利益およびキャピタル・ゲインに関する特定の諸国による源泉徴収税が 発生している。かかる収益または利益は、包括利益計算書の源泉徴収税の総額で計上される。

源泉徴収税は、包括利益計算書に個別項目として表示される。

注記14の税金の詳細を参照のこと。

(1)設立費用

トラストおよびサブ・ファンドの設立費用は、それぞれのサブ・ファンドが負担する。トラストおよびサブ・ファンドの組成時に発生した設立費用は、それらが生じた会計期間にサブ・ファンドの費用として認識される。

(m)分配金

管理会社は、分配を行うかどうかを決定する絶対的な裁量権を有する。かかる場合において、適切な金額が、分配日に支払われるために分配口座へ移転される。

(n) 重要な見積りおよび判断

J.P. モルガン・マンサール・マネジメント・リミテッド(E30829)

有価証券報告書(外国投資信託受益証券)

財務書類の作成にあたり、経営陣は、資産および負債の報告金額、付随する開示ならびに偶発債務の開示に影響を及ぼす判断、見積りおよび仮定を行わなければならない。当該仮定および見積りは不確実性が伴うため、結果的に将来の期間に影響を及ぼす資産または負債の簿価に対して重大な調整が必要となる可能性がある。

税金

複雑な税制および外国の源泉徴収税に係る税法の変更に関する解釈には、不確実性が伴う。FDIへの投資を考慮すると、実際の投資収益と行われた仮定との間に生じる差異またはかかる仮定に将来変更が生じた場合には、すでに計上した税金費用に対して将来の調整が必要となる可能性がある。サブ・ファンドは、投資を行っている各国の税務当局により調査が発生し得る結果に関して、合理的な見積りに基づく引当金を設定する。かかる引当金の金額は、過去の税務調査の経験および課税対象となる事業体と所轄の税務当局との間における税制の解釈の相違等の様々な要素に基づく。かかる解釈の相違は、投資先の各所在地の状況に応じた広範で様々な問題に関して生じることがある。サブ・ファンドが訴訟および税金に関する事後のキャッシュ・アウトフローの可能性はほとんどないと評価したため、偶発債務は認識されなかった。

注記14の税金の詳細を参照のこと。

3. 金融リスク管理

サブ・ファンドの活動は、保有金融商品から生じる市場価格リスク、金利リスク、通貨リスク、信用リスクおよび流動性リスクを含むが、これに限らない、様々なリスクに晒される。金融商品は、サブ・ファンドの公表済の投資方針に従って保有され、それに応じて投資目的を達成するために管理される。

当該リスクを管理するためにサブ・ファンドが採用したリスクおよび各リスクの管理方針は、以下に開示される。

(a)市場価格リスク

市場リスクは、主として、保有する金融商品の将来の価格についての不確実性から生じる。当該リスクは、サブ・ファンドが、価格変動に際し、市場でポジションを保有することにより被る可能性のある潜在的損失である。市場リスクは管理会社によって管理される。当該サブ・ファンドの場合、金融デリバティブ商品における市場リスクは重要であるものの、全体的に投資家の利益に沿っている。実現および未実現利益は、それらが生じた会計期間の包括利益計算書に認識される。

2021年6月30日および2020年6月30日現在、全ての市場エクスポージャーは以下のとおりである。

豪ドル建て償還時ターゲット債券ファンド201609	2021年	2020年
	豪ドル	豪ドル
パフォーマンス・リンク債券	102,880,371	118,851,840
損益を通じて公正価値で測定する金融資産合計	102,880,371	118,851,840
豪ドル建て償還時ターゲット債券ファンド201612	2021年	2020年
	豪ドル	豪ドル
パフォーマンス・リンク債券	30,431,970	35,752,186
損益を通じて公正価値で測定する金融資産合計	30,431,970	35,752,186

以下の表は、2021年6月30日および2020年6月30日現在のファンドの負債証券の構成についての重要なセクターおよび地理的集中の要約である。

豪ドル建て償還時ターゲット債券ファンド201609

	2021	2021年		年
	公正価値	純資産比率	公正価値	純資産比率
	豪ドル	%	豪ドル	%
ジャージー				
金融	102,880,371	99.60	118,851,840	99.27

豪ドル建て償還時ターゲット債券ファンド201612

	202	2021年		20年
	公正価値	公正価値 純資産比率		純資産比率
	豪ドル	%	豪ドル	%
ジャージー				

金融

30,431,970

99.57

35,752,186

99.25

サブ・ファンドは、地理的集中が英国である金融セクターの下で、J.P.モルガン・チェース・バンクN.A. との間にオープン・スワップ契約ポジションを保有している。

下記に記載する価格リスクの感応度は、関連する指数を + 1%(2020年6月30日: + 1%)または - 1% (2020年6月30日: - 1%)変更させることで評価される。感応度は、適用された変更によりデリバティブ 価格の変動を控除され、以下のような通貨で表示される。

ファンド	パーセン	2021年	2021年	2020年	2020年
	ト率の	6月30日	6月30日	6月30日	6月30日
	変更	純資産が	純資産が	純資産が	純資産が
		受ける影響	受ける影響	受ける影響	受ける影響
		(%)	(日本円)	(%)	(日本円)
豪ドル建て償還時ターゲット	1 %	1 %	1,028,962	1 %	1,188,518
債券ファンド201609	- 1%	- 1%	(1,028,962)	- 1%	(1,188,518)
豪ドル建て償還時ターゲット	1 %	1 %	304,320	1 %	357,522
債券ファンド201612	- 1%	- 1%	(304,320)	- 1%	(357,522)

(b) 金利リスク

金利リスクは、金融資産および負債の公正価値における現行の市場金利のレベルならびに将来キャッ シュ・フローの変動の影響から生じる。

豪ドル建て償還時ターゲット債券ファンド201609

2021年6月30日現在

	1 年以内	1 - 5年	5 年超	無利息	合計
	豪ドル	豪ドル	- 豪ドル	 豪ドル	 豪ドル
資産					
流動資産					
損益を通じて公正価値で					
測定する金融資産	-	102,880,371	-	-	102,880,371
未収利息	184,845	-	-	-	184,845
ブローカー債権	-	-	-	191,583	191,583
現金および現金等価物	-	-	-	2,517,043	2,517,043
その他の未収金および前払金	93,865	-	-	-	93,865
資産合計	278,710	102,880,371	-	2,708,626	105,867,707
負債					
流動負債					
未払管理報酬	-	-	-	202,214	202,214
受益者債務	-	-	-	191,216	191,216
未払費用	-	-	-	2,182,537	2,182,537
負債合計	-	-	-	2,575,967	2,575,967
2000 T 6 D00 D TE					
2020年 6 月30日現在		4 - 4-	- +11	ケルウ	∧ + 1
	1年以内	1 - 5年	5年超	無利息	合計
次立	豪ドル	豪ドル	豪ドル	豪ドル	豪ドル
資産					
流動資産					
損益を通じて公正価値で		440 054 040			440 054 040
測定する金融資産	- (EGG)	118,851,840	-	-	118,851,840 (566)
未収利息 ブローカー債権	(566)	-	-	19,490	19,490
その他の未収金および前払金	-	-	-	2,618,710	2,618,710
現金および現金等価物	229,698	_	_	2,010,710	229,698
資産合計		118,851,840	<u>-</u>	2,638,200	121,719,172
貝性口引		110,031,040		2,030,200	121,719,172
負債					
流動負債					
受益者債務	_	_	_	19,444	19,444
未払費用				,	
· , · , / , / , /- , /- , /- , /- ,	-	_	_	1,971.850	1,971.850
負債合計	-	-	-	1,971,850	1,971,850

豪ドル建て償還時ターゲット債券ファンド201612 2021年 6 月30日現在

	1 年以内	1 - 5年	5 年超	無利息	合計
	豪ドル	豪ドル	豪ドル	豪ドル	豪ドル
資産					
流動資産					
損益を通じて公正価値で					
測定する金融資産	-	30,431,970	-	-	30,431,970
未収利息	817	-	-	-	817
現金および現金等価物	-	-	-	679,700	679,700
その他の未収金および前払金	62,951	-	-	-	62,951
資産合計	63,768	30,431,970	-	679,700	31,175,438
負債					
流動負債					
未払管理報酬	-	-	-	45,214	45,214
未払費用	-	-	-	568,210	568,210
負債合計	-	-	-	613,424	613,424
					_
2020年 6 月30日現在					
	1年以内	1 - 5年	5 年超	無利息	合計
	1 年以内 豪ドル	1 - 5年 豪ドル	5年超 - 豪ドル	無利息	合計 豪ドル
資産			_		
資産 流動資産			_		
			_		
流動資産			_		
流動資産 損益を通じて公正価値で		豪ドル	_		豪ドル
流動資産 損益を通じて公正価値で 測定する金融資産	豪ドル -	豪ドル	_		豪ドル 35,752,186
流動資産 損益を通じて公正価値で 測定する金融資産 未収利息	豪ドル -	豪ドル	_	豪ドル - -	豪ドル 35,752,186 (897)
流動資産 損益を通じて公正価値で 測定する金融資産 未収利息 その他の未収金および前払金	豪ドル - (897) -	豪ドル	_	豪ドル - -	豪ドル 35,752,186 (897) 719,688
流動資産 損益を通じて公正価値で 測定する金融資産 未収利息 その他の未収金および前払金 現金および現金等価物	豪ドル - (897) - 55,533	豪ドル 35,752,186 - - -	_	豪ドル - - 719,688 -	豪ドル 35,752,186 (897) 719,688 55,533
流動資産 損益を通じて公正価値で 測定する金融資産 未収利息 その他の未収金および前払金 現金および現金等価物	豪ドル - (897) - 55,533	豪ドル 35,752,186 - - -	_	豪ドル - - 719,688 -	豪ドル 35,752,186 (897) 719,688 55,533
流動資産 損益を通じて公正価値で 測定する金融資産 未収利息 その他の未収金および前払金 現金および現金等価物 資産合計	豪ドル - (897) - 55,533	豪ドル 35,752,186 - - -	_	豪ドル - - 719,688 -	豪ドル 35,752,186 (897) 719,688 55,533
流動資産 損益を通じて公正価値で 測定する金融資産 未収利息 その他の未収金および前払金 現金および現金等価物 資産合計 負債	豪ドル - (897) - 55,533	豪ドル 35,752,186 - - -	_	豪ドル - - 719,688 -	豪ドル 35,752,186 (897) 719,688 55,533
流動資産 損益を通じて公正価値で 測定する金融資産 未収利息 その他の未収金および前払金 現金および現金等価物 資産合計 負債 流動負債	豪ドル - (897) - 55,533	豪ドル 35,752,186 - - -	_	豪ドル - 719,688 - 719,688	豪ドル 35,752,186 (897) 719,688 55,533 36,526,510

(c) 通貨リスク

通貨リスクは、為替レートの変動により金融商品の価値が変動するリスクである。

サブ・ファンドは、金融商品に投資し、機能通貨以外の通貨建ての取引を行うことがある。このため、サブ・ファンドは、サブ・ファンドの資産または負債のサブ・ファンドの機能通貨以外の通貨建ての部分の価値に悪影響を及ぼす方法で、その他の外国通貨に対して機能通貨の為替レートが変動するリスクにさらされる。

中国 2 倍ブル・ファンド、中国 2 倍ベア・ファンド、ゴールド 2 倍ブル・ファンド、ゴールド 2 倍ベア・ファンド、インド 2 倍ブル・ファンド、インド 2 倍ベア・ファンド、米国テクノロジー 2 倍ブル・ファンド および米国テクノロジー 2 倍ベア・ファンドのサブ・ファンドは、機能通貨である日本円以外の通貨建ての貨幣性資産を保有する。豪ドル建て償還時ターゲット債券ファンド201609および豪ドル建て償還時ターゲット債券ファンド201612のサブ・ファンドは、機能通貨である豪ドル以外の通貨建ての貨幣性資産を保有する。 IFRS第 7 号に定義する通貨リスクは、為替レートの変動により、先物の取引の価値ならびに認識されたその他の通貨建ての貨幣性資産および貨幣性負債が変動することで生じる。 IFRS第 7 号の下で、非貨幣性資産および負債に関連する外国為替エクスポージャーは、為替リスクではなく市場価格リスクの一部とみなされる。

2021年6月30日および2020年6月30日終了年度中、中国2倍ブル・ファンド、中国2倍ベア・ファンド、ゴールド2倍ブル・ファンド、ゴールド2倍ベア・ファンド、インド2倍ベア・ファンド、ア・ファンド、豪ドル建て償還時ターゲット債券ファンド201609、豪ドル建て償還時ターゲット債券ファンド201612、米国テクノロジー2倍ブル・ファンドおよび米国テクノロジー2倍ベア・ファンドについては、サブ・ファンドの投資がサブ・ファンドの機能通貨建てであるため、外国通貨リスクに対するエクスポージャーは減少している。

以下の表は、財務状態およびキャッシュ・フローに関する通貨リスクに係る現行のレベルの変動の影響に 関連するリスクにさらされるサブ・ファンドの金融資産および負債の要約である。

本サブ・ファンドは、該当しない。

2021年6月30日および2020年6月30日現在、豪ドル建て償還時ターゲット債券ファンド201609および豪ドル建て償還時ターゲット債券ファンド201612のサブ・ファンドの金融資産および負債は機能通貨建てであり、外国通貨リスクに対するエクスポージャーは存在しない。

(d)信用リスク

信用リスクは、金融商品の相手方当事者が義務を遂行できず、サブ・ファンドが金融負債を被るリスクである。サブ・ファンドは、相手方当事者を慎重に選択することおよび個々の相手方当事者への依拠を最小限に抑えることにより、損失リスクを最小限に抑えることを追求する。

投資家は、サブ・ファンドがスワップ取引のようなデリバティブを使用する旨留意すべきである。スワップ取引は、満期に近づくにつれサブ・ファンドに支払われる金額を反映して価値が上昇することがあり、結果としてサブ・ファンドの純資産価額の増加分を示すことになり得る。受益者が自らの受益証券への投資額を取り戻すことができるという保証は明示的にも黙示的にもなされていない。

豪ドル建て償還時ターゲット債券ファンド201609

2021年 6 月30日現在

信用格付け 信用格付けの情報源 純資産比率 パフォーマンス・リンク債券 格付けなし S&P グローバル 99.60%

2020年 6 月30日現在

信用格付け 信用格付けの情報源 純資産比率

パフォーマンス・リンク債券 格付けなし S&P グローバル 99.27%

豪ドル建て償還時ターゲット債券ファンド201612

2021年 6 月30日現在

信用格付け 信用格付けの情報源 純資産比率

パフォーマンス・リンク債券 格付けなし S&P グローバル 99.57%

2020年 6 月30日現在

信用格付け 信用格付けの情報源 純資産比率

パフォーマンス・リンク債券 格付けなし S&P グローバル 99.25%

サブ・ファンドは、債務不履行の可能性、債務不履行のエクスポージャーおよび債務不履行による損失を使用して、信用リスクおよび予想信用損失を測定する。管理会社は、予想信用損失の決定において、過去の分析および将来を見通した情報の両方を考慮する。

2021年 6 月30日および2020年 6 月30日現在、サブ・ファンドは、J.P.モルガン・チェース・バンクN.A.およびBNPパリバ・セキュリティーズ・サービシズ、シンガポール支店に関するカウンターパーティー・リスクを有する。J.P.モルガン・チェース・バンクN.A.は、ムーディーズにおいてA2(2020年 6 月30日: A2)ならびに S & P グローバルおよびフィッチにおいても同等の信用格付けを有する。BNPパリバ・セキュリティーズ・サービシズ、シンガポール支店の信用格付けは、ムーディーズにおいてAa3(2020年 6 月30日: Aa3)であり、 S & P グローバルおよびフィッチにおいても同等であった。相手方当事者は、1週間以内に残高を決済することが見込まれる。

管理会社は、相手方当事者が短期的に契約上の義務を履行する強力な能力を有しているため、債務不履行の可能性はゼロに近いとみなしている。

(e)カウンターパーティー・リスク

相手方当事者へのエクスポージャーを監視するため、サブ・ファンドは、相手方当事者へのエクスポージャーを、一定の純資産比率で制限しなくてはならない。これは、サブ・ファンドの相手方当事者による、 担保証券の提供によるものである。

2021年6月30日および2020年6月30日現在、サブ・ファンドがJ.P.モルガン・チェース・バンクN.A.に保有する/使用された担保証券の評価は、以下のとおりである。

本サブ・ファンドは、該当しない。

(f)流動性リスク

流動性リスクは、サブ・ファンドが支払事由に該当した際に全額を決済するのに十分な現金資金を生み出せない可能性があるか、または著しく不利な条件でしかそうできないリスクである。

発行または買戻しの場合、管理会社は、金融デリバティブ商品の相当額をそれぞれ購入または売却する。

その範囲内で、各サブ・ファンドは、各金融デリバティブ商品に係る日々の流動性から利益を得る。スワップの相手方当事者は、各サブ・ファンドへ日々の流動性を提供することに携わっている。発行または買戻しの場合、管理会社は、現金で、または投資目的に従って、相当額を投資する。

以下の表は、当年度の期末日から契約上の満期日までの残存期間に基づいて、関連する満期のグループ分けにより、サブ・ファンドの金融負債を分析したものである。表中の金額は、契約上の割引前キャッシュ・フローである。12か月以内の残高は、割引の影響が重要ではないため、繰越残高に相当する。

豪ドル建て償還時ターゲット債券ファンド201609	2021年	2020年	
	6 か月未満	6 か月未満	
	豪ドル	豪ドル	
未払管理会社報酬	202,214	146,778	
受益者債務	191,216	19,444	
その他の未払金	2,182,537	1,825,072	
負債合計	2,575,967	1,991,294	

豪ドル建て償還時ターゲット債券ファンド201612	2021年	2020年	
	6 か月未満	6 か月未満	
	豪ドル	豪ドル	
未払管理会社報酬	45,214	32,160	
その他の未払金	568,210	470,537	
負債合計	613,424	502,697	

サブ・ファンドは、1か月未満で換金できると期待される証券に主に投資することにより、流動性リスクを管理する。

(g)元本リスク管理

サブ・ファンドの元本は、財政状態計算書の受益者に帰属する純資産として、サブ・ファンドの受益証券によって表章され、表示される。投資目的を達成するため、サブ・ファンドは注記 1 に概説されている投資方針に沿ってその元本を投資しつつ、買戻請求に応じるための十分な流動性を維持する。かかる流動性は、流動性のある投資を保有することで高められる。

4 . 公正価値測定

サブ・ファンドは、測定を行う際に使用されるインプットの重要性を反映している公正価値ヒエラルキー を用いて、公正価値測定を分類する。公正価値ヒエラルキーは以下のレベルに分けられる。

レベル1 - 測定日にサブ・ファンドが入手可能な、同一の資産または負債の活発な市場における無調整の 相場価格を反映したインプット。

その評価が活発な市場における相場価格に基づく投資は、レベル1に分類される。

レベル2 - 活発とはみなされない市場におけるインプットを含む、直接的または間接的に観察可能な資産または負債の相場価格以外のインプット。

活発とはみなされない市場で取引されているが、観察可能なインプットとして裏付けされる相場価格、ディーラー相場または他の値付情報に基づき評価される投資は、レベル2に分類される。レベル2の投資には、活発な市場で取引されていない、および/または譲渡制限のあるポジションが含まれ、評価は、通常、入手可能な市場情報に基づいて、非流動性および/または非譲渡性を反映するよう調整されることがある。

レベル3 - 観察不能なインプット。

全体としての公正価値測定が分類される公正価値ヒエラルキーのレベルは、全体としての公正価値測定に対して重要であるインプットのうち最も低いレベルのインプットに基づき決定される。かかる目的において、インプットの重要性は全体としての公正価値測定に対して評価される。公正価値測定が観測可能なインプットを使用する場合であっても、当該インプットが観測不能なインプットに基づく重要な調整を必要とする場合、当該測定はレベル3の測定である。全体としての公正価値測定に対する特定のインプットの重要性の評価では、資産または負債に特有な要素を考慮した判断が要求される。

「観察可能」を構成するものを決定するには、管理会社の重要な判断が要求される。管理会社は、容易に 入手可能であり、定期的に配信または更新され、信頼性がありかつ検証可能な、属的なものでない、およ び関連市場において積極的に関与している独立したソースによって提供される市場データを観測可能デー タとみなす。

以下の表は、公正価値で測定される期末日現在のサブ・ファンドの金融資産および負債に関する公正価値 ヒエラルキーにおける分析である。

豪ドル建て償還時ターゲット債券ファンド201609

2021年 6 月30日現在

レベル 1	レベル 2	レベル3	合計
豪ドル	豪ドル	豪ドル	豪ドル
-	102,880,371	-	102,880,371
-	102,880,371	-	102,880,371
レベル 1	レベル 2	レベル3	合計
豪ドル	豪ドル	豪ドル	豪ドル
-	118,851,840	-	118,851,840
-	118,851,840	-	118,851,840
	豪ドル - - レベル1	豪ドル- 102,880,371- 102,880,371レベル1レベル2豪ドル- 118,851,840	豪ドル 豪ドル 豪ドル - 102,880,371 - - 102,880,371 - レベル1 レベル2 レベル3 豪ドル 豪ドル 豪ドル - 118,851,840 -

豪ドル建て償還時ターゲット債券ファンド201612 2021年 6 月30日現在

	レベル 1	レベル 2	レベル3	合計
	豪ドル	豪ドル	豪ドル	豪ドル
損益を通じて公正価値で測定する金融資産				_
パフォーマンス・リンク債券	-	30,431,970	-	30,431,970
合計	-	30,431,970	-	30,431,970
2020年 6 月30日現在				
	レベル 1	レベル 2	レベル3	合計
	豪ドル	豪ドル	豪ドル	豪ドル
損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
パフォーマンス・リンク債券	-	35,752,186	-	35,752,186
合計	-	35,752,186	-	35,752,186

上場株式および上場先物契約のような、活発な市場における相場価格に基づき評価される投資は、レベル1に分類される。サブ・ファンドが、これらの投資の相場価格を調整することはない。

未上場負債証券および店頭デリバティブのような、活発とはみなされない市場で取引されているが、観察可能なインプットとして裏付けされる相場価格、ディーラー相場または他の値付情報に基づき評価される投資は、レベル2に分類される。

2021年6月30日および2020年6月30日終了年度中、レベル1、2および3の間で移動はなかった。

以下の表は、2021年6月30日および2020年6月30日現在、公正価値で測定されていないが、その公正価値が開示されているサブ・ファンドの資産および負債に関する公正価値ヒエラルキーにおける分析である。

豪ドル建て償還時ターゲット債券ファンド201609

2021年 6 月30日現在

	レベル 1	レベル 2	レベル3	合計
	豪ドル	豪ドル	豪ドル	豪ドル
資産			-	
流動資産				
未収利息	-	184,845	-	184,845
ブローカー債権	-	191,583	-	191,583
その他の未収金および前払金	-	2,517,043	-	2,517,043
現金および現金等価物	93,865	-	-	93,865
合計	93,865	2,893,471		2,987,336
負債				
流動負債				
受益者債務	-	191,216	-	191,216
未払費用	-	2,384,751	-	2,384,751
合計	-	2,575,967	-	2,575,967
2020年 6 月30日現在				
	レベル 1	レベル 2	レベル3	合計
	豪ドル	豪ドル	豪ドル	豪ドル
資産				
流動資産				
未収利息	-	(566)	-	(566)
ブローカー債権	-	19,490	-	19,490
その他の未収金および前払金	-	2,618,710	-	2,618,710
現金および現金等価物	229,698	-	-	229,698
合計	229,698	2,637,634	-	2,867,332
負債				
流動負債				
受益者債務	-	19,444	-	19,444
未払費用	-	1,971,850	-	1,971,850
合計		1,991,294	_	1,991,294

豪ドル建て償還時ターゲット債券ファンド201612 2021年 6 月30日現在

	レベル 1	レベル 2	レベル3	合計
	豪ドル	豪ドル	豪ドル	豪ドル
資産				
流動資産				
未収利息	-	817	-	817
その他の未収金および前払金	-	679,700	-	679,700
現金および現金等価物	62,951	-	-	62,951
合計	62,951	680,517	-	743,468
負債				
流動負債				
未払費用	-	613,424	-	613,424
合計	-	613,424	-	613,424
2020年 6 月30日現在				
	レベル 1	レベル 2	レベル3	合計
	豪ドル	豪ドル	豪ドル	豪ドル
資産				
流動資産				
未収利息	-	(897)	-	(897)
その他の未収金および前払金	-	719,688	-	719,688
現金および現金等価物	55,533	-	-	55,533
合計	55,533	718,791	-	774,324
負債				
流動負債				
未払費用	-	502,697	-	502,697
合計	-	502,697	-	502,697

上表に含まれる資産および負債は、償却原価で計上され、その計上額は、合理的な公正価値に近似する。

ブローカー債権およびその他の未収金は、決済取引の契約額およびサブ・ファンドに対するその他の債務を含む。ブローカー債務および未払金は、契約上の金額ならびに取引および費用の決済に対してサブ・ファンドが負う債務を表す。

5.カテゴリー別金融商品

金融資産

財政状態計算書に開示される損益を通じて公正価値で分類する投資とは別に、その他の未収金、ブローカー債権、現金および現金等価物ならびに受益者債権を含む、財政状態計算書に開示されるその他全ての金融資産は、「その他の未収金」に分類される。

金融負債

財政状態計算書に開示される損益を通じて公正価値で分類する投資とは別に、未払管理事務代行会社報酬、未払管理報酬、未払受託会社報酬、未払監査報酬、ブローカー債務、その他の未払金および受益者債務を含む、財政状態計算書に開示される全ての金融負債は、「その他の金融負債」として分類される。

6.カテゴリー別金融デリバティブ商品

サブ・ファンドは、店頭(以下「OTC」という。)金融デリバティブ商品を保有する。各サブ・ファンドは、デリバティブの活動を時価評価主義で記録する。OTC契約に関して、サブ・ファンドは、相手方当事者とマスター・ネッティング契約を締結する。そのため、資産は、サブ・ファンドがマスター・ネッティング契約を保有するOTC契約に係るサブ・ファンドの未実現損失を差し引いた未実現利益を表す。同様に、負債は、OTC契約の相手方当事者に対して保有する純額を表す。

当該デリバティブの慎重な利用は有益である一方で、デリバティブは、従来型の投資によるリスクとは異なるリスクを伴い、一定の場合においてはより大きなリスクを有するものである可能性がある。スワップ取引から得られるリターンは、スワップ取引の原資産から得られるものよりも変動的である可能性がある。

2021年6月30日および2020年6月30日現在、サブ・ファンドの財政状態計算書には、以下の金融デリバティブ商品が含まれる。

本サブ・ファンドは、該当しない。

以下の2つの状況において、サブ・ファンドには、OTC契約から生じる信用リスクがある。

- () OTC契約が担保を控除した未実現利益を保有する場合、および
- ()相手方当事者の債務不履行の場合。

以下の表における開示は、強制可能なマスター・ネッティング契約の対象となる金融資産および金融負債を含む。

サブ・ファンドが相手方当事者と締結したISDAおよび類似のマスター・ネッティング契約は、財政状態計算書における相殺の基準を満たさない。これは、認識額について債務不履行、支払不能もしくは倒産事由があった場合のみ強制可能な相殺権が生じるため、または、サブ・ファンドもしくは相手方当事者に純額で決済するもしくは資産の実現と負債の決済を同時に行う意図がないためである。

2021年6月30日および2020年6月30日終了年度中の、強制可能なマスター・ネッティング契約または類似の契約の対象となる金融資産は、以下の表のとおりである。

本サブ・ファンドは、該当しない。

7. 損益を通じて公正価値で測定する金融資産および負債に係る純利益/(損失)

豪ドル建て償還時ターゲット債券ファンド201609	2021年 6 月30日 終了年度 豪ドル	2020年 6 月30日 終了年度 豪ドル
損益を通じて公正価値で測定する金融資産		
および負債に係る純利益/(損失)		
投資実現利益	1,159,500	204,736
投資未実現利益	1,776,331	62,527
	2,935,831	267,263
		_
豪ドル建て償還時ターゲット債券ファンド201612	2021年 6 月30日	2020年 6 月30日
	終了年度	終了年度
	豪ドル	豪ドル
損益を通じて公正価値で測定する金融資産		
および負債に係る純利益/(損失)		
投資実現利益	1,053,913	193,150
投資未実現利益 / (損失)	938,063	(235,319)
	1,991,976	(42,169)

8. 発行済買戻可能受益証券

サブ・ファンドは、受益者の選択により買戻可能であり、IAS第32号に準拠して株式に分類される買戻可能参加型受益証券を発行する。買戻可能参加型受益証券の諸条件が変更されてIAS第32号に含まれる厳格な基準に適合しなくなった場合、その商品が基準に適合しなくなった日から、買戻可能参加型受益証券は金融負債に再分類される。金融負債は、再分類された日の商品の公正価値で測定される。受益者が、関連する取引日における現金で、その受益証券をサブ・ファンドに戻すという権利を行使した場合、買戻可能参加型受益証券は、財政状態計算書の日付現在、支払うことになる買戻額として計上される。

買戻可能参加型受益証券は、発行または買戻し時にサブ・ファンドの受益証券1口当たりの純資産価格に基づく価格で、受益者の選択により、発行および買戻される。

サブ・ファンドの1クラスの発行済受益証券は、IAS第32号の条件を満たしており、資本に分類される。

サブ・ファンドの受益証券1口当たりの純資産価格は、買戻可能参加型受益証券の各クラスの受益者に帰属する純資産を、各クラスの買戻可能参加型受益証券の発行済口数の合計で除して計算される。サブ・ファンドの規定の条項に従って、投資持ち高は、申込みおよび買戻しの受益証券1口当たりの純資産価格を算定する目的で、市場価格に基づき評価される。受益者は、いずれの取引日においても、その受益証券の全てまたは一部を買戻すことができる。

さらに、説明覚書に従って、トラストおよびサブ・ファンドの組成において発生した設立費用は、サブ・ファンドが負担する。かかる費用は、サブ・ファンドの資産から支払われ、また36か月間または管理会社の決定する期間にわたり償却される。ただし、注記2(1)で述べたように、IFRSに準拠する目的および報告目的のサブ・ファンドの会計方針は、サブ・ファンドの設立で発生した費用を、それが生じた期間中に支払うためである。

各サブ・ファンドの純資産価額は、財政状態計算書において資本を表章しており、それは、受益者が受益 証券を買戻す権利を行使した場合、財政状態計算書の日付現在、支払うことになる買戻額が計上される。

2021年6月30日現在、サブ・ファンドである豪ドル建て償還時ターゲット債券ファンド201609は「Aries Finance Ltd 0% due 26 September 2022」の15,000株を売却しているが、これは発行および買戻の純資産には含まれていない。財務書類の目的上、これれはサブ・ファンドの純資産価額の計算において認識される必要がある。サブ・ファンドの純資産価額に差異はない。

財務書類の示す資本の調整および会計年度末における受益証券発行/買戻しの売買純資産価額は、以下のとおりである。

豪ドル建て償還時ターゲット債券ファンド201609	2021年	2020年
	豪ドル	豪ドル
財政状態計算書の示す資本	103,291,740	119,727,878
(発行および買戻し目的の)売買純資産価額	103,291,740	119,727,878
豪ドル建て償還時ターゲット債券ファンド201612	2021年	2020年
	豪ドル	豪ドル
財政状態計算書の示す資本	30,562,014	36,023,813
(発行および買戻し目的の)売買純資産価額	30,562,014	36,023,813

2021年6月30日および2020年6月30日現在、中国2倍ブル・ファンド、中国2倍ベア・ファンド、ゴールド2倍ブル・ファンド、ボールド2倍ベア・ファンド、インド2倍ブル・ファンド、インド2倍ベア・ファンド、豪ドル建て償還時ターゲット債券ファンド201609、豪ドル建て償還時ターゲット債券ファンド201612、米国テクノロジー2倍ブル・ファンド、米国テクノロジー2倍ベア・ファンドのサブ・ファンドは、それぞれ1クラスの発行済受益証券を有する。

豪ドル建て償還時ターゲット債券ファンド201609	2021年	2020年
Bクラス		
期首現在の発行済受益証券口数	1,158,400	1,194,130
受益証券発行	-	-
受益証券買戻し	(181,100)	(35,730)
期末現在の発行済受益証券口数	977,300	1,158,400
・ 受益者に帰属する純資産価額(または資本) - 豪ドル	103,291,740	119,727,878
受益証券1口当たり純資産価格 - 豪ドル	105.69	103.36
•		
豪ドル建て償還時ターゲット債券ファンド201612	2021年	2020年
Bクラス		
期首現在の発行済受益証券口数	324,430	337,630
	324,430	337,630
期首現在の発行済受益証券口数	324,430 - (63,860)	337,630 - (13,200)
期首現在の発行済受益証券口数 受益証券発行	· -	-
期首現在の発行済受益証券口数 受益証券発行 受益証券買戻し	(63,860)	(13,200)

9.管理報酬

管理会社は、英文目論見書または英文目論見書補遺に随時開示される各サブ・ファンドの管理会社報酬を 受領する権利を有する。

管理会社は、サブ・ファンドの費用を減らすために、管理会社が自主的に効力があると申告する費用の下限を上回る限度において、自主的にその管理会社報酬を減らすか放棄する可能性がある。管理会社は、その単独の裁量によりいつでも、受託会社および受益者に書面により通知し、かかる自主的な約束を終了するか変更する可能性がある。

管理会社は、()発行価格に()関連する評価日現在の発行済未償還の受益証券の口数を乗じた金額に対しそれぞれ年率0.51%(豪ドル建て償還時ターゲット債権ファンド201609)および年率0.43%(豪ドル建て償還時ターゲット債権ファンド201612)の管理会社報酬を課している。豪ドル建て償還時ターゲット債券ファンド201609および豪ドル建て償還時ターゲット債券ファンド201612については、管理会社がかかる管理報酬から、受託会社、保管会社、管理事務代行会社、名義書換事務代行会社、登録事務代行会社ならびに監査法人の報酬および費用を支払う。

当該期間中に発生した金額および2021年6月30日および2020年6月30日終了年度における未払金は、以下のとおりである。

豪ドル建て償還時ターゲット債券ファンド201609	2021年 6 月30日 終了年度	2020年 6 月30日 終了年度
	豪ドル	豪ドル
管理会社報酬	541,630	596,175
未払管理会社報酬	202,214	146,778
豪ドル建て償還時ターゲット債券ファンド201612	2021年 6 月30日	2020年 6 月30日
	終了年度	終了年度
	豪ドル	豪ドル
管理会社報酬	126,254	141,688
未払管理会社報酬	45,214	32,160

10. 受託会社報酬

サブ・ファンドは、随時合意される料率で受託会社報酬を支払う。受託会社はまた、その業務の遂行における立替費用を回収する権利を有する。

2016年4月26日現在、受託会社報酬は各サブ・ファンドにつき年額2,500ドルの固定報酬に変更された。

管理会社は、サブ・ファンド(豪ドル建て償還時ターゲット債券ファンド201609および豪ドル建て償還時ターゲット債券ファンド201612)の受託会社報酬を支払う。

当年度に発生した金額ならびに2021年6月30日および2020年6月30日終了年度における未払金は、以下のとおりである。

本サブ・ファンドは、該当しない。

11.管理事務代行会社報酬

管理事務代行会社である(シンガポール支店を通じて行為する)BNPパリバ・セキュリティーズ・サービシズおよびBNPパリバ・ファンド・サービシズ・ダブリン・リミテッドには、取締役と管理事務代行会社により随時合意されるサービス手数料が支払われる。さらに、管理事務代行会社は、サブ・ファンドの資産から、管理事務契約に記載されているその他のサービス手数料、取引手数料および立替費用を受領する権利を有する。

管理会社は、サブ・ファンド (豪ドル建て償還時ターゲット債券ファンド201609および豪ドル建て償還時ターゲット債券ファンド201612)の管理事務代行報酬を支払う。

当年度に発生した金額ならびに2021年6月30日および2020年6月30日終了年度における未払金は、以下のとおりである。

本サブ・ファンドは、該当しない。

12. 保管会社報酬

保管会社である(シンガポール支店を通じて行為する)BNPパリバ・セキュリティーズ・サービシズには、 取締役と保管会社により随時合意されるサービス手数料が支払われる。さらに、保管会社は、サブ・ファン ドの資産から、保管契約に記載されているその他のサービス手数料、取引手数料および立替費用を受領する 権利を有する。

管理会社は、サブ・ファンド (豪ドル建て償還時ターゲット債券ファンド201609および豪ドル建て償還時ターゲット債券ファンド201612)の保管会社報酬を支払う。

当年度に発生した金額ならびに2021年6月30日および2020年6月30日終了年度における未払金は、以下のとおりである。

本サブ・ファンドは、該当しない。

13. 名義書換事務代行会社

名義書換事務代行会社であるBNPパリバ・トラスト・サービシズ・シンガポール・リミテッドには、取締役と名義書換事務代行会社により随時合意されるサービス手数料が支払われる。さらに、名義書換事務代行会社は、サブ・ファンドの資産から、名義書換事務代行契約に記載されているその他のサービス手数料、取引手数料および立替費用を受領する権利を有する。

14. 税金

ケイマン諸島には、現在のところ、直接課税は存在せず、本トラストについてサブ・ファンドに支払われる利子、配当および利益は、ケイマン諸島のあらゆる課税を受けずに受領される。各サブ・ファンドは、信託法(その後の改正を含む。)に従い免税信託として登録される。受託会社は、ケイマン諸島内閣長官に対し、サブ・ファンドの設定日から50年の間に制定される、所得もしくはキャピタル資産もしくはキャピタル・ゲインもしくは利益に課せられる税金もしくは課徴金、または資産税もしくは相続税の性質を有する何らかの税金を課す法律が、サブ・ファンドに保有される資産もしくはサブ・ファンドに発生した利益に対し、または当該資産または利益に関して受託会社もしくは受益者に対し、適用されないものとする旨の誓約を申請しており、また取得予定である。

ケイマン諸島は、二重課税防止条約に対する当事者ではない。ケイマン諸島の現行法規に基づき、サブ・ファンドのケイマン諸島における利益に課税されることはなく、サブ・ファンドの配当は、税控除されることなくケイマン諸島の内外に居住する受益者に支払われる。サブ・ファンドの受益証券の譲渡または買戻しに関するケイマン諸島における印紙税は課されない。サブ・ファンドは、ケイマン諸島以外の諸国に籍を置く事業体が発行する証券に投資する。当該諸国の多くは、キャピタル・ゲイン税を申告ベースで算定することを義務付ける税法を有しており、したがって、かかる税金が「源泉徴収」ベースでサブ・ファンドのブローカーによって控除されない可能性がある。

15. 関連当事者/関連会社との取引

IAS第24号「関連当事者についての開示」に従い、以下の者が当期中の関連当事者である。J.P.モルガン・マンサール・マネジメント・リミテッドは、ユニット・トラストのオルタナティブ投資ファンド運用者および投資運用会社として従事している。インタートラスト・コーポレート・サービシズ(ケイマン)リミテッドは、ユニット・トラストの受託会社として従事している。関連当事者取引の詳細は、注記9を参照のこと。

JPモルガン・チェース・アンド・カンパニーおよびその関係会社は、特定のデリバティブ、ストラクチャード商品および特定の国債取引の相手方当事者である。J.P.モルガン・マンサール・マネジメント・リミテッドは、JPモルガン・チェース・アンド・カンパニーの関連当事者とみなされる。

全ての関連当事者取引は、通常の業務過程において、通常の商業上の条件で、締結される。

16.後発事象

本財務書類の承認日まで、当期末より後に財務書類に影響を与えるような重要な事象はなかった。

17.財務書類の承認

本財務書類は、受託会社および管理会社によって2021年12月22日付で承認され、発行を許可された。

(3)【投資有価証券明細表等】

財政状態計算書、包括利益計算書、資本/買戻可能参加型受益証券の保有者に帰属する純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書および財務諸類に対する注記を参照のこと。

<u>次へ</u>

STATEMENTS OF FINANCIAL POSITION

	10/2/2017/19	China 2x Bull Fund		China 2x Bear Fund	
	Notes	2021 JPY 000	2020 JPY 000	2021 JPY 000	2020 JPY 000
Assets					
Current assets					
Financial assets at fairvalue through profit or loss	(2b),(4)	231,145	177,143	58,021	105,236
Interest receivable		73	32	18	17
Amount due from brokers	(2f)	-	-	1	283
Due from unitholders	0.500	395	441	299	20.00
Management fee rebatereceivable	(9)	3,183	633	3,147	367
Other receivables and prepayment		824	718	1,454	1,343
Cash and cash equivalents	(2i)	29,298	30,947	34,853	67,455
Total assets		264,918	209,914	97,793	174,701
Liabilities					
Current liabilities					
Financial liabilities at fair value through profit or loss	(2b),(4)	3,463	11,112	257	
Administration fee payable	(11)	1,255	1,083	1,255	1,083
Audit fee payable		114	1,287	42	724
Due to unitholders		97			14,032
Otherpayables		316	581	581	976
Total liabilities		5,245	14,063	2,135	16,815
Equity	(8)	259,673	195,851	95,658	157,886

STATEMENTS OF FINANCIAL POSITION

		Gold 2x B	ull Fund	Gold 2x Be	arFund
	Notes	2021 JPY 000	2020 JPY 000	2021 JPY'000	2020 JPY 000
Assets					
Current assets					
Financial assets at fairvalue through profit or loss	(2b),(4)	807,422	291,858	11,477	31,326
nterest receivable		247	48	3	5
Amount due from brokers	(2f)	-	1,435	-	408
Due from unitholders		493	9,804	200000	4,728
Management fee rebatereceivable	(9)	2,778		2,236	484
Other receivables and prepayment		1,113	1,017	1,307	1,194
Cash and cash equivalents	(2i)	329,457	203,940	2,358	12,918
Total assets	33	1,141,510	508,102	17,381	51,063
Liabilities					
Current liabilities	8420101000	0.00000000			20012200
Financial liabilities at fair value through profit or loss	(2b),(4)	159,703		9995	4,345
Administration fee payable	(11)	1,255	1,082	1,255	1,082
Audit fee payable	1923	560	517	15	40
Management fee payable	(9)	-	779		
Amount due to brokers	(21)	- 5	755	149	
Due to unitholders		922	19,063	505	586
Otherpayables	7.	632	847		
Total liabilities	27	162,150	23,043	1,924	6,053
	200	**********			90 A San Colonia
Equity	(8)	979,360	485,059	15,457	45,010

PassIM Trust

STATEMENTS OF FINANCIAL POSITION

	Notes	India 2x B	2020	India 2x Be 2021	2020
Assets		JPY'000	JPY000	JPY'000	JPY'000
Current assets Financial assets at fairvalue through profit or loss Interest receivable	(2b),(4)	198,228 63	281,127 70	3,014 1	26,922 5
Amount due from brokers Due from unitholders Management fee rebate receivable	(2f) (9)	3,257	73 18,816 231	1,001 31 1,383	119 3,322 918
Other receivables and prepayment Cash and cash equivalents Total assets	(2i)	387 85,531 287,466	665 112,902 413,884	1,290 807 7,527	1,177 9,987 42,450
Liabilities					
Current liabilities Financial liabilities at fair value through profit or loss Administration fee payable Audit fee payable Amount due to brokers Due to unitholders Otherpayables Total liabilities	(2b),(4) (11) (2f)	2,519 1,255 150 170 731 4,825	1,083 2,498 676 4,120 1,179 9,556	1,255 3 1,242 506 3,006	1,356 1,083 238 - 701 3,378
Equity	(8)	282,641	404,328	4,521	39,072

STATEMENTS OF FINANCIAL POSITION

		AUD Target Maturity Bond Fund 201609		AUD Target Maturity Bon Fund 201612	
Assets	Notes	2021 AUD	2020 AUD	2021 AUD	2020 AUD
Current assets					
Financial assets at fairvalue through profit or loss Interest receivable	(2b),(4)	102,880,371 184,845	118,851,840 (566)	30,431,970 817	35,752,186 (897)
Amount due from brokers	(2f)	191,583	19,490	-	
Other receivables and prepayment Cash and cash equivalents	(2i)	2,517,043 93,865	2,618,710 229,698	679,700 62,951	719,688 55,533
Total assets		105,867,707	121,719,172	31,175,438	36,526,510
Liabilities					
Current liabilities					
Management fee payable Due to unitholders	(9)	202,214	146,778 19,444	45,214	32,160
Otherpayables		2,182,537	1,825,072	568,210	470,537
Total liabilities		2,575,967	1,991,294	613,424	502,697
Equity	(8)	103.291.740	119,727,878	30.562.014	36.023.813

STATEMENTS OF FINANCIAL POSITION

As at 30 June 2021

	Notes	US Technology 2021 JPY 000	2x Bull Fund 2020 JPY 000	US Technology 2021 JPY 000	2x Bear Fund 2020 JPY 000
Assets					
Current assets Financial assets at fairvalue through profit or loss Interest receivable Amount due from brokers Due from unitholders Management fee rebatereceivable Other receivables and prepayment Cash and cash equivalents Total assets	(2b),(4) (2f) (9) (2i)	1,514,172 289 3,836 163,049 1,323 541 115,894	556,341 105 6,577 314,320 685 224,621 1,102,649	322,319 53 1,313 99 2,320 535 220,316 546,955	130,620 19 32,027 6,563 790 103,175 273,194
Current liabilities Financial liabilities at fair value through profit or loss Administration fee payable Audit fee payable Amount due to brokers Due to unitholders Trustee fee payable Otherpayables Total liabilities	(2b),(4) (11) (2t) (10)	611 3,197 17,897 33,896 17,448 73,049	470 189 170,371 127 4,674 175,831	71,484 611 891 492 4,524 78,002	8,359 470 57 1,618 123,722 127 1,018 135,371
Equity	(8)	1,726,055	926,818	468,953	137,823

The financial statements were approved and authorised for issue by Trustee and the Directors of the Manager on 22 December 2021.

Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited as Trustee

J.P. Morgan Mansart Management Limited as Manager

STATEMENTS OF COMPREHENSIVE INCOME

		China 2x		U. 10.000	Bear Fund
	Notes	Year ended 30 June 2021 JPY 000	Year ended 30 June 2020 JPY 000	Year ended 30 June 2021 JPY 000	Year ended 30 June 2020 JPY'000
Income					
Net gain/(loss) on financial assets and liabilities at fairvalue through profit or loss Interest income including amortisation	7	24,815 (255)	(117,857) (776)	(25,960)	76,456 (635)
Total netincome/(loss)		24,560		(25,985)	
Expenses					
Administration fee Audit fee	11	2,129 247	2,251 474	2,129	2,249 351
Custodyfee	12	248	(135)	222	(548)
Management fee rebate	9	(3,360)		(3,522)	(2,413)
Transaction costs			61		1,104
Trustee fee	10	305	310	305	310
Legal and professional fee Other expenses		528 878	718 1,229	523 560	668 1,020
Total operating expenses		975	2,255	285	2,741
Profit/(loss) before tax		23,585	(120,888)	(26,270)	73,080
Withholdingtax		(10)	(38)	(4)	(22)
Net profit/(loss) attributable to participating units		23,575	(120,926)	(26,274)	73,058

STATEMENTS OF COMPREHENSIVE INCOME

	Notes	Gold 2x B Year ended 30 June 2021 JPY 000		Gold 2x B Year ended 30 ' June 2021 JPY'000	
Income Net (loss)/gain on financial assets and liabilities at fairvalue through profit or loss	7	(143,733)	104,577	10,866	(26,677)
Interest income including amortisation		21	(322)	(39)	(48)
Total net (loss)fincome		(143,712)	104,255	10,827	(26,725)
Expenses					
Administration fee	11	2,130	2,232	2,130	2,239
Audit fee		1,010	307	28	47
Custodyfee	12	363	(146)	217	(180)
Management fee rebate	9	(2,218)	(2,853)	(3,448)	(3,187)
Transaction costs		400000	906	(0.55.655 <u>2</u>)	330
Trustee fee	10	305	310	305	310
Legal and professional fee		537	651	520	547
Otherexpenses		2,076	877	378	431
Total operating expenses		4,203	2,284	130	537
(Loss)/profit before tax Withholding tax		(147,915) (62)	101,971	10,697	(27,262)
Net (loss)/profit attributable to participating units		(147,977)	101,959	10,696	(27,265)

STATEMENTS OF COMPREHENSIVE INCOME

	Notes	India 2x E Year ended 30 June 2021 JPY 000		India 2x B Year ended 30 ' June 2021 JPY'000	
Income Net gain/(loss) on financial assets and liabilities at fairvalue through profit or loss Interest income including amortisation Total net income/(loss)	7	184,742 (366) 184,376	(265,640) (1,359) (266,999)	(25,982) (45) (26,027)	73,878 (208) 73,670
Expenses		2022	72 75 1902 7279-27	120000000000000000000000000000000000000	
Administration fee Audit fee	11	2,129 310	2,190 902	2,129	2,255 106
Custodyfee	12	255	(91)	216	(176)
Management fee rebate Transaction costs	9	(3,324)	(2,065) 423	(3,524)	(3,144)
Trustee fee Legal and professional fee	10	305 533	310 889	305 521	310 570
Otherexpenses		993	1,830	436	598
Total operating expenses		1,201	4,388	100	934
Profit/(loss) before tax Withholding tax		183,175 (18)	(271,387) (63)	(26,127)	72,736 (5)
Net profit/(loss) attributable to participating units		183,157	(271,450)	(26,127)	72,731

STATEMENTS OF COMPREHENSIVE INCOME

		AUD Target Maturity Bond Fund 201609		AUD Target Maturity Bond Fund 201612	
	Notes	Year ended 30 June 2021 AUD	Year ended 30 June 2020 AUD	Year ended 30 June 2021 AUD	Year ended 30 June 2020 AUD
Income		AGO	AOD	AOD	AOD
Net gain/(loss) on financial assets and liabilities at fairvalue					
through profit or loss	7	2,935,831	267,263	1,991,976	(42,169)
Interest income including amortisation		794,775	886,686	196,081	223,603
Total netincome		3,730,606	1,153,949	2,188,057	181,434
Expenses					
Management fee	9	541,630	596,175	126,254	141,688
Preliminary expenses		359,371	392,483	100,063	110,762
Transaction costs			11	26	
Otherexpenses		274,488	296,083	77,071	84,063
Total operating expenses		1,175,489	1,284,741	303,414	336,513
Profit/(loss) before tax		2,555,117	(130,792)	1,884,643	(155,079)
Withholding tax			(400 700)		1455 4741
Net profit/(loss) attributable to participating units		2,555,117	(130,792)	1,884,643	(155,079)

STATEMENTS OF COMPREHENSIVE INCOME

For the financial year ended 30 June 2021

	Notes	US Technolog Year ended 30 June 2021 JPY 1000	y 2x Bull Fund For the period 10 March 2020 (date of incorporation) to 30 June 2020 JPY 000	Year ended 30 June 2021 JPY'000	y 2x Bear Fund For the period 10 March 2020 (date of incorporation) to 30 June 2020 JPY'000
Income					
Net gain/(loss) on financial assets and liabilities at fairvalue through profit or loss Interest income including amortisation	7	1,536,661	245,544 65	(490,773) 453	(51,238) 23
Total netincome/(loss)		1,537,849		(490,320)	(51,215)
Expenses					
Administration fee	11	2,488	470	2,488	470
Audit fee		3,122	189	891	57
Custodyfee	12	1,525	83	1,798	71
Management fee rebate	9	(2,483)	(685)	(4,739)	(790)
Preliminary expenses		-	3,640	-	541
Transaction costs	1926	12,839	779	3,665	234
Trustee fee	10	839	127	839	127
Legal and professional fee		12	4	12	4
Otherexpenses		2,834	311	1,204	217
Total operating expenses		21,176	4,918	6,158	931
Profit/(loss) before tax		1,516,673		(496,478)	(52,146)
Withholding tax		(136)	(10)	(63)	(5)
Net profit/(loss) attributable to participating units		1,516,537	240,681	(496,541)	(52,151)

STATEMENTS OF CHANGES IN EQUITY For the financial year ended 30 June 2021

30 June 2021				
	China 2x Bull Fund 2021 JPY 000	China 2x Bear Fund 2021 JPY'000	Gold 2x Bull Fund 2021 JPY 000	Gold 2x Bear Fund 2021 JPY 000
Equity at beginning of year Not profit lines 1 attribute to participation units	195,851	157,886	485,059	45,010
Issue of redeemable participating units	596,039	124,501	2,084,968	160,687
Redemption of redeemable participating units	(555,792)	(160,455)	(1,442,690)	(200,936)
Equity at end of year	259,673	95,658	979,360	15,457
30 June 2021	India 2x Bull Fund	India 2x Bear Fund	AUD Target Maturity	AUD Target Maturity Bond Fund 201612
	2021 JPY 000	2021 JPY'000	2021 AUD	2021 AUD
Equity at beginning of year	404,328	39,072	119,727,878	36,023,813
Net profit/(loss) attributable to participating units	183,157	(26,127)	2,555,117	1,884,643
Issue of redeemable participating units	687,735	70,266		,
Redemption of redeemable participating units	(992,579)	(78,690)	(18,991,255)	(7.346,442)
Equity at end of year	282,641	4,521	103,291,740	30,562,014

The accompanying notes form an integral part of these financial statements

	st
	2
1	F
1	Σ
•	
	ŝ
	8
	a

STATEMENTS OF CHANGES IN EQUITY For the financial year ended 30, June 2021

ended 30 June 2021		
I year ended o		
TO THE THRENCIEL		30 June 2021

(opposite the state of the stat	30 June 2020 China 2x Bull Fund China 2x Bear Fund Gold 2x Bull Fund Gold 2x Bear Fund 2020 JPY 000 Squary at beginning of year Equity at beginning of year Net (loss) profit attributable to participating units Issue of redeemable participating units Redemotion of redeemable participating units (170,926) (170,	Equity at beginning of year Equity at beginning of year Equity at end of year Equity 2021 2021 2021 2021 2021 2021 37,823 (486,541) 7,630,681 (1,123,382) 468,953 468,953
--	--	---

The accompanying notes forman integral part of these financial statements

147/303

,	ŧ			
	ä		í	
	ī		•	
ı	۰		•	
			•	
•	2			
•	0	ľ	5	
	Q)	
	¢	ζ	Š	
í	n	Ĺ		

STATEMENTS OF CHANGES IN EQUITY For the financial year ended 30 June 2021

Equity at beginning of year Net (loss)/profit attributable to participating units Issue of redeemable participating units Redemption of redeemable participating units Equity at end of year

AUD Target Maturity Bond Fund 201612 2020 AUD 37,677,208 (155,079)

AUD Target Maturity Bond Fund 201609 2020 AUD 123,594,192 (130,792)

> 2020 JPY'000

2020 JPY 000

India 2x Bear Fund

India 2x Bull Fund

(1,498,316)

(3,735,522)

172,020 72,731 580,540 (786,219) 39,072

1,019,692 (271,450) 1,901,092 (2,245,006) 404,328

US Technology 2x Bear Fund 2020 JPY'000	(52,151)	695,667	(505,693)	137,823
US Technology 2x Bull Fund 2020 JPY 000	240,681	1,619,910	(933,773)	926,818

The accompanying notes form an integral part of these financial statements

8

148/303

Equity at beginning of year
Net profit/(loss) attributable to participating units
Issue of redeemable participating units
Redemption of redeemable participating units
Equity at end of year

30 June 2020

有価証券報告書(外国投資信託受益証券)

PassIM Trust

	China 2x Year ended 30 June 2021 JPY 000		China 2x B Year ended 30 \ June 2021 JPY 000	
Cash flows from operating activities Profit/(loss) before tax	23,585	(120,888)	(26,270)	73,080
Adjustments for:	100	2 4744.41	922	
- Interest income including amortisation	255		25	635
Operating cash flow before working capital changes	23,840	(120,112)	(26,245)	73,715
(Increase Videcrease in financial assets at fair value through profit or loss (Decrease Vincrease in financial liabilities at fair value through profit or	(54,002)	221,285	47,215	97,916
loss	(7,649)	11,112	257	(32,938)
- Decrease in due from brokers	4.30.00		282	365
- Increase/(decrease) in administration fee payable	172	(1,684)	172	(1,684)
- (Decrease Vincrease in audit fee payable	(1,173)		(682)	351
(Increase)/decrease in management fee rebate receivable Decrease in due to brokers	(2,550)	905 (4,356)	(2,780)	1,351
- Decrease in trustee fee payable	2000000	(363)	0000000	(363)
- Increase in other receivables	(106)	(718)	(111)	(1,343)
- Decrease in other payables	(265)		(395)	(377)
 Income received including amortisation 	(296)		(26)	(609)
- Withholding tax paid	(10)	(38)	(4)	(22)
Net cash (used in)/from operating activities	(42,039)	104,812	17,683	136,362
Cash flows from financing activities				
Proceeds from subscriptions of units	596,085		124,202	1,052,000
Payments on redemption of units	(555,695)	(1,727,698)	(174,487)	(1,275,194)
Net cash from/(used in) financing activities	40,390	(198,879)	(50,285;	(223,194)
Net decrease in cash and cash equivalents	(1,649)	(94,067)	(32,602;	(86,832)
Cash and cash equivalent at beginning of the year	30,947	125,014	67,455	154,287
Cash and cash equivalent at end of the year	29,298	30,947	34,853	67,455

	Gold 2x B Year ended 30 ' June 2021 JPY '000	and a service	Gold 2x Be Year ended 30 \ June 2021 JPY 1000	
Cash flows from operating activities	Contractions	1168993323	90(EEEE)	0.0500000
(Loss)/profit before tax	(147,915)	101,971	10,697	(27,262)
Adjustments for:	(04)	000	20	400
- Interest income including amortisation	(21)	322	39	48
Operating cash flow before working capital changes	(147,936)	102,293	10,736	(27,214)
- (Increase ydecrease in financial assets at fair value through profit or				
loss	(515,564)	(198,290)	19,849	(24,820)
- Increase/(decrease) in financial liabilities at fair value through profit or	Q			
loss	159,703	2000 x 800 800 X	(4,345)	3,121
- Decrease/(increase) in due from brokers	1,435	(1,435)	408	(381)
- Increase/(decrease) in administration fee payable	173	(1,685)	173	(1,685)
- Increase/(decrease) in audit fee payable	43	307	(25)	89
- (Decrease Vincrease in management fee payable	(779)	779		
 (Increase)/decrease in management fee rebate receivable 	(2,778)	1,760	(1,752)	1,331
- (Decrease Vincrease in due to brokers	(755)	(4,002)	149	-
- Decrease in trustee fee payable	-	(363)		(363)
- Increase in other receivables	(96)	(1,017)	(113)	(78)
- (Decrease Vincrease in other payables	(215)	(145)	(81	7
- Income received including amortisation	(178)	(340)	(37	(52)
- Withholding tax paid	(62)	(12)	(1)	(3)
Net cash (used in)/from operating activities	(507,009)	(102,150)	24,961	(50,048)
Cash flows from financing activities				
Proceeds from subscriptions of units	2.094.279	1.581.328	165,415	206.105
Payments on redemption of units	(1,461,753)	(1,286,625)	(200,936)	(147,439)
Net cash from/(used in) financing activities	632,526	294,703	(35,521;	58,666
Net increase/(decrease) in cash and cash equivalents	125,517	192,553	(10,560	8,618
Cash and cash equivalent at beginning of the year	203,940	11,387	12,918	4,300
Cash and cash equivalent at end of the year	329.457	203,940	2.358	12.918

	India 2x E	Bull Fund	India 2x Be	ear Fund
	Year ended 30 June 2021 JPY 000	Year ended 30 June 2020 JPY 000	Year ended 30 \ June 2021 JPY 000	/ear ended 30 June 2020 JPY 1000
Cash flows from operating activities				
Profit/(loss) before tax	183,175	(271,387)	(26,127)	72,736
Adjustments for:	9000 to P1000 km	. I would wood with	38.000000000	0.0000000-9
- Interest income including amortisation	366	1,359	45	208
Operating cash flow before working capital changes	183,541	(270,028)	(26,082)	72,944
Decrease in financial assets at fair value through profit or loss Increase/idecrease) in financial liabilities at fair value through profit or	82,899	362,867	23,908	106,051
loss	2,519	(32,610)	(1,356)	1,356
- Decrease/(increase) in due from brokers	73	405	(882)	(119)
- Increase/(decrease) in administration fee payable	172	(1,684)	172	(1,684)
- (Decrease Vincrease in audit fee payable	(2,348)	902	(235)	106
 (Increase)/decrease in management fee rebate receivable 	(3,026)	1,028	(465)	850
- (Decrease Vincrease in due to brokers	(676)	676	2000	
- Decrease in trustee fee payable	-	(322)	-	(313)
- Decrease/(increase) in other receivables	278	(665)	(113)	(1,177)
- Decrease in other payables	(448)	(686)	(195)	(126)
- Income received including amortisation	(359)	(1,305)	(41)	(173)
- Withholding tax paid	(18)	(63)		(5)
Net cash from/(used in) operating activities	262,607	58,515	(5,289)	177,710
Cash flows from financing activities				
Proceeds from subscriptions of units	706,551	1,904,569	73,557	577,218
Payments on redemption of units	(996,529)	(2,240,886)	(77,448)	(786,219)
Net cash used in financing activities	(289,978)	(336,317)	(3,891)	(209,001)
Net decrease in cash and cash equivalents	(27,371)		(9,180)	(31,291)
Cash and cash equivalent at beginning of the year	112,902	390,704	9,987	41,278
Cash and cash equivalent at end of the year	85,531	112,902	807	9,987

有価証券報告書(外国投資信託受益証券)

PassIM Trust

	AUD Target Maturity Bond Fund 201609		AUD Target Maturity Bond Fund 201612	
	Year ended 30 1 June 2021 AUD	Year ended 30 June 2020 AUD	Year ended 30 Y June 2021 AUD	June 2020 AUD
Cash flows from operating activities				
Profit/(loss) before tax	2,555,117	(130,792)	1,884,643	(155,079)
Adjustments for:				
- Interest income including amortisation	(794,775)	(886,686)	(196,081)	(223,603)
Operating cash flow before working capital changes	1,760,342	(1,017,478)	1,688,562	(378,682)
- Decrease in financial assets at fair value through profit or loss - (Increase) decrease in due from brokers	15,971,469 (172,093)	3,439,013 16,277	5,320,21€	1,528,919
- Increase/(decrease) in management fee payable	55,436	(69.945)	13.054	(7,876)
- Decrease in other receivables	101,667	32,704	39,988	12,736
- Increase in other payables	357,465	388,196	97,673	110,224
 Income received including amortisation 	609,364	1,117,552	194,367	282,736
Net cash from operating activities	18,683,650	3,906,319	7,353,860	1,548,057
Cash flows from financing activities				
Payments on redemption of units	(18,819,483)	(3,751,764)	(7,346,442)	(1,498,316)
Net cash used in financing activities	(18,819,483)	(3,751,764)	(7,346,442)	(1,498,316)
Net (decrease)/increase in cash and cash equivalents	(135,833)	154,555	7,418	49,741
Cash and cash equivalent at beginning of the year	229,698	75,143	55,533	5,792
Cash and cash equivalent at end of the year	93,865	229,698	62,951	55,533

	Year ended 30 June 2021	For the period 10 March 2020 (date of incorporation) to 30 June 2020	Vearended 30 June 2021	For the period 10 March 2020 (date of incorporation) to 30 June 2020
Cook flows from an exclusion activities	JPY'000	JPY'000	JPY'000	JPY'000
Cash flows from operating activities Profit/(loss) before tax Adjustments for:	1,516,673	240,691	(496,478)	(52,146)
- Interest income including amortisation	(1.188)	(65)	(453)	(23)
Operating cashflow before working capital changes	1,515,485	240,626	(496,931)	
- Increase in financial assets at fairvalue through profit or loss	(957,831)	(556,341)	(191,699)	(130,620)
- Increase in financial liabilities at fairvalue through profit or loss	=		63,125	8,359
- Decrease/(increase) in due from brokers	2,741	(6,577)	30,714	
- Increase in administration fee payable	141	470	141	
- Increase in audit fee payable	3,008	189	834	
 Increase in management fee rebate receivable 	(638)	(685)	(1,530)	
- (Decrease)increase in due to brokers	(152,474)	170,371	(1,618)	
- (Decrease Vincrease in trustee fee payable	(127)	127	(127)	
- Increase in other receivables	(541)	4 074	(535)	
Increase in other payables Income received including amortisation	12,774	4,674	3,506 419	
- Withholding tax paid	(136)	(10)	(63)	(5)
Net cash from/(used in) operating activities	423,406	(147,196)	(593,764	(203,958)
Cash flows from financing activities				
Proceeds from subscriptions of units	7,781,952	1,305,590	1,957,517	689,104
Payments on redemption of units	(8,314,085)	(933,773)	(1,246,612)	
Net cash (used in)/from financing activities	(532,133)	371,817	710,905	
Net (decrease) increase in cash and cash equivalents	(108,727)	224,621	117,141	103,175
Cash and cash equivalent at beginning of the year/period	224,621	-	103,175	
Cash and cash equivalent at end of the year/period	115,894	224,621	220,316	103,175

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS

1. General Information

PassIM Trust ("the Trust") is a unit trust established as an umbrella fund under the laws of the Cayman Islands pursuant to the Trust Deed dated 2 December 2014, as amended by Supplemental Deeds (collectively referred to as the "Deeds").

The Trust has been established as an umbrella fund and accordinglythe assets of the Trust will be separated into different sub-funds. As at 30 June 2021, the Trust has 14 sub-funds under its umbrella, out of which 10 sub-funds. China 2x Bull Fund, China 2x Bear Fund, Gold 2x Bull Fund, Gold 2x Bear Fund, India 2x Bull Fund, India 2x Bear Fund, AUD Target Maturity Bond Fund 201609, AUD Target Maturity Bond Fund 201612, US Technology 2x Bull Fund and US Technology 2x Bear Fund are presented in this report. Currently each sub-fund issues only one class of share.

For Series 2016 TOPIX Fund, Series 2018 S&P 500 Fund, Series 2016 Nikkei 225 Fund and Series 2016 JPX – Nikkei 400 Fund, the fund administrator is State Street Fund Services (Ireland) Limited and fund custodian is State Street Custodial Services (Ireland) Limited. For Series 2018 S&P 500 Fund, the fund administrator is State Street Cayman Trust Company, Ltd and fund custodian is State Street Bank and Trust Company. A separate Annual Report and Audited Financial Statements have been prepared for these 4 sub-funds.

The Manager is J.P. Morgan Mansart Management Limited (the "Manager"), a member of the J.P. Morgan Group. The Manager was incorporated as a limited liability company under the laws of England and Wales on 7 November 2007. The Manager is authorised by the Financial Conduct Authority ("FCA") in the UK pursuant to the AIFMD Regulations. The principal activity of the Manager is to manage collective investment schemes and special purpose vehicles. The Manager is an asset management company regulated by the FCA and based within the investment Bank of J.P. Morgan Chase. The Manager's focus is to deliver, amongst other initiatives, innovative Asset Management products to institutional clients and intermediaries globally (excluding the USA) on a customised basis.

The Trustee of the Trust is Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited (the "Trustee").

For the purposes of AIFMD, the Trust will constitute a Non-European Economic Area ("NON-EEA") AIF with a European Economic Area ("EEA") AIFM. The distribution of this trust is restricted to Japanese investors only.

More than one class of units may be issued in respect of each sub-fund and the Manager may, in its absolute discretion, differentiate between the rights attaching to the different classes within a particular sub-fund including, without limitation, the dividend policy, the currency in which the class is denominated, the level of management fees, the subscription charge and/or the redemption charge payable in respect of each class. In addition, a sub-fund may use Financial Derivative Instruments on behalf of specific classes in accordance with the provisions of the Trust Deed. Subject to the foregoing, a separate pool of assets will not be maintained for each class.

The Manager may also classify units in series within each class for the purposes of calculating fees. Any outstanding series of units may, in the discretion of the Manager be redesignated and converted (after the payment or accrual of all applicable fees and expenses) into units of another series at the prevailing net asset value per unit of such other series.

The assets of each sub-fund will be invested in accordance with the investment objectives and policies of that sub-fund as set out in this Prospectus or, as the case may be, the relevant Supplement Deed.

	Date of launch	Date of constitution
China 2x Bull Fund	11 December 2014	8 December 2014
China 2x Bear Fund	11 December 2014	8 December 2014
Gold 2x Bull Fund	11 December 2014	8 December 2014
Gold 2x Bear Fund	11 December 2014	8 December 2014
India 2x Bull Fund	11 December 2014	8 December 2014
India 2x Bear Fund	11 December 2014	8 December 2014
AUD Target Maturity Bond Fund 201609	30 September 2016	12 August 2016
AUD Target Maturity Bond Fund 201612	30 December 2016	9 November 2016
US Technology 2x Bull Fund	10 March 2020	20 February 2020
US Technology 2x Bear Fund	10 March 2020	20 February 2020

1. General Information (continued)

The investment objectives for each of the 10 sub-fund are listed below:

The China 2x Bull Fund seeks to provide, before any fees and expenses, a two-times (2x) leveraged exposure to the performance, whether positive or negative, of the Hang Seng China Enterprises Index (the "HSCEI"), hedged in Japanese Yen, in the medium-term.

The China 2x Bear Fund seeks to provide, before any fees and expenses, a two-times (2x) leveraged exposure to the inverse (or opposite) performance, whether positive or negative, of the Hang Seng China Enterprises Index (the "HSCEI"), hedged in Japanese Yen, in the medium-term.

The Gold 2x Bull Fund seeks to provide, before any fees and expenses, a two-times (2x) leveraged exposure to the performance, whether positive or negative, of the SPDR Gold Trust exchange traded fund (the "ETF"), hedged in Japanese Yen, in the medium-term.

The Gold 2x Bear Fund seeks to provide, before any fees and expenses, a two-times (2x) leveraged exposure to the inverse (or opposite) performance, whether positive or negative, of the SPDR Gold Trust exchange traded fund (the "ETF"), hedged in Japanese Yen, in the medium-term.

The India 2x Bull Fund seeks to provide, before any fees and expenses, a two-times (2x) leveraged exposure to the performance, whether positive or negative, of the CNX Nifty Index (the "CNX Nifty"), hedged in Japanese Yen, in the medium-term.

The India 2x Bear Fund seeks to provide, before any fees and expenses, a two-times (2x) leveraged exposure to the inverse (or opposite) performance, whether positive or negative, of the CNX Nifty Index (the "CNX Nifty"), hedged in Japanese Yen, in the medium-term.

The AUD Target Maturity Bond Fund 201609 and the AUD Target Maturity Bond Fund 201612 both sub-funds seek to achieve medium to long term capital appreciation while aiming to protect 100% of the initial issue price per unit at the maturity date. Both the sub-funds will invest in AUD denominated linked notes issued by a special purpose company and through exposure to the performance of the ETF Efficiente Index hedged in AUD consisting of several exchange traded fund ("ETF"s), while aiming to protect 100% of the issue price per unit in AUD at the maturity.

The AUD Target Maturity Bond Fund 201609 and the AUD Target Maturity Bond Fund 201612 will both mature on 30 September 2022 and 30 December 2022 respectively.

The US Technology 2x Bull Fund seeks to provide, before any fees and expenses, a two-times (2x) leveraged exposure to the performance, whether positive or negative, of the NASDAQ 100 Stock Index (the "NASDAQ"), in the medium term.

The US Technology 2x Bear Fund seeks to provide, before any fees and expenses, a two-times (2x) leveraged exposure to the performance, whether positive or negative, of the NASDAQ 100 Stock Index (the "NASDAQ"), in the medium term.

2. Summary of significant accounting policies

The principal accounting policies applied in the preparation of these financial statements are set out below. These policies have been consistently applied to the period presented, unless otherwise stated.

All references to net asset value ("NAV") throughout these financial statements refer to net assets attributable to unitholders (after amortisation of preliminary expenses adjustment) unless otherwise stated.

2. Summary of significant accounting policies (continued)

(a) Basis of preparation

The financial statements of the sub-funds have been prepared in accordance with International Financial Reporting Standards ("IFRS"). The financial statements are prepared using the fair valuation of financial assets and financial liabilities (including derivative instruments) held at fair value through profit or loss.

The preparation of financial statements in conformity with IFRS requires the use of certain critical accounting estimates. It also requires the directors to exercise its judgement in the process of applying the sub-fund's accounting policies. The principal accounting policies adopted in the preparation of these financial statements are set out below.

New Standards adopted as at 1 July 2020

Definition of Material (Amendments to IAS 1 and IAS 8)

The IASB has made amendments to IAS 1 Presentation of Financial Statements and IAS 8 Accounting Policies, Changes in Accounting Estimates and Errors which use a consistent definition of materiality throughout International Financial Reporting Standards and the Conceptual Framework for Financial Reporting, clarify when information is material and incorporate some of the guidance in IAS 1 about immaterial information.

The Manager is assessing the impact of this standard and it is not expected to have a significant impact on the sub-funds' financial position, performance or disclosures in its financial statements.

New standards, amendments and interpretations that are not effective and which have not been early adopted

A number of new standards, amendments to standards and interpretations are effective for annual periods beginning after 1 July 2020, and have not been applied in preparing these financial statements. None of these are expected to have a significant effect on the financial statements of the sub-funds.

- IFRS 17 Insurance Contracts effective 1 January 2022
- Amendments to IFRS 17 Insurance Contracts (Amendments to IFRS 17 and IFRS 4) effective 1 January 2022
- References to the Conceptual Framework effective 1 January 2022
- Proceeds before Intended Use (Amendments to IAS 16) effective 1 January 2022
- Onerous Contracts Cost of Fulfilling a Contract (Amendments to IAS 37) effective 1 January 2022
- Annual Improvements to IFRS Standards 2018-2020 Cycle (Amendments to IFRS 1, IFRS 9, IFRS 16, IAS 41) effective 1 January 2022
- Classification of Liabilities as Current or Non-current (Amendments to IAS 1) effective 1 January 2023

2. Summary of significant accounting policies (continued)

(b) Financial assets and liabilities at fair value through profit or loss

(i) Classification and initial measurement of financial assets

Except for those trade receivables that do not contain a significant financing component and are measured at the transaction price in accordance with IFRS 15, all financial assets are initially measured at fair value adjusted for transaction costs.

Financial assets, other than those designated and effective as hedging instruments, are classified into the following categories:

- amortised cost;
- fair value through profit or loss (FVTPL);
- fair value through other comprehensive income (FVOCI)

In the periods presented, the sub-funds do not have any financial assets categorised as FVOCI.

The classification is determined by both:

- the business model for managing the financial asset
- the contractual cash flow characteristics of the financial asset.

All income and expenses relating to financial assets are recognised in statement of comprehensive income as income or expenses, except for impairment of trade receivables which is presented within other expenses.

(ii) Subsequent measurement of financial assets at amortised cost

Financial assets are measured at amortised cost if the assets meet the following conditions (and are not designated as FVTPL):

- they are held within a business model whose objective is to hold the financial assets and collect its contractual cash flows; and
- the contractual terms of the financial assets give rise to cash flows that are solely payments of principal and interest on the principal amount outstanding

After initial recognition, these are measured at amortised cost using the effective interest method. Discounting is omitted where the effect of discounting is immaterial.

The sub-funds' cash and cash equivalents, interest receivable, amount due from brokers, due from unitholders, management fee rebate and other receivables fall into this category.

2. Summary of significant accounting policies (continued)

(b) Financial assets and liabilities at fair value through profit or loss (continued)

(iii) Financial assets at fair value through profit or loss (FVTPL)

Financial assets that are held within a different business model other than 'hold to collect' or 'hold to collect and self are categorised at fair value through fair value through profit and loss. The contractual cash flows of the sub-funds' debt securities are solely principal and interest, however, these securities are neither held for the purpose of collecting contractual cash flows nor held both for collecting contractual cash flows and for sale. The collection of contractual cash flows is only incidental to achieving the sub-funds' business model's objective. Consequently, all investments are measured at fair value through profit or loss. All derivative financial instruments fall into this category.

The fair value of financial assets and liabilities traded in active markets is based on their quoted market prices at the close of trading on the reporting date. The quoted market prices used for financial assets held by the sub-funds are the market closing price at reporting date.

Gains and losses arising from changes in the fair value of the "financial assets at fair value through profit or loss" category are included in the statement of comprehensive income within "net gains of financial assets at fair value through profit or loss" in the period in which they arise.

(iv) Impairment of financial assets

IFRS 9's impairment requirements use more forward looking information to recognize expected credit losses —the 'expected credit losses (ECL) model'. Instruments within the scope of the new requirements included loans and other debt-type financial assets measured at amortised cost and FVOCI, trade receivables, contract assets recognised and measured under IFRS 15 and loan commitments and some financial guarantee contracts (for the issuer) that are not measured at fair value through profit or loss.

The Manager considers a broader range of information when assessing credit risk and measuring expected credit losses, including past events, current conditions, reasonable and supportable forecasts that affect the expected collectability of the future cash flows of the instrument.

In applying this forward-looking approach, a distinction is made between:

- financial instruments that have not deteriorated significantly in credit quality since initial recognition or that have low credit risk ("Stage 1") and
- financial instruments that have deteriorated significantly incredit quality since initial recognition and whose credit risk is not low ('Stage 2').

'Stage 3' would cover financial assets that have objective evidence of impairment at the reporting date.

'12-month expected credit losses' are recognised for the first category while 1ifetime expected credit losses' are recognised for the second category.

Measurement of the expected credit losses is determined by a probability-weighted estimate of credit losses over the expected life of the financial instrument.

There are no expected credit losses for the sub-funds as at 30 June 2021 and 30 June 2020.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

2. Summary of significant accounting policies (continued)

(b) Financial assets and liabilities at fair value through profit or loss (continued)

(v) Classification and measurement of financial liabilities

The sub-funds' financial liabilities include trade, expenses and other payables and derivative financial instruments.

Financial liabilities are initially measured at fair value, and, where applicable, adjusted for transaction costs unless the sub-funds' designated a financial liability at fair value through profit or loss.

Subsequently, financial liabilities are measured at amortised cost using the effective interest method except for derivatives and financial liabilities designated at FVTPL, which are carried subsequently at fair value with gains or losses recognised in statement of comprehensive income.

(vi) Valuation of investments

The sub-funds have entered into Financial Derivative Instruments ("FDI") and in particular Swap contracts with J.P. Morgan Chase Bank N.A. under a Master Agreement. On any valuation date, swaps are valued using the counterparty's tradable market price, and the counterparty is engaged in providing a daily liquidity in such derivative with limited bid-offer spreads.

The Manager has set up a counter valuation process that is performed by the portfolio managers. The portfolio managers subject each FDI in each sub-fund to a daily valuation and have processes and controls in place to challenge the counterparty's FDI valuation with the valuation. The sub-funds also invest in US Treasury Bills and Japanese Government Bonds which are valued on the valuation day at the last traded price quoted on a recognised market.

The AUD denominated performance linked notes will be issued at a discount (98%) to their principal amount (the "Note Principal Amount") and have been designed to redeem at a value at least to 100% of the Note Principal Amount on maturity date.

The following reference assets of the notes include:

- (i) Japanese Government Bonds ("JGBs");
- (ii) an AUD/JPY currency swap with J.P. Morgan Securities PLC (the "Swap Counterparty"); and
- (iii) a notional leveraged exposure to the ETF Efficiente Index hedged in AUD.

On any valuation date, the AUD denominated performance link notes are valued using the counterparty's tradable market price, and the counterparty is engaged in providing a daily liquidity in such performance link notes with limited bid-offer spreads.

Tolerance gaps are defined for each FDI prior to the launch of any sub-fund. These gaps take into account the characteristics of the FDI being employed by the sub-funds in meeting its investment objectives and define the valuation variance above which valuations may be recalculated or disputed and escalated further should the dispute remain unresolved.

Any valuation differences that exceed that predefined maximum tolerance gap are escalated to the Internal Risk Management and Control Function of the Manager, which reviews causes for the discrepancy.

In the event that the Internal Risk Management and Control function of the Manager are unable to resolve the difference, they will escalate that difference to the Manager's Valuation Committee together with detail of the investigations performed. The Valuation Committee comprises the CEO of the Manager, the Head of Risk Management and Control and a representative from J.P. Morgan's Corporate Valuation Control Group to provide expert valuation advice.

2. Summary of significant accounting policies (continued)

(b) Financial assets and liabilities at fair value through profit or loss (continued)

(vi) Valuation of investments (continued)

Where disputes are not resolved, they are escalated to the Board of Directors of the Manager.

During the life of the FDI, its notional value will increase or decrease (as adjusted for subscriptions and redemptions) as the reference asset increases or decreases in value.

Realised gains and losses on financial assets at fair value through profit or loss represent the difference between disposal proceeds or valuation and historic cost and take into account all brokers' charges and commissions. Realised and unrealised gains or losses on financial assets at fair value through profit or loss is recorded in the statement of comprehensive income.

(vii) Recognition/derecognition

Regular-way purchases and sales of investments are recognised on trade date - the date on which the sub-funds commit to purchase or sell the investments. Investments are derecognised when the rights to receive cash flows from the investments have expired or the sub-funds have transferred substantially all risks and rewards of ownership.

(c) Derivative financial instruments

Derivative financial instruments are recognised at fair value on the date on which a derivative contract is entered into and subsequently are re-measured at their fair value. All derivatives are carried as assets when their fair value is positive and as liabilities when their fair value is negative. Changes in fair values of derivatives are included in the statement of comprehensive income. The price is based on counterparty tradable market price.

(d) Fair value estimation

The fair value of financial assets and liabilities traded in active markets (such as publicly traded derivatives and trading securities) is based on quoted market prices at the date of the statement of financial position.

When the sub-funds hold derivatives with offsetting market risks, it uses mid-market prices as a basis for establishing fair values for the offsetting risk positions and applies this bid or asking price to the net open position, as appropriate.

The fair value of financial assets and liabilities that are not traded in an active market is determined using the bid price of broker quotes. In particular, the fair value of debt securities is determined by reference to the broker quotes as obtained from independent pricing sources include Financial Times Evaluated and Bloomberg for Japan Government Bonds. For U.S. Treasury Bills, the pricing sources including Financial Times Interactive Data and Financial Times Evaluated. The AUD denominated performance linked notes aims to deliver a return linked to the performance of the ETF Efficiente Index hedged in AUD until 15 September 2022, while protecting 100% of the Note Principal Amount on the Note Maturity. This level of protection is achieved through the combination of the JGBs and the AUD/JPY currency swap. J.P. Morgan Securities plc shall assume the responsibility for making certain calculations and determinations, in respect of the ETF Efficiente Index.

(e) Offsetting financial instruments

Financial assets and liabilities are offset and the net amount is reported in the statement offinancial position when there is a legally enforceable right to offset the recognised amounts and there is an intention to settle on a net basis, or realise the asset and settle the liability simultaneously.

2. Summary of significant accounting policies (continued)

(f) Amounts due from/to broker

Amounts due from/to broker represent receivables for securities sold and payables for securities purchased that have been contracted for but not yet settled or delivered on the year end date respectively.

These amounts are recognised initially at fair value and subsequently measured at amortised cost. At each reporting date, the sub-funds shall measure the loss allowance on amounts due from broker at an amount equal to the lifetime expected credit losses if the credit risk has increased significantly since initial recognition. If, at the reporting date, the credit risk has not increased significantly since initial recognition, the sub-funds shall measure the loss allowance at an amount equal to 12-month expected credit losses. Significant financial difficulties of the counterparties, probability that the counterparties will enter bankruptcy or financial reorganisation, and default in payments are all considered indicators that a loss allowance may be required. If the credit risk increases to the point that it is considered to be credit impaired, interest income will be calculated based on the gross carrying amount adjusted for the loss allowance.

(g) Income and expenses

Interest income is recognised on a time-proportionate basis using the effective interest method. It includes interest income from cash and cash equivalents and on debt securities at fair value through profit or loss.

Expenses are accounted for on an accrual basis.

(h) Foreign currency translation

(i) Functional and presentation currency

Items included in each of the sub-fund's financial statements are measured using the currency of the primary economic environment in which it operates (the "functional currency"). This is the Japanese Yen (the "JPY") for China 2x Bull Fund, China 2x Bear Fund, Gold 2x Bull Fund, Gold 2x Bear Fund, India 2x Bull Fund, India 2x Bear Fund, US Technology 2x Bull Fund and US Technology 2x Bear Fund and the Australian Dollar (the "AUD") for AUD Target Maturity Bond Fund 201612, which reflects the primary capital raising market.

The financial statements are presented in the Japanese Yen (the "JPY") for China 2x Bull Fund, China 2x Bear Fund, Gold 2x Bull Fund, Gold 2x Bull Fund, India 2x Bull Fund, India 2x Bear Fund, US Technology 2x Bull Fund and US Technology 2x Bear Fund and the Australian Dollar (the "AUD") for AUD Target Maturity Bond Fund 201609 and AUD Target Maturity Bond Fund 201612.

(ii) Transactions and balances

Foreign currency transactions are translated into the functional currency using the exchange rates prevailing at the dates of the transactions. Foreign currency assets and liabilities are translated into the functional currency, using the exchange rate prevailing at the financial position date. Foreign exchange gains and losses resulting from the settlement of such transactions and from the translation at year-end/period-end exchange rates of all assets and liabilities denominated in foreign currencies are recognised in the statement of comprehensive income.

The sub-funds do not isolate that portion of gains or losses on trading securities and derivative financial instruments which is due to changes in foreign exchange rates from that which is due to changes in the market price of securities. Such fluctuations are included in the net gains or losses on financial assets and financial liabilities at fair value through profit or loss in the statement of comprehensive income.

(i) Cash and cash equivalents

Cash and cash equivalents include deposits held at call with banks, other short-term highly liquid investments with original maturities of three months or less, and bank overdrafts. Bank overdrafts, if any, are shown as liabilities in the statement of financial position.

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

2. Summary of significant accounting policies (continued)

(j) Redeemable participating units

Unitholders may request the sub-funds to redeem all or any of their units on any redemption date at the net asset value per unit on such redemption date, in accordance with the redemption procedures, provided that a property completed redemption request, accompanied by such evidence of ownership as the Transfer Agent may request, is received by the Transfer Agent before the relevant dealing deadline.

The minimum redemption amount that applies to a sub-fund is contained in the Prospectus or, as the case may be, the relevant Supplement. The Manager may, in its absolute discretion, waive the minimum redemption amount for each class in general, or in respect of a specific redemption request in whole or in part.

Units are classified as financial liabilities when there are more than one series of class of units outstanding for a sub-fund as at the statement of financial position date as these units are subject to different rates for management fee calculation and therefore do not meet all the conditions under IAS 32 (Amendment) "Financial Instruments: Presentation" and IAS 1 (Amendment) "Presentation of Financial Statements — Puttable Financial Instruments and Obligations Arising on Liquidation" for classification as equity. Units are classified as equity when there is only one series of class of units outstanding for a sub-fund as at the statement of financial position date and these units meet all the other conditions of equity classification under IAS 32 (Amendment) "Financial Instruments: Presentation" and IAS 1 (Amendment) "Presentation of Financial Statements — Puttable Financial Instruments and Obligations Arising on Liquidation", including the condition that these units were the most subordinated units in issue in that sub-fund.

(k) Taxation

The sub-funds currently incur withholding taxes imposed by certain countries on investment income and capital gains. Such income or gains are recorded gross of withholding taxes in the statement of comprehensive income.

Withholding taxes are shown as a separate item in the statement of comprehensive income.

Refer to Note 14 for details of taxation.

(I) Preliminary expenses

The preliminary expenses of the Trust and each sub-fund are borne by the respective sub-fund. The preliminary expenses incurred in the establishment of the Trust and the sub-funds are recognised as expenses of the sub-funds in the year in which they arise.

(m) Distributions

The Manager has the absolute discretion to determine whether a distribution is to be made. In such an event, an appropriate amount will be transferred to a distribution account to be paid on the distribution date.

2. Summary of significant accounting policies (continued)

(n) Significant estimates and judgment

The preparation of the financial statements requires management to make judgements, estimates and assumptions that affect the reported amounts of assets and liabilities, and the accompanying disclosures, and the disclosure of contingent liabilities. Uncertainty about these assumptions and estimates could result in outcomes that require a material adjustment to the carrying amount of assets or liabilities affected in future periods.

Tayes

Uncertainties exist with respect to the interpretation of complex tax regulations and changes in tax laws on foreign withholding tax. Given the investments in FDI, the differences arising between the actual investment income and the assumptions made, or future changes to such assumptions, could necessitate future adjustments to tax expense already recorded. The sub-funds establish provisions, based on reasonable estimates, for possible consequences of audits by the tax authorities of the respective countries in which it invests. The amounts of such provisions are based on various factors, such as experience of previous tax audits and differing interpretations of tax regulations by the taxable entity and the responsible tax authority. Such differences of interpretation may arise on a wide variety of issues depending on the conditions prevailing in the respective investment's domicile. As the sub-funds assess the probability for litigation and subsequent cash outflow with respect to taxes as remote, no contingent liability has been recognised.

Refer to Note 14 for details of taxation.

3. Financial risk management

The sub-funds' activities expose them to a variety of risks, including but not limited to market price risk, interest rate risk, currency risk, credit risk and liquidity risk arising from the financial instruments held. The financial instruments are held in accordance with the published investment policies of the sub-funds and managed accordingly to achieve the investment objectives.

The risks and the respective risk management policies employed by the sub-funds to manage these risks are discussed below:

(a) Market price risk

Market risk arises mainly from uncertainty about future prices of financial instruments held. It represents the potential loss the sub-funds might suffer through holding market positions in the face of price movements. Market risk is managed by the Manager. In the case of these sub-funds, market risk within the Financial Derivative Instrument will be significant, but is entirely in line with investor returns. Realised and unrealised gains are recognised in the statement of comprehensive income in the year in which they arise.

As at 30 June 2021 and 30 June 2020, the overall market exposures are as follows:

China 2x Bull Fund

	2021	2020
	JPY000	JPY'000
Listed debt securities	231,145	177,143
Total financial assets at fair value through profit or loss	231,145	177,143
Derivatives -Index swap transaction	3,463	11,112
Total financial liabilities at fair value through profit or loss	3,463	11,112

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

3. Financial risk management (continued)

(a) Market price risk (continued)

China 2x Bear Fund	2021	2020
	JPY'000	JPY'000
Listed debt securities	58,021	100,084
Derivatives		Treasure.
-Index swap transaction	50.034	5,152
Total financial assets at fair value through profit or loss	58,021	105,236
Derivatives		
-Index swap transaction	257	
Total financial liabilities at fair value through profit or loss	257	
Gold 2x Bull Fund		
	2021	2020
	JPY 000	JPY'000
Listed debt securities	807,422	251,258
Derivatives		
-Index swap transaction		40,600
Total financial assets at fair value through profit or loss	807,422	291,858
Derivatives		
-Index swap transaction	159,703	
Total financial liabilities at fair value through profit or loss	159,703	- 5
Gold 2x Bear Fund		
	2021	2020
	JPY000	JPY'000
Listed debt securities	9,403	31,326
Derivatives		
-Index swap transaction	2,074	24 222
Total financial assets at fair value through profit or loss	11,477	31,326
Derivatives		
-Index swap transaction		4,345
Total financial liabilities at fair value through profit or loss		4,345
India 2x Bull Fund		
	2021 JPY 000	2020 JPY'000
	JP 7 000	JP 1 000
Listed debt securities	198,228	273,323
Derivatives		7.004
-Index swap transaction Total financial assets at fair value through profit or loss	198,228	7,804 281,127
i otal ililalicial assets atlali value ullough profit or 1033	130,220	291,127
Derivatives	0.2460.000	
-Index swap transaction	2,519	
Total financial liabilities at fair value through profit or loss	2,519	

3. Financial risk management (continued)

(a) Market price risk (continued)

India 2x Bear Fund		
	2021	2020
	JPY000	JPY'000
Listed debt securities	3,006	26,922
Derivatives -Index swap transaction	8	
Total financial assets at fair value through profit or loss	3,014	26,922
Derivatives		0.000
-Index swap transaction Total financial liabilities at fair value through profit or loss		1,356 1,356
AUD Target Maturity Bond Fund 201609	84	.8.
	2021	2020
	AUD	AUD
Performance linked notes	102,880,371	118,851,840
Total financial assets at fair value through profit or loss	102,880,371	118,851,840
AUD Target Maturity Bond Fund 201612		
O - 15 전 19 (19 전 19 전 19 전 19 전 19 전 19 전 19	2021	2020
	AUD	AUD
Performance linked notes	30,431,970	35,752,186
Total financial assets at fair value through profit or loss	30,431,970	35,752,186
US Technology 2x Bull Fund		
	2021	2020
	JPY000	JPY000
Listed debt securities Derivatives	1,305,127	518,941
-Index swap transaction	209,045	37,400
Total financial assets at fair value through profit or loss	1,514,172	556,341
US Technology 2x Bear Fund		
		2020 JPY'000
	JF1 000	JF 1 000
Listed debt securities	322,319	130,620
Total financial assets at fair value through profit or loss	322,319	130,620
Derivatives Index swap transaction	71,484	8.359
Total financial liabilities at fair value through profit or loss	71,464	8.359
The table below is a summary of the significant sector and geographic coportfolio as at 30 June 2021 and 30 June 2020.	oncentration within the sub-fund	0.000
2021	202	on.

China 2x Bull Fund	2021	2021		
Crima 2x Bull Fund	Fair value JPY 000	% of NAV	Fair value	% of NAV
Japan Government	231.145	89.01	177,143	90.45
- Section of the sect	201,140	09.01	111,140	30.40

有価証券報告書(外国投資信託受益証券)

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

3. Financial risk management (continued)

(a) Market price risk (continued)

residence and a little and a little	2021	E	2020		
China 2x Bear Fund	Fair value JPY 000	% of NAV	Fair value	% of NAV	
Japan Government	58,021	60.65	100,084	63.39	
Gold 2x Bull Fund	2021	T.	2020	i	
	Fair value JPY 000	% of NAV	Fair value JPY'000	% of NAV	
Japan Government	807,422	82.44	251,258	51.80	
Gold 2x Bear Fund	2021	ı	2020	į	
	Fair value JPY 000	% of NAV	Fair value JPY'000	% of NAV	
Japan Government	9,403	60.83	31,326	69.60	
India 2x Bull Fund	2021	i e	2020		
	Fair value JPY 000	% of NAV	Fair value JPY'000	% of NAV	
Japan Government	198,228	70.13	273,323	67.60	
India 2x Bear Fund	2021		2020		
	Fair value JPY 000	% of NAV	Fair value JPY'000	% of NAV	
Japan Government	3,006	66.49	26,922	68,90	
AUD Target Maturity Bond Fund 201609	2021	Ñ	2020	i	
	Fair value AUD	% of NAV	Fair value AUD	% of NAV	
Jersey Financial	102,880,371	99.60	118,851,840	99.27	
AUD Target Maturity Bond Fund 201612	2021	i.	2020	į	
	Fair value AUD	% of NAV	Fair value AUD	% of NAV	
Jersey Financial	30,431,970	99.57	35,752,186	99.25	

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

3. Financial risk management (continued)

Market price risk (continued) (a)

	2021	2020		
US Technology 2x Bull Fund	Fair value JPY 000	% of NAV	Fair value JPY'000	% of NAV
Japan				
Government	1,305,127	75.61	518,941	55.99
US Technology 2x Bear Fund	2021		2020	ì
OS Technology 2x Bear Fund	Fair value JPY 000	% of NAV	Fair value JPY'000	% of NAV
Japan				
Government	322,319	68.73	130,620	94.77

The sub-funds have open swap contract positions with J.P. Morgan Chase Bank N.A under financial sector with geographical concentration of England.

Price risk sensitivity provided below is assessed by shifting the relevant underlying index by +1% (30 June 2020: +1%) or -1% (30 June 2020: -1%). The sensitivity is deducted from the change in the derivative price due to the applied shift and is presented in the currency, as follows:

Fund	Underlying shift in percentage	Effect on net assets % 30 June 2021	Effect on net assets (JPY) - 30 June 2021	Effect on net assets % 30 June 2020	Effect on net assets (JPY) - 30 June 2020
	196	196	-34,626	196	-111,121
China 2x Bull Fund	-196	-1%	34,626	-196	111,121
	196	196	-2,561	196	54,187
China 2x BearFund	-196	-196	2,561	-196	-54,187
	196	196	-1,597,030	196	402,187
Gold 2x Bull Fund	-196	-196	1,597,030	-196	-402.187
	196	196	20,735	196	43,451
Gold 2x BearFund	-196	-196	-20,735	-196	43,451
	196	196	-25,191	196	78,045
India 2x Bull Fund	-196	-1%	25,191	-196	-78,045
	196	196	104	196	-13,562
India 2x Bear Fund	-196	-196	-104	-196	13,562
AUD Target Maturity Bond	196	196	1,028,962	196	1,188,518
Fund 201609	-196	-196	-1,028,962	-196	-1,188,518
AUD Target Maturity Bond	196	196	304,320	196	357,522
Fund 201612	-196	-196	-304.320	-196	-357,522
US Technology 2x Bull	196	196	2,090,671	196	374,004
Fund	-196	-196	-2,090,671	-196	-374,004
US Technology 2x Bear	196	196	-714,274	196	-83,589
Fund	-196	-196	714,274	-196	83,589

3. Financial risk management (continued)

(b) Interest rate risk

Interest rate risk arises from the effects of fluctuations in the prevailing levels of market interest rates on the fair value of financial assets and liabilities and future cash flows.

China 2x Bull Fund, China 2x Bear Fund, Gold 2x Bull Fund, Gold 2x Bear Fund, India 2x Bull Fund, India 2x Bear Fund, US Technology 2x Bear Fund are exposed to their investment in Japanese Government Bonds. When interest rates decline, the value of fixed rate securities, which may include Japan Government Bonds, can be expected to rise. Conversely, when interest rates rise, the value of fixed rate portfolio securities can be expected to decline.

As at 30 June 2021 and 30 June 2020, an increase/decrease of interest rates with all other variables remaining constant, would result in a decrease/increase of the net assets attributable to unitholders of China 2x Bull Fund by approximately JPY 737,290, 0.28% (30 June 2020; JPY 569,867.32, 0.29%).

As at 30 June 2021 and 30 June 2020, an increase/decrease of interest rates with all other variables remaining constant, would result in a decrease/increase of the net assets attributable to unitholders of China 2x Bear Fund by approximately JPY 113,205, 0.12% (30 June 2020; JPY 333,511.38, 0.20%).

As at 30 June 2021 and 30 June 2020, an increase/decrease of interest rates with all other variables remaining constant, would result in a decrease/increase of the net assets attributable to unitholders of Gold 2x Bull Fund by approximately JPY 2,193,439, 0.22% (30 June 2020; JPY 1,000,493,70, 0.21%).

As at 30 June 2021 and 30 June 2020, an increase/decrease of interest rates with all other variables remaining constant, would result in a decrease/increase of the net assets attributable to unitholders of Gold 2x Bear Fund by approximately JPY 17,330, 0.11% (30 June 2020; JPY 103,964.24, 0.23%).

As at 30 June 2021 and 30 June 2020, an increase/decrease of interest rates with all other variables remaining constant, would result in a decrease/increase of the net assets attributable to unitholders of India 2x Bull Fund by approximately JPY 1,112,455, 0.39% (30 June 2020; JPY 1,226,031.22, 0.30%).

As at 30 June 2021 and 30 June 2020, an increase/decrease of interest rates with all other variables remaining constant, would result in a decrease/increase of the net assets attributable to unitholders of India 2x Bear Fund by approximately JPY 29,924, 0.52% (30 June 2020: JPY 88,143.93, 0.23%).

As at 30 June 2021 and 30 June 2020, an increase/decrease of interest rates with all other variables remaining constant, would result in a decrease/increase of the net assets attributable to unitholders of US Technology 2x Bull Fund by approximately JPY 5,695,555, 0.33% (30 June 2020; JPY 3,115,528.70, 0.33%).

As at 30 June 2021 and 30 June 2020, an increase/decrease of interest rates with all other variables remaining constant, would result in a decrease/increase of the net assets attributable to unitholders of US Technology 2x Bear Fund by approximately JPY 1,522,969, 0.32% (30 June 2020: JPY 515,797.17, 0.37%).

3. Financial risk management (continued)

		Fund

As at 30 June 2021				Non-interest bearing	Total
	Up to 1 year JPY 000	1-5 years JPY'000	Over5 years JPY'000	JPY000	JPY'000
Assets					
Current assets					
Financial assets at fairvalue through profit or loss	231,145				231,145
Interest receivable	73				73
Due from unitholders	-			395	395
Management fee rebatereceivable	-		-	3,183	3,183
Other receivables and pre-payment			90 9	824	824
Cash and cash equivalents	29,298				29,298
Total assets	260,516			4,402	264,918
Liabilities					
Current liabilities					
Financial liabilities at fair value through profit or loss	3,463			2.0	3,463
Due to unitholders				97	97
Accrued expenses				1,685	1,685
Total liabilities	3,463		4	1,782	5,245

As at 30 June 2020				Non-interest bearing	<u>Total</u>
	Up to 1 year JPY 1000	1-5 years JPY'000	Over5 years JPY'000	JPY'000	JPY'000
Assets			0.000.00.000	A PROPERTY.	
Current assets					
Financial assets at fairvalue through profit or loss	177,143		40.00	19	177,143
Interest receivable	32				32
Due from unitholders	-		en .	441	441
Management fee rebatereceivable				633	633
Other receivables and pre-payment				718	718
Cash and cash equivalents	30,947				30,947
Total assets	208,122			1,792	209,914
Liabilities					
Current liabilities					
Financial liabilities at fair value through profit or loss	11,112			5-3000	11,112
Accrued expenses				2,951	2,951
Total liabilities	11,112			2.951	14,063

3. Financial risk management (continued)

	Bea	

As at 30 June 2021				Non-interest bearing	<u>Total</u>
	Up to 1 year JPY 000	1-5 years JPY'000	Over5 years JPY'000	JPY'000	JPY'000
Assets					
Current assets					
Financial assets at fairvalue through profit or loss	58,021				58,021
Interest receivable	18				18
Amount due from brokers				- 1	1
Due from unitholders	-		-	299	299
Management fee rebatereceivable	2.0		90 9	3,147	3,147
Other receivables and pre-payment				1,454	1,454
Cash and cash equivalents	34,853				34,853
Total assets	92,892		4	4,901	97,793
Liabilities					
Current liabilities					
Financial liabilities at fair value through profit or loss	257				257
Accrued expenses				1,878	1,878
Total liabilities	257			1,878	2,135

As at 30 June 2020	1.0120200000		4 <u>0</u> 0000 <u>0</u> 000000	Non-interest bearing	Total
	Up to 1 year JPY 1000	1-5 years JPY'000	Over5 years JPY'000	JPY000	JPY'000
Assets					
Current assets					
Financial assets at fairvalue through profit or loss	105,236		4		105,236
Interest receivable	17				17
Amount due from brokers				283	283
Management fee rebatereceivable				367	367
Other receivables and pre-payment				1,343	1,343
Cash and cash equivalents	67,455				67,455
Total assets	172,708			1,993	174,701
Liabilities					
Current liabilities					
Due to unitholders				14,032	14,032
Accrued expenses				0.700	2,783
Total liabilities	-			16,815	16,815

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

3. Financial risk management (continued)

Gol	d	2x	Bul	Fund

Gold 2x Bull Fund				Non-interest	
As at 30 June 2021				bearing	Total
	Up to 1 year JPY 000	1-5 years JPY'000	Over5 years JPY'000	JPY000	JPY 000
Assets					
Current assets					
Financial assets at fairvalue through profit or loss	807,422				807,422
Interest receivable	247				247
Due from unitholders				493	493
Management fee rebatereceivable	-			2,778	2,778
Other receivables and pre-payment			9. 9	1,113	1,113
Cash and cash equivalents	329,457				329,457
Total assets	1,137,126			4,384	1,141,510
Liabilities					
Current liabilities					
Financial liabilities at fair value through profit or loss	159,703				159,703
Accrued expenses				2,447	2,447
Total liabilities	159,703			2,447	162,150

As at 30 June 2020	Up to 1 year	1-5 years	Over5 years	Non-interest bearing	Total
	JPY 000	JPY'000	JPY'000	JPY000	JPY 000
Assets					
Current assets	102000000				100000000
Financial assets at fair value through profit or loss	291,858			1.7	291,858
Interest receivable	48		4 4		48
Amount due from brokers				1,435	1,435
Due from unitholders			en e	9.804	9.804
Other receivables and pre-payment				1,017	1,017
Cash and cash equivalents	203,940				203,940
Total assets	495,846			12,256	508,102
Liabilities					
Current liabilities					
Amount due to brokers	7.2			755	755
Due to unitholders				19,063	19,063
Accrued expenses	-			0.000	3,225
Total liabilities	-			22.010	23,043

3. Financial risk management (continued)

	Bear	

Gold 2x Bear Fund				Non-interest	
As at 30 June 2021				bearing	Total
	Up to 1 year JPY 000	1-5 years JPY'000	Over5 years JPY'000	JPY000	JPY'000
Assets					
Current assets					
Financial assets at fairvalue through profit or loss	11,477				11,477
Interest receivable	3				3
Management fee rebatereceivable				2,236	2,236
Other receivables and pre-payment			-	1,307	1,307
Cash and cash equivalents	2,358			2870010	2,358
Total assets	13,838			3,543	17,381
Liabilities					
Current liabilities					
Amount due to brokers	100		200	149	149
Accrued expenses				1,775	1,775
Total liabilities				1,924	1,924

As at 30 June 2020	Up to 1 year JPY 000	1-5 years JPY'000	Over5 years JPY'000	Non-interest bearing JPY'000	Total JPY'000
Assets					
Current assets					
Financial assets at fairvalue through profit or loss	31,326			- 22	31,326
Interest receivable	5				5
Amount due from brokers			4	408	408
Due from unitholders				4,728	4,728
Management fee rebatereceivable			900	484	484
Other receivables and pre-payment				1,194	1,194
Cash and cash equivalents	12,918				12,918
Total assets	44,249		oec v	6,814	51,063
Liabilities					
Current liabilities					
Financial liabilities at fair value through profit or loss	4,345				4,345
Accrued expenses				1,708	1,708
Total liabilities	4,345			1,708	6,053

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

3. Financial risk management (continued)

India 2x	Bull	Fund
----------	------	------

India 2x Bull Fund				Non-interest	
As at 30 June 2021				bearing	Total
	Up to 1 year JPY 000	1-5 years JPY'000	Over5 years JPY'000	JPY000	JPY'000
Assets					
Current assets					
Financial assets at fairvalue through profit or loss	198,228				198,228
Interest receivable	63				63
Management fee rebatereceivable				3,257	3,257
Other receivables and pre-payment	A			387	387
Cash and cash equivalents	85,531			110000	85,531
Total assets	283,822			3,644	287,466
Liabilities					
Current liabilities					
Financial liabilities at fair value through profit or loss	2,519		200		2,519
Due to unitholders				170	170
Accrued expenses				2,136	2,136
Total liabilities	2,519			2,306	4,825

Up to 1 year	1-5 years	Over5 years	Non-interest bearing	Total JPY 000
3F1 000	371000	3F 1 000	JF 1 000	371 000
281,127				281,127
70				70
			73	73
		en e	18,816	18,816
			231	231
			665	665
112,902				112,902
394,099			19,785	413,884
			676	676
-			4,120	4,120
	1		4,760	4,760
	:		9,556	9,556
	281,127 70 - - - 112,902 394,099	281,127 70 	7PY000 JPY000 JPY000 281,127 70	Up to 1 year JPY'000 User5 years JPY'000 User5

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

3. Financial risk management (continued)

		_	_		_		
- 1	ndi	22	vΡ	40	FE	1111	rd.

As at 30 June 2021				Non-interest bearing	Total
	Up to 1 year JPY 000	1-5 years JPY'000	Over5 years JPY'000	JPY000	JPY'000
Assets					
Current assets					
Financial assets at fairvalue through profit or loss	3,014				3,014
Interest receivable	1				1
Amount due from brokers	-			1,001	1,001
Due from unitholders			-	- 31	31
Management fee rebatereceivable			90 9	1,383	1,383
Other receivables and pre-payment				1,290	1,290
Cash and cash equivalents	807				807
Total assets	3,822			3,705	7,527
Liabilities					
Current liabilities					
Due to unitholders	1.2			1,242	1,242
Accrued expenses				1,764	1,764
Total liabilities	-			3,006	3,006

As at 30 June 2020			05	Non-interest bearing	Total
	Up to 1 year JPY 1000	1-5 years JPY'000	Over5 years JPY'000	JPY'000	JPY'000
Assets				ARTON BRANCO	
Current assets					
Financial assets at fairvalue through profit or loss	26,922		4		26,922
Interest receivable	5				5
Amount due from brokers			900	119	119
Due from unitholders				3,322	3,322
Management fee rebatereceivable			Q-1	918	918
Other receivables and pre-payment				1,177	1,177
Cash and cash equivalents	9,987				9,987
Total assets	36,914		127 N	5,536	42,450
Liabilities					
Current liabilities					
Financial liabilities at fair value through profit or loss	1,356		w .		1,356
Accrued expenses				2.022	2.022
Total liabilities	1,356		* .	2,022	3,378

3. Financial risk management (continued)

(b) Interest rate risk (continued)

AUD Target Maturity Bond Fund 201609

AUD Target Maturity Bond Fund 201609				Non-interest	12270 125
As at 30 June 2021	Up to 1 year	1-5 years	Over5 years	bearing	Total
	AUD	AUD	AUD	AUD	AUD
Assets					
Current assets					
Financial assets at fairvalue through profit or loss	5	102,880,371			102,880,371
Interest receivable	184,845				184,845
Amount due from brokers	-			191,583	191,583
Other receivables and pre-payment				2,517,043	2,517,043
Cash and cash equivalents	93,865				93,865
Total assets	278,710	102,880,371		2,708,626	105,867,707
Liabilities					
Current liabilities					
Management fee payable	100	10		202,214	202,214
Due to unitholders		1.5		4 10 4 10 4 10	191,216
Accrued expenses				2,182,537	2,182,537
Total liabilities				2 525 227	2,575,96
				Non-interest	
As at 30 June 2020	NO SOURCE OF SOUR			bearing	Total
	Up to 1 year AUD	1-5 years AUD	Over5 years AUD	AUD	AUD
Assets					
Current assets					

Assets					
Current assets					
Financial assets at fair value through profit or loss		118,851,840		2.0	118,851,840
Interest receivable	(566)	4	4		(566)
Amount due from brokers			52	19,490	19,490
Other receivables and pre-payment	100000000		1.00	2,618,710	2,618,710
Cash and cash equivalents	229,698		-		229,698
Total assets	229,132	118,851,840		2,638,200	121,719,172
Liabilities					
Current liabilities				19 444	19 444
Liabilities Current liabilities Due to unitholders Accrued expenses	:			19,444 1,971,850	19,444 1,971,850

3. Financial risk management (continued)

(b) Interest rate risk (continued)

AUD Target Maturity Bond Fund 201612

As at 30 June 2021				Non-interest bearing	Total
	Up to 1 year AUD	1-5 years AUD	Over5 years AUD	AUD	AUD
Assets					
Current assets					
Financial assets at fairvalue through profit or loss	8.2	30,431,97	0 .		30,431,970
Interest receivable	817				8/17
Other receivables and pre-payment	00.054		•	679,700	679,700
Cash and cash equivalents	62,951				62,951
Total assets	63,768	30,431,97	0 -	679,700	31,175,438
Liabilities					
Current liabilities					
Management fee payable				45,214	45,214
Accrued expenses	60 0.00		*	568,210	568,210
Total liabilities		7		613,424	613,424
				Non-interest	
As at 30 June 2020				bearing	Total
	Up to 1 year	1-5 years	Over5 years		
	ALID	ALID	ALID	ALID	ALID
Assets	AUD	AUD	AUD	AUD	AUD
Current assets	AUD	20 10 10 20 W		AUD	AUD
Current assets Financial assets at fairvalue through profit or loss	-	AUD 35,752,18		AUD	35,752,186
Current assets Financial assets at fairvalue through profit or loss Interest receivable	AUD (897)	20 10 10 20 W			35,752,186 (897)
Current assets Financial assets at fairvalue through profit or loss Interest receivable Other receivables and pre-payment	(897)	20 10 10 20 W	6	AUD - 719,688	35,752,186 (897) 719,688
Current assets Financial assets at fairvalue through profit or loss Interest receivable Other receivables and pre-payment Cash and cash equivalents	(897) - 55,533	35,752,18	6	719,688	35,752,186 (897) 719,688 55,533
Current assets Financial assets at fairvalue through profit or loss Interest receivable Other receivables and pre-payment	(897)	20 10 10 20 W	6		35,752,186 (897) 719,688 55,533 36,526,510
Current assets Financial assets at fairvalue through profit or loss Interest receivable Other receivables and pre-payment Cash and cash equivalents	(897) - 55,533	35,752,18	6	719,688	35,752,186 (897) 719,688 55,533
Current assets Financial assets at fairvalue through profit or loss Interest receivable Other receivables and pre-payment Cash and cash equivalents Total assets	(897) - 55,533	35,752,18	6	719,688	35,752,186 (897) 719,688 55,533
Current assets Financial assets at fairvalue through profit or loss Interest receivable Other receivables and pre-payment Cash and cash equivalents Total assets Liabilities	(897) - 55,533	35,752,18 35,752,18	6	719,688	35,752,186 (897) 719,688 55,533
Current assets Financial assets at fairvalue through profit or loss Interest receivable Other receivables and pre-payment Cash and cash equivalents Total assets Liabilities Current liabilities	(897) 55,533 54,636	35,752,18 35,752,18	6	719,688	35,752,186 (897) 719,688 55,533 36,526,510

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

3. Financial risk management (continued)

(b) Interest rate risk (continued)

US Technology 2x Bull Fund

Un to 1 year	1 Evenre	Overfiner	bearing bearing	Total
JPY 000	JPY'000	JPY'000	JPY000	JPY'000
1,514,172				1,514,172
289				289
-			3,836	3,836
-		20	163,049	163,049
			1,323	1,323
			541	541
115,894				115,894
1,630,355			168,749	1,799,104
			17,897	17,897
5.00			33,896	33,896
			21,256	21,256
			73,049	73,049
	1,514,172 289 - - - 115,894 1,630,355	1,514,172 289 	1,514,172 - 289 - 115,894 - 1,630,355 - 1	Up to 1 year JPY'000

As at 30 June 2020	United was	4.5	O	Non-interest bearing	Total
	Up to 1 year JPY 1000	1-5 years JPY'000	Over 5 years JPY'000	JPY'000	JPY'000
Assets	\$4000000			5534665555	
Current assets					
Financial assets at fairvalue through profit or loss	556,341				556,341
Interest receivable	105		A		105
Amount due from brokers				6,577	6,577
Due from unitholders				314,320	314,320
Management fee rebatereceivable				685	685
Cash and cash equivalents	224,621				224,621
Total assets	781,067		12 N	321,582	1,102,649
Liabilities					
Current liabilities					
Amount due to brokers				170,371	170,371
Accrued expenses				5,460	5,460
Total liabilities				175,831	175,831

3. Financial risk management (continued)

(b) Interest rate risk (continued)

US Technology 2x Bear Fund

As at 30 June 2021				Non-Interest bearing	Total
	Up to 1 year JPY 000	1-5 years JPY'000	Over5 years JPY'000	JPY'000	JPY'000
Assets					
Current assets					
Financial assets at fairvalue through profit or loss	322,319				322,319
Interest receivable	53				53
Amount due from brokers	-			1,313	1,313
Due from unitholders	-			99	99
Management fee rebatereceivable			90 9	2,320	2,320
Other receivables and pre-payment				535	535
Cash and cash equivalents	220,316				220,316
Total assets	542,688			4,267	546,955
Liabilities					
Current liabilities					
Financial liabilities at fair value through profit or loss	71,484				71,484
Due to unitholders	Very Series			492	492
Accrued expenses				6,026	6,026
Total liabilities	71,484			6,518	78,002

As at 30 June 2020				Non-interest bearing	Total
	Up to 1 year JPY 000	1-5 years JPY'000	Over5 years JPY'000	JPY'000	JPY'000
Assets					
Current assets					
Financial assets at fairvalue through profit or loss	130,620			2 12	130,620
Interest receivable	19		25.0		19
Amount due from brokers				- 32,027	32,027
Due from unitholders				- 6,563	6,563
Management fee rebatereceivable				- 790	790
Cash and cash equivalents	103,175				103,175
Total assets	233,814		2	- 39,380	273,194
Liabilities					
Current liabilities					
Financial liabilities at fair value through profit or loss	8,359				8,359
Amount due to brokers				- 1,618	1,618
Due to unitholders	1.7			- 123,722	123,722
Accrued expenses			*	- 1,672	1,672
Total liabilities	8,359		4	- 127,012	135,371

(c) Currency risk

Currency risk is the risk that the value offinancial instruments will fluctuate due to changes in foreign exchange rates.

The sub-funds may invest in financial instruments and enter into transactions denominated in currencies other than its functional currency. Consequently, the sub-funds are exposed to risks that the exchange rate of its functional currency relative to other foreign currencies may change in a manner that has an adverse impact on the value of that portion of the sub-funds' assets or liabilities denominated in currencies other than the sub-funds functional currency.

3. Financial risk management (continued)

(c) Currency risk (continued)

The sub-funds, China 2x Bull Fund, China 2x Bear Fund, Gold 2x Bull Fund, Gold 2x Bear Fund, India 2x Bull Fund, India 2x Bear Fund, US Technology 2x Bull Fund and US Technology 2x Bear Fund hold monetary assets denominated in currencies other than the Japanese Yen, the functional currency. The sub-funds, AUD Target Maturity Bond Fund 201609 and AUD Target Maturity Bond Fund 201612, hold monetary assets denominated in currencies other than the Australian Dollar, the functional currency. Currency risk, as defined in IFRS 7, arises as the value of future transactions, recognized monetary assets and monetary liabilities denominated in other currencies fluctuatedue to changes in foreign exchange rates. Under IFRS 7, the foreign exchange exposure relating to non-monetary assets and liabilities is considered to be a component of market price risk instead of foreign exchange risk.

During the year ended 30 June 2021 and 30 June 2020 for China 2x Bull Fund, China 2x Bear Fund, Gold 2x Bull Fund, Gold 2x Bear Fund, India 2x Bull Fund, India 2x Bear Fund, AUD Target Maturity Bond Fund 201609, AUD Target Maturity Bond Fund 201612, US Technology 2x Bull Fund and US Technology 2x Bear Fund there has been a reduced foreign currency risk, as the sub-funds investments are in the functional currency of the sub-fund.

The tables below summarise the sub-funds' financial assets and liabilities which are exposed to the risk associated with the effects of fluctuations in the prevailing levels of currency risk on its financial position and cash flows, which are as follows:

China 2x Bull Fund As at 30 June 2021

	JPY7000
Assets	
Current assets	
Other receivables and prepayment	824
Total assets	824
Liabilities	
Current liabilities	
Administration fee payable	1,255
Audit fee payable	114
Otherpayables	316
Total liabilities	1,685
Net currency exposure	(861)
As at 30 June 2020	USD JPY000
Assets	
Current assets	
Other receivables and prepayment	718
Total assets	718
Liabilities	
Current liabilities	
Administration fee payable	1,083
Audit fee payable	1,287
Otherpayables	581
Total liabilities	2,951
Net currency exposure	(2,233)

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

3. Financial risk management (continued)

(c) Currency risk (continued)

China 2x Bear Fund

As at 30 June 2021

As at 30 June 2021	USD JPY000
Assets	
Current assets	
Other receivables and prepayment	1,454
Total assets	1,454
Liabilities	
Current liabilities	
Administration fee payable	1,255
Audit fee payable	42
Otherpayables	581
Total liabilities	1,878
Net currency exposure	(424)
As at 30 June 2020	USD JPY000
	3P 1 000
Assets	
Current assets	
Other receivables and prepayment	1,343
Total assets	1,343
Liabilities	
Current liabilities	
Administration fee payable	1,083
Audit fee payable	724
Otherpayables	976
Total liabilities	2,783
Net currency exposure	(1,440)

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

3. Financial risk management (continued)

(c) Currency risk (continued)

Gold 2x Bull Fund

As at 30 June 2021

	JPY7000
Assets	
Current assets	
Other receivables and prepayment	1,113
Total assets	1,113
Liabilities	
Current liabilities	
Administration fee payable	1,255
Audit fee payable	560
Otherpayables	632
Total liabilities	2,447
Net currency exposure	(1,334)
As at 30 June 2020	
	JPY000
Assets	
Current assets	
Other receivables and prepayment	1,017
Total assets	1,017
Liabilities	
Current liabilities	
Administration fee payable	1,082
Audit fee payable	517
Otherpayables	847
Total liabilities	2,446
Net currency exposure	(1,429)

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

3. Financial risk management (continued)

(c) Currency risk (continued)

Gold 2x Bear Fund

As at 30 June 2021

AS 8130 30110 2021	USD JPY000
Assets	
Current assets	
Other receivables and prepayment	1,307
Total assets	1,307
Liabilities	
Current liabilities	
Administration fee payable	1,255
Audit fee payable	15
Otherpayables	505
Total liabilities	1,775
Net currency exposure	(468)
As at 30 June 2020	
	USD JPY000
1286000	011000
Assets	
Current assets	1.404
Other receivables and prepayment	1,194
Total assets	1,194
Liabilities	
Current liabilities	
Administration fee payable	1,082
Audit fee payable	40
Otherpayables	586
Total liabilities	1,708
Net currency exposure	(514)
India 2x Bull Fund	
As at 30 June 2021	
	USD JPY000
Assets	
Current assets	
Other receivables and prepayment	387
Total assets	387
Liabilities	
Current liabilities	
Administration fee payable	1,255
Audit fee payable	150
Otherpayables	731
Total liabilities	2,136
Net currency exposure	(1,749)
	1747.747

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

3. Financial risk management (continued)

(c) Currency risk (continued)

As at 30 June 2020	USD JPY000
Assets	
Current assets	
Other receivables and prepayment	665
Total assets	665
Liabilities	
Current liabilities	
Administration fee payable	1,083
Audit fee payable	2,498
Otherpayables	1,179
Total liabilities	4,760
Net currency exposure	(4,095)
India 2x Bear Fund	
As at 30 June 2021	
	USD JPY000
Assets	
Current assets	
Other receivables and prepayment	1,290
Total assets	1,290
Liabilities	
Current liabilities	
Administration fee payable Audit fee payable	1,255
Otherpayables	506
Total liabilities	1,764
Net currency exposure	(474)
As at 30 June 2020	
	USD JPY000
Assets	
Current assets	
Other receivables and prepayment	1,177
Total assets	1,177
Liabilities	
Current liabilities	11222
Administration fee payable	1,083
Audit fee payable	238
Otherpayables	701
Total liabilities	2,022
Net currency exposure	(845)

3. Financial risk management (continued)

(c) Currency risk (continued)

US Technology 2x Bull Fund

Δe	-4	20	 	20	100	٠

As at 30 June 2021	
	JPY 000
Assets	
Current assets	
Other receivables and prepayment	541
Total assets	541
Liabilities	
Current liabilities	
Administration fee payable	611
Audit fee payable	3,197
Otherpayables	17,448
Total liabilities	21,256
Net currency exposure	(20,715)
As at 30 June 2020	USD
	JPY000
Liabilities	
Current liabilities	
Administration fee payable	470
Audit fee payable	189
Trustee fee payable	127
Otherpayables	4,674
Total liabilities	5,460
Net currency exposure	(5,460)
US Technology 2x Bear Fund	
As at 30 June 2021	No Sealester
	JPY'000
Assets	
Current assets	
Other receivables and prepayment	535
Total assets	535
Liabilities	
Current liabilities	
Administration fee payable	611
Audit fee payable	891
Otherpayables	4,524
Total liabilities	6,026
Net currency exposure	(5,491)

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

3. Financial risk management (continued)

(c) Currency risk (continued)

US Technology 2x BearFund (continued)

As at 30 June 2020

	JPY000
Liabilities	
Current liabilities	
Administration fee payable	470
Audit fee payable	57
Trustee fee payable	127
Otherpayables	1,018
Total liabilities	1,672
Net currency exposure	(1,672)

As at 30 June 2021 and 30 June 2020, the sub-funds, AUD Target Maturity Bond Fund 201609 and AUD Target Maturity Bond Fund 201612 financial assets and liabilities are denominated in the functional currency and there has been no exposure to foreign currency risk.

(d) Credit risk

Credit risk is the risk that a counterparty to a financial instrument fails to discharge its obligations and causes the sub-funds to incur a financial loss. The sub-funds seek to minimise the risk of loss by careful choosing the counterparties and by minimising the reliance placed on individual counterparties.

Investors should be aware that the sub-funds use derivatives such as swap transactions. When a swap transaction approaches maturity they may increase in value to reflect the amounts payable to the sub-funds and consequently could represent an increased portion of the Net Asset Value of a sub-fund. No guarantee is given, express or implied, that Unitholders will receive back the amount of their investment in the Units.

3. Financial risk management (continued)

(d) Credit risk (continued)

China 2x Bull Fund			
30 June 2021		2000 00 200 0200 0200 0000	02000000000
Personal Control Contr	Credit rating	Source of credit rating	% of NAV
Debt securities	A-1	S&P Global	89.01
30 June 2020			
Debt securities	A-1	S&P Global	90.45
Printed Carolina Control Control			
China 2x Bear Fund			
30 June 2021	THE CONTROL OF THE CO	400000000000000000000000000000000000000	100110000000
12000	Credit rating	Source of credit rating	% of NAV
Debt securities	A-1	S&P Global	60.65
30 June 2020			
Debt securities	A-1	S&P Global	63.39
			100021055
Gold 2x Bull Fund			
30 June 2021			
	Credit rating	Source of credit rating	% of NAV
Debt securities	A-1	S&P Global	82.44
30 June 2020			
Debt securities	A-1	S&P Global	51.80
Debt securities	~-1	Sar Global	31.00
Gold 2x Bear Fund			
30 June 2021			
	Credit rating	Source of credit rating	% of NAV
Debt securities	A-1	S&P Global	60.83
30 June 2020			
Debt securities	A-1	S&P Global	69.60
Door socialies		our olobal	05.00
India 2x Bull Fund			
30 June 2021			
	Credit rating	Source of credit rating	% of NAV
Debt securities	A-1	S&P Global	70.13
20 1 0000			
30 June 2020 Debt securities	A-1	S&P Global	67.60
Dept securities		our Global	07.00
India 2x Bear Fund			
30 June 2021			
	Credit rating	Source of credit rating	% of NAV
Debt securities	A-1	S&P Global	66.49
** **			
30 June 2020 Debt securities	A-1	S&P Global	68.90
Debt securities	A-1	Sar Global	00.30
AUD Target Maturity Bond Fund 201609			
30 June 2021			
CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR O	Credit rating	Source of credit rating	% of NAV
Performance linked note	Not Rated	S&P Global	99.60
30 June 2020	DOLESS CO.	OVER SELECT	00.07
Performance linked note	Not Rated	S&P Global	99.27

3. Financial risk management (continued)

(d) Credit risk (continued)

AUD Target Maturity	Bond	Fund	201612
30 June 2021			

Performance linked note	Credit rating Not Rated	Source of credit rating S&P Global	% of NAV 99.57
30 June 2020 Performance linked note	Not Rated	S&P Global	99.25
US Technology 2x Bull Fund 30 June 2021			
	Credit rating	Source of credit rating	% of NAV
Debt securities	A-1	S&P Global	75.61
30 June 2020			
Debt securities	A-1	S&P Global	55.99
US Technology 2x Bear Fund			
30 June 2021			
	Credit rating	Source of credit rating	% of NAV
Debt securities	A-1	S&P Global	68.73
30 June 2020			
Debt securities	A-1	S&P Global	94.77

The sub-funds measure credit risk and expected credit losses using probability of default, exposure of default and loss given default. The Manager considers both historical analysis and forward looking information in determining any expected credit loss.

As at 30 June 2021 and 30 June 2020, the sub-funds had all its individual counterparty risk with J.P. Morgan Chase Bank N.A. and BNP Paribas Securities Services operating through its Singapore Branch. J.P. Morgan Chase Bank N.A. has a credit rating of A2 (30 June 2020; A2) on Moody's and equivalent ratings with S&P Global and Fitch. BNP Paribas Securities Services operating through its Singapore Branch has a credit rating of Aa3 (30 June 2020; Aa3) on Moody's and equivalent ratings with S&P Global and Fitch. The counterparties are expected to settle the outstanding within 1 week.

The Manager considers the probability of default to be close to zero as the counterparties have a strong capacity to meet their contractual obligations in the near term.

3. Financial risk management (continued)

(e) Counterparty risk

In order to monitor the exposure to the counterparty, sub-funds have to limit their exposure to a counterparty at a certain percentage of their NAV. This is done through the delivery by the counterparty of the sub-funds of securities as collateral.

Collateral securities relative to the sub-funds, China 2x Bull Fund, China 2x Bear Fund, Gold 2x Bull Fund, Gold 2x Bear Fund, India 2x Bull Fund, India 2x Bear Fund, US Technology 2x Bear Fund and US Technology 2x Bear Fund, are measured at fair value on a daily basis.

As at 30 June 2021 and 30 June 2020, the sub-funds valuation of the collateral securities held with/used by J.P. Morgan Chase Bank N.A. are set out below:

	Derivative valuation	Collateral held/(used)	Net exposure
	JPY'000	JPY'000	JPY'000
As at 30 June 2021			
China 2x Bull Fund	(3,463)	4	(3,463)
China 2x Bear Fund	(257)	257	
Gold 2x Bull Fund	(159,703)	145,410	(14,293)
Gold 2xBearFund	2,074	(1,834)	240
India 2x Bull Fund	(2,519)	2,519	
India 2x BearFund	8	-	8
US Technology 2x Bull Fund	209,045	(142,987)	66,058
US Technology 2x Bear Fund	(71,484)	56,748	(14,736)
	Derivative valuation	Collateral	Net exposure
		Collateral held/(used) JPY'000	Net exposure
As at 30 June 2020	valuation	held/(used)	
As at 30 June 2020 China 2x Bull Fund	valuation	held/(used)	
	valuation JPY'000	held/(used) JPY 000	
China 2x Bull Fund China 2x Bear Fund Gold 2x Bull Fund	valuation JPY'000 (11,112)	held/(used) JPY 000	JPY'000 5,152 40,600
China 2x Bull Fund China 2x Bear Fund Gold 2x Bull Fund Gold 2x Bear Fund	valuation JPY'000 (11,112) 5,152 40,600 (4,345)	held/(used) JPY 000	JPY'000 5,152 40,600 (792)
China 2x Bull Fund China 2x Bear Fund Gold 2x Bull Fund Gold 2x BearFund India 2x Bull Fund	valuation JPY'000 (11,112) 5,152 40,600 (4,345) 7,804	held/(used) JPY 000	JPY'000 5,152 40,600 (792) 7,804
China 2x Bull Fund China 2x Bear Fund Gold 2x Bull Fund Gold 2x Bear Fund India 2x Bull Fund India 2x Bear Fund	valuation JPY'000 (11,112) 5,152 40,600 (4,345) 7,804 (1,356)	11,112 3,553 1,301	JPY'000 5,152 40,600 (792) 7,804 (55)
China 2x Bull Fund China 2x Bear Fund Gold 2x Bull Fund Gold 2x BearFund India 2x Bull Fund	valuation JPY'000 (11,112) 5,152 40,600 (4,345) 7,804	11,112 3,553	JPY'000 5,152 40,600 (792) 7,804

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

3. Financial risk management (continued)

(f) Liquidity risk

Liquidity risk is the risk that the sub-funds may not be able to generate sufficient cash resources to settle their obligations in full as they fall due or can only do so on terms that are materially disadvantageous.

In the case of subscriptions or redemptions, the Manager will respectively purchase or sell the equivalent amount of the Financial Derivative Instrument.

To that extent, each sub-fund benefits from daily liquidity on each Financial Derivative Instrument. The swap Counterparty is engaged in providing each sub-fund with daily liquidity. In case of subscriptions or redemptions, the Manager will invest the equivalent amount in cash or in accordance with its investment objective.

The table below analyses the sub-funds' financial liabilities into relevant maturity groupings based on the remaining period from the year end date to the contractual maturity date. The amounts in the table are the contractual undiscounted cash flows. Balances due within 12 months equal their carrying balances, as the impact of discounting is not significant.

China 2x Bull Fund

	2021 Less than 6 months JPY 1000	2020 Less than 6 months JPY 000
Financial liabilities at fair value through profit or loss Administration fee payable Audit fee payable Due to unitholders	3,463 1,255 114 97	11,112 1,083 1,287
Otherpayables	316	581
Total liabilities	5,245	14,063
China 2x Bear Fund		
	2021 Less than 6 months JPY'000	2020 Less than 6 months JPY 000
Financial liabilities at fair value through profit or loss Administration fee payable Audit fee payable Due to unitholders Otherpayables	257 1,255 42 - 581	1,083 724 14,032 976
Total liabilities	2,135	16,815

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

3. Financial risk management (continued)

(f) Liquidity risk (continued)

Gold 2x Bull Fund

	2021 Less than 6 months JPY'000	2020 Less than 6 months JPY 000
Financial liabilities at fair value through profit or loss Administration fee payable	159,703 1,255	1,082
Audit fee payable	560	517
Management fee payable		779
Amount due to brokers		755
Due to unitholders		19,063
Otherpayables	632	847
Total liabilities	162,150	23,043

Gold 2x Bear Fund

	2021 Less than 6 months JPY'000	2020 Less than 6 months JPY 000
Financial liabilities at fair value through profit or loss Administration fee payable Audit fee payable	1,255 15	4,345 1,082 40
Amount due to brokers Other payables	149 505	586
Total liabilities	1,924	6,053

India 2x Bull Fund

	2021 Less than 6 months JPY'000	2020 Less than 6 months JPY 000
Financial liabilities at fair value through profit or loss Administration fee payable Audit fee payable	2,519 1,255 150	1,083 2,498
Amount due to brokers Due to unitholders Other payables	170 731	676 4,120 1,179
Total liabilities	4,825	9,556

India 2x Bear Fund

	2021 Less than 6 months JPY 000	2020 Less than 6 months JPY 000
Financial liabilities at fair value through profit or loss	27 (see 2 7	1,356
Administration fee payable	1,255	1,083
Audit fee payable	3	238
Due to unitholders	1,242	
Otherpayables	506	701
Total liabilities	3,006	3,378

470 57

1,618

123,722 127 1,018

891

492

4,524

PassIM Trust

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

3. Financial risk management (continued)

Liquidity risk (continued) (f)

Audit fee payable

Due to unitholders

Otherpayables Total liabilities

Trustee fee payable

Amount due to brokers

AUD Target Maturity Bond Fund 201609

AUD Target Maturity Bond Fund 201609		
	2021 Less than 6 months AUD	2020 Less than 6 months AUD
Management fee payable Due to unitholders Otherpayables	202,214 191,216 2,182,537	146,778 19,444 1,825,072
Total liabilities	2,575,967	1,991,294
AUD Target Maturity Bond Fund 201612		
	2021 Less than 6 months AUD	2020 Less than 6 months AUD
Management fee payable	45,214	32,160
Otherpayables Total liabilities	568,210 613,424	470,537 502,697
Total Habilities	013,424	302,097
US Technology 2x Bull Fund		
	2021 Less than 6 months JPY000	2020 Less than 6 months JPY 000
Administration fee payable Audit fee payable	611 3,197	470 189
Amount due to brokers	17,897	170,371
Due to unitholders Trustee fee payable	33,896	127
Otherpayables	17,448	4,674
Total liabilities	73,049	175,831
US Technology 2x Bear Fund		
	2021 Less than 6 months JPY000	2020 Less than 6 months JPY 000
Financial liabilities at fair value through profit or loss Administration fee payable Audit fee payable	71,484 611 891	8,359 470 57

The sub-funds manage their liquidity risk by investing predominantly in securities that they expect to be able to liquidate within 1 month or less.

(g) Capital risk management

The sub-funds' capital is represented by the units in the sub-funds and shown as net assets attributable to unitholders on the statement of financial position. In order to achieve the investment objectives, the sub-funds endeavour to invest their capital in accordance with the investment policies as outlined in Note 1, whilst maintaining sufficient liquidity to me et redemption requests. Such liquidity is augmented by the holding of liquid investments.

4. Fair value measurement

The sub-funds classify fair value measurements using a fair value hierarchy that reflects the significance of the inputs used in making the measurements. The fair value hierarchy has the following levels:

Level 1- Inputs that reflects unadjusted quoted prices in active markets for identical assets or liabilities that the sub-funds have the ability to access at measurement date;

Investments whose values are based on quoted market prices in active markets, and are therefore classified within level 1.

Level 2 - Inputs other than quoted prices that are observable for the asset or liability either directly or indirectly, including inputs in markets that are not considered to be active;

Investments that trade in markets that are not considered to be active, but are valued based on quoted market prices, dealer quotations or alternative pricing sources supported by observable inputs are classified within level 2. As level 2 investments include positions that are not traded in active markets and/or are subject to transfer restrictions, valuations may be adjusted to reflect illiquidity and/or non-transferability, which are generally based on available market information.

Level 3 - Inputs that are unobservable.

The level in the fair value hierarchy within which the fair value measurement is categorised in its entirety is determined on the basis of the lowest level input that is significant to the fair value measurement in its entirety. For this purpose, the significance of an input is assessed against the fair value measurement in its entirety. If a fair value measurement uses observable inputs that require significant adjustment based on unobservable inputs, that measurement is a level 3 measurement. Assessing the significance of a particular input to the fair value measurement in its entirety requires judgment, considering factors specific to the asset or liability.

The determination of what constitutes "observable" requires significant judgment by the Managers. The Managers consider observable data to be that market data that is readily available, regularly distributed or updated, reliable and verifiable, not proprietary, and provided by independent sources that are actively involved in the relevant market.

4. Fair value measurement (continued)

The following table analyses within the fair value hierarchy the sub-funds' financial assets and liabilities measured at fair value at year end date:

	Level 1	Level 2	Level 3	Total
inancial Assets	JPY'000	JPY'000	JPY'000	JPY1000
Financial assets at fairvalue				
hrough profit or loss	224 445			224 445
Debt securities Fotal	231,145			231,145
Financial Liabilities Financial liabilities at fair value through profit or loss	231,143			201,140
Derivatives		2 402		2 402
- Index swap transaction Total		3,463		3,463
	8	71.17		7.00
As at 30 June 2020	Level 1 JPY 000	Level 2 JPY'000	Level 3 JPY'000	Total JPY'000
Financial Assets				
Financial assets at fairvalue through profit or loss				
Debt securities	177,143	0.00		177,143
Fotal	177,143	7.00	*	177,143
Financial Liabilities Financial liabilities at fair value hrough profit or loss Derivatives				
- Index swap transaction		11,112		11,112
Total	<u> </u>	11,112		11,112
China 2x Bear Fund As at 30 June 2021				
	Level 1 JPY 000	Level 2 JPY'000	Level 3 JPY'000	Total JPY 000
Financial Assets Financial assets at fairvalue hrough profit or loss Debt securities	58.021			58,021
Fotal	58.021		-	58,021
Financial Liabilities Financial liabilities at fair value hrough profit or loss Derivatives				
- Index swap transaction		257	*	257
Total		257	-	257
As at 30 June 2020				
	Level 1 JPY 000	Level 2 JPY'000	Level 3 JPY'000	Total JPY 000
Financial Assets Financial assets at fairvalue hrough profit or loss		*****		
Debt securities	100,084		-	100,084
Derivatives - Index swap transaction	5	5,152	2	5,152
Total	100,084	5,152		105,236

4. Fair value measurement (continued)

Go	ld 2x	Bull	Fund
As	at 30	Jun	e 2021

As at 30 June 2021	Level 1 JPY 000	Level 2 JPY'000	Level 3 JPY'000	Total JPY'000
Financial Assets				
Financial assets at fairvalue				
through profit or loss Debt securities	807,422			807,422
Total	807,422	1(4)		807,422
Financial Liabilities Financial liabilities at fair value through profit or loss				
Derivatives		450 700		450 700
- Index swap transaction	 	159,703	-	159,703
Total		159,703	-	159,703
As at 30 June 2020	Level 1	Level 2	Level 3	Total
	JPY'000	JPY'000	JPY'000	JPY'000
Financial Assets Financial assets at fairvalue through profit or loss				
Debt securities	251,258		12	251,258
Derivatives	101			
- Index swap transaction		40,600	-	40,600
Total	251,258	40,600		291,858
Gold 2x Bear Fund				
As at 30 June 2021				
	Level 1 JPY 000	Level 2 JPY'000	Level 3 JPY'000	Total JPY'000
Financial Assets Financial assets at fairvalue through profit or loss	1. <u>1</u>		- 27117 3-9101	
Debt securities	9,403			9,403
Derivatives		2.074		2.074
- Index swap transaction Total	9,403	2,074		2,074
Total	9,403	2,014		11,477
As at 30 June 2020	Level 1 JPY 000	Level 2 JPY'000	Level 3 JPY'000	Total JPY1000
Financial Assets Financial assets at fairvalue		JP 7 000	3P1 000	371 000
through profit or loss	24 220			24 220
Debt securities Total	31,326 31,326			31,326 31,326
Financial Liabilities	31,326	-	-	31,326
Financial liabilities at fair value				
through profit or loss				
through profit or loss Derivatives				
		4,345 4,345	*	4,345 4,345

4. Fair value measurement (continued)

Ind	lia 2x	Bull	Fund
AR	at 30	Jun	e 2021

As at 30 June 2021	Level 1	Level 2	Level 3	Total
	JPY'000	JPY'000	JPY'000	JPY'000
Financial Assets				
Financial assets at fairvalue				
through profit or loss				
Debt securities	198,228		-	198,228
Total	198,228	-		198,228
Financial Liabilities	16			
Financial liabilities at fair value				
through profit or loss				
Derivatives		20202		
- Index swap transaction		2,519	-	2,519
Total		2,519	-	2,519
As at 30 June 2020				
As at 30 June 2020	Level 1	Level 2	Level 3	Total
	JPY'000	JPY'000	JPY'000	JPY'000
Financial Assets	371000	3F 1 000	3F 1 000	3F1 000
Financial assets at fairvalue				
through profit or loss				
Debt securities	273,323			273,323
Derivatives				
 Index swap transaction 		7,804	-	7,804
Total	273,323	7,804	-	281,127
India 2x Bear Fund				
As at 30 June 2021				
As at 50 Julie 2021	Level 1	Level 2	Level 3	Total
	JPY'000	JPY'000	JPY'000	JPY'000
Financial Assets		0/15/07/07		
Financial assets at fairvalue				
through profit or loss				
Debt securities	3,006			3,006
Derivatives				
 Index swap transaction 		8	-	8
Total	3,006	8		3,014
As at 30 June 2020				
73 4100 04110 2020	Level 1	Level 2	Level 3	Total
	JPY'000	JPY'000	JPY'000	JPY'000
Financial Assets	-			200.000.000
Financial assets at fairvalue				
through profit or loss				
Debt securities	26,922	-	-	26,922
Total	26,922		-	26,922
Financial Liabilities Financial liabilities at fair value	22			700
through profit or loss				
Derivatives				
- Index swap transaction		1,356	*	1,356
Total	-	1,356		1,356

4. Fair value measurement (continued)

AUD Target Maturity Bond Fund 201609 As at 30 June 2021

As at 30 June 2021	Level 1	Level 2	Level 3	Total
	AUD	AUD	AUD	AUD
Financial Assets	8			
Financial assets at fairvalue through profit or loss				
Performance linked note	2	102,880,371	-	102,880,371
Total	-	102,880,371	-	102,880,371
As at 30 June 2020				
AS ALOO SUITE 2020	Level 1 AUD	Level 2 AUD	Level 3 AUD	Total AUD
Financial Assets			33,150	
Financial assets at fairvalue				
through profit or loss		440.054.040		110 051 010
Performance linked note Total		118,851,840 118,851,840		118,851,840 118,851,840
Total		110,031,040	-	110,031,040
AUD Target Maturity Bond Fund 201612				
As at 30 June 2021	Level 1	Level 2	Level 3	Total
	AUD	AUD	AUD	AUD
Financial Assets				
Financial assets at fairvalue				
through profit or loss Performance linked note		30.431.970		30.431.970
Total		30,431,970		30 431 970
Total		30,431,810		30,431,810
As at 30 June 2020				
	Level 1 AUD	Level 2 AUD	Level 3 AUD	Total AUD
Financial Assets		7,00	7100	7,00
Financial assets at fairvalue				
through profit or loss				
Performance linked note		35,752,186	-	35,752,186
Total	-	35,752,186	-	35,752,186
US Technology 2x Bull Fund				
As at 30 June 2021				
	Level 1 JPY 000	Level 2 JPY'000	Level 3 JPY'000	Total JPY 000
Financial Assets				
Financial assets at fairvalue				
through profit or loss	2222222			0.000
Debt securities Derivatives	1,305,127		-	1,305,127
- Index swap transaction		209,045		209.045
Total	1,305,127	209,045	-	1,514,172
As at 30 June 2020	904			
As at 30 Julie 2020	Level 1	Level 2	Level 3	Total
	JPY'000	JPY'000	JPY'000	JPY'000
Financial Assets		03011300000000	ALCO LODGE SEC.	-54.3045302.46
Financial assets at fairvalue				
hrough profit or loss	£40 044			E40 044
Dobt cognition	518,941		-	518,941
Debt securities Derivatives - Index swap transaction		37,400		37,400

4. Fair value measurement (continued)

US Technology 2x Bear Fund As at 30 June 2021

AS ALOO SUITE ESET	Level 1 JPY 000	Level 2 JPY'000	Level 3 JPY'000	Total JPY000
Financial Assets Financial assets at fairvalue through profit or loss	·			
Debt secunties	322,319			322,319
Total	322,319	-	-	322,319
Financial Liabilities Financial liabilities at fair value through profit or loss	23			
Derivatives				
- Index swap transaction		71,484		71,484
Total		71,484	-	71,484
As at 30 June 2020				
	Level 1 JPY 000	Level 2 JPY'000	Level 3 JPY'000	JPY 000
Financial Assets Financial assets at fairvalue hrough profit or loss				
Debt securities	130,620		*	130,620
Total	130,620	55.5		130,620
Financial Liabilities Financial liabilities at fair value				
through profit or loss Derivatives				
- Index swap transaction Total	7	8,359 8,359		8,359
TOTAL		0,339		8,359

Investments that are valued based on quoted market prices in active markets, such as active listed equities and listed futures contracts, are classified within level 1. The Sub-Funds do not adjust the quoted prices for these investments.

Investments that trade in markets that are not considered to be active but are valued based on quoted market prices, dealer quotations or alternative pricing sources supported by observable inputs, such as unlisted debt securities and over-the-counter derivatives, are classified within level 2.

There were no movements between Level 1, 2 and 3 during the year ended 30 June 2021 and 30 June 2020.

The following table analyses, within the fair value hierarchy, the Sub-Funds' assets and liabilities not measured at fair value at 30 June 2021 and 30 June 2020 but for which fair value is disclosed.

Total

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

4. Fair value measurement (continued)

China	2x	Bull	Fund
As at	30.	lune	2021

As at 30 June 2021				
	Level 1 JPY'000	Level 2 JPY 000	Level3 JPY000	Total JPY 000
Assets				
Current assets				
nterest receivable	-	73	12	73
Oue from unitholders	-	395		395
Management fee rebatereceivable		3,183		3,183
Other receivables and prepayment	-	824	-	824
Cash and cash equivalents	29,298			29,298
otal	29,298	4,475		33,773
iabilities				
Current liabilities				
Oue to unitholders		97	-	97
Accrued expenses	-	1,685	-	1,685
otal	-	1,782		1,782
china 2x Bull Fund				
As at 30 June 2020				
	Level 1 JPY'000	Level 2 JPY 000	JPY'000	JPY 000
Assets	JF 1 000	JF 1 000	JF 1 000	JP 1 000
Current assets				
nterest receivable		32	100	32
Que from unitholders		441		441
fanagement fee rebatereceivable		633		633
Other receivables and prepayment	_	718		718
Cash and cash equivalents	30.947	7.10		30,947
Total .	30,947	1,824	72	32,771
iabilities				
Current liabilities				
Accrued expenses		2.951	-	2,951
Total .		2,951		2,951
China 2x Bear Fund	2702	0.5411.000		0.000
As at 30 June 2021				
AS at 30 Julie 2021	Level 1	Level 2	Level 3	Total
	JPY'000	JPY'000	JPYTOO	JPY'000
Assets	071000	01 1 000	01 1 000	0. 1 000
Current assets				
nterest receivable	2	18	100	18
Amount due from brokers		1		1
Que from unitholders	_	299		299
Management fee rebatereceivable		3.147	12	3.147
Other receivables and prepayment		1,454		1,454
Cash and cash equivalents	34,853	1,141		34,853
otal	34,853	4,919		39,772
iabilities				
Current liabilities				
Accrued expenses		1,878		1,878

4. Fair value measurement (continued)

China 2x Bear Fund As at 30 June 2020

Assets Current assets Interest receivable - 17 - 17 Amount due from brokers - 283 - 283 Management fee rebatereceivable - 367 - 367 Other receivables and prepayment - 1,343 - 1,343 Cash and cash equivalents 67,455 67,455 Total 67,455 2,010 - 69,465 Liabilities Current l	As at 30 June 2020		2000220	110000000	10.2003103
Course C		Level 1 JPY'000	JPY000	JPY'000	Total JPY'000
Interest receivable	Assets				
Amount due from brokers Amount due from broke	2 TO 1 TO				
Management fee rebate receivable - 367 367		-			
1,343 1,34		-	10000000		
Cash and cash equivalents		-			
Total 67,455		27.455	1,343	-	
Course C			2.040		
Courent liabilities	Total	67,455	2,010		69,465
14,032					
Corporation			1 50005020		1000000000
Cold 2x Bull Fund Cold					
Level 1	The state of the s				
Level 1	Total		16,815	-	16,815
Level 1	Gold 2x Bull Fund				
Seset Section Sectio	As at 30 June 2021	Laurald	Laurala	Laural 2	Total
Current assets Curr					
The companies of the	Assets	1.	50 / 100 (500)	22.002.0000	012-1-1-0-2-0-0
Due from unitholders	Current assets				
Management fee rebatereceivable - 2,778 - 2,778 - 2,778 - 1,113 - 1,113 - 3,29,457 - 3,29,457 - 3,29,457 - 3,29,457 - 3,29,457 - 3,29,457 - 3,29,457 - 3,29,457 - 3,29,457 - 3,29,457 - 3,29,457 - 3,29,457 - 3,29,457 - 3,214 - 3,29,457 - 3,215 - 3,215 - 3,225		-			
1,113		-		-	
Cash and cash equivalents 329,457 - 329,457 - 334,088 - 334,088	2017 () T 1 1 1 1 1 1 1 1 1	-			
Cotal		120000000000000000000000000000000000000	1,113	35	
Courted Hisbilities Courtent Hisbilities	T. N. P. N.				
Current liabilities	Iotai	329,457	4,031	-	334,088
Corued expenses -					
Total - 2,447 - 2,447 - 2,447			0.447		2 4 4 7
Level 1				-	
Level 1 Level 2 Level 3 Total JPY'000	Total		2,447		2,447
Level 1	Gold 2x Bull Fund				
Assets Current assets Interest receivable - 48 - 48 Amount due from brokers - 1,435 - 1,435 Due from unitholders - 9,804 - 9,804 Other receivables and prepayment - 1,017 - 1,017 Cash and cash equivalents 203,940 203,940 Total 203,940 12,304 - 216,244 Liabilities Current liabilities Current liabilities Amount due to brokers - 755 - 755 Due to unitholders - 19,063 - 19,063 Accrued expenses - 3,225 - 3,225	As at 30 June 2020				
Current assets					
Amount due from brokers		As a second second second	0.00.0000		
Amount due from brokers			20.00		5-5-5-5
Due from unitholders		*			
Description	The second second in the second secon			-	
Cash and cash equivalents		-	10.75		
203,940 12,304 - 216,244		202.040	1,017	-	
Liabilities Current liabilities Amount due to brokers - 755 - 755 Due to unitholders - 19,063 - 19,063 Accrued expenses - 3,225 - 3,225			10.004		
Current Habilities - 755 - 755 Amount due to brokers - 755 - 755 Oue to unitholders - 19,063 - 19,063 Accrued expenses - 3,225 - 3,225	otai	203,940	12,304	-	216,244
Vinount due to brokers - 755 - 755 Oue to unitholders - 19,063 - 19,063 Accrued expenses - 3,225 - 3,225					
Due to unitholders - 19,063 - 19,063 Accrued expenses - 3,225 - 3,225			150331		1203.63
Accrued expenses - 3,225 - 3,225		100			
		-		-	
Total - 23,043 - 23,043	. N 1 N 2 P 7 N 1 N 1 N 1 N 1 N 1 N 1 N 1 N 1 N 1 N			-	
	Total		23,043		23,043

4. Fair value measurement (continued)

Gold 2x Bear F	und
As at 30 June 2	021

Sold 2x Deal Fulld				
As at 30 June 2021	Level 1	Level 2	Level 3	Total
¥0000500	JPY'000	JPY'000	JPY'000	JPY'000
Assets				
Current assets		10040		
nterest receivable	-	3		3
Management fee rebatereceivable	-	2,236		2,236
Other receivables and prepayment	2.250	1,307		1,307
Cash and cash equivalents	2,358		:	2,358
Total	2,358	3,546		5,904
iabilities				
Current liabilities		22.20		24.93811
Amount due to brokers		149		149
Accrued expenses		1,775		1,775
Total	-	1,924	19	1,924
Gold 2x Bear Fund				
As at 30 June 2020	Level 1	Level 2	Level 3	Total
	JPY'000	JPY 000	JPY'000	JPY'000
Assets	2			
Current assets				
nterest receivable	-	5	12	5
Amount due from brokers	-	408		408
Oue from unitholders	-	4.728	- 1	4.728
Management fee rebate receivable		484	-	484
Other receivables and prepayment	0.000000	1,194		1,194
Cash and cash equivalents	12,918	0.0000000	-	12,918
Total	12,918	6,819	72	19,737
iabilities				
Current liabilities				
Accrued expenses		1,708		1,708
Total		1,708	-	1,708
ndia 2x Bull Fund				
As at 30 June 2021				
	Level 1	Level 2	Level 3	Total
	JPY'000	JPY'000	JPY'000	JPY'000
Assets	(5) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c	47.50.00000	378081213022	0.000000
Current assets				
nterest receivable		63		63
Management fee rebatereceivable	-	3,257	-	3,257
Other receivables and prepayment	-	387		387
Cash and cash equivalents	85,531			85,531
otal	85,531	3,707	- 3	89,238
iabilities				
Current liabilities				
Oue to unitholders		170		170
Accrued expenses	327	2,136	-	2,136
Total		2,306		2,306
		2,000		2,500

4. Fair value measurement (continued)

India 2x	Bull	Fund
As at 30	Jun	e 2020

As at 30 June 2020				
AS at 50 June 2020	Level 1	Level 2	Level 3	Total
Assets	JPY'000	JPY'000	JPY'000	JPY'000
Current assets				
nterest receivable		70	12	70
smount due from brokers		73		73
tue from unitholders		18,816		18,816
fanagement fee rebatereceivable	-	231	-	231
Other receivables and prepayment	15 o 12 miles (**)	665	10	665
Cash and cash equivalents	112,902	-	-	112,902
otal	112,902	19,855	74	132,757
iabilities				
Current liabilities				
Amount due to brokers	-	676		676
Due to unitholders	-	4,120		4,120
Accrued expenses		4,760		4,760
otal	-	9,556		9,556
ndia 2x Bear Fund				
As at 30 June 2021	Level 1	Level 2	Level 3	Total
	JPY'000	JPY 000	JPY'000	JPY'000
Assets				
Current assets				
nterest receivable		1		1
Amount due from brokers		1,001	1.5	1,001
Oue from unitholders	-	31	-	31
Management fee rebatereceivable		1,383		1,383
Other receivables and prepayment		1,290		1,290
Cash and cash equivalents	807	2.702		807
otal	807	3,706		4,513
iabilities				
Current liabilities		4.040		4 242
Due to unitholders Accrued expenses	5	1,242 1,764	-	1,242
Total	-	3,006		3,006
otal	-	3,006		3,006
ndia 2x Bear Fund				
As at 30 June 2020	1900004		7.000	
	Level 1	Level 2	Level 3	Total
Assets	JPY'000	JPY'000	JPY'000	JPY'000
Assets Current assets				
nterest receivable	721	5	100	5
Amount due from brokers		119		119
Que from unitholders		3.322		3.322
fanagement fee rebatereceivable		918		918
	-	1,177	_	1,177
				9,987
Other receivables and prepayment	9.987		-	3,301
other receivables and prepayment cash and cash equivalents	9,987 9,987	5,541		15,528
Otherreceivables and prepayment Cash and cash equivalents Total		5,541	-	
Other receivables and prepayment Cash and cash equivalents Fotal Liabilities		5,541	12	
Other receivables and prepayment Cash and cash equivalents Fotal		5,541		

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

4. Fair value measurement (continued)

AUD Target Maturity Bond Fund 201609 As at 30 June 2021

As at 30 June 2021	Level 1 AUD	Level 2 AUD	Level 3 AUD	Total AUD
Assets	\$ 			
Current assets				
Interest receivable	-	184,845		184,845
Amount due from brokers		191,583	-	191,583
Other receivables and prepayment	*	2,517,043		2,517,043
Cash and cash equivalents	93,865		- 50	93,865
Total	93,865	2,893,471		2,987,336
Liabilities				
Current liabilities				
Due to unitholders		191,216	-	191,216
Accrued expenses		2,384,751		2,384,751
Total	-	2,575,967	12	2,575,967
AUD Target Maturity Bond Fund 201609 As at 30 June 2020				
AS at 30 June 2020	Level 1	Level 2	Level 3	Total
	AUD	AUD	AUD	AUD
Assets		7100	7,00	7,00
Current assets				
Interest receivable		(566)	1.00	(566)
Amount due from brokers		19,490		19,490
Other receivables and prepayment		2,618,710		2,618,710
Cash and cash equivalents	229,698			229,698
Total	229,698	2,637,634		2,867,332
labilities				
Current liabilities				
Due to unitholders		19,444		19,444
Accrued expenses		1,971,850	-	1,971,850
Total	-	1,991,294		1,991,294
AUD Target Maturity Bond Fund 201612				
As at 30 June 2021	10.0000000000	000000000000000000000000000000000000000	0.0000000000000000000000000000000000000	102007895
	Level 1 AUD	Level 2 AUD	Level 3 AUD	Total AUD
Assets	- 100			7,00
Current assets				
nterest receivable	-	817	-	817
Other receivables and prepayment		679,700		679,700
Cash and cash equivalents	62,951	*******		62,951
Total	62,951	680,517	7.4	743,468
Liabilities Current liabilities Accrued expenses	-	613,424		613,424

Total

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

4. Fair value measurement (continued)

AUD Target Maturity Bond Fund 201612

As at 30 June 2020				
AS at 30 June 2020	Level 1 AUD	Level 2 AUD	Level 3 AUD	Total AUD
Assets		7100		
Current assets				
nterest receivable		(897)		(897)
Other receivables and prepayment	100 miles	719,688		719,688
Cash and cash equivalents	55,533	-		55,533
Total	55,533	718,791		774,324
iabilities				
Current liabilities		20212023		0.0000000000000000000000000000000000000
Accrued expenses		502,697		502,697
Total	-	502,697		502,697
JS Technology 2x Bull Fund				
as at 30 June 2021	Level 1	Level2	Level 3	Total
assets	JPY'000	JPY'000	JPY'000	JPY'000
Current assets				
nterest receivable		289		289
Amount due from brokers		3,836	-	3,836
Due from unitholders	-	163,049		163,049
Management fee rebatereceivable	-	1,323		1,323
Other receivables and prepayment	-	541		541
Cash and cash equivalents	115,894	-	~	115,894
Total	115,894	169,038	-	284,932
iabilities				
Current liabilities				
Amount due to brokers	-	17,897		17,897
Due to unitholders		33,896		33,896
Accrued expenses		21,256	-	21,256
Total	-	73,049		73,049
JS Technology 2x Bull Fund As at 30 June 2020				
4s at 30 June 2020	Level 1	Level 2	Level 3	Total
	JPY'000	JPY 000	JPY 000	JPY 000
Assets	31 1 000	31 1 000	37 1 000	31 1 000
Current assets				
nterest receivable		105	12	105
Amount due from brokers		6.577		6,577
Oue from unitholders		314,320		314,320
Management fee rebatereceivable	-	685	-	685
Cash and cash equivalents	224,621	12.22	-	224,621
Total .	224,621	321,687		546,308
iabilities				
Current liabilities				
our entrabilités				
Amount due to brokers	2.40	170,371 5,460	17	170,371 5,460

175,831

175,831

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

4. Fair value measurement (continued)

US Technology 2x Bear Fund As at 30 June 2021

AS at 30 June 2021	Level 1 JPY'000	Level 2 JPY 000	Level 3 JPY 000	Total JPY 000
Assets	\$ 1			
Current assets				
nterest receivable	-	53		53
Amount due from brokers	-	1,313		1,313
Oue from unitholders	-	99		99
fanagement fee rebatereceivable	-	2,320		2,320
Other receivables and prepayment	Vet/0888877.	535		535
Cash and cash equivalents	220,316	*		220,316
otal	220,316	4,320	72	224,636
iabilities				
Current liabilities				
Oue to unitholders		492	19	492
ccrued expenses	-	6,026	19	6,026
otal		6.518	35	6,518
IS Technology 2x Bear Fund				
s at 30 June 2020	Level 1	Level 2	Level 3	Total
Secretaria de la companya della companya della companya de la companya della comp	JPY'000	JPY'000	JPY'000	JPY'000
ssets				
urrent assets				
nterestreceivable		19		19
mount due from brokers	-	32,027		32,027
ue from unitholders	(7)	6,563 790	- 15	6,563 790
fanagement fee rebatereceivable	402 475	790		0.00
ash and cash equivalents otal	103,175	20.200		103,175
otal	103,175	39,399	-	142,574
iabilities				
Current liabilities				
mount due to brokers	-	1,618	-	1,618
Oue to unitholders	-	123,722	-	123,722
Accrued expenses		1,672	-	1,672
Total		127,012		127,012

The assets and liabilities included in the above table are carried at amortised cost; their carrying values are a reasonable approximation of fair value.

Amounts due from brokers and other receivables include the contractual amounts for settlement of trades and other obligations due to the sub-funds. Amounts due to brokers and accruals represent the contractual amounts and obligations due by the sub-funds for settlement of trades and expenses.

5. Financial instruments by category

Financial assets

Apart from investments disclosed in the statement of financial position which are classified as at fair value through profit or loss, all other financial assets as disclosed in the statement of financial position, including other receivables, amounts due from brokers, cash and cash equivalents and due from unitholders, are categorised as "other financial receivables".

Financial liabilities

Apart from investments disclosed in the statement of financial position which are classified as fair value through profit or loss, all financial liabilities as disclosed in the statement of financial position, including administration fee payable, management fee payable, trustee fee payable, audit fee payable, amounts due to brokers, other payables and due to unitholders are categorised as "other financial liabilities".

6. Derivative financial instruments by category

The sub-funds hold over-the-counter ("OTC") financial derivative instruments. Each sub-fund records its derivative activities on a mark-to-market basis. For OTC contracts, the sub-funds enter into master netting agreements with its counterparties. Therefore, assets represent the sub-funds' unrealised gain less unrealised losses for OTC contracts in which the sub-funds have a master netting agreement. Similarly, liabilities represent net amounts owned to counterparties on OTC contracts.

While the prudent use of such derivatives can be beneficial, derivatives also involve risks different from, and in certain cases, greater than, the risks presented by more traditional investments. Returns which are derived from a swap transaction may be more volatile than returns which are derived from the asset underlying the swap transaction.

As of 30 June 2021 and 30 June 2020, the sub-funds statement of financial position included the following financial derivative instruments:

	30 June 2021		30 June	2020
	Notional value	Fair value JPY'000	Notional value	Fairvalue JPY'000
China 2x Bull Fund	501,830,000	(3,463) (257)	423,560,000	(11,112)
China 2x Bear Fund	367,490,000		445,790,000	5,152
Gold 2x Bull Fund	826,620,000	(159,703)	374,680,000	40,600
Gold 2x Bear Fund	37,700,000	2,074	107,350,000	(4,345)
India 2x Bull Fund	276,820,000	(2,519)	798,250,000	7,804 (1,356)
India 2x Bear Fund	20,420,000	8	73,260,000	
US Technology 2x Bull Fund	541,050,000	209,045 (71,484)	598,790,000	37,400
US Technology 2x Bear Fund	1,845,670,000		210,310,000	(8,359)

The sub-funds have credit risk from OTC contracts when two conditions are present

- (i) the OTC contracts have unrealised gains, net of any collateral and
- (ii) the counterparty to the contract defaults.

The disclosures set out in the tables below include financial assets and financial liabilities that are subject to an enforceable master netting agreement.

The ISDA and similar master netting agreements entered by the sub-funds with its counterparties do not meet the criteria for offsetting in the statement of financial position. This is because they create a right of offset of recognised amounts that is enforceable only following an event of default, insolvency or bankruptcy or the sub-funds or counterparties do not intend to settle on a net basis or to realise the assets and settle the liabilities simultaneously.

6. Derivative financial instruments by category (continued)

Financial assets which are subject to enforceable master netting agreements or similar agreements for the year ended 30 June 2021 and 30 June 2020 are detailed in the following table:

China	2x	Bull	Fund
30 Jur	ne 2	021	

	Gross amounts of recognised financial liabilities		t of financial			
	JPY'000	JPY'000	JPY000	Financial Instruments JPY 000	Security collateral JPY'000	JPY'000
Index swap transaction	(3,463)	77.1 7 7 7 7 7	(3,463)	1.50		- (3,463)
Total	(3,463)		(3,463)			- (3,463)

30 June 2020

Gross amounts	set-off in the	liabilities presented in the statement of	Related amount		
financial	statement of	financial	in the statemen	t of financial	
liabilities	financial position	position	positi	on	Net amount
JPY'000	JPY'000	JPY000	Financial Instrument JPY 000	Security collateral JPY'000	JPY'000
(11,112)		(11,112)		11,112	300 (SEE SEE SEE SEE SEE SEE SEE SEE SEE SE
(11,112)		(11,112)	-	11,112	

China 2x Bear Fund 30 June 2021

Index swap transaction Total

		Gross amounts of	financial			
		recognised	liabilities			
G	ross amounts	financial assets	presented in the			
0	of recognised	set-off in the	statement of	Related amoun	ts not set-off	
	financial	statement of	financial	in the statemen	t of financial	
	liabilities	financial position	position	posit	ion	Net amount
				Financial	Security	
				Instruments	collateral	
	JPY'000	JPY 000	JPY'000	JPY'000	JPY'000	JPY'000
	(257)	1			257	-
12	(257))			257	

30 June 2020

Total

Total

Index swap transaction

Index swap transaction

		Net amounts of			
	Gross amounts of	financial			
	recognised	liabilities			
Gross amounts	financial liabilities	presented in the			
of recognised	set-off in the	statement of	Related amoun	7	
financial	statement of	financial	in the statemen	t of financial	
assets	financial position	position	posit	ion	Net amount
			Financial	Security	
JPY'000	JPY'000	JPY'000	JPY 000	JPY'000	JPY'000
5,152	-	5,152	2	S 8	- 5,152
5,152	-	5,152	-	Tr G	- 5,152

6. Derivative financial instruments by category (continued)

Gold 2x Bull Fund 30 June 2021

30 June 2021	Gross amounts		liabilities presented in the			
	of recognised financial liabilities	set-off in the statement of financial position	statement of financial position	Related amount in the statement posit	t of financial	Net amount
	JPY'000	JPY'000	JPY000	Financial Instruments JPY'000	Security collateral JPY'000	JPY'000
Index swap transaction	(159,703)		(159,703)	145,410	
Total	(159,703)		(159,703) -	145,410	(14,293)

30 June 2020

Gross amounts	Gross amounts of recognised financial liabilities	Net amounts of financial liabilities presented in the			
of recognised financial assets	set-off in the statement of financial position	statement of financial position	Related amount in the statement positi	of financial	Net amount
JPY'000	JPY'000	JPY000	Financial Instrument JPY 000	Security collateral JPY'000	JPY'000
40,600		40,600			40,600
40,600	9	40,600			40,600

Gold 2x Bear Fund 30 June 2021

Total

Index swap transaction

Gross amounts of recognised financial assets	Gross amounts of recognised financial assets set-off in the statement of financial position	financial assets presented in the statement of financial	Related amour in the statemer	nt of financial	Net amount
	18		Financial Instruments	Security collateral	
JPY'000	JPY'000	JPY'000	JPY 000	JPY'000	JPY'000
2,074		2,074		(1,834	240
2,074	8	2,074	(e	(1,834	240

30 June 2020

Total

Index swap transaction

Gross amounts	Gross amounts of recognised financial assets	Net amounts of financial liabilities presented in the			
of recognised financial	set-off in the statement of	statement of financial	Related amour in the statemen	t of financial	
liabilities	financial position	position	posit	ion	Net amount
JPY000	JPY000	JPY'000	Financial Instrument JPY 000	Security collateral JPY'000	JPY'000
(4,345)		(4,345)		3,553	(792)
(4,345)		(4,345)		3,553	(792)

Index swap transaction Total

6. Derivative financial instruments by category (continued)

India 2x	Bull Fund
30 June	2021

	Gross amounts of recognised financial	set-off in the statement of	financial liabilities presented in the statement of financial	Related amoun	t of financial		
	JPY'000	financial position	position JPY7000	Positi Financial Instruments JPY'000	Security collateral JPY'000	Net amount	
Index swap transaction	(2,519)	7	(2,519)		2,519	1/4	
Total	(2,519)	1.5	(2,519)		2,519	1,15	

30 June 2020

Gross amounts	Gross amounts of recognised financial liabilities	Net amounts of financial liabilities presented in the			
of recognised financial assets	set-off in the statement of financial position	statement of financial position	Related amount in the statement positi	t of financial	Net amount
JPY000	JPY'000	JPY'000	Financial Instrument JPY'000	Security collateral JPY'000	JPY'000
7,804	9	7,804	32		- 7,804
7,804		7,804	-	9	- 7,804

India 2x Bear Fund 30 June 2021

Total

Index swap transaction

Gross amounts of recognised financial assets	Gross amounts of recognised financial assets set-off in the statement of financial position	Net amounts of financial assets presented in the statement of financial position	Related amour	nt of financial	Net amount
JPY'000	000Y9L	JPY000	Financial Instruments JPY 000	Security collateral JPY'000	JPY'000
8		. 8		F()	- 8
8	8	- 8		£ 6	- 8

30 June 2020

Total

Total

Index swap transaction

Index swap transaction

Gross amounts of recognised financial liabilities	Gross amounts of recognised financial assets set-off in the statement of financial position	liabilities presented in the statement of financial	Related amour in the statemer	nt of financial	Net amount
JPY'000	JPY000	JPY000	Financial Instrument JPY000	Security collateral JPY'000	JPY'000
(1,356)	2	(1,356)	1,301	(55)
(1,356)		- (1,356)) -	1,301	(55)

Net amounts of

6. Derivative financial instruments by category (continued)

US Technology 2x Bull Fund	
30 June 2021	

	Gross amounts of recognised financial assets	Gross amounts of recognised financial assets set-off in the statement of financial position	Net amounts of financial assets presented in the statement of financial position	Related amour in the statemer posit	nt of financial	Net amount
	JPY'000	JPY'000	JPY000	Financial Instruments JPY 000	Security collateral JPY'000	JPY'000
Index swap transaction	209,045		209,045	U 0.7 6 0.5 1 5 07 5	(142,987	
Total	209,045		- 209,045		(142,987	66,058

30 June 2020

Gross amounts of recognised financial assets	Gross amounts of recognised financial liabilities set-off in the statement of financial position	Net amounts of financial liabilities presented in the statement of financial position	Related amou	ent	of financial	Net amount
JPY'000 37.400	JPY000	JPY'000 37.400	Financial Instrument JPY'000		Security collateral JPY'000 (11,483)	JPY'000 25,917
37,400		37,400		-	(11,483	25,917

US Technology 2x Bear Fund 30 June 2021

Index swap transaction

Total

	Gross amounts of recognised financial liabilities	Gross amounts of recognised financial assets set-off in the statement of financial position	recognised liabilities nancial assets presented in the set-off in the statement of financial i		Related amounts not set-off in the statement of financial position		
	JPY'000	JPY'000	JPY000	Financial Instruments JPY 000	Security collateral JPY'000	JPY'000	
Index swap transaction	(71,484)		(71,484)		56,748	(14,736)	
Total	(71,484)	1	(71,484)	56,748	(14,736)	

30 June 2020

	Gross amounts of recognised financial liabilities	Gross amounts of recognised financial assets set-off in the statement of financial position	Net amounts of financial liabilities presented in the statement of financial position	Related amour in the statemer	Net amount	
	JPY'000	JPY000	JPY000	Financial Instrument JPY 000	Security collateral JPY'000	JPY'000
Index swap transaction	(8,359)		(8,359)) -	7,059	(1,300)
Total	(8,359)		(8,359)	7,059	(1,300)

7. Net gains/(losses) on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss

China 2x Bull Fund		
	Year ended 30 June 2021 JPY 1000	Year ended 30 June 2020 JPY 000
Net gains/(losses) on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss:	70000	
Realised loss on investments	(14)	(41
Realised gain/(loss) on financial derivatives	17,196	(71,209
Unrealised (loss ygain on investments	(16)	8(
Unrealised gain/(loss) on financial derivatives	7,649 24,815	(46,687 (117,857
China 2x Bear Fund		-
China 2x bear rund	Year ended 30	Year ended 30
	June 2021	June 2020
	JPY 000	JPY'000
Net gains/(losses) on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss:		
Realised loss on investments	(12)	(64
Realised (loss)/gain on financial derivatives	(20,507)	38,332
Unrealised (loss)/gain on investments	(33)	98
Unrealised (loss)/gain on financial derivatives	(5,408)	38,090 76,456
3	(25,360)	76,430
Gold 2x Bull Fund	Year ended 30	Year ended 30
	June 2021	June 2020
	JPY 000	JPY 000
Net gains/(losses) on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss:	0. 1 000	01 1 000
Realised loss on investments	(27)	(23
Realised gain on financial derivatives	57,302	81,003
Unrealised loss on investments	(1.087)	(74
Unrealised (loss)/gain on financial derivatives	(199,921)	23,671
00 0000	(143,733)	104,577
Gold 2x Bear Fund		
	Year ended 30	Year ended 30
	June 2021 JPY 000	June 2020 JPY 000
Net gains/(losses) on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss:	01 1 000	01 1 000
Realised loss on investments	(9)	(4
Realised gain/(loss) on financial derivatives	4,440	(23,529
Unrealised gain/(loss) on investments	16	(23
Unrealised gain/(loss) on financial derivatives	6,419	(3,121
ann eit trigg sog word, die trigger is 20 in des Anne Anne Anne Anne.	10,866	(26,677
India 2x Bull Fund		
	Year ended 30	Year ended 30
	June 2021 JPY 000	June 2020 JPY 000
Net gains/(losses) on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss:	0 000	01 1 000
Realised loss on investments	(33)	(30
Realised gain/(loss) on financial derivatives	195,056	(306,070
Unrealised gain on investments	43	46
Unrealised (loss)/gain on financial derivatives	(10,324)	40,414
	404 743	MOE CAO

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

India 2x Bear Fund		
	Year ended 30 June 2021 JPY 000	Year ended 30 June 2020 JPY 000
Net gains/(losses) on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss:		
Realised loss on investments	(7)	(15)
Realised (loss)/gain on financial derivatives Unrealised gain on investments	(27,360)	79,805 56
Unrealised gain/(loss) on financial derivatives	1 365	(5.968)
Citiedaised Galiti(1055) of illianicial delivatives	(25,982)	73,878
AUD Target Maturity Bond Fund 201609		
	Year ended 30 June 2021 AUD	Year ended 30 June 2020 AUD
Net gains/(losses) on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss:	181000	350,5500
Realised gain on investments	1,159,500	204,736
Unrealised gain on investments	1,776,331	62,527 267,263
	2,000,000	201,200
AUD Target Maturity Bond Fund 201612		
	Year ended 30 June 2021 AUD	Year ended 30 June 2020 AUD
Net gains/(losses) on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss:	100000 TO DESC	15200000000
Realised gain on investments	1,053,913	193,150
Unrealised gain/(loss) on investments	938,063 1,991,976	(235,319)
US Technology 2x Bull Fund		3335-30-0
55 Technology 2x Edit and	Year ended 30 June 2021 JPY 000	Year ended 30 June 2020 JPY 000
Net gains/(losses) on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss:		
Realised loss on investments	(2,312)	(128)
Realised gain on financial derivatives Unrealised loss on investments	1,368,144	208,420
Unrealised gain on financial derivatives	171.642	37.400
Silvanova gani vii intariogi voiri anivo	1,536,661	245,544
US Technology 2x Bear Fund		
	Yearended 30	Year ended 30
	June 2021 JPY 000	June 2020 JPY 000
Net gains/(losses) on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss:	\$7541A7A7	9518383557V
Realised loss on investments	(998)	(48)
Realised loss on financial derivatives	(426,492)	(42,806)
Unrealised loss on investments Unrealised loss on financial derivatives	(157)	(25)
United lised 1055 Off intellicial definatives	(63,126) (490,773)	(8,359)
in the second	(490,113)	(01,230)

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

8. Redeemable participating units in issue

The sub-funds issue redeemable participating units, which are redeemable at the unitholder's option and are classified as equity in accordance with IAS 32. Should the redeemable participating units' terms or conditions change such that they do not comply with the strict criteria contained in IAS 32, the redeemable participating units would be reclassified to a financial liability from the date the instrument ceases to meet the criteria. The financial liability would be measured at the instrument's fair value at the date of reclassification. Redeemable participating units are carried at the redemption amount that is payable at the date of the statement of financial position if the unitholders exercise their rights to put the units back to the sub-funds for cash at the relevant dealing day.

Redeemable participating units are issued and redeemed at the option of the unitholders at prices based on the sub-fund's net asset value per unit at the time of issue or redemption.

The sub-funds' one class of units in issue meet the conditions of IAS 32 and are classified as equity.

The sub-funds' net asset value per unit is calculated by dividing the net assets attributable to holders of each class of redeemable participating units with the total number of outstanding redeemable participating units for each respective class. In accordance with the provisions of the sub-fund's regulations, investment positions are valued based on the quoted market prices for the purpose of determining the net asset value per unit for subscriptions and redemptions. Unitholders may redeem their units on any dealing day which is daily in whole or in part.

In addition, in accordance with the explanatory memorandum, the preliminary expenses incurred in the formation of the Trust and the sub-funds are borne by the sub-fund. Such expenses will be paid out of the assets of the sub-funds and amortised over 36 months or as determined by the Manager. However, as stated in Note 2(i), the accounting policy of the sub-funds for the purpose of compliance with IFRS and for reporting purpose is to expense the expenses incurred in the formation of the Sub-Funds in the period in which they arose.

Each sub-fund's net assets value represents an equity in the statement of financial position, carried at the redemption amount that would be payable at the statement of financial position date if the unitholders exercised the right to redeem the units.

8. Redeemable participating units in issue (continued)

For the purpose of these financial statements, the following are required to be recognised in the calculation of the sub-funds' net assets value:

As at 30 June 2021 the sub-fund, China 2x Bear Fund has a subscription of index swap which is not included in the net asset value for subscriptions and redemptions. For the purpose of these financial statements, they are required to be recognised in the calculation of the sub-fund's net assets value. There is no difference to the sub-fund's net assets value.

As at 30 June 2021 the sub-fund, India 2x Bear Fund has a redemption of index swap and a sale of 1 million 0.1% Japan Government Bond due 20 September 2021, which are not included in the net asset value for subscriptions and redemptions. For the purpose of these financial statements, they are required to be recognised in the calculation of the sub-fund's net assets value.

As at 30 June 2021 and 2020, the sub-funds, US Technology 2x Bull Fund and US Technology 2x Bear Fund, preliminary expenses are amortised over a period of 36 months from date of launch while for purpose of these financial statements these preliminary expenses are expensed in the period when they are incurred.

As at 30 June 2021, the sub-fund, AUD. Target Maturity Bond Fund 201609 has a sale of 15,000 of Aries Finance Ltd. 0% due 26 September 2022, which is not included in the net asset value for subscriptions and redemptions. For the purpose of these financial statements, they are required to be recognised in the calculation of the sub-fund's net assets value. There is no difference to the sub-fund's net assets value.

As at 30 June 2020 the sub-fund, Gold 2x Bull Fund have a subscription of index swap which is not included in the net asset value for subscriptions and redemptions. For the purpose of these financial statements, they are required to be recognised in the calculation of the sub-fund's net assets value. There is no difference to the sub-fund's net assets value.

As at 30 June 2020 the sub-fund, China 2x Bear Fund have a redemption of index swap which is not included in the net asset value for subscriptions and redemptions. For the purpose of these financial statements, they are required to be recognised in the calculation of the sub-fund's net assets value.

A reconciliation of the equity per the financial statements and the trading net asset value for issuing/redeeming units at the financial year end is prepared below:

China 2x Bull Fund	30 June 2021 JPY 000	30 June 2020 JPY'000
Equity as perstatement of financial position	259,673	195,851
Trading net asset value (for subscriptions and redemptions purposes)	259,673	195,851
China 2x Bear Fund	30 June 2021 JPY'000	30 June 2020 JPY'000
Equity as per statement of financial position Realised loss due to backdated trade	95,658	157,886 45
Trading net asset value (for subscriptions and redemptions purposes)	95,658	157,931

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

8. Redeemable participating units in issue (continued)

Gold 2x Bull Fund	30 June 2021 JPY 000	30 June 2020 JPY'000
Equity as perstatement of financial position	979,360	485,059
Trading net asset value (for subscriptions and redemptions purposes)	979,360	485,059
Gold 2x Bear Fund	30 June 2021 JPY 000	30 June 2020 JPY'000
Equity as per statement of financial position Trading net asset value (for subscriptions and redemptions purposes)	15,457 15,457	45,010 45,010
India 2x Bull Fund	30 June 2021 JPY 000	30 June 2020 JPY'000
Equity as per statement of financial position Trading net asset value (for subscriptions and redemptions purposes)	282,641 282,641	404,328 404,328
India 2x Bear Fund	30 June 2021 JPY 000	30 June 2020 JPY'000
Equity as perstatement of financial position Realised loss due to backdated trade	4,521	39,072
Trading net asset value (for subscriptions and redemptions purposes)	4,523	39,072
AUD Target Maturity Bond Fund 201609	30 June 2021 AUD	30 June 2020 AUD
Equity as perstatement of financial position	103,291,740	119,727,878
Trading net asset value (for subscriptions and redemptions purposes)	103,291,740	119,727,878
AUD Target Maturity Bond Fund 201612	30 June 2021 AUD	30 June 2020 AUD
Equity as perstatement of financial position	30,562,014	36,023,813
Trading net asset value (for subscriptions and redemptions purposes)	30,562,014	36,023,813
US Technology 2x Bull Fund	30 June 2021 JPY 000	30 June 2020 JPY'000
Equity as perstatement of financial position Establishment cost expensed off	1,726,055 2,080	926,818 3,551
Trading net asset value (for subscriptions and redemptions purposes)	1,728,135	930,369
US Technology 2x Bear Fund	30 June 2021 JPY 000	30 June 2020 JPY'000
Equity as perstatement of financial position Establishment cost expensed off	468,953 95	137,823 514
Trading net asset value (for subscriptions and redemptions purposes)	469,048	138,337

8. Redeemable participating units in issue (continued)

The sub-funds, China 2x Bull Fund, China 2x Bear Fund, Gold 2x Bull Fund, Gold 2x Bear Fund, India 2x Bear Fund, AUD Target Maturity Bond Fund 201609, AUD Target Maturity Bond Fund 201612, US Technology 2x Bull Fund and US Technology 2x Bull Fund a

7-700-700-700-700-700-700-700-700-700-7	China 2x B		China 2x Bear Fund		
Class C	2021	2020	2021	2020	
Number of units in issue at the beginning of year	22,210		16,540		
Units issued	59,000	29.330	18,680	18,300	
Units redeemed	(54,440)	(7,120)	(19,370)	(1,760)	
Number of units in issue at the end of year	26.770	22.210	15.850	16.540	
Equity-JPY'000	259,673	195,851	95,658	157,886	
Net asset value per unit - JPY'000	9.700	8.818	6.035	9.546	
	Gold 2x B	ull Fund	Gold 2x Be	arFund	
0	2021	2020	2021	2020	
Class C Number of units in issue at the beginning of year	44,700		5,470		
Units issued	178,440	54,150	24,640	7,380	
Units issued Units redeemed	(123,450)	(9.450)	(28,050)	(1,910)	
Number of units in issue at the end of year	99,690	44,700	2,060	5,470	
Equity-JPY'000	979,360	485,059	15,457	45,010	
Net asset value per unit - JPY'000	9.824	10.851	7.503	8.229	
	India 2x B	ull Fund	India 2x Be	arFund	
	2021	2020	2021	2020	
Class C	47 550		4.460		
Number of units in issue at the beginning of year Units issued	47,220 51,440	78,940	4,460 13,250	8,290	
Units redeemed	(82,040)	(31,720)	(16,290)	(3,830)	
Number of units in issue at the end of year	18,620	47,220	1,420	4.460	
Equity- JPY'000	282,641	404,328	4.521	39.072	
Net asset value per unit - JPY'000	17.006	8.563	3.184	8.761	
	AUD Target Ma	aturity Bond	AUD Target Ma	aturity Bond	
	Fund 20	1609 2020	Fund 20	1612 2020	
Class B	2021	2020	2021	2020	
Number of units in issue at the beginning of year Units issued	1,158,400	1,194,130	324,430	337,630	
Units redeemed	(181,100)	(35,730)	(63,860)	(13,200)	
Number of units in issue at the end of year	977,300	1,158,400	260,570	324,430	
Equity- AUD	103,291,740	119,727,878	30,562,014	36,023,813	
Net asset value per unit - AUD	105.69	103.36	117.29	111.04	
	US Technology		US Technology		
Class C	2021	2020	2021	2020	
Class C Number of units in issue at the beginning of year	60,420		21,490		
Units issued	373,650	135,210	431,440	87,330	
Units redeemed	(378,380)	(74,790)	(260,580)	(65,840)	
Number of units in issue at the end of year	55,690	60,420	192,350	21,490	
Equity- JPY'000	1,726,055	926,818	468,953	137,823	
Net asset value per unit - JPY'000	30.994	15.340	2.438	6.413	

China 2v Bear Fund

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

9. Management fee

The Manager is entitled to receive a management fee for each sub-fund as disclosed in the Prospectus or a Supplement from time to time.

The Manager may voluntarily undertake to reduce or waive its management fee to reduce expenses of a sub-fund to the extent that such expenses exceed such lower expense limitation as the Manager may voluntarily declare to be effective. The Manager may terminate or modify this voluntary undertaking at any time at its sole discretion upon notice in writing to the trustee and unitholders.

The Manager has agreed to reimburse expenses if the total expenses including administration fee, custody fee, trustee fee, registrar fee, financial reporting fee and CIMA registration annual fee exceed 1.5% of NAV for China 2x Bull Fund, China 2x Bear Fund, Gold 2x Bull Fund, Gold 2x Bear Fund, India 2x Bull Fund, India 2x Bear Fund, US Technology 2x Bull Fund and US Technology 2x Bear Fund.

The Manager is charging a management fee of 0.51% and 0.43% for AUD Target Maturity Bond Fund 201609 and AUD Target Maturity Bond Fund 201612 respectively, for the investment of (i) the initial issue price and (ii) the number of outstanding units in issue as of relevant Valuation Day. The Manager will pay, out of this fee, the fees and expenses of the Trustee, Custodian, Administrator, Transfer Agent and Auditor for AUD Target Maturity Bond Fund 201609 and the AUD Target Maturity Bond Fund 201612.

Please see below for the amounts incurred during the year and amounts payable at the year ended 30 June 2021 and 30 June 2020:

China 2v Bull Fund

		Year ended 30 June 2021 JPY 000	
(3,360)	(2,653)	(3,522)	(2,413)
(3,183)	(633)	(3,147	(367)
		Gold 2x B Year ended 30 ' June 2021 JPY 000	
(2,218)	(2,853)	(3,448)	(3,187)
(2,778)	779	(2,236)	(484)
		India 2x B Year ended 30 ' June 2021 JPY 000	
(3,324)	(2,065)	(3,524)	(3,144)
(3,257)	(231)	(1,383	(918)
Fund 20	1609	AUD Target N Fund 2 Year ended 30 June 2021 AUD	01612
541,630	596,175	126,254	141,688
202,214	146,778	45,214	32,160
	Year ended 30 June 2021 JPY000 (3,360) (3,183) Gold 2x B Year ended 30 June 2021 JPY000 (2,218) (2,778) India 2x B Year ended 30 June 2021 JPY000 (3,324) (3,257) AUD Target M Fund 20 Year ended 30 June 2021 AUD 541,630	JPY000	Year ended 30 Year ended 30 June 2021 JPY000

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

9. Management fee (continued)

	US Technolog Year ended 30 June 2021 JPY 1000		US Technology Year ended 30 June 2021 JPY 000	
Management fee rebate	(2,483)	(685)	(4,739)	(790)
Management fee rebatereceivable	(1,323)	(685)	(2,320)	(790)

10. Trustee fee

The sub-funds pays trustee fees at rates agreed from time to time. The Trustee is also be entitled to recover out-of-pocket expenses in performing its services.

The trustee fee is a fixed annual fee of US\$2,500 per sub-fund.

The Manager will pay the trustee fee for the sub-funds, AUD Target Maturity Bond Fund 201609 and AUD Target Maturity Bond Fund 201612.

Please see below for the amounts incurred during the year and amounts payable at the year ended 30 June 2021 and 30 June 2020:

	China 2x E Year ended 30 Y June 2021 JPY 000		China 2x B Year ended 30 Y June 2021 JPY 000	
Trustee fee incurred	305	310	305	310
Trustee fee prepayment	(319)	(623)	(722;	(1,026)
	Gold 2x B Year ended 30 Y June 2021 JPY 000	TILL	Gold 2x Bo Year ended 30 Y June 2021 JPY 000	
Trustee fee incurred	305	310	305	310
Trustee fee prepayment	(319)	(624)	(319)	(624)
	India 2x B Year ended 30 Y June 2021 JPY 000		India 2x Bo Year ended 30 Y June 2021 JPY 000	
Trustee fee incurred	305	310	305	310
Trustee fee prepayment	(360)	(665)	(369)	(674)
	US Technology Year ended 30 Y June 2021 JPY 1000		US Technology Year ended 30 Y June 2021 JPY 000	
Trustee fee incurred	839	127	839	127
Trustee fee prepayment	(541)	127	(535)	127

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

11. Administrators fee

The administrators, BNP Paribas Securities Services, operating though its Singapore Branch and BNP Paribas Fund Services Dublin Limited, are paid a service fee as may be agreed between the directors and the Administrator from time to time. In addition, the Administrators are entitled to receive out of the assets of the sub-fund other service fees, transaction fees and out-of-pocket expenses as set out in the administration agreement. The Manager will pay the Administrators fee for AUD Target Maturity Bond Fund 201609 and the AUD Target Maturity Bond Fund 201612.

Please see below for the amounts incurred during the year and amounts payable at the year ended 30 June 2021 and 30 June 2020:

	China 2x Year ended 30 June 2021 JPY 000		China 2x Year ended 30 June 2021 JPY 000	Bear Fund Year ended 30 June 2020 JPY'000
Administration fee incurred	2,129	2,251	2,129	2,249
Administration fee payable	1,255	1,083	1,255	1,083
	Gold 2x E Year ended 30 June 2021 JPY 000		Gold 2x E Year ended 30 June 2021 JPY'000	
Administration fee incurred	2,130	2,232	2,130	2,239
Administration fee payable	1,255	1,082	1,255	1,082
	India 2 x E Year ended 30 June 2021 JPY 000		India 2x E Year ended 30 June 2021 JPY 000	
Administration fee incurred	2,129	2,190	2,129	2,255
Administration fee payable	1,255	1,083	1,255	1,083
	US Technolog Year ended 30 June 2021 JPY 000		US Technolog Year ended 30 June 2021 JPY'000	y 2x Bear Fund Year ended 30 June 2020 JPY'000
Administration fee incurred	2,488	470	2,488	470
Administration fee payable	611	470	611	470

12. Custodian fee

The custodian, BNP Paribas Securities Services, operating through its Singapore Branch, is paid a service fee as may be agreed between the directors and the custodian from time to time. In addition, the custodian is entitled to receive out of the assets of the sub-funds other service fees, transaction fees and out-of-pocket expenses as set out in the custodian agreement.

The Manager will pay the custodian fee for the sub-funds, AUD Target Maturity Bond Fund 201609 and AUD Target Maturity Bond Fund 201612.

PassIM Trust

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

12. Custodian fee (continued)

Please see below for the amounts incurred during the year and amounts payable at the year ended 30 June 2021 and 30 June 2020:

	China 2x Year ended 30 June 2021 JPY 000	me mine, it, mine that	China 2x E Year ended 30 June 2021 JPY 000	E S 400 1 MILES
Custodyfee incurred	248	(135)	222	(548)
Custody fee payable	18	306	179	311
	Gold 2x E Year ended 30 June 2021 JPY 000		Gold 2x B Year ended 30 June 2021 JPY 000	
Custodyfee incurred	363	(146)	217	(180)
Custody fee payable	394	310	289	272
	India 2 x E Year ended 30 June 2021 JPY 000		India 2x B Year ended 30 1 June 2021 JPY 000	
Custodyfee incurred	255	(91)	216	(176)
Custody fee payable	411	404	259	281
	US Technolog Year ended 30 June 2021 JPY 000		US Technology For the period 30 June 2021 JPY 000	
Custody fee incurred	1,525	83	1,798	71
Custody fee payable	6,614	(82)	2,305	(71)

13. Transfer Agency and Registrar

The transfer agency and registrar, BNP Paribas Trust Services Singapore Limited, is paid a service fee as may be agreed between the directors and the transfer agency and registrar from time to time. In addition, the transfer agency and registrar is entitled to receive out of the assets of the sub-funds other service fees, transaction fees and out-of-pocket expenses as set out in the transfer agency and registrar services agreement.

PassIM Trust

NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS (continued)

14. Taxation

There is, at present, no direct taxation in the Cayman Islands and interest, dividends and gains payable to the sub-funds in respect of the Trust will be received free of all Cayman Islands taxes. Each sub-fund is registered as an "exempted trust" pursuant to the Trusts Law (as amended). The Trustee has applied for, and expects to receive, an undertaking from the Governor in Cabinet of the Cayman Islands to the effect that, for a period of 50 years from the creation of each sub-fund, no law that thereafter is enacted in the Cayman Islands imposing any tax or duty to be levied on income or on capital assets, gains or appreciation or any tax in the nature of estate duty or inheritance tax will apply to any property or income.

The Cayman Islands are not party to any double taxation treaties. Under current Cayman Islands law no tax will be charged in the Cayman Islands on profits or gains of a sub-fund and dividends of a sub-fund will be payable to unitholders reside in or outside the Cayman Islands without deduction of tax. No stamp duty is levied in the Cayman Islands on the transfer or redemption of units in a sub-fund. The sub-funds invest in securities issued by entities which are domiciled in countries other than the Cayman Islands. Many of these foreign countries have tax laws which indicate that capital gains taxes are required to be determined on a self-assessment basis and, therefore, such taxes may not be deducted by the sub-fund's broker on a "withholding" basis.

15. Transactions with related parties/associates

In accordance with IAS 24 'Related Party Disclosures', the following are the related parties during the financial year: J.P. Morgan Mansart Management Limited acts as Alternative Investment Fund Manager and Investment Manager for the Unit Trust. Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited acts as Trustee for the Unit Trust. For further details of the related party transactions, please refer to Notes 9.

JPMorgan Chase & Co. and its affiliates are counterparties for certain derivatives, structured products and certain government bonds transactions. J.P. Morgan Mansart Management Limited is considered as a connected party of JPMorgan Chase & Co. All related party transactions were entered into in the ordinary course of business and on normal commercial terms.

16. Post Balance Sheet events

Up to the date of approval of these financial statements, there were no significant events after the year end date that would have an impact on the financial statements

17. Approval of financial statements

The financial statements were approved and authorised for issue by the Trustee and the Manager on 22 December 2021.

有価証券報告書(外国投資信託受益証券)

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2021年10月末日現在)

	豪ドル	円(を除く)
. 資産総額	30,048,802.47	2,572,477,979
. 負債総額	640,139.12	54,802,310
. 純資産総額(-)	29,408,663.35	2,517,675,669
. 発行済口数	248,810□	
. 1口当たり純資産価格(/)	118.20	10,119

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換

受益記名式証券の名義書換機関は次のとおりである。

取扱機関 BNPパリバ・トラスト・サービシズ・シンガポール・リミテッド

取扱場所 シンガポール 049319 #01 - 01 コルヤー・キー 20

日本の受益者については、受益証券の保管を販売会社に委託している場合には、販売会社を通じて販売会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行う。

名義書換の費用は受益者から徴収されない。

(2)受益者集会

受託会社または管理会社は、いつでも、(以下の定めに従い)適切と考えられる時期および場所において受益者集会を招集することができ、また受益者集会に出席し、議決権を行使する権利を有し、かつ、当該時点においてその受益者が登録されている受益証券(管理会社が保有する受益証券を除く。)の総数の50%以上を保有する受益者の書面による要求があった場合は、管理会社がかかる受益者集会を招集するものとし、信託証書別紙1の規定がこれに適用されるものとする。管理会社は、いずれの集会についても、通知を受領し、出席し、および発言する権利を有するものとする。受託会社は、いずれの集会にも出席し、発言する権利を有するものとする。

信託証書別紙1の規定に従い適式に招集および開催された受益者集会は、上記の信託証書第39条の定めに従い受託会社および管理会社が承認する当該信託証書の規定の変更、改定もしくは追加を承認する普通決議、当該信託証書第29.2条()の定めに従い管理会社の退任を決定する普通決議、当該信託証書第33.6条の定めに従い本トラストを終了する普通決議、または関連する政府当局の事前の承認に基づき、本トラストの再建スキームならびに本トラストに関して発行された英文目論見書に記載される投資目的および投資方針もしくは投資制限およびこれに関するすべての修正および補足の変更、改定もしくは追加(受託会社および管理会社により承認されるものとする。)を承認する普通決議を行う法的能力を有するものとするが、いかなる追加またはその他の権限も有しないものとする。

すべての集会に関して、関連する受益者に対して14日以上前の通知(当該通知が送達され、または送達されたとみなされる日および当該通知が行われる日を含む。)が信託証書に定める方法により行われるものとする。通知には、集会の場所、日時および提案される決議案の条件が明記されるものとする。管理会社が集会を招集する場合を除き、通知の写しを管理会社に郵送するものとする。受託会社が集会を招集する場合を除き、通知の写しを受託会社に郵送するものとする。受益者に対する通知の偶然の送付漏れまたは受益者の通知不受理は、集会の議事を無効としないものとする。

定足数は、1名以上の受益者本人または議決権行使代理人の出席とする。但し、管理会社の任命の終了に係る決議を検討する動議が提出された集会の場合は、定足数は、当該時点において発行済みの議決権付受益証券の口数の50%以上を保有または代理する受益者本人または議決権行使代理人の出席とする。当該議事の開始時において必要な定足数が出席していない限り、いずれの集会においても議事を審議してはならないものとする。

各集会におけるすべての決議および議事の議事録は、管理会社の費用で、管理会社により作成され、かつ、その目的のために随時提供される帳簿に適式に記入されるものとし、前記のかかる議事録は、集会の議長により署名されたとする場合、当該議事録に記載された事項の確定的証拠となるものとし、それに反する事実が証明されるまで、かかる各集会は、議事録が作成された議事に関して、適式に開催および招集されたもの、また、当該集会で可決されたすべての決議は適式に可決されたものとみなされるものとする。

J.P. モルガン・マンサール・マネジメント・リミテッド(E30829)

有価証券報告書(外国投資信託受益証券)

(3)受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はない。

管理会社は、いかなる者(米国人および(制限付例外がある。)ケイマン諸島の居住者または所在地 事務代行会社を含む。)による受益証券の取得も制限することができる。

第二部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

(1)資本金の額(2021年10月末日現在)

払込済資本金の額 2,500万米ドルおよび1英ポンド(約28億4,200万円)

発行済株式総数 25,000,001株(1株1米ドルの普通株式25,000,000株および額面1英ポンドの

普通株式1株)

授権株式数 管理会社は授権株式資本を有さず、そのため管理会社によって発行され得る株

式数または株式資本に上限はない。

最近5年間における授権株式数に係る変化はない。

(2)会社の機構

管理会社はイングランドおよびウェールズ法に基づいて、2007年11月7日に非公開有限責任会社として設立された。管理会社の取締役は、管理会社の事業の経営につき責任を負い、かかる経営の目的において管理会社のすべての権限を行使することができる。管理会社の株主は、特別決議により、特定の行為を行うか、または行わないよう取締役に対して指図することができる。かかる特別決議はいずれも、取締役が当該決議の可決前に行ったいかなる事項も無効とするものではない。

取締役は、他の取締役に対して会議の通知を行うことまたは会社秘書役(もしいれば)にかかる通知 を行うための権限を与えることにより、取締役会を招集することができる。

取締役として行為する意志を有し、かつ、取締役として行為することを法律で許可される者は、以下のいずれかの方法により取締役の任命を受けることができる。

()通常決議

() 取締役会の決定

管理会社の普通株式の過半数の保有者は、ある者を取締役に任命することおよび取締役を解任することができる。任命または解任は、かかる保有者またはその代理人により署名が付された管理会社に対する書面による通知をもって行われるものとし、当該通知が管理会社の登記上の事務所に提出されたか、またはいずれかの取締役会に提出された時点で効力を生じるものとする。

有価証券報告書(外国投資信託受益証券)

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社は、本トラストのAIFMに指定されており、AIFMD規則に従い、英国のFCAによる認可を受けている。管理会社の主たる活動は、集団投資スキームおよび特別目的ヴィークルの管理である。管理会社は、FCAの規制対象の資産運用会社であり、J.P.モルガンチェース投資銀行部門内に拠点を置く。管理会社は、その活動の中でもとりわけ、世界(米国を除く。)の法人顧客および仲介業者に対して、個々に合わせてカスタマイズされた資産運用商品を提供することに重点を置いている。

管理会社は、本トラストのAIFMおよび投資運用者として行為し、本トラストの資産の日々の投資運用を行い、本トラストに関するリスク管理機能を担い、本トラストに関連するサポート業務を提供する責任を負う。また管理会社は、AIFMDの遵守について責任を負う。

2021年10月末日現在、管理会社は以下のとおり投資信託の管理および運用を行っている。

(2021年10月末日現在)

種類 (基本的性格)	設立国	本数	純資産額の合計 (米ドル)
	アイルランド	23	約2,429百万
ストラクチャード・ファンド	ルクセンブルク	2	約383百万
	ケイマン諸島	18	約2,225百万

有価証券報告書(外国投資信託受益証券)

3【管理会社の経理状況】

- a.管理会社の直近2事業年度の日本文の財務書類は、英国における法令に準拠して作成された原文の財務 書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財 務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるもので ある。
- b.管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等であるプライスウォーターハウスクーパース エルエル ピーから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証 明に係る監査報告書に相当するもの(訳文を含む。)が当該財務書類に添付されている。
- c.管理会社の原文の財務書類は、米ドルで表示されている。日本文の財務書類には、円貨換算が併記されている。日本円による金額は、2021年10月29日現在における株式会社三井住友銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=113.68円)で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。日本円による金額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

(1)【貸借対照表】

J.P. モルガン・マンサール・マネジメント・リミテッド

貸借対照表

2020年12月31日現在

	_	2020	年	2019	<u></u>	
	注記	米ドル	千円	米ドル	千円	
非流動資産						
繰延税金資産	13	41,827	4,755	-	-	
流動資産						
現金および現金等価物	14	15,308,007	1,740,214	13,661,742	1,553,067	
<u></u> 債権	15	6,588,374	748,966	6,637,394	754,539	
流動資産合計		21,896,381	2,489,181	20,299,136	2,307,606	
資産合計		21,938,208	2,493,935	20,299,136	2,307,606	
流動負債						
債務:						
1 年以内に返済予定の金額	16	(6,376,524)	(724,883)	(6,041,154)	(686,758)	
純流動資産		15,519,857	1,764,297	14,257,982	1,620,847	
純資産		15,561,684	1,769,052	14,257,982	1,620,847	
株主資本						
払込済株主資本	17	25,000,002	2,842,000	25,000,002	2,842,000	
その他の準備金		34,864	3,963	34,864	3,963	
累積損失		(9,473,182)	(1,076,911)	(10,776,884)	(1,225,116)	
株主資本合計		15,561,684	1,769,052	14,257,982	1,620,847	

注記は、本財務書類の不可欠の一部である。

2021年4月20日に取締役会が本財務書類を承認し、取締役会を代表して署名:

マシュー・メリング 取締役

2021年 4 月20日

(2)【損益計算書】

J.P. モルガン・マンサール・マネジメント・リミテッド

損益計算書

2020年12月31日に終了した年度

	_	2020年		2019 [£]	
	注記	米ドル	千円	米ドル	千円
営業収益	6	18,366,426	2,087,895	9,460,856	1,075,510
営業費用	6	(12,523,244)	(1,423,642)	(5,281,301)	(600,378)
管理費用		(4,494,555)	(510,941)	(3,807,165)	(432,799)
その他の収益	7	63,558	7,225	2,193	249
営業利益		1,412,185	160,537	374,583	42,583
		, ,	,	•	,
利息および類似収益	8	9,754	1,109	103,410	11,756
支払利息および類似費用	9	(11,097)	(1,262)	(8,500)	(966)
		,			_
所得税控除前利益	10	1,410,842	160,385	469,493	53,372
所得税費用	11	(107,140)	(12,180)	(86,611)	(9,846)
会計年度の利益		1,303,702	148,205	382,882	43,526

包括利益計算書

上記の会計年度の利益以外に、包括利益または包括費用のその他の勘定科目はなかった(2019年:なし)。 その結果、会計年度の利益は、当年度および前年度の包括利益の合計を表す。

注記は、本財務書類の不可欠の一部である。

J.P. モルガン・マンサール・マネジメント・リミテッド

株主資本変動計算書

2020年12月31日に終了した年度

	払込済株	払込済株主資本		その他の準備金		失	株主資本	合計
	米ドル	千円	米ドル	千円	米ドル	千円	米ドル	千円
2019年1月1日								
現在残高	25,000,002	2,842,000	34,864	3,963	(11,159,766)	(1,268,642)	13,875,100	1,577,321
当年度利益	-	-	-	-	382,882	43,526	382,882	43,526
2019年12月31日								
現在残高	25,000,002	2,842,000	34,864	3,963	(10,776,884)	(1,225,116)	14,257,982	1,620,847
当年度利益	-	-	-	-	1,303,702	148,205	1,303,702	148,205
2020年12月31日								
現在残高	25,000,002	2,842,000	34,864	3,963	(9,473,182)	(1,076,911)	15,561,684	1,769,052

その他の準備金は、当社が従業員に付与した株式に基づく報奨に関連する。

J.P.モルガン・マンサール・マネジメント・リミテッド(E30829)

有価証券報告書(外国投資信託受益証券)

注記は、本財務書類の不可欠の一部である。

有価証券報告書(外国投資信託受益証券)

J.P. モルガン・マンサール・マネジメント・リミテッド 財務書類に対する注記

1. 一般情報

当社は英国において設立され、同地に本拠地を置く非公開有限責任会社である。当社の直接の親会社は、アメリカ合衆国(以下「米国」という。)、デラウェア州で設立されたザ・ベアー・スターンズ・カンパニーズ・エル・エル・シーである。当社の最終の親会社および当社の業績が連結される唯一のグループの親会社は、米国デラウェア州で設立されたJPモルガン・チェース・アンド・カンパニー(以下「会社」または「JPモルガン・チェース」という。)である。会社の連結財務書類は、当社の登記事務所(英国、ロンドン E14 5JP、カナリー・ワーフ、バンク・ストリート25)より入手可能である。

主要事業

当社は、リスク管理業務および戦略的な資産運用業務を顧客に提供する資産管理会社である。当社は、金融行為監督機構(以下「FCA」という。)により定められている規制上の許可に従って、投資信託、投資ソリューションおよびその他の資産ソリューションを販売、設立および管理する。当社は、FCAによって認可および規制されている。

2. 作成基準

本財務書類は、財務報告基準第101号「開示減免のフレームワーク」(以下「FRS第101号」という。)に準拠して作成されている。FRS第101号は、2006年会社法の要件に準拠して国際財務報告基準(以下「IFRS」という。)の認識および測定に係る要求事項を適用している。

本財務書類は、取得原価主義および2006年会社法に準拠して継続企業の前提基準で作成されている。

FRS第101号に準拠した本財務書類の作成にあたり、2006年会社法の要件に準拠してIFRSの以下の要求事項の 例外規定が適用されている。

- ・ 当グループの資本性金融商品に関する株式報酬の一定の開示(IFRS第2号「株式に基づく報酬」第45(b) 項および第46項から第52項)
- ・ 株式資本の調整に関する比較情報の開示(IAS第1号第38項「財務書類の表示」(以下「IAS第1号」という。)IAS第1号第79(a)()項)
- IFRSへの準拠表明(IAS第1号第16項)
- ・ キャッシュ・フロー計算書および関連する注記 (IAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」)
- ・ 公表済であるが未発効である新基準または改訂基準に関する開示(IAS第8号第30項および第31項「会計 方針、会計上の見積りの変更および誤謬」)
- 主要な経営陣の報酬の開示(IAS第24号第17項「関連当事者に関する開示」(以下「IAS第24号」という。))
- ・ 完全所有グループ会社との関連当事者取引(IAS第24号)

3. 重要な会計上の見積りおよび判断

財務書類の作成においては、一般に経営陣が、当該財務書類の認識額に影響を及ぼす判断、見積りおよび仮定を行うことが要求される。当社の事業の性質および残高により、本財務書類の作成にあたり、重要な会計上の見積りや判断は必要とされない。

4. 重要な会計方針

本財務書類の作成に適用されている重要な会計方針は、以下に記載される通りである。別段の記載がない限り、表示される各年度に対して、当該方針が一貫して適用されている。

4.1 機能通貨および表示通貨

当社の財務書類に含まれる項目は、企業が運営を行う主要な経済環境の通貨を使用して測定される(以下「機能通貨」という。)。アメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」という。)が、当社の機能通貨および表示通貨と見なされる。

4.2 為替換算

外貨建ての貨幣性資産および貨幣性負債は、貸借対照表日の為替レートにより米ドルに換算される。外貨建 ての損益項目は、取引日の為替レートにより米ドルに換算される。換算により生じる損益は、損益計算書に 直接計上される。

取得原価で計上されている外貨建ての非貨幣性項目は、取引が最初に認識された日付の為替レートにより米ドルに換算される。

4.3 収益および費用の認識

資産運用報酬

当該収益のカテゴリーには、投資運用および関連サービスからの報酬が含まれる。

投資運用報酬は通常、運用資産の価値に基づいており、運用サービスが提供される各期間毎に、当該期間に 係る運用資産の価値が把握可能となる期末に回収および認識される。当社は、資産運用事業に関連して、販 売およびその他のサービスを提供する契約上の取決めを第三者と締結している。

アクセス契約からの収益

当社は、その他のJPモルガン・チェースの関連会社と契約上の取り決めに基づき、特定の投資ストラクチャーに関して主要な管理会社および/または投資運用会社の形式で業務を提供し、かかる商品の当初の準備を支援している。この契約からの収益は、かかる契約に定義されている一定の固定費用および契約に規定されている範囲内でファンドの設立時に発生した費用の立替によって決定される。

費用

第三者のサービス提供者へ支払われた金額は、ファンド関連費用の営業費用に計上される。営業費用には、保管費用、決済手数料および為替手数料、規制対応費用、管理事務報酬、監査報酬または弁護士報酬が含まれるが、これらに限定されない。すべての費用は、対象の契約が法的に拘束力を有する時点、または合意された(後日の)支払期日に認識される。

4.4 引当金

引当金は、過去の事象の結果として当社が現在の債務を(法的または推定的に)有しており、当該債務を決済するために経済的便益の流出が必要となる可能性が高く、また当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識される。

4.5 年金およびその他の退職後給付

当社は、英国の確定拠出年金制度に加入している。

確定拠出制度は、当社が定義されたレベルの拠出金を支払う年金制度である。確定拠出型年金制度に拠出される債務は、費用として認識され、発生基準で損益計算書に計上される。

4.6 株式に基づく報酬制度

株式に基づく報奨は、会社のインセンティブ報奨制度に基づき当社の従業員に対して行われる。かかる株式、新株予約権、または株式オプションの公正価値は、条件付報奨が付与された時点で測定される。当該評価額は、雇用主の社会保障費用または他の給与税と共に成果基準が関連する期間にわたり、当社に対する報酬費用として認識される。付与されたすべての報奨は、株式による決済である。当社は、権利喪失の水準を見積り、付与日時点においてかかる権利喪失率を適用する。

4.7 現金および現金等価物

現金および現金等価物には、現金および銀行預金ならびに満期が3か月または3か月未満の銀行への貸出金が含まれる。

4.8 当期法人税および繰延法人税

課税所得(当期税)に係る未払法人税は、利益が発生した期間の費用として認識される。控除対象となる損失に係る未収還付法人税は、当期または過年度に生じた課税所得との相殺により還付可能とみなされる場合にのみ、当期税金資産として認識される。当期税金は、貸借対照表日現在に施行されている、または実質的に施行されている税率および税法を使用して算定される。

繰延税は、資産負債の課税基準額と財務書類上の簿価額との差額から生じる一時的差異に対して、負債法を用いて、全額引き当てられる。繰延税は、貸借対照表日までに施行され、または実質的に施行されている税率および法律が、当該繰延税金資産が実現し、もしくは繰延税金負債が決済される時点において適用されているとの予測の下に、それらの税率および法律を使用して算定される。繰延税金資産および繰延税金負債は、法的な権利があり、かつ純額ベースによる決済の意向がある場合にのみ相殺される。当期税金および繰延税金は、当該税金が同一期間または異なる期間において資本に認識される項目に関連する場合、資本に直接認識される。

- 4.9 金融商品
- 4.9.1 金融資産および金融負債
 - . 金融資産および金融負債の認識

当社は、金融資産および金融負債を、当該商品の契約条項の当事者となった時点で認識する。金融資産の通常方法による売買は、当社が資産を売買することを約定する日である取引日に認識される。

. 金融資産および金融負債の分類および測定

当初認識時、金融資産は償却原価、その他の包括利益(以下「FVOCI」という。)を通じた公正価値、または 損益を通じた公正価値(以下「FVTPL」という。)で分類され測定される。分類は、金融資産を管理するビジ ネスモデルとその契約上のキャッシュ・フローの特性の両方に基づく。当社が資産グループのビジネスモデ ルを決定するに当たり検討する要因は、これらの資産のキャッシュ・フローがどのように回収されたか、資 産のパフォーマンスがどのように評価され主要経営陣に報告されたか、リスクはどのように評価され管理さ れているか、および管理者がどのように報酬を受けているのかについての過去の実績が含まれる。

当初認識時、金融負債は償却原価またはFVTPLのどちらかで測定されるものに分類される。

a) 償却原価で測定される金融資産および金融負債

金融資産は、それらが、契約上のキャッシュ・フローを回収することを目的とするビジネスモデルに基づき保有され(回収目的保有)、かつキャッシュ・フローがもっぱら元本および利息の支払いのみである契約条件(以下「SPPI」という。)を有する場合、償却原価で測定される。当社は、SPPIの評価を行うに当たり、契約上のキャッシュ・フローが、基本的な貸付の取決めと整合性があるかどうか(すなわち、利息は、基本的な貸付の取決めと整合した貨幣の時間価値、信用リスク、その他の基本的貸付リスクおよび利益マージンに対する対価のみが含まれる。)を検討する。契約条件に、基本的な貸付の取決めと整合性のないリスクまたはボラティリティーに対するエククポージャーを導入する場合、関連する金融資産は、FVTPLで分類および測定される。組込デリバティブを有する金融資産は、そのキャッシュ・フローがSPPIであるかどうかを決定する際に全体的に検討される。これらの基準の適用の結果、負債性金融資産のみが償却原価で測定される資格を有する。

償却原価で測定される金融資産には、現金および現金等価物ならびに回収目的保有のビジネスモデルにおける債権が含まれる。

金融負債は、それらが売買目的で保有またはFVTPLで測定するよう指定されていない限り、償却原価で測定される。当社のほとんどの金融負債は償却原価で測定される。償却原価で測定される金融負債には、債務、未払金およびその他のJPモルガン・チェースの関連会社に対する債務が含まれる。

償却原価で測定される金融資産および金融負債は、当初に、以下に説明のある取引費用を含む公正価値で認識される。当初に認識された金額は、その後、元本支払額と実効金利法を用いた経過利息が減額される(以下参照)。さらに、金融資産の簿価は、損益を通じて予想信用損失の引当金を認識することで調整される。

実効金利法は、該当する期間の受取利息または支払利息を配分するために用いられる。実効金利とは、金融 資産または金融負債の予想残存期間(場合によっては、より短い期間)にわたって将来の現金支払額または 受取額の見積額を、金融資産または金融負債の正味帳簿価額に割引きする率である。実効金利は、金融資産

有価証券報告書(外国投資信託受益証券)

または金融負債の当初認識時に設定される。実効金利の計算には、すべての手数料の授受、取引コストおよび実効金利の不可欠な部分であるディスカウントまたはプレミアムが含まれる。取引コストとは、金融資産または金融負債の取得、発行または処分に直接起因する増分コストである。

償却原価で測定される金融資産の処分から生じる損益は、関連する「取引利益」または「その他の非金利収益」に認識される。

4.9.2 受取利息および支払利息

金融資産が、信用損失に陥らない限り、受取利息は、予想信用損失に対する引当金を調整する前に、金融資産の帳簿価額に対する適切な実効金利法を適用することにより認識される。金融資産が、信用損失となった場合、受取利息は、予想信用損失に対する引当金を含む金融資産の帳簿価額に対する適切な実効金利を適用することにより認識される。

金融負債の支払利息は、金融負債の償却原価に対する実効金利法を適用することにより認識される。FVTPLで分類されたものを除く金融資産および金融負債に係る受取利息および支払利息は、それぞれ償却原価で測定される金融資産からの受取利息ならびにFVOCIおよび償却原価で測定される金融負債からの支払利息として表示される。「負」の金利の結果として生じる利息は、受取利息または支払利息として総額で認識される。

4.9.3 金融資産の減損

当社は、償却原価で測定される金融資産についてECLを認識する。

ECLは、償却原価またはFVOCIで測定される範囲内の金融商品に基づいて決定される。ECLは、ステージ1およびステージ2の資産についてはポートフォリオ・ベース(モデル化された)のアプローチにより集合的に測定されるが、一般的にステージ3の資産については個別に測定される。ECLは、予想可能期間に合理的かつサポート可能な(R&S)予想可能期間、転換期間および残存期間を含み、貨幣の時間的価値を考慮した金融商品の範囲における12か月間(ステージ1)または予想残存期間(ステージ2または3)にわたって予想される。金融商品のECL測定およびステージングを決定するに当たり、当社は、会社全体の定義の統一を維持するため、バーゼルのデフォルト定義と整合性のあるデフォルト定義を適用する。

引当金の妥当性の判断は複雑であり、本質的に不確実な状況の影響について経営陣の判断を必要とする。さらに、引当金の見積りには、起こりうる結果を幅広く検討することが含まれており、経営陣はその最善の見 積りを決定するために評価を行う。

当社は、各報告期間におけるECLの見積もりの策定に使用される方法論およびインプットに関する決定および 判断の妥当性を検討し、それらを適切に文書化しなければならない。

4.10 金融資産および金融負債の認識の中止

以下のいずれかの条件を満たすことで、資産からキャッシュ・フローを受領する契約上の権利が失効または 譲渡された時点で、金融資産の認識は中止される。

- a) 当社が、実質的にすべてのリスクおよび資産の所有に伴う経済価値を譲渡する場合。
- b) 当社が、実質的にすべてのリスクおよび経済価値を維持することも譲渡することもしないが、当該資産 の管理を放棄する場合。

J.P. モルガン・マンサール・マネジメント・リミテッド(E30829)

有価証券報告書(外国投資信託受益証券)

金融負債の認識が中止となるのは、それらが消滅する、債務が返済される、取り消されるもしくは失効した時点である。

4.11 株主資本

当社の株主資本は、資本に分類される普通株式で構成されている。

5. セグメント分析

当社は、自社の負債性金融商品または資本性金融商品が公開市場で取引されていないことから、IFRS第8号「営業セグメント」の適用範囲に含まれないため、当社の収益および資産のセグメント別分析は必要とされない。当社は、EMEAの地理的地域において事業を行う。

6. 営業収益および費用

	2020年	2019年
	米ドル	米ドル
アクセス契約報酬 資産管理報酬	3,947,116	3,227,052
投資運用報酬	14,419,310	6,233,804
	18,366,426	9,460,856
営業費用	(12,523,244)	(5,281,301)
	5,843,182	4,179,555

投資運用報酬は、ファンド・ソリューション事業によるリスク管理および戦略的資産運用サービスに関する報酬を表している。当期収益は、アクセス契約に関するその他のJPモルガン・チェースの関連会社から受領した報酬3,947,116米ドル(2019年:3,227,052米ドル)が含まれる。営業費用には、ファンドのために当社が支払ったファンドの費用が含まれている。この取決めは、すべての費用または合意された特定の限度を超える費用の支払いを含めることがある。当社は、売上高の代わりに営業収益を開示している。これは、営業収益の開示が当社の活動の実績および性質をより正確に反映するためである。

7. その他の収益

	2020年	2019年
	米ドル	米ドル
為替差益	63,558	2,193
8.利息および類似収益	2020年	2019年
	米ドル	米ドル
利息および類似収益:		
金融商品、償却原価	9,754	103,410

すべての利息および類似収益は、その他のJPモルガン・チェースの関連会社からの未収金である。

9. 支払利息および類似費用

	2020年	2019年
	米ドル	米ドル
支払利息および類似費用:		
金融商品、償却原価	11,097	8,500

すべての支払利息および類似費用は、その他のJPモルガン・チェースの関連会社からの未払金である。

10. 所得税控除前利益

	2020年	2019年
	米ドル	米ドル
所得税控除前利益は、以下の費用を控除後の金額である:		
当社の年次財務書類の監査に対する監査人の報酬	68,360	98,509
監査関連保証サービス	22,969	23,263
賃金および給与	1,944,965	1,538,626
社会保障費	299,803	267,990
その他の年金費用および給付費用	153,779	149,485
株式に基づく報酬	147,811	299,742

当年度において、当社にサービスを提供する月平均人員数は6名であった(2019年:6名)。

11. 所得税費用

2020年	2019年
米ドル	米ドル
235,578	86,611
(86,611)	
148,967	86,611
(41,827)	
(41,827)	-
107,140	86,611
	米ドル 235,578 (86,611) 148,967 (41,827) (41,827)

(b) 当年度税金負担に影響する要因

当年度税金負担は、英国における法人税の標準税率19%(2019年:19%)と同じである。この差異の説明は以下の通りである。

	2020年	2019年
	米ドル	米ドル
所得税控除前利益	1,410,842	469,493
所得税控除前利益に英国法人税の標準税率19% (2019年:19%)を乗じた額	268,060	89,204
影響の内訳:		
前年度に関する調整	(86,611)	-
損金不算入額	1,458	623
非課税収益	(33,940)	(3,216)
従業員株式制度	(41,827)	-
当年度税金負担合計	107,140	86,611
12.取締役報酬および人件費		
	2020年	2019年
	米ドル	米ドル
幸 尼門総 額	17,383	28,080
確定拠出制度への拠出額合計	125	381
LTIPに基づき株式を受け取ったか、または		
受け取る予定の取締役の人数	2	3
確定拠出年金の権利が生じている取締役の人数	2	3

2006年会社法に準拠して、上記取締役の報酬は適格なサービスに対してLTIPを含む当社に支払われたか、または支払われる予定の金額を表している。取締役は適格ではないサービスについても報酬を受け取るが、そうした報酬に関する開示は義務付けられていない。

最高年俸の取締役

2020年度について、最高年俸の取締役の報酬は、200,000英ポンド未満であり、2006年会社法の要件に基づく開示を義務付けられていない。

13. 繰延税金資産

	2020年	2019年
	米ドル	米ドル
以下に帰属する一時的差異を構成する残高:		
株式に基づく報酬:		
1月1日現在期首残高	-	-
期間中の損益計算書に計上される繰延税金	41,827	-
12月31日現在期末残高	41,827	-

14. 現金および現金等価物

銀行残高の全額は、JPモルガン・チェースの関連会社に保有されている。

15.債権

	2	2020年	2019年
	÷	Κドル	米ドル
前払いおよび未収収益		11,186	-
営業債権		6,577,188	6,637,394
		6,588,374	6,637,394

営業債権には、JPモルガン・チェースの関連会社に対する債権残高1,649,063米ドル (2019年:3,227,052米ドル)が含まれる。

16.債務:1年以内に返済予定の金額

	2020年 2019年	2019年
	米ドル	米ドル
<u> </u>	4 540 400	4 000 704
営業債務	4,518,483	4,836,731
未払金	1,540,744	1,092,063
当座借越	68,013	22,840
納税債務	249,284	89,520
	6,376,524	6,041,154

1年以内に返済予定の債務には、JPモルガン・チェースの関連会社に対する債務残高818,764米ドル (2019年:1,017,347米ドル)が含まれる。

J.P.モルガン・マンサール・マネジメント・リミテッド(E30829) 有価証券報告書(外国投資信託受益証券)

17. 払込済株式資本

	2020年	2019年
	米ドル	米ドル
発行済および完全払込済株式資本		
額面1株当たり1ポンドの普通株式1株(2019年:1株)	2	2
額面1株当たり1米ドルの普通株式25,000,000株		
(2019年:25,000,000株)	25,000,000	25,000,000
	25,000,002	25,000,002

18. 年金費用

当社は英国の確定拠出年金制度に加入している。

2020年度において、当社は、106,388米ドル(2019年:101,409米ドル)の年金費用合計を計上した。

19. 株式に基づく報酬

従業員株式報奨

当社の最終の親会社であるJPモルガン・チェース・アンド・カンパニーは、2015年5月19日付で修正・改訂され、2018年5月15日付で追加修正・改訂された長期インセンティブ制度(以下「LTIP」という。)に基づき、長期株式報奨を一部の従業員に付与した。LTIPの条項に基づき、2020年12月31日現在、67百万株(2019年:75百万株)の普通株式が2022年5月までに発行可能となっている。LTIPは、会社が現在、株式インセンティブ報奨を付与している、唯一の運用中の制度である。下記において、LTIPならびに会社の旧制度および取得によって引き継いだ制度を「LTI制度」と総称する。会社の株式インセンティブ制度はこのような制度からなる。

会社は、各報奨の各トランシェについて、これらが独自の権利確定日を有する個別の報奨であるかのように、報酬費用を個別に認識している。付与された各トランシェについて、報酬費用は、各トランシェの付与日から権利確定日までの報奨の確定方法に従って認識されるが、従業員が権利確定日までの期間中に適格規定で定める一定の勤務年数に到達しないことを条件とする。一定の勤務年数を定めた適格規定が付された報奨および将来における相当量の役務提供の要件なしで付与された報奨については、会社は、退職後の制約による影響を考慮せず、付与日時点で従業員に提供される予定の報奨の見積額を未払計上する。権利確定日までの期間中に適格規定で定める一定の勤務年数に到達する予定の従業員に付与された各トランシェについては、報酬費用が、付与日から従業員が適格規定で定める一定の勤務年数に到達した日と各トランシェの権利確定日のいずれか早い方の日までの報奨の確定方法に従って認識される。

制限付株式ユニット

制限付株式ユニット(以下「RSU」という。)は、付与に伴い無償で対象者に与えられる。通常、RSUは年に1回付与され、2年後に50%、3年後に残りの50%の割合で一般的に権利が確定し、権利確定日時点に普通株式に転換される。さらに、RSUには通常、一定の勤務年数を定めた適格規定が設けられており、これにより従業員は、年齢または勤務に関する要件に基づく退職後およびその他の制限を条件として、自己都合退職時にも権利の確定を継続することができる。すべての当該報奨は、権利が確定するまでは失効の対象であり、

J.P. モルガン・マンサール・マネジメント・リミテッド(E30829)

有価証券報告書(外国投資信託受益証券)

一定の規定された状況下では権利確定前に解約に至る可能性もあるクローバック条項が付されている。RSU は、RSUの発行されている期間において、対象普通株式に係る配当支払額に相当する現金支払額を受領する権 利を受益者に付与する。

RSUの報酬費用は、付与された株式数に付与日の株価を乗じて測定され、従業員株式オプションおよびSAR (株式増価受益権)の報酬費用は、付与日にブラック・ショールズ評価モデルを用いて測定される。これらの報奨の報酬費用は、上記の通り認識される。

全従業員を対象とした株式オプション

2019年度または2020年度に全従業員を対象とした株式オプションの付与はなかった。

2020年12月31日に終了した年度における加重平均株価は、106.52米ドル(2019年:113.7米ドル)であった。

株式に基づくインセンティブに関する報酬費用

株式に基づく報酬に関する当年度の費用総額は、147,811米ドル(2019年:299,742米ドル)であり、そのすべてが株式で決済される株式に基づく報酬に関連していた。



Balance sheet

31 December		2020	2019
	Note	\$	s
Non-current assets			
Deferred tax asset	13	41,827	_
Current assets			
Cash and cash equivalents	14	15,308,007	13,661,742
Debtors	15	6,588,374	6,637,394
Total current assets		21,896,381	20,299,136
Total assets		21,938,208	20,299,136
Current liabilities			
Creditors: amounts falling due within one year	16	(6,376,524)	(6,041,154)
Net current assets		15,519,857	14,257,982
Net assets		15,561,684	14,257,982
Equity			
Called-up share capital	17	25,000,002	25,000,002
Other reserves		34,864	34,864
Accumulated losses		(9,473,182)	(10,776,884)
Total equity		15,561,684	14,257,982

The notes on pages 21 - 28 form an integral part of these financial statements.

The financial statements on pages 18 - 28 were approved by the Board of Directors on 20 April 2021 and signed on its behalf by:

Matthew Melling Director

Date: 20 April 2021

Income statement

Year ended 31 December		2020	2019
	Note	\$	\$
Operating income	6	18,366,426	9,460,856
Operating expense	6	(12,523,244)	(5,281,301)
Administrative expenses		(4,494,555)	(3,807,165)
Other income	7	63,558	2,193
Operating profit		1,412,185	374,583
Interest and similar income	8	9,754	103,410
Interest expense and similar charges	9	(11,097)	(8,500)
Profit before income tax	10	1,410,842	469,493
Income tax expense	11	(107,140)	(86,611)
Profit for the financial year		1,303,702	382,882

Statement of comprehensive income

There were no other items of comprehensive income or expense other than the profit for the financial year shown above (2019: \$nil). As a result, profit for the financial year represents total comprehensive income in both the current and prior financial year.

The notes on pages 21 - 28 form an integral part of these financial statements.

Statement of changes in equity

	Called-up share capital			Total equity
	\$	\$	\$	\$
Balance as at 1 January 2019	25,000,002	34,864	(11,159,766)	13,875,100
Profit for the financial year	_		382,882	382,882
Balance as at 31 December 2019	25,000,002	34,864	(10,776,884)	14,257,982
Profit for the financial year	<u> </u>	-	1,303,702	1,303,702
Balance as at 31 December 2020	25,000,002	34,864	(9,473,182)	15,561,684

Other reserves relate to share based payment awards granted to employees by the Company.

The notes on pages 21 - 28 form an integral part of these financial statements.

Notes to the financial statements

1. General information

The Company is a private limited company incorporated and domiciled in United Kingdom. The Company's immediate parent undertaking is The Bear Steams Companies LLC, incorporated in the state of Delaware in the United States of America ("U.S.") The Company's ultimate parent undertaking, and the parent undertaking of the only group in which the results of the Company are consolidated, is JPMorgan Chase & Co. (the "Firm" or "JPMorgan Chase"), which is incorporated in the state of Delaware in the U.S. The consolidated financial statements of the Firm can be obtained from the Company's registered office at 25 Bank Street, Canary Wharf, London, E14 5JP, England.

Principal activities

The Company is an asset management company which provides risk management and strategic asset management services to clients. The Company promotes, launches and manages funds, investments and other investment solutions in line with its regulatory permissions as set by the Financial Conduct Authority ("FCA"). The Company is authorised and regulated by the Financial Conduct Authority ("FCA").

2. Basis of preparation

These financial statements have been prepared in accordance with Financial Reporting Standard 101, "Reduced Disclosure Framework" ("FRS 101"). FRS 101 applies the recognition and measurement requirements of International Financial Reporting Standards ("IFRS") in conformity with the requirements of the Companies Act 2006.

The financial statements have been prepared on a going concern basis under the historical cost convention and in accordance with the Companies Act 2006.

The following exemptions from the requirements of IFRS in conformity with the requirements of the Companies Act 2006 have been applied in the preparation of these financial statements, in accordance with FRS 101:

- Certain share based payment disclosures in respect of Group equity instruments (IFRS 2, 'Share-based payment' paragraphs 45(b) and 46 to 52);
- Comparative information disclosures (paragraph 38 of IAS 1, 'Presentation of financial statements' ("IAS 1") for reconciliation of share capital (paragraph 79(a)(iv) of IAS 1);
- Statement of compliance to IFRS (paragraph 16, IAS 1);
- Cash flow statement and related notes (IAS 7 Cash flow statements);
- Disclosures in relation to new or revised standards issued but not yet effective (paragraph 30 and 31, IAS 8 'Accounting policies, changes in accounting estimates and errors');
- Key management compensation disclosures (paragraph 17, IAS 24 'Related Party Disclosures' ("IAS 24"));
- Related party transactions with wholly owned group undertakings (IAS 24).

3. Critical accounting estimates and judgements

The preparation of financial statements generally requires management to make judgements, estimates and assumptions that affect the amounts recognised in the financial statements. Due to the nature of Company's business and balances, no significant accounting estimates or judgements were required in preparation of these financial statements.

4. Significant accounting policies

The following are the significant accounting policies applied in the preparation of these financial statements. These policies have been applied consistently in each of the years presented, unless otherwise stated.

4.1 Functional and presentation currency

Items included in the financial statements of the Company are measured using the currency of the primary economic environment in which the entity operates (the "functional currency"). United States ("U.S.") dollars is considered as the functional and presentation currency of the Company.

4.2 Foreign currency translation

Monetary assets and monetary liabilities in foreign currencies are translated into U.S. dollars at rates of exchange ruling on the balance sheet date. Income and expense items denominated in foreign currencies are translated into U.S. dollars at exchange rates prevailing at the date of the transactions. Any gains or losses arising on translation are taken directly to the income statement.

Non-monetary items denominated in foreign currencies that are stated at historical cost are translated into U.S. dollars at the exchange rate ruling at the date when the transaction was initially recognised.

Notes to the financial statements (continued)

Significant accounting policies (continued)

4.3 Income and expense recognition

Asset management fees

This revenue category includes fees from investment management and related services.

Investment management fees are typically based on the value of assets under management and are collected and recognised at the end of each period over which the management services are provided and the value of the managed assets is known. The Company has contractual arrangements with third parties for providing distribution and other services in connection with its asset management activities.

Income from Access agreement:

The Company has contractual arrangements with another JP Morgan Chase undertaking for providing services in the form of principal manager and or investment manager for certain investment structure and to assist with the initial preparations of such products. Income from this agreement is driven by the reimbursement of certain fixed costs as defined in the agreement and expenses incurred in establishing the Funds subject to the limits prescribed therein

Expenses

Amounts paid to third-party service providers are recorded in operating expenses under fund related expenses. Operating expenses include, but are not limited to custody costs, settlement and exchange fees, regulatory fees, administrative, audit or legal fees. All expenses are recognised when the underlying contract becomes legally binding or at the agreed due date if later.

4.4 Provisions

Provisions are recognised when the Company has a present legal or constructive obligation as a result of past events, it is probable that an outflow of economic benefits will be required to settle the obligation, and a reliable estimate of the amount of the obligation can be made.

4.5 Pensions and other post-retirement benefits

The Company participates in a defined contribution pension scheme in the United Kingdom.

A defined contribution plan is a pension plan under which the Company pays a defined level of contributions. Obligations for contributions to defined contribution pension plans are recognised as an expense and charged to the income statement on an accrual basis.

4.6 Share-based payment awards

Share-based payment awards may be made to employees of the Company under the Firm's incentive awards schemes. The fair value of any such shares, rights to shares or share options is measured when the conditional award is made. This value is recognised as the compensation expense to the Company over the period to which the performance criteria relate together with employer's social security expenses or other payroll taxes. All of the awards granted are equity settled. The Company estimates the level of forfeitures and applies this forfeiture rate at the grant date.

4.7 Cash and cash equivalents

Cash and cash equivalents include cash and balances at banks and loans and advances to banks with maturities of three months or less.

4.8 Current and deferred income tax

Income tax payable on taxable profits (current tax) is recognised as an expense in the period in which the profits arise. Income tax recoverable on tax allowable losses is recognised as a current tax asset only to the extent that it is regarded as recoverable by offset against taxable profits arising in the current or prior period. Current tax is measured using tax rates and tax laws that have been enacted or substantively enacted at the balance sheet date.

Deferred tax is provided in full, using the liability method, on temporary differences arising from the differences between the tax bases of assets and liabilities and their carrying amounts in the financial statements. Deferred tax is determined using tax rates and legislation enacted or substantively enacted by the balance sheet date, which are expected to apply when the deferred tax asset is realised or the deferred tax liability is settled. Deferred tax assets and liabilities are only offset when there is both a legal right and an intention to settle on a net basis. Current tax and deferred tax are recognised directly in equity if the tax relates to items that are recognised in the same or a different period in equity.

Notes to the financial statements (continued)

Significant accounting policies (continued)

4.9 Financial instruments

4.9.1 Financial assets and financial liabilities

Recognition of financial assets and financial liabilities

The Company recognises financial assets and financial liabilities when it becomes a party to the contractual provisions of the instrument. Regular way purchases and sales of financial assets are recognised on the trade-date, which is the date on which the Company commits to purchase or sell an asset.

Classification and measurement of financial assets and financial liabilities

On initial recognition, financial assets are classified and measured at amortised cost, fair value through other comprehensive income ("FVOCI") or fair value through profit or loss ("FVTPL"). The classification is based on both the business model for managing the financial assets and their contractual cash flow characteristics. Factors considered by the Company in determining the business model for a group of assets include past experience on how the cash flows for these assets were collected, how the assets' performance is evaluated and reported to key management personnel, how risks are assessed and managed, and how managers are compensated.

On initial recognition, financial liabilities are classified as measured at either amortised cost or FVTPL.

a) Financial assets and financial liabilities measured at amortised cost

Financial assets are measured at amortised cost if they are held under a business model with the objective to collect contractual cash flows ("Hold to Collect") and they have contractual terms under which cash flows are solely payments of principal and interest ("SPPI"). In making the SPPI assessment, the Company considers whether the contractual cash flows are consistent with a basic lending arrangement (i.e. interest includes only consideration for the time value of money, credit risk, other basic lending interest and a profit margin that is consistent with a basic lending arrangement). Where the contractual terms introduce exposure to risk or volatility that are inconsistent with a basic lending arrangement, the related financial asset is classified and measured at FVTPL. Financial assets with embedded derivatives are considered in their entirety when determining whether their cash flows are SPPI. As a result of the application of these criteria, only debt financial assets are eligible to be measured at amortised cost.

Financial assets measured at amortised cost include cash and cash equivalents and debtors that are in the Hold to Collect business model.

Financial liabilities are measured at amortised cost unless they are held for trading or designated as measured at FVTPL. Most of the Company's financial liabilities are measured at amortised cost. Financial liabilities measured at amortised cost include trade creditors, accruals and amounts owed to other JP Morgan Chase undertakings.

Financial assets and financial liabilities measured at amortised cost are initially recognised at fair value including transaction costs (which are explained below). The initial amount recognised is subsequently reduced for principal repayments and for accrued interest using the effective interest method (see below). In addition, the carrying amount of financial assets is adjusted by recognising an expected credit loss allowance through the profit or loss.

The effective interest method is used to allocate interest income or interest expense over the relevant period. The effective interest rate is the rate that discounts estimated future cash payments or receipts through the expected life of the financial asset or financial liability or a shorter period when appropriate, to the net carrying amount of the financial asset or financial liability. The effective interest rate is established on initial recognition of the financial asset or financial liability. The calculation of the effective interest rate includes all fees and commissions paid or received, transaction costs, and discounts or premiums that are an integral part of the effective interest rate. Transaction costs are incremental costs that are directly attributable to the acquisition, issuance or disposal of a financial asset or financial liability.

Gains and losses arising on the disposal of financial assets measured at amortised cost are recognised in trading profit or other non-interest revenue as relevant.

4.9.2 Interest income and interest expense

Unless a financial asset is credit-impaired, interest income is recognised by applying the effective interest method to the carrying amount of a financial asset before adjusting for any allowance for expected credit losses. If a financial asset is credit-impaired, interest income is recognised by applying the effective interest rate to the carrying amount of the financial asset including any allowance for expected credit losses.

Notes to the financial statements (continued)

Significant accounting policies (continued)

4.9 Financial instruments (continued)

4.9.2 Interest income and interest expense (continued)

Interest expense on financial liabilities is recognised by applying the effective interest method to the amortised cost of financial liabilities. Interest income and expense on financial assets and financial liabilities, excluding those classified at FVTPL, are presented in interest income from financial assets measured at amortised cost and FVOCI and interest expense from financial liabilities measured at amortised cost respectively. Interest generated as a result of 'negative' interest rates is recognised gross, as interest income or interest expense.

4.9.3 Impairment of financial assets

The Company recognises ECL for financial assets that are measured at amortised cost.

The ECL is determined on in-scope financial instruments measured at amortized cost or FVOCI. ECL are measured collectively via a portfolio-based (modeled) approach for Stage 1 and 2 assets but are generally measured individually for Stage 3 assets. ECL are forecasted over the 12-month term (Stage 1) or expected life (Stage 2 or 3) of in-scope financial instruments, where the forecast horizon includes the reasonable and supportable (R&S) forecast period, the reversion period and the residual period and considers the time value of money. In determining the ECL measurement and staging for a financial instrument, the Company applies the definition of default consistent with the Basel definition of default to maintain uniformity of the definition across the Firm.

Determining the appropriateness of the allowance is complex and requires judgment by management about the effect of circumstances that are inherently uncertain. Further, estimating the allowance involves consideration of a range of possible outcomes, which management evaluates to determine its best estimate.

The Company must consider the appropriateness of decisions and judgments regarding methodology and inputs utilized in developing estimates of ECL each reporting period and document them appropriately.

4.10 Derecognition of financial assets and financial liabilities

Financial assets are derecognised when the contractual right to receive cash flows from the asset has expired, or has been transferred with either of the following conditions met:

- a) the Company has transferred substantially all the risks and rewards of ownership of the asset; or
- the Company has neither retained nor transferred substantially all of the risks and rewards; but has relinquished control of the asset.

Financial liabilities are derecognised when they are extinguished, that is when the obligation is discharged, cancelled or expires.

4.11 Share Capital

The share capital of the Company consists of ordinary shares, classified as equity.

5. Segmental analysis

The Company is not in scope of IFRS 8 'Operating segments', as its debt or equity instruments are not traded on a public market, therefore segmental analysis of the Company's revenue and assets is not necessary. The Company operates in the EMEA geographic region.

Notes to the financial statements (continued)

Operating income and expense

NO. 1 JULY 1070 N. N. 1984 N.		
	2020	2019
	\$	\$
Access Agreement fees	3,947,116	3,227,052
Asset management fees		
Investment management fees	14,419,310	6,233,804
	18,366,426	9,460,856
Operating expenses	(12,523,244)	(5,281,301)
	5,843,182	4,179,555

Investment management fees represents fees for risk management and strategic asset management services, via its fund solutions business. Current year income includes fees of \$3,947,116 (2019: \$3,227,052) from other JPMorgan Chase undertakings pertaining to the Access Agreement. Operating expenses include fund costs paid by the Company on behalf of the funds. This arrangement may include payment of all the expenses or those expenses exceeding specific limit which has been agreed upon. The Company has disclosed operating income instead of tumover as this reflects more accurately the results and nature of the Company's activities.

7. Other income

	2020	2019
_	\$	\$
Foreign exchange translation gain	63,568	2,193
8. Interest and similar income		
04 (2) - 38,500 (2) (30,000 (30,00) (30,000 (30,00) (30,000 (30,00) (30,00) (30,000 (30,00) (30,000 (30,00) (3	2020	2019
·-	\$	\$
Interest and similar income:		
Financial instruments at amortised cost	9,754	103,410
All interest and similar income is receivable from other JPMorgan Chase undertakings.		
9. Interest expense and similar charges		
E	2020	2019
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	\$	\$
Interest expense and similar charges:		
Financial instruments at amortised cost	11,097	8,500

All interest expense and similar charges is payable to other JPMorgan Chase undertakings.

10. Profit before income tax

	2020	2019
	\$	\$
Profit before income tax is stated after charging:		
Auditors' remuneration for the audit of the Company's annual financial statements	68,360	98,509
Audit-related assurance services	22,969	23,263
Wages and salaries	1,944,965	1,538,626
Social security costs	299,803	267,990
Other pension and benefit costs	153,779	149,485
Share based payments	147,811	299,742

The average monthly number of persons providing services to the Company during the year was 6 (2019: 6).

Notes to the financial statements (continued)

11. Income tax expense

	2020	2019 \$
	\$	
(a) Analysis of tax charge for the year		
Current taxation	235,578 (86,611)	
Current tax on profits for the year		86,611
Adjustment in respect of prior years		
Total current tax	148,967	86,611
Deferred tax		
Current year charge	(41,827)	_
Total deferred tax	(41,827)	_
Total tax expense for the year	107,140	86,611

(b) Factors affecting the current tax charge for the year

The tax charge for the year is same as the standard rate of corporation tax in the UK 19% (2019; 19%). The differences are explained below:

	2020	2019
	\$	s
Profit before income tax	1,410,842	469,493
Profit before income tax multiplied by standard rate of UK corporation tax 19% (2019: 19%)	268,060	89,204
Effects of:		
Adjustment in respect of prior years	(86,611)	
Non deductible expenses	1,458	623
Income not taxable	(33,940)	(3,216)
Employee stock plan	(41,827)	- 1
Total tax charge for the year	107,140	86,611

	\$	\$
Aggregate emoluments	17,383	28,080
Total contributions to a defined contribution plan	125	381

Number of directors with shares received or receivable under LTIPs	2	3
Number of directors to whom defined contribution pension rights accrued	2	3

In accordance with the Companies Act 2006, the directors' emoluments above represent the proportion paid or payable in respect of qualifying services to the Company including LTIPs. Directors also received emoluments for non-qualifying services, which are not required to be disclosed.

Highest paid director

For 2020, the emoluments of the highest paid director is under £200,000 which is not required to be disclosed under the requirements of the Companies Act 2006.

Notes to the financial statements (continued)

13. Deferred tax asset

	2020	2019
	\$	\$
The balance comprises temporary differences attributable to:		
Share based payments:		
Opening balance as of 1 January	-	~
Deferred tax charged to income statement for the period	41,827	
Closing balance as of 31 December	41,827	

14. Cash and cash equivalents

All bank balances are held with JPMorgan Chase undertakings.

15. Debtors

	2020	2019
	s	\$
Prepayment and accrued income	11,186	_
Trade debtors	6,577,188	6,637,394

6,588,374 6,637,394

Trade debtors includes balance owed by a JPMorgan Chase undertaking of \$1,649,063 (2019: \$3,227,052).

16. Creditors: amounts falling due within one year

	2020	2019
	\$	s
Trade creditors	4,518,483	4,836,731
Accruals	1,540,744	1,092,063
Bank overdraft	68,013	22,840
Tax liabilities	249,284	89,520

6,376,524 6,041,154

Creditors: amounts falling due within one year includes balances owed to JPMorgan Chase undertakings of \$818,764 (2019: \$1,017,347).

17. Called-up share capital

Control Contro	2020	2019
	\$	\$
Issued and fully paid share capital		
1 (2019: 1) Ordinary share of £1	2	2
25,000,000 (2019: 25,000,000) Ordinary shares of \$1 each	25,000,000	25,000,000
	25.000.002	25,000,002

18. Pension costs

The Company participates in a defined contribution pension scheme in the United Kingdom.

The Company recorded a total pension expense of \$106,388 for the year 2020 (2019: \$101,409).

Notes to the financial statements (continued)

19. Share based payments

Employee stock-based awards

The ultimate parent of the Company, JPMorgan Chase & Co. has granted long-term share-based awards to certain key employees under its LTIP (Long Term Incentive Plan), as amended and restated effective May 19,2015 and further amended and restated effective May 15, 2018. Under the terms of the LTIP, as of 31 December 2020, 67 million shares of common stock were available for issuance through May 2022 (2019: 75 million shares). The LTIP is the only active plan under which the Firm is currently granting share-based incentive awards. In the following discussion, the LTIP, plus prior Firm plans and plans assumed as the result of acquisitions, are referred to collectively as the "LTI Plans" and such plans constitute the Firms' share-based incentive plans.

The Firm separately recognises compensation expense for each tranche of each award as if it were a separate award with its own vesting date. For each tranche granted, compensation expense is recognised in line with how awards vest from the grant date until the vesting date of the respective tranche, provided that the employees will not become full-career eligible during the vesting period. For awards with full-career eligibility provisions and awards granted with no future substantive service requirement, the Firm accrues the estimated value of awards expected to be awarded to employees as of the grant date without giving consideration to the impact of post-employment restrictions. For each tranche granted to employees who will become full-career eligible during the vesting period, compensation expense is recognised in line with how awards vest from the grant date until the earlier of the employee's full-career eligibility date or the vesting date of the respective tranche.

Restricted stock units

Restricted stock units ("RSUs") are awarded at no cost to the recipient upon their grant. RSUs are generally granted annually and generally vest at a rate of 50% after two years, 50% after three years, and convert into shares of common stock at the vesting date. In addition, RSUs typically include full-career eligibility provisions, which allow employees to continue to vest upon voluntary termination, subject to post-employment and other restrictions based on age or service-related requirements. All of these awards are subject to forfeiture until vested and contain clawback provisions that may result in cancellation prior to vesting under certain specified circumstances. RSUs entitle the recipient to receive cash payments equivalent to any dividends paid on the underlying common stock during the period the RSUs are outstanding.

Compensation expense for RSUs is measured based upon the number of shares granted multiplied by the stock price at the grant date, and for employee stock options and SARs (stock appreciation rights), is measured at the grant date using the Black-Scholes valuation model. Compensation expense for these awards is recognised as described above.

Broad-based employee stock options

No broad-based employee stock options were granted in 2019 or in 2020.

The weighted-average share price during the year ended 31 December 2020 was \$106.52 (2019: \$113.7).

Compensation expense related to stock-based incentives

The total expense for the year relating to share based payments was \$147,811 (2019; \$299,742), all of which relates to equity settled share based payments.

4【利害関係人との取引制限】

前記「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 3 投資リスク(1)リスク要因 利益相反」をご参照されたい。

5【その他】

(1)定款の変更等

管理会社の定款の変更に関しては、臨時株主総会の決議が必要である。

(2)事業譲渡または事業譲受

該当事項はない。

(3)出資の状況

該当事項はない。

(4) 訴訟事件その他の重要事項

本書提出前1年以内において、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えた事実、または与えると 予想される事実はない。

管理会社の会計年度は毎年1月1日に開始し12月31日に終了する。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) インタートラスト・コーポレート・サービシズ(ケイマン)リミテッド(Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited) (「受託会社」)

(イ)資本金の額

資本金の額は開示されていない。

(ロ)事業の内容

受託会社は、ケイマン諸島法に基づき設立され、その登記上の事務所をケイマン諸島、KY1-9005グランド・ケイマン カマナ・ベイ ワン・ネクサス・ウェイに有する会社である。

受託会社は、30
国国4,000人の専門家からなる海外ネットワークを有する信託および法人業務の大企業グループの一社である。インタートラスト・グループは企業および高額資産を有する個人に対して、商業、法務、税務および事務管理に及ぶ広範な業務を提供している。

受託会社はケイマン諸島の法律に基づき適法に設立され、受託者として正当に行為するための認可 を受けている。

(2)(シンガポール支店を通じて行為する)BNPパリバ・セキュリティーズ・サービシズ(BNP Paribas Securities Services(acting through its Singapore branch))(「保管会社」兼「管理事務代行会社」)

(イ)資本金の額

資本金の額は開示されていない。

(ロ)事業の内容

(シンガポール支店を通じて行為する)BNPパリバ・セキュリティーズ・サービシズは、その登記上の事務所をシンガポール 049319 #04-01 コルヤー・キー 20に有し、保管会社兼管理事務代行会社として選任されている。

保管会社兼管理事務代行会社は、一定の法域において直接市場にアクセスできるグローバル・カストディアンであり、他の市場については副保管会社を選任している。保管会社は、その副保管会社に関して、財務健全性に関する評判、ならびに通信機能、決済、保管、コーポレート・アクションに関する通知および処理、配当の回収および支払、顧客サービスの提供、マーケット情報の管理、資産分別および事業継続計画等の提供サービスの範囲および質を含む定められた基準に基づいた選定および継続的監視プログラムを実施している。保管会社兼管理事務代行会社は、シンガポールにおいて規制当局の規制を受ける。

(3) BNPパリバ・トラスト・サービシズ・シンガポール・リミテッド (BNP Paribas Trust Services Singapore Limited) (「名義書換事務代行会社」)

(イ)資本金の額

資本金の額は開示されていない。

(ロ)事業の内容

名義書換事務代行会社は、シンガポール法に基づき設立され、その登記上の事務所をシンガポール 049319 #01-01 コルヤー・キー 20に有する会社である。名義書換事務代行会社はシンガポールにおいて規制当局の規制を受ける。

(4)株式会社三井住友銀行(「販売会社」)

(イ)資本金の額

2021年10月末日現在、約17,709億円

(口)事業の内容

銀行法に基づき、監督庁からの免許を受け銀行業を営んでいる。

- (5) 三井住友DSアセットマネジメント株式会社 (Sumitomo Mitsui DS Asset Management Company, Limited) (「管理会社代行サービス会社」)
 - (イ)資本金の額

2021年9月末日現在、20億円

(ロ)事業の内容

管理会社代行サービス会社は、2019年4月1日付で、三井住友アセットマネジメント株式会社および大和住銀投信投資顧問株式会社が三井住友アセットマネジメント株式会社を存続会社として合併し、商号を「三井住友DSアセットマネジメント株式会社」に変更した会社である。

管理会社代行サービス会社は、株式会社三井住友フィナンシャルグループ、株式会社大和証券グループ本社、三井住友海上火災保険株式会社、住友生命保険相互会社および三井住友信託銀行株式会社により出資されている。その主要業務は、投資運用業、投資助言・代理業および第二種金融商品取引業である。

管理会社代行サービス会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資運用業および投資助言業務を行っている。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務を行っている。

- (6) JPモルガン証券株式会社(「代行協会員」)
 - (イ)資本金の額

2021年10月末日現在、73,272百万円

(口)事業の内容

日本の法人であるJPモルガン証券株式会社は、JPモルガン・チェース・アンド・カンパニー (JPMorgan Chase & Co.) およびJPモルガン・チェース・バンク・ナショナル・アソシエーション (JPMorgan Chase Bank, National Association) の間接的な完全子会社である。代行協会員は、日本の金融庁に登録された金融商品取引業者として規制を受けている。代行協会員は、金融庁および証券取引等監視委員会による規制を受けるとともに、東京証券取引所、大阪取引所、名古屋証券取引所および東京金融取引所の会員として登録されている。

代行協会員の登記上の事務所は、東京都千代田区丸の内二丁目7番3号東京ビルディングである。

2【関係業務の概要】

- (1) インタートラスト・コーポレート・サービシズ (ケイマン) リミテッド (「受託会社」) 信託証書に基づき本サブ・ファンドの受託業務を行う。
- (2)(シンガポール支店を通じて行為する)BNPパリバ・セキュリティーズ・サービシズ(「保管会社」 兼「管理事務代行会社」)

保管契約および管理事務代行契約に基づき本サブ・ファンド資産の保管業務および本サブ・ファンドの管理事務代行業務を行う。

- (3) BNPパリバ・トラスト・サービシズ・シンガポール・リミテッド(「名義書換事務代行会社」) 名義書換事務代行契約に基づき登録事務代行業務および名義書換事務代行業務を行う。
- (4)株式会社三井住友銀行(「販売会社」) 受益証券販売・買戻契約に基づき日本における受益証券の販売および買戻しの取扱業務を行う。
- (5) 三井住友DSアセットマネジメント株式会社(「管理会社代行サービス会社」) 管理会社代行サービス契約に基づき、管理会社に対する助言、補助業務を行う。
- (6) JPモルガン証券株式会社(「代行協会員」) 代行協会員契約に基づき代行協会員としての業務を行う。

3【資本関係】

J.P. モルガン・マンサール・マネジメント・リミテッドとJPモルガン証券株式会社は、いずれもJPモルガン・チェース・アンド・カンパニーを最終親会社とするグループ会社である。

第3【投資信託制度の概要】

1.ケイマン諸島におけるミューチュアル・ファンド法の概要

ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法(改正済)(「ミューチュアル・ファンド法」)が制定された1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を規制する単独法は存在しなかった。それ以前は、投資信託は特別な規制には服していなかったが、ケイマン諸島内においてあるいはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者は銀行・信託会社法(改正済)の下で規制されており、ケイマン諸島内においてあるいはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、会社管理法(改正済)または地域会社(管理)法(改正済)の下で規制されていた。

ケイマン諸島はかつて英国の属領(現在は英国の海外領)であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープンエンド型の投資信託が1960年代の終わり頃から設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー(「設立計画推進者」)として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社、およびリミテッドパートナーシップのファンドを設定した。

2021年6月30日現在、規制を受けているオープンエンド型の投資信託の数は約11,171 であった。かかる投資信託の総資産あるいは純資産の総計の正確な数字は入手できない。

ケイマン諸島は、カリブ金融行動課題実行部隊(マネー・ロンダリング)およびオフショアバンキング 監督者グループ(銀行規制)のメンバーである。

2.ケイマン諸島の投資信託制度の記述

A. 投資信託規制

1.1993年に最初に制定されたミューチュアル・ファンド法(改正済)は、オープンエンド型の投資信託に対する規則および投資信託管理者に対する規則を規定している。プライベート・ファンド法(改正済)(「プライベート・ファンド法」)は2020年に制定され、クローズドエンド型ファンドに対する規則を規定している。(銀行、信託会社および保険会社をも監督している)金融庁法(改正済)(「金融庁法」)により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁(「CIMA」)が、ミューチュアル・ファンド法およびプライベート・ファンド法の下での規制の責任を課せられている。プライベート・ファンド法に基づくプライベート・ファンドに関する当該規制および監督の程度は、以下に記載されるミューチュアル・ファンド法に基づくものとほぼ類似している。ミューチュアル・ファンド法およびプライベート・ファンド法は、これらの法の各規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課しており、各法律の違反については、金融庁(課徴金)規則(改正済)に基づきCIMAによって行政罰を課される場合がある。

2 . ミューチュアル・ファンド法の対象となる投資信託とは、会社、ユニット・トラストまたはパートナーシップで、投資者の選択により買戻しができる受益権を発行し、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。この点は、プライベート・ファンド法の対象となる、投資者の選択による償還または買戻しができない受益権を発行するプライベート・ファンドと比較することができる。

https://www.cima.ky/upimages/commonfiles/QuarterlyListofallMutualFundsregisteredandlicensedwiththeCaymanlslandsMonetaryAuthority-30June2021_1625765870.pdf

- 3.ミューチュアル・ファンド法の第4(4)(b)条の下で規制を免除されている投資信託は、ケイマン諸島外で設立され、ケイマン諸島において、当該区分においてCIMAが規制している受益権の公募を、証券投資業法(改正済)に基づく免許の保有者によってまたはその者を介して実施するファンドで、かつ(i)受益権がCIMAがケイマン諸島の官報に掲載する通達で指定する証券取引所(店頭市場を含む。)に上場されている、または()当該区分において規制され、かつ、公募の目的でCIMAが承認する海外規制当局により規制されるファンドである。
- 4 . ミューチュアル・ファンド法の下において規制を受ける投資信託には次の三つの型が存在する。

4.1 免許投資信託

この場合、ファンドによってCIMAに対して、CIMAのレギュラトリー・エンハンスト・エレクトロニック・フォーム・サブミッション(「REEFS」)システムを通じて、目論見書をそのオンライン登録手続に必要なファンドの主要事項を詳述した関連様式とともに提出し、登録時および毎年4,268.29米ドルの手数料を納入する。また、登録時に課される365.85米ドルの事務手数料も支払う。設立計画推進者が健全な評判を有し、ファンドを運営するための十分な専門性を有する健全な評判の者が存在しており、かつファンドの業務および受益権を募ることが適切な方法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。それぞれの場合に応じて、ファンドの取締役、受託会社およびゼネラルパートナーならびにその他の業務提供者に関する詳細な情報が要求される。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島の免許を受けた者が選任されない投資信託に適している。(下記第4.2項参照)

4.2 管理投資信託

この場合、投資信託は、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する。同管理者およびファンドにより作成され、ファンドおよび業務提供者の詳細を要約した目論見書が、オンライン登録手続に必要なファンドの主要事項を詳述した関連様式とともにCIMAに対して提出されなければならない。投資信託管理者が設立計画推進者が健全な評判の者であること、投資信託管理の十分な専門性を有する者が存在すること、受益権を募る方法が適切に行われていること、および投資信託がケイマン諸島において設立または設定されていない場合、投資信託がCIMAにより承認または他に規制された国もしくは領土において設立または設定されていることを満たしていることが要求される。当初手数料および年間手数料は4,268.29米ドルである。また、登録時に課される365.85米ドルの事務手数料も支払う。投資信託管理者は主たる事務所を提供している投資信託(もしくはいずれかの設立計画推進者、その取締役、受託会社、もしくはゼネラルパートナー)がミューチュアル・ファンド法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

- 4.3 登録投資信託(ミューチュアル・ファンド法第4(3)条および第4(4)条) 規制投資信託の第三の類型はさらに四つの類型に分けられる。
 - (i)一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドル超であるもの
 - () 受益権が承認された証券取引所に上場されているもの
 - ()マスター・ファンド(ミューチュアル・ファンド法において定義される。)でかつ一投資者 当たりの最低投資額が100,000米ドル超であるかまたはマスター・ファンドの受益権が承認 された証券取引所に上場されているもの
 - () 15名以内の投資者(その過半数をもってファンドの管理者を選任し、または解任することができる。)が受益権を保有するもの

上記(i)および()の場合には、投資信託は、その販売書類を、オンライン登録手続に必要なファンドの主要事項を詳述した関連様式とともにCIMAに対して届け出て、かつ4,268.29米ドルの当初手数料および年間手数料を登録時に課される365.85米ドルの事務手数料とともに支払う。

上記()の場合で販売書類が存在しない場合、投資信託は、オンライン登録手続に必要なマスター・ファンドの主要事項を詳述した関連様式をCIMAに対して届け出て、かつ3,048.78米ドルの当初手数料および年間手数料を支払う。また、登録時に課される365.85米ドルの事務手数料も支払う。ミューチュアル・ファンド法は、ケイマン諸島において設立または設定され、一または複数の投資者に受益権を発行し、規制フィーダー・ファンドのすべての投資方針を遂行するという主たる目的のために投資対象を保有し、取引活動を行っており、一または複数の規制フィーダー・ファンドを直接もしくはマスター・ファンドに投資するために設立した媒介法人を通じて保有し、銀行・信託会社法(改正済)もしくは保険法(改正済)に基づく免許を有しておらず、または住宅金融組合法(改正済)もしくは共済会法(改正済)に基づく登録を有しない投資信託について、マスター・ファンドとして定義している。

上記()の場合、投資信託は、オンライン登録手続に必要なファンドの主要事項を詳述した関連様式をCIMAに対して届け出て、数の上での投資者の過半数をもって投資信託の管理者を選任し、または解任することができる旨を明記した投資信託の設立書類の抜粋の認証謄本を提供し、かつ、4,268.29米ドルの当初手数料および年間手数料を登録時に課される365.85米ドルの事務手数料とともに支払う。

B.投資信託の現行要件

- 1.いずれの規制投資信託(規制マスター・ファンドまたは投資者が15名以内の規制投資信託以外) も、受益権についてすべての重要事項を記述し、投資希望者が投資するか否かの判断を十分情報を得 た上でなし得るようにするために必要なその他の情報を記載した目論見書を発行しなければならな い。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般 的なコモンロー上の義務が適用される。継続的に募集している場合には、重要な変更、例えば、取締 役、受託会社、投資信託管理者、監査人等の変更の場合には改訂目論見書を提出する義務を負ってい る。
- 2.すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならず、決算終了から6か月以内に監査済み会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程でファンドが以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると考えるときはCIMAに対し迅速に書面により通知を送付する法的義務を負っている。
 - 2.1 ファンドが、その義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合。
 - 2.2 ファンドの投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行おうとしている場合、または任意にその事業を解散する場合。
 - 2.3 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたは行おうとしている場合。
 - 2.4 詐欺または犯罪行為により事業を行いまたは行おうとしている場合。
 - 2.5 ミューチュアル・ファンド法(改正済)もしくはミューチュアル・ファンド法に基づくその他の 規則、金融庁法(改正済)、マネー・ロンダリング防止規則(改正済)または投資信託業免許の条 件を遵守せずに事業を行いまたは行おうとしている場合。
- 3.すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。

C . 投資信託管理者

- 1.免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。ケイマン諸島においてあるいはケイマン諸島から投資信託の管理を行おうとする場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、(会社型であると契約型であるとを問わず)投資信託の資産のすべてあるいは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、もしくは受託会社またはファンドの取締役を提供することを含むものとし、管理と定義される。
- 2.いずれの類型の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、評判がよく、かつ適切な方法で規制投資信託を管理するという法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつその所有権および財務構造ならびにその取締役および役員を詳細に記載した申請書をCIMAに対して提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低487,804.87米ドルなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者(ただし制限的投資信託管理者ではない。)は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する主たる事務所を自ら有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行為することができる。制限的投資信託管理者の免許を有する事業体は、ケイマン諸島に登録上の事務所を有さなければならない。
- 3.投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託にのみ主たる事務所を提供し、かかる投資信託のすべてにつきCIMAに通知し、次に上記 A.4.2項に定めた事態をCIMAに対して知らせる法的義務を遵守することである。
- 4.制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する数の免許投資信託に関し管理者として行為することができる。この類型は、ケイマンにファンドマネージャーの会社を創設した設立計画推進者がファンドに関連した一連のファミリーファンドを管理することを認める。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。このため、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条(上記 A.4.3項参照)または第4(4)条(上記 A.3項および A.4.3項参照)に規制されていない場合は、別個に免許を受けなければならない。
- 5.投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた現地の監査人を選任しなければならず、決算期末から6か月以内にCIMAに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託管理者に以下のいずれかに該当する事由があることを知るに至りまたはかかる事由があると信ずる理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。
 - 5.1 投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合。
 - 5.2 投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託 の債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行おうとしている場合、または任意にそ の事業を解散する場合。
 - 5.3 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたは行おうとしている場合。
 - 5.4 詐欺または犯罪行為により事業を行いまたは行おうとしている場合。
 - 5.5 ミューチュアル・ファンド法、投資信託管理者免許の条件またはケイマン諸島のその他の法律を 遵守せずに事業を行いまたは行おうとしている場合。
- 6.CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証もしくは満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。
- 7.投資信託管理者の株主、取締役、または上級役員の変更についてはCIMAの承認が必要である。
- 8. 非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う当初手数料および年間手数料は、24,390.24米ドル (当初)/36,585.37米ドル(年間)(50ファンド以下の場合)または30,487.80米ドル(当初)/

42,682.93米ドル(年間)(50ファンド超の場合)であり、制限的投資信託管理者の支払う当初手数料 および年間手数料は8.536.59米ドルである。

3.ケイマン諸島におけるタイプ別の投資信託の仕組みの概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている法的類型は以下のとおりである。

A . 免税会社

最も一般的な投資信託の手段は、会社法(改正済)に従って通常額面株式を発行する(無額面株式も 認められる)伝統的有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免税会社 は、投資信託に最もよく用いられており、以下の特性を有する。

- 1.設立手続には、会社の基本憲章の制定(会社の目的、登記上の事務所、授権資本、株式買戻規定、 および内部統制条項を記載した基本定款および定款)、基本定款の記名者による署名を行い、これを 取締役として提案されている者の簡略な法的宣誓文書とともに、授権資本に応じて異なる手数料とと もに会社登記官に提出することを含む。
- 2. 存続期限のある / 存続期間限定会社 存続期間が限定される会社型のファンドで外国(例えば 米国)の税法上非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能 である。
- 3.投資信託がいったん登録された場合、会社法の下での主な要件は、以下のとおり要約される。
 - 3.1 各会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。
 - 3.2 取締役および役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならず、その写しを会社登記官 に提出しなければならない。
 - 3.3 会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならな 612
 - 3.4 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することが できる。
 - 3.5 会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持されなければならない。
 - 3.6 会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明 するために必要な帳簿および記録を維持しなければならない。
- 4 . 会社は、存続期間の限られた会社でありかつ株主により管理されていない限り、取締役会を持たな ければならない。取締役は、コモンロー上の忠実義務に服すものとし、とりわけ、注意を払ってかつ 会社の最善の利益のために行為しなければならない。
- 5.会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
- 6.額面株式の発行は認められない。
- 7. いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
- 8.株式の買戻しも認められる。
- 9.株式の償還または買戻しの支払いに加えて、収益または払込剰余金から、会社は株式の買戻しをす ることができるが、会社は、資本の支払いの後においても、通常の事業の過程で支払時期の到来する 債務を支払うことができる、すなわち会社が支払能力を有しなければならない。
- 10.会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。会社の払込剰余金勘定から 分配金を支払う場合、取締役はその支払後、会社が通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支 払うことができる、すなわち会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
- 11.免税会社は、今後20年間(さらに10年間の延長が可能)税金が賦課されない旨の約定を取得するこ とができる。
- 12.会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、 会社登記官に報告しなければならない。

13.免税会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

B. 免税ユニット・トラスト

- 1.ユニット・トラストは、(税金または規制の理由により)ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
- 2. ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する 受託者により形成される。また、投資運用会社がトラストを設立する信託証書の当事者となり、信託 証書に基づく権利、義務および債務を有することが一般的になりつつある。
- 3.ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、この問題に関する英国判例法のほとんどを採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法(改正済)は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託会社に対して資金を払い込み、投資者(受益者と称する。)の利益のために投資運用会社が運用する間、受託会社は、一般的に保管者としてこれを保持する。ユニット・トラストの信託証書の特別条項に従い、各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。
- 4.受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。
- 5.大部分のユニット・トラストは、信託法(改正済)に基づく「免税信託」として信託登記官に登録申請される。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を(限られた一定の場合を除き)受益者としない旨宣言した受託会社の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に提出される。
- 6. 免税信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間ケイマン諸島における課税に 服さないとの約定を取得することができる。
- 7.信託は、150年まで存続することができるが、財産永久所有法(Perpetuities Law)(改正済)に規定されている一定の制限的例外に従う。
- 8. 免税信託は、信託証書の変更を信託登記官に提出しなければならない。
- 9 . 免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。

C. 免税リミテッドパートナーシップ

- 1.免税リミテッドパートナーシップは、幅広い種類の投資ストラクチャーにおいて用いられる。
- 2. リミテッドパートナーシップの概念は、基本的に米国において採用されている概念に類似している。それは法によって創設されたものであり、当該法は、英国の1907年リミテッドパートナーシップ 法に基礎を置く。ケイマン諸島の免税リミテッドパートナーシップ法(改正済)は、他の法域のリミテッドパートナーシップ法の諸側面を組み込んでいる。
- 3. 免税リミテッドパートナーシップは、免税リミテッドパートナーシップ契約を締結するゼネラルパートナー(その一人はケイマン諸島の居住者であるか、同島において登録されているかあるいは同島で設立されたものでなければならない。)およびリミテッドパートナーにより、免税リミテッドパートナーシップ法(改正済)により登録されることによって形成される。登録はゼネラルパートナーが、免税リミテッドパートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。
- 4.登録にかかわらず、免税リミテッドパートナーシップはそのパートナーから独立した個別の法人ではない。ケイマン諸島法の下では、免税リミテッドパートナーシップのすべての種類の権利または財産(無形資産ならびにキャピタル・コールを行う権利および一もしくは複数のゼネラルパートナーに譲渡されるか帰属するか、その代理で保有されるか、または免税リミテッドパートナーシップの名義で譲渡されるか帰属する当該資産の手取金を受領する権利を含む。)は、ゼネラルパートナーにより保有されるか保有されるとみなされるものとし、ゼネラルパートナーが複数いる場合には、パートナーシップ契約の条件に従い免税リミテッドパートナーシップの資産として信託することによりゼネ

ラルパートナーにより共同名義で保有されるか保有されるとみなされるものとする。同様に、免税リミテッドパートナーシップの業務の遂行においてゼネラルパートナーにより発生する債務または義務は、免税リミテッドパートナーシップの債務または義務であるとみなされるものとする。

- 5. ゼネラルパートナーは、リミテッドパートナーを除外して免税リミテッドパートナーシップの業務の運営を行う。またリミテッドパートナーが積極的に免税リミテッドパートナーシップの業務の遂行に参加する等の例外的な状況がなければ、リミテッドパートナーは有限責任を享受する。ゼネラルパートナーの機能、義務および責任の詳細は、免税リミテッドパートナーシップ契約に記載される。
- 6. ゼネラルパートナーは、誠意をもって、かつ、免税リミテッドパートナーシップ契約とは異なる明確な条項に従いパートナーシップの利益のために行為する法的義務を負っている。また、例えばコモンローの下での、あるいはパートナーシップ法(改正済)の下での、ゼネラルパートナーシップの法理が適用される。
- 7. 免税リミテッドパートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。
 - 7.1 ケイマン諸島に登録事務所を維持する。
- 7.2 名称、住所、リミテッドパートナーとなった日付の詳細を含むリミテッドパートナーの登録簿を 維持する。
- 7.3 各リミテッドパートナーの出資額および出資日ならびにリミテッドパートナーへの出資額の全部または一部の返還としての支払金額および支払日の記録を維持する。
- 7.4 リミテッドパートナーによるリミテッドパートナーシップ権益に対する担保設定の詳細を示す担保記録簿を維持する。
- 8.パートナーシップ契約に従い、各リミテッドパートナーは、パートナーシップの業務と財務状況に ついて完全な情報を求める権利を有する。
- 9.パートナーシップ契約に従い、リミテッドパートナーシップ権益は、パートナーシップを解散せずにパートナーシップの出資からいつでも買い戻すことができる。ただし、パートナーシップが支払不能にならないことを条件とする。リミテッドパートナーが自己の出資額のいずれかの部分の返還としての支払金額に相当する支払いを受領し、かつ支払いが行われる時点でリミテッドパートナーシップが支払不能でありリミテッドパートナーがかかる支払不能を実際に認識している場合は、かかる支払日から6か月間、リミテッドパートナーは、出資がパートナーシップの資産となる期間内に発生した免税リミテッドパートナーシップの債務または義務を履行するために返済が必要な範囲内で、当該支払金額をパートナーシップに支払う義務を負う。
- 10. 免税リミテッドパートナーシップは、50年間の期間について将来のケイマン諸島における税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。
- 11. 免税リミテッドパートナーシップは、登録内容の変更およびその解散についてリミテッドパート ナーシップ登記官に対して通知しなければならない。
- 12. 免税リミテッドパートナーシップは、リミテッドパートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

4.ケイマン諸島の投資信託に関する準拠法令

- A. ミューチュアル・ファンド法および金融庁法の下における規制投資信託に対するCIMAによる規制と監督
 - 1.CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までにCIMAにそれを提出するように指示できる。
 - 2.規制投資信託の運営者(すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはゼネラルパートナー)は、第1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ12,195.12米ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき609.75米ドルの罰金に処せられる。

- 3.1 ある者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して 事業を行いまたは行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対 して、CIMAがミューチュアル・ファンド法による義務を実行できるようにするために合理的に要求 する情報または説明をCIMAに対して提供するよう指示することができる。
- 3.2 何人でも第3.1項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ121,951.21米ドル の罰金に処せられる。
- 3.3 第3.1項の目的のために情報または説明を提供する者は、自らそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、あるいは知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ121,951.21米ドルの罰金に処せられる。
- 4. 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行いまたは行おうとしているとCIMAが判断したる場合は、CIMAは、グランドコートに投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有している。
- 5.1 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第5.3項に定めるいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。
- 5.1.1 規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合。
- 5.1.2 規制投資信託がその投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行 おうとしている場合、または任意にその事業を解散する場合。
- 5.1.3 免許投資信託である規制投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行いまたは行おうとしている場合。
- 5.1.4 規制投資信託の指示および管理が適正かつ正当な方法で実行されていない場合。
- 5.1.5 規制投資信託の取締役、マネージャーまたは役員を務める者が、各々の地位を占めるに適正かつ正当な者ではない場合。
- 5.2 第5.1項に言及した事由が発生したか、あるいは発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。
- 5.2.1 CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること。
- 5.2.2 会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに対して提出すること。
- 5.2.3 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと。
- 5.2.4 CIMAに指示されたときに、会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに対して提出すること。
- 5.3 第5.1項の目的のため、規制投資信託に関しCIMAがとりうる行為は以下のとおりとする。
- 5.3.1 投資信託に関するミューチュアル・ファンド法に基づく投資信託の免許または登録を撤回すること。
- 5.3.2 投資信託が保有するいずれかの投資信託の免許に対して条件を付し、あるいは条件を追加 し、それらの条件を改定し、撤廃すること。
- 5.3.3 投資信託の設立計画推進者または運用者の入替えを求めること。
- 5.3.4 事務を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること。
- 5.3.5 投資信託の事務を支配する者を選任すること。
- 5.4 CIMAが第5.3項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護する ために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を 求めて、グランドコートに対して、申請することができる。
- 5.5 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが実際的である場合は、 CIMAは投資信託に関し第5.3項および第5.4項により自ら行いまたは行おうとしている措置を、投資 信託の投資者に対して知らせるものとする。

- 5.6 第5.3.4項または第5.3.5項により選任された者は、当該ファンドの費用負担において選任される。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。
- 5.7 第5.3.5項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために運営者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 5.8 第5.7項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。
- 5.9 第5.3.4項または第5.3.5項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- 5.9.1 CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供する。
- 5.9.2 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、投資信託の業務についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告をCIMAに対して行う。
- 5.9.3 第5.9.2項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定するその他の情報、報告書および勧告をCIMAに対して提供する。
- 5.10 第5.3.4項もしくは第5.3.5項により選任された者が第5.9項の義務を遵守しない場合、または CIMAの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を 取り消して他の者をもってこれに替えることができる。
- 5.11 投資信託に関する第5.9項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- 5.11.1 CIMAが特定する方法で投資信託に関する事柄を再編するよう投資信託に要求すること。
- 5.11.2 投資信託が会社の場合、会社法(改正済)の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が同法の規定に従い解散されるように申し立てること。
- 5.11.3 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドの解散を受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること。
- 5.11.4 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解 散命令を求めてグランドコートに申し立てること。

またCIMAは、第5.3.4項.または第5.3.5項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為を実行することができる。

- 5.12 CIMAが第5.11項の措置を執った場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第5.3項に定めたその他の措置を執るように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 5.13 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが第5.3.1 項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。
- 5.14 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、投資信託管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを停止したことまたは任意清算もしくは解散に付されるものと確信したときは、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。
- 5.15 グランドコートが第5.11.3項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、裁判所は受託会社に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払いを認めることができる。
- 5.16 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、投資信託が事業を行うこともしくは行 おうとすることを停止しまたは任意清算もしくは解散に付されるものと確信したときは、いつでも 投資信託の免許または登録を取り消すことができる。
- 6.CIMAは、あらゆる合理的な時期に、(a)規制法(金融庁法に定義されている。)に基づき規制される者、(b)関係者または(c)問い合わせに関係する情報を有するとCIMAが合理的に信じる者に対し書面で通知を交付することにより、ミューチュアル・ファンド法、金融庁法、その他の規制法またはその他の法律によるかこれらに基づき付与された職務のCIMAによる実行に関連しCIMAが合理的に

請求するところにより、上記の者に対し(i)指定情報もしくは指定された種類の情報の提供または ()指定文書もしくは指定された種類の文書の提出を請求し、かつケイマン諸島のマネー・ロンダ リング防止規則に対する遵守の監視を請求することができる。

- 7.金融庁法に従い、海外規制当局による請求に応じ援助を提供すべきことにつきCIMAが納得する場合、CIMAは書面により、(a)規制法に基づき規制される者、(b)関係者、(c)規制法に基づき規制に従うべき業務に従事している者または(d)請求が関連する問い合わせに関係する情報を有すると合理的に信じる者に対し、所定の時間内に、(i)請求が関連する問合わせに関係する事項に係る指定情報もしくは指定された種類の情報をCIMAに提供すること、()上記の問い合わせに関係する指定文書もしくは指定された種類の文書を提出すること、または()上記の問い合わせに関係してIMAが書面で特定する援助をCIMAに対して与えることを書面で指示することができる。
- 8.ある者が請求もしくは指示の行われた日から3日以内またはCIMAが認めるこれより長い期間内に、 第6項に基づく請求または第7項に基づき付与される指示に従わない場合、CIMAは請求または指示の 遵守をその者に要求する命令を裁判所に申し立てることができる。
- 9.第6項に基づく請求または第7項に基づき付与される指示に関連し、ある者の宣誓による審問が必要であるとCIMAが考える場合、CIMAは裁判所がその者を審問し、審問の結果をCIMAに送付させるよう即決裁判所に申請することができる。
- 10.裁判所は第9項に基づく申請をその受領から7日以内に処理し、審問から14日以内に審問結果をCIMAに送付する
- 11. 第6項または第7項に基づき文書が提出される場合、CIMAはこれらの謄本または抄本を作成することができる。
- 12.弁護士がその依頼人または本人の住所および氏名の提供を請求される場合を除き、いかなる者も、 法的手続において法律上の専門家特権に基づき開示または提供を拒絶する権利を有する情報の開示ま たは文書の提供を本項により要求されない。
- 13.合理的な理由なく(a)第6項によるCIMAの請求もしくは第7項によるCIMAの指示に従わない者、(b)第6項もしくは第7項の規定を無効とする意図を持って、文書の破棄、汚損、毀損、隠蔽もしくは除去を行う者、または(c)第6項もしくは第7項に従って実行されるCIMAによる問い合わせを故意に妨害する者は、罪に問われ、12,195.21米ドルの罰金の略式処分および121,951.21米ドルの罰金の起訴処分を課され、同人が有罪と決せられる違犯が処分後も継続する場合、同人はさらに違犯を犯していることになり、かかる違犯が継続する一日につき12,195.21米ドルの罰金を課せられる。
- 14. (a) 法人の犯した第6項および第7項に基づく違犯が、法人の取締役、マネージャー、秘書役もしくはその他の類似役員またはかかる資格で行為するとされるあらゆる者の同意もしくは黙認を得て実行されたか、またはこれらの側の過失に帰せられると証明された場合、法人の他、これらの者はかかる違犯について罪を問われ、これに従い法的手続に処せられかつ処罰される。
 - (b)法人の業務がその社員により管理される場合、当該社員の管理職務に関連する同人の行為および不履行について、同人が法人の取締役であるものとして第14(a)条が適用される。
- 15. ある者が第6項に基づく請求、第7項に基づく指示もしくは第8項に基づく命令に従う場合または 第9項に基づく証拠を提供する場合、かかる遵守は、法律によるかまたはこれに基づく情報の開示制 限の違犯とはみなされず、民法上の責任を生じるものではない。
- 16. CIMAは、一定の状況下において、かつ、海外規制当局による求めに応じ援助を提供すべきことにつきCIMAが納得する場合、(a)適格者に対し、CIMAの協力権能の一部の行使を授権しかつ、(b)その協力権能の行使において警察庁長官の支援を求めることができる。
- 17.海外の規制当局またはその代理人により実行される問い合わせの対象となる者またはかかる対象の主題である(a)CIMAにより指定された者の業務もしくは業務の側面または(b)CIMAにより指定さ

れた主題の調査を目的とする場合を除き、第16項に基づく支援を求めてはならずまたは職権は授与されるものではない。

- 18.いかなる者も、要求された場合に自己の権限の証拠を提出しない限り、第16項により授与される職権により権限を行使する者が課した要求に従う義務を負うものではない。
- 19. CIMAが第16項に基づき支援を求めるかまたは権限を授与する場合、支援または権限は、CIMAが決定する方法で提供されるかまたは実行される。またCIMAがかかる権限をある者に授与する場合、同人は当該権限の行使およびその行使結果についてCIMAが要求する方法でCIMAに報告を行う。
- B. ミューチュアル・ファンドの取締役の登録および免許
 - 1.取締役登録及び免許法(改正済)(「DRLA」)に従い、ミューチュアル・ファンド法に基づき規制されるミューチュアル・ファンドおよび証券投資事業法第5(4)条に基づく「登録者」として登録される大半の会社(併せて「対象会社」)の全取締役は、(i)CIMAに登録するかまたは()かかる取締役が(a)20社以上の対象会社の取締役を務める場合または(b)一定の例外に基づく法人取締役である場合は、CIMAによる免許を受けなければならず、いずれの場合も、適切な登録料または免許を支払わなければならない。
 - 2.DRLAは現時点において、パートナーシップまたはユニット・トラストに該当する対象会社には適用 されない。
 - 3.登録取締役は、専門取締役のカテゴリーに該当しない自然人である。登録取締役は、DRLAに基づき 登録を受ける必要がある。
 - 4 . 専門取締役は、20社以上の対象会社の取締役として任命されている自然人である。専門取締役は、DRLAに基づき免許を受ける必要がある。ただし、専門取締役が、
 - (a)会社管理法に基づき発行される会社管理の免許またはミューチュアル・ファンド法に従い発 行されるミューチュアル・ファンド管理会社の免許を保有する会社、または
 - (b)「ファンド管理者」(すなわち、投資運用サービス、投資顧問サービスを提供するかまたは プロモーター(ミューチュアル・ファンド法に定義される。)を務める。)であり、特定の 海外規制当局により登録され、または免許を受けている会社(かかる取締役の任命がファン ド管理者との関係により発生する場合)
 - の取締役、従業員、構成員、役員、パートナーまたは株主である場合を除く。
 - (a) または(b) の場合、専門取締役は、認可の申請ではなく、DRLAに基づく登録を行う必要がある。
 - 5.法人取締役は、対象会社の取締役に任命された法人である。法人取締役は、会社管理の免許または ミューチュアル・ファンド管理会社の免許(専門取締役に関して上記に概説されている。)を保有し ていない限り、免許を受ける必要がある。さらに、一定のその他の登録要件が適用される場合があ る。
 - 6 . 登録に際し、取締役は、CIMAのオンライン登録システムによりCIMAに対して以下を提出しなければならない。
 - (a)以下を含む申請書
 - (i)申請者の氏名、生年月日、国籍および出生国
 - () 申請者の主たる居住地の住所および郵送先の住所(居住地の住所と異なる場合)
 - () 詐欺行為または不正行為等の刑事上の有罪判決の内容
 - ()規制当局、自主規制団体または専門規制機関による不利な指摘、罰金、制裁措置または懲戒処分の内容
 - (∨)申請者が取締役を務めるまたは務める予定の対象会社の商号および登録番号
 - (b)返金不可の申請料および登録料:853.69米ドル

上記に加え、第4項に記載される理由のうちいずれかに基づき免許要件を免除される専門取締役は、個人情報を記載した質問書のすべての項目に記入し、免除の根拠を裏付ける追加の内

容および確認書類を提供する必要がある。CIMAは、登録の処理を行うために追加の情報を要求することができ、申請者が(i)詐欺または不正行為等の犯罪行為を犯している場合または()規制当局、自主規制団体または専門懲戒機関による不利な指摘、罰金、制裁措置または懲戒処分を受けている場合、通常、申請者の申請を却下することができる。

- 7.免許申請に際し、取締役は、CIMAのオンライン登録システムによりCIMAに対して以下を提出しなければならない。
 - (a)以下を含む申請書および補足書類
 - (i)申請者の氏名、生年月日、国籍および出生国
 - () 申請者の主たる居住地の住所および郵送先の住所(居住地の住所と異なる場合)
 - ()個人情報を記載した質問書
 - ()3通以上の照会状。うち1通は申請者の人柄に関するもの、1通は申請者の財務状態が健全であることを証するもの、1通は犯罪経歴証明書(またはこれに相当するもの)
 - (v) 申請者が取締役を務めるまたは務める予定の対象会社の商号および登録番号
 - ()保険加入を証するもの
 - (b)返金不可の申請料および認可料:3,658.54米ドル

CIMAは、認可申請の処理を行うために必要なその他の情報を要求することができるが、通常、申請者の(i)誠実さ、高潔さおよび評判、()適正および能力、()財務の健全性を考慮し、申請者が適格であるかを判断する。

- 8 . 会社取締役の免許申請に際し、取締役は、CIMAのオンライン登録システムによりCIMAに対して以下を提出しなければならない。
 - a.以下を含む申請書および補足書類
 - (i)外国会社の場合は申請者を代理して送達または通知を受ける権限を有する1名以上の者の 氏名および住所
 - ()申請者の設立証明書
 - () 申請者が取締役を務めるまたは務める予定の対象会社の商号および登録番号
 - () 申請者のすべての取締役、管理職および役員の氏名、住所および国籍
 - (V)申請者の発行済株式資本または議決権総数の10%を超えて保有する各株主の氏名、住所および国籍
 - ()(i)取締役、管理職および役員、()申請者の発行済株式資本または議決権総数の 10%を超えて保有する株主および実質株主それぞれの個人情報を記載した質問書
 - ()(i)取締役、管理職および役員、()申請者の発行済株式資本または議決権総数の 10%を超えて保有する株主および実質株主それぞれに関し、3通以上の照会状。うち1通は 人柄に関するもの、1通は財務状態が健全であることを証するもの、1通は犯罪経歴証明書 (またはこれに相当するもの)
 - ()申請者の基本定款および通常定款(またはこれに相当する設立文書)の写しならびに取締役1名による宣誓書
 - () すべての親会社および子会社の商号、主たる事務所および登録事務所の住所
 - ()海外規制当局で認可または登録されている申請者のすべての親会社および子会社の存続証 明書
 - () 申請者を規制しているすべての海外規制当局が発行した存続証明書
 - ()保険加入を証するもの
 - (b) 返金不可の申請料および認可料:9,756.10米ドル

CIMAは、認可申請の処理を行うために必要なその他の情報を要求することができるが、通常、申請者の(i)誠実さ、高潔さおよび評判、()適正および能力、()財務の健全性を考慮し、申請者が適格であるかを判断する。

認可を受けた場合、法人取締役は、新たな取締役会構成員を任命する前にCIMAの書面による 承認を得なければならない。

- 9.専門取締役および法人取締役は、公認保険会社(すなわち、保険法(改正済)上認可を受けている 保険会社またはCIMAが認めるその他の保険会社)の最小の付保を維持しなければならない。
- C.投資信託管理者に対するCIMAの規制および監督
 - 1.CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を受け、CIMAが特定する合理的期間内に CIMAに対し提出するように指示することができる。
 - 2.免許投資信託管理者は、第1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ24,390.24米ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき609.75米ドルの罰金に処せられる。
 - 3.ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して投資信託管理者として行為し、あるいは事業を営んでいると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対し、ミューチュアル・ファンド法の下でCIMAの義務を実行できるようにするためにCIMAが合理的に要求する情報および説明をCIMAに対して提出するように指示することができる。
 - 4.第3項により付与された指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ121,951.21米ドルの罰金に課せられる。
 - 5.第3項の目的のために情報または説明を提供する者は、自らそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、あるいは知るべきであるのにかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ121,951.21米ドルの罰金に処せられる。
 - 6.CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めてグランドコートに申立てをすることができ、 グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。
 - 6.1 ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
 - 6.2 同人がミューチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合。
 - 7.CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当するとCIMAが認めた場合は、第9項に 定める行為を行うことができる。
 - 7.1 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないときまたは履行できないおそれがある場合。
 - 7.2 免許投資信託管理者がミューチュアル・ファンド法の規定またはマネー・ロンダリング防止規則 の規定に違反している場合。
 - 7.3 会社法パートXVIIA、有限責任会社法パート12または有限責任パートナーシップ法(改正済)パート8に定義されている「法人向け業務提供者」である免許投資信託管理者が当該パートに違反している場合。
 - 7.4 免許投資信託管理者が、自らが管理している投資信託の投資者または自らの債権者もしくはかかる投資信託の債権者を害するような方法で事業を行っているかもしくは行おうとしている場合、または任意にその投資信託管理事業を解散する場合。
 - 7.5 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行いまたはそのようにもくろんでいる場合。
 - 7.6 免許投資信託管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合。
 - 7.7 免許投資信託管理業務について取締役、マネージャーまたは役員の地位にある者が、各々の地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合。
 - 7.8 免許投資信託管理業務を支配しまたは所有する者が、当該支配または所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合。

- 8.第7項に言及した事由が発生したか、あるいは発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。
 - 8.1 免許投資信託管理者の以下の不履行
 - 8.1.1 CIMAに対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うことまたは所定の手数料を支払うこと。
 - 8.1.2 CIMAの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること。
 - 8.1.3 投資信託、またはファンドの設立計画推進者もしくは運用者に関し、条件が満たされていること。
 - 8.1.4 規制投資信託の事柄に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと。
 - 8.1.5 CIMAによる指示に従い、名称を変更すること。
 - 8.1.6 会計監査を受け、CIMAに対して監査済会計書類を送ること。
 - 8.1.7 少なくとも2人の取締役をおくこと。
 - 8.1.8 CIMAから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をCIMAに対し提出すること。
 - 8.2 CIMAの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること。
 - 8.3 CIMAの書面による承認なく管理者の取締役、類似の上級役員またはゼネラルパートナーを選任すること。
 - 8.4 CIMAの承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること。
- 9 . 第 7 項の目的のために免許投資信託管理者についてCIMAがとりうる行為は以下のとおりとする。
 - 9.1 その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更しまたは撤廃すること。
 - 9.2 管理者の取締役、類似の上級役員またはゼネラルパートナーの交代を請求すること。
 - 9.3 管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること。
 - 9.4 投資信託管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること。
 - 9.5 投資信託管理者が保有している投資信託管理者免許を取り消すこと。
- 10. CIMAが第9項による措置を執った場合、CIMAは、グランドコートに対して、CIMAが当該管理者によって管理されているファンドの投資者とその債権者および当該ファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。
- 11.第9.3項または第9.4項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任される。その選任によりCIMAに発生した費用は、管理者がCIMAに支払うべき金額となる。
- 12.第9.4項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者 およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために(清算人または管財人を除く)他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を管理するために必要な一切の権限を有する。
- 13.第12項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。
- 14.第9.3項または第9.4項により免許投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとす る。
 - 14.1 CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - 14.2 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、投資信託の管理者の管理についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理者に関する勧告をCIMAに対して行う。
 - 14.3 第14.2項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定するその他の情報、報告書および勧告をCIMAに対して提供する。

- 15. 第9.3項または第9.4項により選任された者が、以下の事由に当たる場合、CIMAは、選任を取り消し これに替えて他の者を選任することができる。
 - 15.1 第14項の義務に従わない場合、または
 - 15.2 満足できる形で投資信託管理者に関する義務を実行していないとCIMAが判断する場合。
- 16.免許投資信託管理者に関する第14項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
 - 16.1 投資信託管理者に対し、CIMAが特定する方法でその業務を再編するように要求すること
 - 16.2 投資信託管理者が会社の場合、会社法(改正済)の第94条によりグランドコートに対して同会社が同法の規定に従い解散されるように申し立てること。

またCIMAは、第9.3項または第9.4項により選任される者の選任に関して適切と考える行為を執ることができる。

- 17. CIMAが第16項の措置を執った場合、CIMAは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者 およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置を執るように命じる命 令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 18. CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。
 - 18.1 CIMAが、免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うことあるいは行おうとすることを停止したことを納得した場合。
 - 18.2 免許保有者が、解散、または清算に付された場合。
- 19. 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、CIMAが 第9項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものと みなされる。
- 20.投資信託管理者が信託会社の場合、例えば、投資信託の受託者である場合、投資信託管理者は、銀行・信託会社法に基づきCIMAにより規制され監督される。かかる規制と監督の程度はミューチュアル・ファンド法の下でのそれにおよそ近いものである。
- D.ミューチュアル・ファンド法の下での一般的法の執行
 - 1.執行官が、CIMAまたは検査官と同じレベル以上の警察官がミューチュアル・ファンド法の下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていると疑う合理的な根拠があるとしてなした申請に納得できた場合、執行官はCIMAまたは警察官およびその他の人々が支援を受けるため合理的に必要とするその他の者に以下のことを授権する令状を発行することができる。
 - (i)必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること。
 - () それらの場所またはその場所にいる他の者を捜索すること。
 - ()必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して捜索をすること。
 - ()ミューチュアル・ファンド法の下での犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること。
 - (∨)ミューチュアル・ファンド法の下での犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録を点検し写しをとること。これが実行できない場合は、かかる記録を持ち去ってCIMAに対して引き渡すこと。
 - 2.CIMAが記録を持ち去ったか、またはCIMAに記録が引き渡された場合、CIMAはこれを点検し、写しを取り、抜粋を作成するために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。
 - 3.何人もCIMAがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この 規定に違反する者は罪に問われ、かつ243,902.43米ドルの罰金に処せられる。

E.CIMAによる金融庁法上の開示

金融庁法により、CIMAの取締役、役員、従業員、代理人または顧問は、下記のいずれかに関係する情報を開示することができる。

- 1.CIMAに関する事柄。
- 2. 規制法に基づきCIMAまたは政府に対してなされた申請。
- 3.規制法に基づき免許を保有する者(住宅金融組合または信用組合を含む。)に関する事柄。
- 4. 免許保有者により管理されている会社または投資信託の顧客、構成員、依頼人または保険契約者に 関する事柄。
- 5.海外の規制当局によって共有されている情報またはこれに関する通信情報。 ただし、これらの情報は、CIMAが金融庁法またはその他の法律により職務を行い、その任務を実行する過程で取得したもので次のいずれかの場合に限られる。
- 1. 例えば秘密情報公開法に基づき、ケイマン諸島内の管轄裁判所によりこれを行うことが合法的に要求されあるいは許可された場合。
- 2.金融庁法、その他の法律またはこれらに基づき制定された規則により付与された職務の実行においてCIMAを補助することを目的とする場合。
- 3.免許所有者の業務に関する場合、または免許所有者によるか、その同意が任意に付与されている免許所有者、顧客、依頼人、保険契約者、会社もしくは投資信託(場合による。)の権限をもって管理・運用される会社もしくは投資信託の顧客、依頼人、保険契約者の業務に関する場合、またはかかる会社もしくは投資信託に関する場合。
- 4.CIMAが金融庁法またはその他の法律に基づきその職務を実行する際に金融庁法もしくはこれに基づき制定された規則によるかまたは長官とCIMAの間の取引に関連し長官に付与された職務を長官が実行することを可能とするかまたはこれを助ける目的の場合。
- 5.開示された情報が他の源泉から公衆に提供されるかまたは提供された場合。
- 6. 開示された情報が、免許所有者の身元、または当該情報の関連する免許所有者により管理される会社もしくは投資信託の顧客、依頼人もしくは保険契約者の身元、またはかかる会社もしくは投資信託の身元の確認を可能としない方法で表明された要約または統計に含まれている場合。
- 7.(i)刑事手続の提起のためにもしくは刑事手続の目的上ケイマン諸島の法務長官もしくは法執行機関に対して適法に行われる場合、()いずれかの者に対してマネー・ロンダリング防止規則に基づき適法に行われる場合、または()第9項に基づき海外規制当局に対して適式に行われる場合。
- 8.(i)免許所有者の解散もしくは清算または()免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合。
- 9.ケイマン諸島外の投資信託規制当局により管理される法令および規則を執行するための民事または 行政調査および手続の実行を含む規制上の職務を当該当局が実行することを可能とするために必要な 情報を、かかる当局に提供する場合。

上述に規定された認められた状況におけるもの以外の情報を開示するCIMAの取締役、役員、従業員、代理人または顧問は、12,195.12米ドルの罰金および1年間の懲役の略式処分または起訴処分の場合は60,975.60米ドルの罰金および3年間の懲役の処分を課せられる。

- F.ケイマン諸島投資信託の受益権の募集/販売に関する一般的な民法上の債務
 - 1.過失による誤った事実表明

投資信託に係る販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申し込む者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば(場合に応じ)ファンド、取締役、受託会社、運用者、ゼネラルパートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、かかる者に対し、販売書類中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている部分における不実表示による損失の請求を招く可能性がある。

2. 欺罔的不実表明

事実の欺罔的不実表明(約束、予想、または意見の表明でなくとも)に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。この分脈においては「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながら、または表明が事実であるとは思わずに、または表明が真実であるか虚偽であるかについて信じることなく注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解されている。

3.契約法(改正済)

契約法の第14(1)条では、当該表明が欺罔的に(意図的に)行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。契約法の第14(2)条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。

一般的事柄としては、当該契約はファンドそのもの(または受託会社)と結ぶので、ファンド(または受託会社)は運用者、ゼネラルパートナー、取締役、設立計画推進者または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者はファンドである。

4. 欺罔に対する訴訟提起

損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し(契約上でなく不法行為上の民事請求権)、以下のことを示すならば、欺罔による損害賠償を得ることができる。

- (i) 重要な不実の表明が欺罔的になされた。
- () そのような不実の表明の結果、受益権を申し込むように仕向けられた。

「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながら、または表明が真実であるとは思わずに、または表明が真実であるか虚偽であるかについて信じることなく注意を払わずに行ったことを意味する。だます意図があったことまたは不実の表明が投資者が受益権を購入するようにさせられた唯一の原因であったことを証明する必要はない。

情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。

表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該表明を明確に訂正せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。

事実の表明に対し、意見または期待の表明は、本項の債務を発生せしめないであろうが、その誤りがあれば不実の表明となるような形で、現存の事実の表明となる方法で文言を作成することができる。

5 . 契約上の債務

販売書類はファンド(または受託会社)と受益権分の成約申込者との間の契約の基礎も形成する。 もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除し、および/または損害賠償を求めてファンド(または受託会社)ならびに/または運用者、設立計画推進者、ゼネラルパートナーおよび/もしくは取締役に対し訴えを提起することができる。

一般的事柄としては、当該契約はファンド(または受託会社)そのものと結ぶので、ファンドは取締役、運用者、ゼネラルパートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド(または受託会社)である。

6.隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ゼネラルパートナー、取締役、役員または代行会社は、ファンドと第三者と の間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定的に授権されているときはこ の限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

G.ケイマン諸島投資信託の受益権の募集/販売に関する一般的な刑法上の債務

1. 刑法(改正済)第257条

会社の役員(あるいはかかる者として行為しようとする者)が株主または債権者(申込者を含む。)を会社の事項について欺罔する意図の下に、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるかまたは欺罔的であるような声明または計算書を書面にて発行しまたは発行に同調する場合、同人は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

2. 刑法(改正済)第247条および第248条

欺罔により、不正に自ら金銭的利益を得、あるいは他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図の下に不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。

この目的上、同人が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」とは、他の者のための取得または他の者をして取得もしくは保有させることを含む。両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、一切の欺罔 (未必の故意または故意によるものかを問わない。)をいい、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

H.課徴金を科すCIMAの権限

1.CIMAの職権

CIMAは、マネー・ロンダリング防止規則、マネー・ロンダリング法(改正済)またはいずれかの「規制法」の違反について課徴金を科す権限を有する。

金融庁(課徴金)規則(改正済)(「課徴金規則」)は、違反を軽微、重大または極めて重大に分類すると規定している。

課徴金は、以下の要領で徴収される。

- (a)軽微と規定される違反について、課徴金は5,000ケイマン諸島ドル。CIMAは、総額20,000ケイマン諸島ドルを上限として、一または複数回の課徴金をCIMAが決定する間隔で継続して課す 権限を有する。
- (b) 重大と規定される違反について、課徴金は以下を超えない金額の課徴金一回とする。
 - (i)個人の場合、50,000ケイマン諸島ドル
 - () 法人の場合、100,000ケイマン諸島ドル
- (c)極めて重大とされる違反について、課徴金は以下を超えない金額の課徴金一回とする。
 - (i)個人の場合、100,000ケイマン諸島ドル
 - ()法人の場合、1,000,000ケイマン諸島ドル

2. 罰則の例

課徴金規則に基づき定められた規定の例としては、以下がある。

- (a) ミューチュアル・ファンド法に基づく関連するライセンスまたは登録なしで事業を継続する または継続を試みること:極めて重大な違反
- (b)ミューチュアル・ファンド法に基づく決算書の監査を怠ること:重大な違反
- (c) ミューチュアル・ファンド法に基づくCIMAに対する監査済決算書の送付を怠ること:重大な 違反
- (d) ミューチュアル・ファンド法に基づく年間手数料の支払いを期日までに行わないこと:軽微
- (e)マネー・ロンダリング防止規則に基づく顧客の本人確認および検証を怠ること:極めて重大
- (f)マネー・ロンダリング防止規則で義務付けられたマネー・ロンダリング防止規則コンプライアンス責任者の任命を怠ること: 重大

これはケイマン諸島における規制上の義務違反の一例にすぎず、CIMAが課徴金を課す権限を有するか否かの判断においては、課徴金規則との関連において検証されるべきである。

5.マネー・ロンダリング防止、テロリストへの資金供与対策および拡散金融対策(「AML」)

- 1.ミューチュアル・ファンド法に基づき免許を付与されているか、または規制を受けている事業体は、犯罪収益法(改正済)(「POCA」)に定義されている「関連金融事業」を行っているとみなされる。「関連金融事業」を行っている者は、ケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止に関する法律ならびに関連する規制、規則および指針(「AML法」)を遵守することを義務付けられる。
- 2.ケイマン諸島は、金融活動作業部会(「FATF」)の準メンバーであるカリブ金融行動課題実行部隊のメンバー国である。AML法の主要な源泉は三つある。
 - (i)犯罪収益法(「POCA」)は、マネー・ロンダリング活動を防止することを目的としたケイマン諸島の一次法である。
 - ()マネー・ロンダリング防止規則(「AML規則」)は、POCAに基づき公布されており、「関連金融事業」に従事している者に適用される。
 - ()ケイマン諸島金融庁(「CIMA」)は、ケイマン諸島におけるマネー・ロンダリング、テロリストへの資金供与および拡散金融の防止および摘発に関するガイダンス・ノート(「本ガイダンス・ノート」)を公表している。
 - ()また、以下の法律も関連する。
 - (a) 枢密院令によりケイマン諸島に移入された制裁命令(「本制裁命令」)
 - (b)腐敗行為防止法
 - (c)テロ行為法(改正済)(「TA」)
 - (d)拡散金融(禁止)(改正)法(「PFPA」)
 - (e)金融庁法(改正済)
- 3.AML規則により、関連金融事業を行っている者は、リスク・ベース・アプローチ(「RBA」)をとることを義務付けられる。かかる者は、その特定の組織、体制および事業活動について適切なRBAを構築する必要がある。RBAの一環として、ある者は、以下を行うことを義務付けられる。
 - (i)関連するマネー・ロンダリングおよびテロリストへの資金供与のリスクを特定すること。
 - () 以下に関してマネー・ロンダリング / テロリストへの資金供与のリスクを評価すること。
 - (a) 顧客および実質的所有者
 - (b) 顧客および実質的所有者が居住し、または事業を展開している国または地理的領域
 - (c) 国または地理的領域
 - (d)提供される商品、業務および取引
 - (e) デリバリー・チャネル (ある者が、例えば直接的にまたはその他の手段 (電子メール、インターネット、仲介機関等)により、顧客との取引関係を継続する手段
 - (f)新たな商品、デリバリー・メカニズム、技術
- 4.これに関して、AML規則により、関連金融事業を行っている者は、AML制度を遵守してAMLに関する方針および手続を維持することを義務付けられる。かかる方針および手続は、以下のAML規則の要件を網羅する必要がある。
 - (i)デュー・ディリジェンスによる顧客の本人確認および検証の手続
 - () RBAの導入
 - ()高い基準を確保するための従業員のスクリーニング
 - () AML規則を遵守した適切な記録の保存(かかる記録は、請求に応じて遅滞なく管轄当局に提供 しなければならない。)
 - (v)人、国および活動に関するリスクを特定するための適切なシステムおよび研修の実施(これには、すべての適用ある制裁リストとの照合が含まれるものとする。)

- ()検証前に顧客が取引関係を利用する可能性がある状況に関するリスク管理手続の導入
- () いずれかの管轄当局が公表した、FATFの推奨事項を遵守していないか、または十分に遵守していない国のリストの遵守
- () AML規則に従った内部報告手続
- ()マネー・ロンダリング、テロリストへの資金供与および拡散金融を防止し、阻止し、報告する目的のための取引関係または一回限りの取引の継続的モニタリング手続ならびにケイマン 諸島において適用される対象を絞った金融制裁の対象となる資産を特定することを可能にするかかる手続
- ()ケイマン諸島において適用される対象を絞った金融制裁に関する義務の遵守を確保するため の手続
- ()マネー・ロンダリング、テロリストへの資金供与および拡散金融を未然に防ぎ、防止する 目的のための取引関係または一回限りの取引の継続的モニタリングに適したその他の内部統 制手続(適切かつ効果的であってリスク・ベースの独立した監査機能および通信を含む。)
- 5. 関連金融事業を行っている者は、AML規則の遵守を確保する目的のため、マネー・ロンダリング防止コンプライアンス責任者(AMLCO)、マネー・ロンダリング報告責任者(MLRO)およびマネー・ロンダリング報告副責任者(DMLRO)を選任することを義務付けられる。
- 6.本ガイダンス・ノートの規定により、関連金融事業を行っている者は、対象を絞った様々な国際的金融制裁/命令に基づく義務、ならびにテロリストへの資金供与および拡散金融(場合に応じて)に関して発出された指定および指示に留意し、かかる制裁/命令を遵守する必要がある。
- 7. 英国は、独自の制裁レジームを有し、国際連合による制裁を実施する。かかる制裁は、海外枢密院令により自動的にケイマン諸島に移入される。一般に、英国(財務省)において施行されている制裁リストは、ケイマン諸島にまで及ぶ。かかる制裁は、ケイマン諸島のすべての個人および事業体に適用される。英国(財務省)において発行されるリストは、米国(OFAC)等のその他の国が発行するリストとは異なる可能性がある。ケイマン諸島は、独自の制裁を科すことがある。ケイマン諸島において適用される制裁を少なくともすべて盛り込んでいないリストは関連金融会社のAMLの枠組みに不備を生じさせる可能性があるため、関連金融会社は、制裁リストを慎重に選択することが重要である。
- 8. 関連金融事業を行っている者は、本制裁命令に違反している関係を発見した場合、関連する法律/命令に基づき義務付けられるとおり、疑わしい活動に関する報告書の提出、資金の凍結および長官への通知等の行為を行うことを義務付けられる。制裁とは、国際的な平和および安全を維持し、または回復させることを目的として実施される禁止および制限である。制裁は、一般に、特定の個人もしくは事業体または特定のセクター、業種もしくは権益を対象とする。制裁は、特定の国もしくは領域の一定の人々および対象または何らかの組織もしくはかかる組織内の要素に向けられることがある。また、テロ行為に関与している者および組織を対象とする制裁もある。ケイマン諸島による制裁には、TAおよびPFPAに基づき発出された対象を絞った国際的な金融制裁および指示が含まれる。
- 9.制裁の区分は三つある。すなわち、
 - (i)テロ行為/テロリストへの資金供与
 - ()拡散金融
 - ()国に対する一般的な制裁(国内紛争)
- 10. 金融制裁は様々な形態で適用され、その形態は状況の事実関係に左右される。近年用いられている最も一般的な種類の金融制裁は、以下のものである。
 - (i)対象を絞った資産凍結 通常、指定された個人、事業体および機関に適用され、当該個人、 事業体および機関が資金および経済的資源にアクセスすることならびにこれらを利用する能力を制限する。
 - ()セクター全体の様々な金融市場および金融業務に対する制限 かかる制限は、指定された個人、事業体および機関、特定のグループまたはセクター全体に適用される可能性がある。こ

れまでのところ、かかる制限は、投資禁止措置、資本市場へのアクセスに対する制限、銀行取引関係および銀行業務活動を停止する旨の指示、一定の支払いを行う前または受領する前に通知を行うか、または承認を求める旨の要件、ならびに金融業務、保険業務、仲介業務、顧問業務またはその他の金融面での支援の提供に対する制限の形態をとっている。

- ()すべての取引を停止する旨の指示 特定の者、グループ、セクター、領域または国との間の 特定の種類のすべての取引を停止する旨の指示である。
- 11. 金融制裁が資産凍結の形態をとる場合、関連金融会社は、一般に、以下を行うことを禁止される。
 - (i)被指定者に帰属するか、または被指定者が所有し、保有し、もしくは管理する資金または経済的資源を取り扱うこと。
 - ()被指定者がまたは被指定者の利益のために直接的または間接的に資金または経済的資源を利用できるようにすること。
 - ()金融制裁による禁止事項を直接的または間接的に潜脱する行為を行うこと。
- 12. 関連金融事業を行っている者は、そのAMLの枠組みの不可欠な一部として制裁コンプライアンス・プログラムを織り込む必要がある。ケイマン諸島において適用される正式な制裁命令は、ケイマン諸島政府により官報において公表される。
- 13. 関連金融事業を行っている者は、申請者、顧客、実質的所有者、取引、業務提供者およびその他の関連する当事者が制裁対象者または制裁対象者/国に関連する者に関わる取引を行っているか、または行う可能性があるかを判断するため、関連する制裁リストに照らして当該申請者、顧客、実質的所有者、取引、業務提供者およびその他の関連する当事者のスクリーニングを行うことを義務付けられる。
- 14. 完全に一致するか、または疑義がある場合、関連金融会社は、制裁に関する義務(報告要件を含む。)の遵守を確保するために以下の手続を執ることを確保するものとする。
- 15.制裁命令または指示の後に行われた決定は、文書化し、記録するものとする。かかる文書には、制裁に関する義務を遵守するために行われたすべての行為およびかかる行為それぞれの根拠を盛り込む必要がある。
- 16.AML法に基づく違反を犯した者は、多額の罰金および懲役に処せられることがある。AML規則の違反に つき責任を負う者は、609,756.10米ドルの罰金または罰金および2年の懲役を科される場合がある。

6.情報の自動的交換

- 1.国内税制の完全性に関するG20の懸念に対処するため、経済協力開発機構(「OECD」)は、共通報告基準(「CRS」)を策定するよう委任を受けた。かかる策定に際して、OECDは、管轄当局間モデル協定および共通報告基準に関するコメンタリー(「本コメンタリー」)も作成した。CRSは、税務上の金融口座情報の自動的交換に関する国際基準となることが意図されている。CRSは、米国外国口座税務コンプライアンス法(「FATCA」。CRSと総称して「AEOI」)の実施のために多くの法域が導入しているアプローチに基づき構築されている。
- 2. AEOIに基づき、諸法域は、保管機関、金融機関、投資事業体および特定の保険業務提供者(総称して「本金融機関」)から特定の金融情報を収集し、年に一度、自動的にパートナー法域との間で当該情報を交換する。投資信託は、通常、AEOI制度に基づき本金融機関に区分される。
- 3.ケイマン諸島の管轄当局は、税務情報庁(「TIA」)である。TIAの受託職務は、税務上の情報交換に係るすべての仕組みの運営を所管する政府部局である国際税務協力局(「DITC」)の局長およびスタッフが行う。
- 4.ケイマン諸島においてAEOIを実施する一次法は、税務情報庁法(「TIA法」)である。これは、すべての形態の税務上の情報交換に係る法的枠組みを規定するものである。CRSの詳細な規定は、TIA法に基づく二次法、具体的には2018年2月28日に統合され、かつ、改正された2015年税務情報庁(国際税務コンプライアンス)(共通報告基準)規則(「CRS規則」)により実施される。FATCAは、具体的にはケイマン諸島と米国の間の政府間協定および税務情報庁(国際税務コンプライアンス)(アメリカ合衆国)規則

(「FATCA規則」。CRS規則と総称して「AEOI規則」)により実施されている。AEOI規則は、関連するコンプライアンス体制および規制上の制度、さらに行政処分を用いたTIAの執行権限について定めている。TIAは、FATCAおよびCRSに関するガイダンス・ノートを公表している。

- 5. AEOI制度に基づき、ケイマンの本金融機関は、以下を行わなければならない。
 - (i)米国内国歳入庁に登録し、GIINを取得すること。
 - ()書面によるCRSに関する方針および手続を確立し、維持し、実施し、遵守すること。
 - ()TIAに対し一定の情報を通知すること。
 - ()口座名義人に対しデュー・ディリジェンス手続を適用すること。
 - (v) TIAに対し年次報告を行うこと。
 - ()関連する情報を保持すること。
- 6.デュー・ディリジェンス手続により、本金融機関は、本金融口座を特定し、かかる本金融口座のうちいずれがAEOI制度に基づく報告対象口座であるかを、本口座名義人によってまたは本口座名義人が受動的NFEである場合には本口座名義人の支配者(当該用語はAEOI制度において定義されている。)によって判断することを義務付けられる。かかる報告対象口座については、TIAに提出される年次報告書上で報告しなければならない。本金融機関は、提出した報告書に関する情報を6年間保持しなければならない。

7.データ保護法

- 1.ケイマン諸島に所在する事業体は、2017年ケイマン諸島データ保護法(「DPA」)の対象となる。かかる事業体は、DPAに従う場合にのみ個人データを使用することが認められている。DPAは、個人データの使用に関する世界的に認められている原則をケイマン諸島に導入するものである。DPAは、ケイマン諸島と世界中のその他の主要法域、特に欧州連合の足並みを揃えさせるものである(DPAは、EU一般データ保護規則をモデルとしている。)。オンブズマン事務局は、ケイマン諸島のデータ保護に関する監督当局である。かかる役割の一環として、オンブズマンは、苦情について聴取、調査および裁定を行い、データ管理者によるコンプライアンスについてモニタリング、調査および報告を行う。
- 2.ケイマン諸島の投資信託は、マネー・ロンダリング防止義務ならびに上記に定められるその他の法律 上および規制上の義務を遵守することを義務付けられる。ケイマン諸島の投資信託がかかる義務を遵守 するためには、個人のデータ主体(DPAに定義されている。)に関する個人データは、ケイマン諸島の投 資信託またはその代理人が取り扱わなければならない。
- 3.投資信託は、かかるデータに関して「データ管理者」(DPAに定義されている。)とみなされる。オンブズマンは、データ管理者に適用されるガイダンス・ノートを発行している。
- 4. DPAに基づき、個人のデータ主体は、ファンドならびにその関連会社および受任者による個人データの取扱いに関する権利を有し、データ管理者としてのファンドは、かかる取扱いに関する義務を負う。ファンドは、DPAに従って個人データを取り扱わなければならず、ファンドが個人データを受領する個人に対し、DPAに基づくかかる個人の権利およびファンドの義務についてかかる個人に通知するデータ・プライバシー通知を行わなければならない。
- 5. データ管理者は、当該データ管理者が取り扱う個人データに関係するデータ保護の原則を遵守しなければならず、当該データ管理者の代理人が取り扱う個人データに関してかかるデータ保護の原則が遵守されることを確保しなければならない。データ保護の原則は、以下のとおりである。
 - (i)個人データは、適正に取り扱うものとする。
 - ()個人データは、一または複数の特定の合法的な目的のためにのみ入手するものとし、かかる 一または複数の目的に抵触する態様でさらなる取扱いを行わないものとする。
 - ()個人データは、当該個人データの一または複数の収集目的または取扱目的に関して適切であり、関連性があり、かつ、過大でないものとする。
 - ()個人データは、正確であるものとし、必要な場合、最新の内容に維持するものとする。

- (∨)何らかの目的のために取り扱われる個人データは、当該目的に必要とされる以上に長い期間 にわたって保管しないものとする。
- ()個人データは、DPAに基づくデータ主体の権利に従って取り扱うものとする。
- ()個人データの不正または違法な取扱いおよび偶発的な個人データの紛失、個人データの破壊 または個人データへの損害に対して適切な技術的および組織的な措置を講じなければならな い。
- ()個人データをある国または領域に移転してはならない。ただし、当該国または領域が、個人 データの取扱いに関するデータ主体の権利および自由について適切な水準の保護を確保して いる場合はこの限りではない。
- 6.第5項()に関して、データ管理者またはその代理人は、個人データを他の者に移転してはならない。ただし、DPAの要件に適合する書面による契約に従って当該データを移転する場合はこの限りではない。また、個人データを他の国または領域に移転してはならない。ただし、「適切な水準の保護」を確保することができる場合はこの限りではない。
- 7.データ管理者によるDPAの違反は、強制執行措置(多額の罰金(DPAに基づき行われた違反によって異なる。)を含む。)につながる可能性がある。

8.解散

会社の解散は、会社法(改正済)(および会社法に基づく解散規則)、会社の基本定款および定款に準拠する。解散は、自発的なもの(すなわち、株主の議決に従うもの)、または債権者もしくは会社の申立てに従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理者が解散されるべきことを裁判所に申し立てる権限を有する(参照:上記第4.A.5.11.2項および第4.B.16項)。剰余資産は、もしあれば、基本定款および定款の規定に従い、株主に分配される。

ユニット・トラストの解散は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託であるトラストを解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている(参照:第4.A.5.11.3項)。 剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配される。

免税リミテッドパートナーシップの清算および解散は、免税リミテッドパートナーシップ法(改正済)およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、投資信託であるパートナーシップを清算および解散させるべしとの命令を求めて裁判所に申立てをする権限を有している(参照:第4.A.5.11.4項)。 剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。

ゼネラルパートナーは清算後、パートナーシップを解散する法的責任を負っている。

9.税金

1.ユニット・トラスト

現在ケイマン諸島には、トラストの収益に適用される法人税、所得税、キャピタル・ゲイン税、利益税その他の税は存在しない。ケイマン諸島には、贈与税、遺産税または相続税も存在しない。受託者は、信託法(改正済)81条に基づく保証をケイマン諸島政府から受領しており、トラスト設定日から50年間、所得、資本資産、利益または評価益に対する税、その他遺産税または相続税の性質を有する税を課税する、その後に制定されたケイマンの法律が、ファンドを構成する資産またはトラストに発生する収益に適用されない旨、またはかかる資産または収益についてファンドの受託者または受益者に適用されない旨が保証されている。

2.パートナーシップ

ケイマン諸島の現行法の下では、パートナーシップの利益に適用される法人税、所得税、キャピタル・ゲイン税、利益税その他の税は、ケイマン諸島に存在しない。ケイマン諸島においては、贈与税、遺産税または相続税も存在しない。ゼネラルパートナーは、長官の決定する期間 (ただしかかる

保証の日から50年を超えない)、所得、収益、利益または評価益に対する税を課税する制定されたケイマン諸島の法律が、パートナーシップまたはリミテッドパートナーのリミテッドパートナーシップ権益に適用されない旨、また所得、収益、利益または評価益に課される税、または遺産税または相続税の性質を有する税が、かかるパートナーシップまたはリミテッドパートナーのリミテッドパートナーシップ権益について課されない旨の保証をケイマン諸島政府に対し申請し、当該保証をケイマン諸島政府から受領することができる。

3 . 会社

現在、ケイマン諸島には直接税は存在せず、免税会社に支払われる利息、配当および利益は、いずれのケイマン諸島の税も課されることなく受領することができる。ケイマン諸島において設立された免税会社は、課税特例法(改正済)6条に基づく免税について保証をケイマン諸島政府に申請することができ、かかる保証をケイマン諸島政府から受領する予定である。課税特例法第6条は、保証の発行された日から30年以下の期間において、所得、収益、利益または評価益に課税する、ケイマン諸島においてその後に制定された法律が、当該会社の収益または資産に適用されない旨規定する。

(注)投資信託制度の概要において、ケイマン諸島ドルの金額は、便宜上、1ケイマン諸島ドル = 0.82米ドルのレートで換算されている。

第4【参考情報】

ファンドについては、以下の書類が関東財務局長に提出されている。

2020年12月28日 有価証券報告書

2021年 3 月31日 半期報告書

第5【その他】

該当事項なし。

「相手方当事者」

定義集

「管理事務代行契約」 管理会社と(シンガポール支店を通じて行為する)BNPパリ バ・セキュリティーズ・サービシズの間で2014年12月10日付で 締結された契約(およびその修正または補足)をいう。 「管理事務代行会社」 本サブ・ファンドの管理事務代行会社としての (シンガポール 支店を通じて行為する)BNPパリバ・セキュリティーズ・サー ビシズをいう。 「AIFM」 本トラストのオルタナティブ投資ファンド運用者としてのJ.P. モルガン・マンサール・マネジメント・リミテッドをいう。 「AIFMD」 オルタナティブ投資ファンド運用者指令(指令2011/61/EU) (その後の改正を含む。)をいう。 「AIFMD委任規則」 AIFMDを補足する2012年12月19日の委員会委任規則 (EU) No. 231 / 2013をいう。 「AIFMD規則」 2013年英国オルタナティブ投資ファンド運用者規則(その後の 改正を含む。)をいう。 「希薄化防止賦課金」 正味申込みまたは買戻しが発生した営業日において、資産の取 得または場合により売却に関連する費用によるサブ・ファンド の価値の希薄化から、すべての受益者の利益を保護するために 適切であると管理会社が判断することのある金額をいう。 「申込書」 名義書換事務代行会社または募集代行会社(該当するもの)か ら投資予定者に提供される、サブ・ファンドの受益証券の購入 に関する申込書をいう。 本トラストの監査人としてのグラントソントン ケイマン諸島 「監査人」 をいう。 「基準通貨」 本サブ・ファンドの基準通貨をいい、オーストラリア・ドルを 指す。 「営業日」 東京、ロンドン、シンガポールおよびシドニーにおいて銀行休 業日ではない日であって、ニューヨーク証券取引所が業務を 行っている日をいう。 「計算代理人」 本件スワップ取引に基づく計算を行う責任を負う事業体として のJ.P. モルガン・セキュリティーズ・ピーエルシーをいう。 「クラス」 本トラストまたはサブ・ファンドが随時発行する受益証券のク ラスをいう。 「クロージング日」 2016年12月29日または管理会社がその絶対的な裁量により決定 し、申込者に通知するその他の日をいう。 「本件担保」 スワップ相手方当事者もしくは金融デリバティブ商品のその他 の相手方当事者が提供する担保(該当する場合)、および/ま たは場合により資金調達投資をいう。

方当事者をいう。

スワップ相手方当事者、または本トラストがサブ・ファンドの

ために、サブ・ファンドの勘定で金融デリバティブ商品および/または場合により資金調達投資の取引を行うその他の相手

「保管会社」

本サブ・ファンドの保管者としての(シンガポール支店を通じて行為する)BNPパリバ・セキュリティーズ・サービシズをいう。

「保管契約」

受託会社と(シンガポール支店を通じて行為する)BNPパリバ・セキュリティーズ・サービシズの間で2014年12月10日に締結された契約(およびその修正または補足)をいう。

「取引期限」

本サブ・ファンドの受益証券の申込みまたは買戻しの申請に関して、本トラストが関連する申込日または買戻日(該当するもの)に関連する受益証券の申込みまたは買戻しを行うために、本トラストに代わり名義書換事務代行会社が当該申請を受領しなければならない日時をいう。詳しくは本書「第一部 ファンド情報 第2 管理及び運営 1 申込(販売)手続等(1)海外における販売 申込手続」をご参照されたい。

「取締役」

管理会社の取締役をいう。

「混乱日」

市場混乱事由が発生した評価日をいう。

「販売会社」

本サブ・ファンドの販売者としての株式会社三井住友銀行をい う。

「賦課金および手数料」

サブ・ファンドに関して、当該サブ・ファンドの資産の当初取 得もしくは増加、もしくは追加権利の購入、または受益証券の 設定、発行、販売、交換もしくは買戻し、または投資の売却、 購入もしくは一部解約に関連してか、または当該賦課金および 手数料の支払義務のある取引もしくはディーリングに関し、も しくはそれに先立ち、もしくはそれに関連し、もしくはそれに 起因し、もしくはその実行時に支払義務が発生し、もしくは発 生する可能性のある証書その他のものに関してかを問わず、一 切の印紙税およびその他の賦課金、税金、公租公課、仲介料、 銀行手数料、為替スプレッド、利子、名義書換手数料、登録手 数料その他の賦課金および手数料をいう。疑義を避けるために 付言すると、申込みおよび買戻しの価格の計算時においては、 差額準備金(純資産価額を計算する目的で資産が評価された価 格と、当該資産が申込みの結果として購入され、買戻しの結果 として売却される見積価格との差を考慮したもの)を含むが、 これに限定されず、受益証券の販売および購入時に代理人に支 払うコミッション、または関連するサブ・ファンドの受益証券 の純資産価額を確定する際に考慮されることのあるコミッショ ン、税金、手数料もしくは費用は含まないものとする。

FERISA .

1974年米国従業員退職所得保障法(その後の改正を含む。)をいう。

LEO 7

欧州連合をいう。

「ユーロ」

欧州連合加盟国の単一通貨をいう。

有価証券報告書(外国投資信託受益証券)

FATCA J

米国外国口座税務コンプライアンス法(一般に「FATCA」と呼ばれる。)源泉徴収税とは1986年米国内国歳入法第1471項ないし第1474項(その後の改正を含み、以下「歳入法」という。)、その現在または将来の規制もしくは公式解釈、歳入法第1471(b)項に従い締結された合意または財政または規制上の法律、規則もしくは歳入法の当該項の適用に関して締結された政府間合意に従って採用された実務に従い課され、または徴

「金融デリバティブ商品」

金融派生商品をいう(店頭金融デリバティブ商品を含む。)。

FCA .

英国の金融行為監督機構をいう。

収される米国連邦源泉徴収税をいう。

「資金調達投資」

金融市場商品、譲渡可能な有価証券、レポ取引、売戻条件付購入取引、スワップ取引その他これらに類する取引等の金融商品をいう。

「フル・ファンデッド・スワップ」

サブ・ファンドが取引開始時に1回限りの支払を行い、当該スワップのスワップ相手方当事者から裏付資産のパフォーマンスに連動した1回限りまたは複数回の支払を受領する店頭金融デリバティブ商品(スワップとして記録される。)をいう。

「発行価格」

サブ・ファンドの受益証券の当初募集が行われる際の受益証券 1口当たりの価格(申込手数料を含まない。)である100豪ドルをいう。

「募集期間」

サブ・ファンドに関して当初発行価格でサブ・ファンドの受益 証券の募集が行われた当初の募集期間 (2016年12月12日から 2016年12月28日まで)をいう。

「仲介人」

(a) 第三者のために投資事業により支払いを受ける業務またはそれを含む業務、または(b) 第三者のために投資事業において受益権を保有する者をいう。

「管理会社」

本トラストの管理会社としてのJ.P.モルガン・マンサール・マネジメント・リミテッドをいう。

「市場混乱事由」

ETFエフィシェンテ指数との関係では、「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針(1)投資方針 - 本債券(d)ETF構成要素」に定める場合をいう。その他の場合、本件スワップ取引に基づき、計算代理人の合理的な商業的意見において、以下のいずれかの事由が発生した場合をいう。

- (a) 本件スワップ取引の計算代理人が、本件スワップ取引の 時価を計算し、公表することができない場合。
- (b)取引所で取引されている参照資産またはその構成資産について、当該取引所またはその他により取引の停止または制限が課された場合。
- (c)取引所で取引されていない参照資産について、店頭市場における取引の流動性が消滅した場合。
- (d)参照資産については取引所で、または取引所で取引されていない参照資産については店頭市場で、一般にその取引を実行し、またはその時価を取得する市場参加者の能力を混乱させ、または損なう事由が発生した場合。
- (e) 予定されていたか否かにかかわらず、取引所が開かれなかった場合。
- (f)予定終了時間前に取引所が終了した場合(実際の終了時間の1時間以上前に当該終了時間の繰上げが発表された場合を除く。)。
- (g)該当する法域内の大手商業銀行の多数が、平日の予定営業終了時刻より前に営業を終了した場合。

取引時間の制限は、関連する取引所または市場の通常営業時間の変更が十分な事前通知をもって発表された結果行われた場合には、市場混乱事由を構成しない。

各受益者が(最低当初投資額を投資した後に)サブ・ファンドに投資することを管理会社が適宜要求する最低現金額、または場合により受益証券の最低口数(もしあれば)をいい、本サブ・ファンドの最低追加投資額は10口である。

募集期間中に、サブ・ファンドの受益証券に関する当初投資として各受益者が投資することを管理会社が適宜要求する最低当初現金額、または場合により受益証券の最低口数(もしあれば)をいい、本サブ・ファンドの最低当初投資額は10口である。

常時買戻可能なサブ・ファンドの受益証券の最低口数または場合により最低価額(もしあれば)をいい、本サブ・ファンドの最低買戻金額は10口である。

英文目論見書または場合によっては関連する英文目論見書補遺に定める、受益者が常時保有しなくてはならないサブ・ファンドの受益証券の最低口数または場合により最低価額(もしあれば)をいい、常に最低買戻金額以上となる。

「最低追加投資額」

「最低当初投資額」

「最低買戻金額」

「最低保有条件」

有価証券報告書(外国投資信託受益証券)

「金融市場商品」

通常金融市場で取引され、以下のすべての条件を満たす商品をいう(マネー・マーケット・ファンドの受益証券を含む。)。(a)流動性が高い、すなわち、7営業日以内に現在価値に近い価格で現金化できること。

(b)常に正確に算定可能な価値を有すること。

「純資産価額」

本書「第一部 ファンド情報 第2 管理及び運営 3 資産管理等の概要(1)資産の評価」に記載する方法に従い計算される、本トラスト、本サブ・ファンド、クラスまたはシリーズ(該当するもの。)の純資産価額をいう。

「1口当たり純資産価格」

サブ・ファンド(または該当する場合には、当該サブ・ファンドのクラスもしくはシリーズ)の受益証券について、当該サブ・ファンド(または該当する場合には、クラスもしくはシリーズ)の受益証券に帰属する純資産価額を当該サブ・ファンド(または該当する場合には、クラスもしくはシリーズ)の発行済受益証券口数で除したものをいう。

「OECD」 経済協力開発機構をいう。

「募集」
サブ・ファンドの受益証券への申込みの募集をいう。

「普通決議」

本トラストもしくは関連するサブ・ファンドの受益者集会もしくは関連する受益証券に影響を及ぼす事項に関する集会のいずれか該当するものに出席し投票する権利を有する受益者の単純多数により、または本トラストもしくは関連するサブ・ファンドの受益証券の50%以上を表章する、受益者集会に出席し投票する権利を有する受益者の書面による同意により可決された決議をいう。

「店頭金融デリバティブ商品」

店頭取引金融デリバティブ商品をいう。

r PRA 」

英国の健全性規制機構をいう。

「英文目論見書」

本トラストに関する英文目論見書(随時の修正および補足を含む。)をいう。

「買戻日」

サブ・ファンドの受益証券の買戻しが可能な関連する営業日をいい、本サブ・ファンドの買戻日は各評価日(ただし、満期日を除く。)および/または管理会社が受益者に事前に通知の上随時決定するその他の日である。

「買戻価格」

本書「第一部 ファンド情報 第2 管理及び運営 2 買戻し 手続等」に記載のとおり、受益証券が買い戻される価格(買戻 手数料またはその他の手数料、費用もしくは税金の控除前)を いう。

「買戾代金」

本書「第一部 ファンド情報 第2 管理及び運営 2 買戻し 手続等」に記載のとおり、買戻価格から買戻手数料およびその 他の手数料、コスト、費用、または税金を差し引いた金額をい う

「買戻請求」

本書「第一部 ファンド情報 第2 管理及び運営 2 買戻し手続等」に記載のとおり提出される、受益証券の買戻しの請求をいう。

有価証券報告書(外国投資信託受益証券)

「参照資産」

サブ・ファンドが本件スワップ取引を締結した場合において、

当該サブ・ファンドが当該本件スワップ取引を通じてエクスポージャーを有する資産(受益証券、指数、金利、その他のレート、外国為替レート、ファンド、コモディティおよび/またはその他の種類の証券もしくは資産を含むが、これらに限定されない。)をいう。

「関連機関」

(a) EEA (欧州連合加盟国、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン)内で認可された信用機関、

(b)(EEA加盟国以外の)1988年7月のバーゼル自己資本比率規制合意の調印国(スイス、カナダ、日本、米国)内で認可された信用機関、または

(c)ジャージー島、ガーンジー島、マン島、オーストラリア またはニュージーランドで認可された信用機関

管理会社が設定する受益証券のクラスのシリーズをいう。

本トラストもしくは関連するサブ・ファンドの受益者集会に出席し投票する権利を有する受益者により当該決議につき投じられた議決権総数の75%以上を構成する多数により、または、本トラストもしくは関連するサブ・ファンドの受益証券の75%以上を表章する、本トラストもしくは当該サブ・ファンドの受益者集会に出席し投票する権利を有する受益者の書面による同意によりそれ相応に承認された決議をいう。

英国の法定通貨である英ポンドをいう。

信託証書の条件に従い補遺信託宣言により設定された本トラストのサブ・ファンドであり、独立した別個のトラストを構成する、豪ドル建て償還時ターゲット債券ファンド201612をいう。本サブ・ファンドの受益証券の購入が可能な関連する営業日をいう。

サブ・ファンドに関して、当該サブ・ファンドの受益証券に付 随する権利を記載した英文の目論見書補遺をいい、英文目論見 書の一部を構成する。

JPモルガン・チェース・バンク・ナショナル・アソシエーションまたは本件スワップ取引のスワップ相手方当事者として投資運用会社が随時選任するその他の者をいう。JPモルガン・チェース・バンク・ナショナル・アソシエーションは、PRAにより認可されており、FCAによる規制およびPRAによる限定的規制を受けている。

サブ・ファンドについて、本トラストのために、本トラストに 代わり行為する投資運用会社とスワップ相手方当事者の間のフル・ファンデッド・スワップまたはアンファンデッド・スワップをいう。詳しくは本書「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針(1)投資方針」をご参照されたい。

株式およびその他の株式と同等の証券、債券およびその他の形式の証券化された負債、ならびに申込みまたは交換により当該譲渡可能な有価証券を取得できる権利を伴うその他の有価証券をいう。

「シリーズ」

「特別決議」

「英ポンド」

「本サブ・ファンド」

「申込日」

「英文目論見書補遺」

「スワップ相手方当事者」

「本件スワップ取引」

「譲渡可能な有価証券」

有価証券報告書(外国投資信託受益証券)

「**名義書換事務代行会社」** 本サブ・ファンドの名義書換事務代行者としての(シンガポー

ル支店を通じて行為する)BNPパリバ・セキュリティーズ・

サービシズをいう。

「本トラスト」 信託証書に従い設定されたアンブレラ型ユニット・トラストで

あるパッシム・トラストをいう。

「信託証書」 管理会社と受託会社の間で締結され、2016年4月26日付修正お

よび改訂信託宣言により修正および改訂された2014年12月2日付の本トラストを設定する信託証書(随時の修正を含む。)を

いう。

「信託期間」 本トラストの設定日に開始し、当該日から150年間満了後の日

から1日引いた日に終了する期間をいう。

「受託会社」 本トラストの受託会社としてのインタートラスト・コーポレー

ト・サービシズ (ケイマン) リミテッドをいう。

「アンファンデッド・スワップ」 サブ・ファンドが定期的に支払を行い、スワップの満期日にス

ワップ相手方当事者から裏付資産のパフォーマンスに連動した 現金支払を受領する店頭金融デリバティブ商品(スワップとし

て記録される。)をいう。

「英国」
グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国をいう。

「**米国」** アメリカ合衆国、その領土および属領、米国の州、ならびにコ

ロンビア特別区をいう。

「受益者」 受益証券の登録保有者をいう。

「**受益証券」** 信託証書に従い発行された、本サブ・ファンドの資産の受益持

分を表章する無額面の受益証券をいい、受益証券の端数を含

tì.

「**米ドル**」 米国の法定通貨である米ドルをいう。

「米国人」 管理会社が別段の決定を行わない限り、1933年米国証券法(そ

の後の改訂を含む。) に基づき公布されたレギュレーションS

に規定される「米国人」の定義に該当する者をいう。

「評価日」 各営業日をいう。

「**評価時点」** 本サブ・ファンドの純資産価額が決定される各評価日の該当す

る時間であり、各評価日に午後11時59分(グリニッジ標準時)

をいう。

独立監査人報告書 パッシム・トラストの受託会社御中

監査意見

我々は、中国2倍ブル・ファンド、中国2倍ベア・ファンド、ゴールド2倍ブル・ファンド、ゴールド2倍ベア・ファンド、インド2倍ブル・ファンド、インド2倍ベア・ファンド、豪ドル建て償還時ターゲット債券ファンド201609、豪ドル建て償還時ターゲット債券ファンド201612、米国テクノロジー2倍ブル・ファンド および米国テクノロジー2倍ベア・ファンド(以下、総称して「サブ・ファンド」という。)の2021年6月30日現在の財政状態計算書から構成され、また、中国2倍ブル・ファンド、中国2倍ベア・ファンド、ゴールド2倍ブル・ファンド、インド2倍ベア・ファンド、インド2倍ベア・ファンド、豪ドル建て償還時ターゲット債券ファンド201609、豪ドル建て償還時ターゲット債券ファンド201612、米国テクノロジー2倍ブル・ファンドおよび米国テクノロジー2倍ベア・ファンドの2021年6月30日に終了した年度の包括利益計算書、資本変動計算書およびキャッシュ・フロー計算書ならびに関連する財務書類に対する注記から構成される、パッシム・トラスト(以下「トラスト」という。)の財務書類について監査を行った。当該財務書類は、その中に記載される会計方針の下に作成されている。

我々の意見では、添付の財務書類は、国際財務報告基準(以下「IFRS」という。)に準拠して2021年6月30日現在のトラストのサブ・ファンドの財務状態ならびに同日に終了した年度の財務実績およびキャッシュ・フローについて、すべての重要な点において公正に表示しているものと認める。

監査意見を含む本報告書は、全体としてのトラストの受益者のためにのみ、および規制当局への報告目的にのみ作成されている。意見を述べるにあたり、我々が事前に同意書で明確に同意している場合を除き、我々は、その他の目的に対して責任を負わず、また、本報告書を閲覧するその他の者または本報告書を入手する可能性のあるその他の者に対して責任を負うものではない。

意見の根拠

我々は、国際監査基準(以下「ISA」という。)に準拠して監査を行った。これらの基準の下での我々の責任については、「財務書類の監査に関する監査人の責任」の項において詳述されている。我々は国際会計士倫理基準審議会の職業会計士の倫理規程(以下「IESBA規程」という。)に従ってトラストから独立した立場にあり、また我々はIESBA規程に従って他の倫理的な責任も果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

その他の情報

その他の情報は、年次報告書に記載されている情報のうち、財務書類および監査人報告書以外のもの、例えば、受託会社の報告書や投資運用会社の報告書などで構成される。経営陣はその他の情報に対する責任を負う。財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、監査人報告書に明示されている場合を除き、我々はその他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明するものではない。

財務書類の監査に関する我々の責任は、その他の情報を精読し、その過程で、その他の情報が財務書類もしくは我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、または重要な虚偽表示があると思われるかを検討することである。財務書類にそのような重要な不一致を特定した場合、我々は財務書類に重要な虚偽表示があるか、またはその他の情報の重要な虚偽表示があるかを判断することが求められる。我々が実施した調査に基づき、その他の情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々は、その事実を報告する義務がある。この点に関し、我々に報告すべき事項はない。

財務書類に対する経営陣および統治責任者の責任

経営陣は、IFRSに準拠して、財務書類の作成および公正表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために必要であると経営陣が決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、経営陣は、トラストが継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、経営陣がトラストの清算または運用の中止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

統治責任者は、トラストの財務報告プロセスを監督する責任を負う。

財務書類の監査に関する監査人の責任

我々の監査の目的は、全体としての財務書類に、不正または誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかに関する合理的な保証を得て、監査意見を表明することにある。

合理的な保証は、高い水準の保証であるが、ISAに準拠して行った監査が、すべての重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は、不正または誤謬から発生する可能性があり、個別にまたは全体としてみると、当該財務書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

我々は、ISAに準拠して実施する監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持し、また、以下を行う。

- ・不正または誤謬による財務書類の重要な虚偽表示リスクを識別、評価し、当該リスクに対応した監査手続を立案、実施し、監査意見の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正による重要な虚偽表示を発見できないリスクは、誤謬による重要な虚偽表示を発見できないリスクよりも高くなる。これは、不正には、共謀、文書の偽造、取引等の記録からの除外、虚偽の陳述、または内部統制の無効化が伴うためである。
- ・状況に応じて適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を理解する。ただし、これは、 トラストの内部統制の有効性に対する意見を表明するためではない。
- ・使用される会計方針の適切性ならびに経営陣が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価 する。
- ・経営陣が継続企業を前提として財務書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠 に基づき、トラストの継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況に関して重要な不 確実性が認められるかどうかを結論付ける。重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財 務書類の開示に注意を喚起すること、または重要な不確実性に関する財務書類の開示が適切でない場合

J.P. モルガン・マンサール・マネジメント・リミテッド(E30829)

有価証券報告書(外国投資信託受益証券)

は、財務書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、トラストは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が対象となる取引および 事象を公正表示を実現する方法で表示しているかについて評価する。

我々は、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査 上の重要な発見事項について、統治責任者に対して報告を行う。

グラントソントン ジョージ・タウン、 グランドケイマン 2021年12月29日

INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT TO THE TRUSTEE OF PASSIM TRUST

Opinion

We have audited the financial statements of PassIM Trust(the "Trust"), which comprise the statements of financial position for China 2x Bull Fund, China 2x Bear Fund, Gold 2x Bull Fund, Gold 2x Bear Fund, India 2x Bull Fund, India 2x Bull Fund, India 2x Bear Fund, AUD Target Maturity Bond Fund 201609, AUD Target Maturity Bond Fund 201612, US Technology 2x Bull Fund and US Technology 2x Bear Fund as at 30 June 2021(together the "sub-funds"), and comprises the statements of comprehensive income, statements of changes in equity and statements of cash flows for China 2x Bull Fund, China 2x Bear Fund, Gold 2x Bear Fund, India 2x Bull Fund, India 2x Bear Fund, AUD Target Maturity Bond Fund 201609, AUD Target Maturity Bond Fund 201612, US Technology 2x Bull Fund and US Technology 2x Bear Fund for the year ended 30 June 2021, and the related notes to the financial statements. These financial statements have been prepared under the accounting policies set out therein.

In our opinion, the accompanying financial statements present fairly, in all material respects the financial position of the sub-funds of the Trust as at 30 June 2021 and its financial performance and its cash flows for the year then ended in accordance with International Financial Reporting Standards ("IFRS").

This report, including the opinion, has been prepared for and only for the Trust's unitholders as a body and for regulatory filing purposes only. We do not, in giving this opinion, accept or assume responsibility for any other purpose or to any other person to whom this report is shown or into whose hands it may come save where expressly agreed by our prior consent in writing.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing ("ISA"). Our responsibilities under those standards are further described in the Auditor's Responsibilities for the Audit of the Financial Statements section of our report. We are independent of the Trust in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants' Code of Ethics for Professional Accountants ("IESBA Code"), and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the IESBA Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Other information

Other information comprises information included in the annual report, other than the financial statements and our auditor's report thereon, such as the trustee's report and the investment manager's report. Management are responsible for the other information. Our opinion on the financial statements does not cover the other information and, except to the extent otherwise explicitly stated in our report, we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If we identify such material inconsistencies in the financial statements, we are required to determine whether there is a material misstatement in the financial statements or a material misstatement of the other information. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of Management and Those Charged with Governance for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with IFRS, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is responsible for assessing the Trust's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Trust or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Those charged with governance are responsible for overseeing the Trust's financial reporting process.

Auditor's Responsibilities for the Audit of the Financial Statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion.

Reasonable assurance is a high level of assurance but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISA will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISA, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are
 appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Trust's
 internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.
- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Trust's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Trust to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

EDINET提出書類

J.P.モルガン・マンサール・マネジメント・リミテッド(E30829)

有価証券報告書(外国投資信託受益証券)

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Grant Thornton

George Town,

Grand Cayman

29 December 2021

()上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が 別途保管している。



(訳文) 独立監査人の監査報告書

J.P. モルガン・マンサール・マネジメント・リミテッドのメンバー各位

財務書類の監査に対する報告

監査意見

J.P. モルガン・マンサール・マネジメント・リミテッドの財務書類に対する私どもの意見は、以下の通りである。

- ・ 2020年12月31日現在の当社の財政状態および同日に終了した年度における当社の利益について真実か つ公正な概観を提供している。
- ・ 英国において一般に公正妥当と認められる会計慣行(FRS第101号「開示減免のフレームワーク」により構成される英国会計基準および適用される法律)に準拠して適正に作成されている。
- ・ 2006年会社法の規定に準拠して作成されている。

私どもは、2020年12月31日現在の貸借対照表、同日に終了した年度における損益計算書、包括利益計算書および株主資本変動計算書ならびに重要な会計方針の記載を含む財務書類に対する注記により構成されている、年次報告書に含まれる財務書類について監査を行った。

監査意見の根拠

私どもは、国際監査基準(英国)(以下「ISA(英国)」という。)および適用される法律に準拠して監査を行った。ISA(英国)のもとでの私どもの責任は、当報告書の「財務書類監査に対する監査人の責任」において詳述されている。私どもは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

独立性

私どもは、FRC倫理基準を含む、英国における財務書類の監査に関連のある倫理規定に基づき当社に対して独立性を保持しており、また、当該規定で定められるその他の倫理上の責任を果たしている。

継続企業の前提に関する結論

私どもが行った作業に基づき、私どもは、財務書類の公表が承認される日から12か月以内の期間において、個別に、または集合的に、当社が継続企業として存続する能力について重要な疑義を生じさせ得る、事象または状況に関連する重要な不確実性を特定していない。

財務書類の監査において、私どもは、取締役が財務書類の作成に継続企業の前提による会計処理を実施する ことが適切であるという結論に達した。

しかしながら、将来のすべての事象または状況を予見することはできないため、この結論が当社の継続企業 として存続する能力を保証するものではない。

継続企業の前提に関する私どもの責任および取締役の責任は、本報告書の関連セクションに記載される。

その他の記載内容の報告

年次報告書のうち財務書類および監査報告書以外のすべての情報は、その他の記載内容を構成する。取締役は、その他の記載内容に対して責任を有している。私どもの財務書類に対する監査意見の対象範囲には、その他の記載内容は含まれておらず、したがって私どもは、当該その他の記載内容に対して、監査意見、または当報告書で明確に記載された範囲を除き、いかなる保証も表明しない。

財務書類監査における私どもの責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務書類または私どもが監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか考慮すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な虚偽表示の兆候があるかどうか留意することにある。私どもは、明らかに重要な不一致または重要な虚偽表示を識別した場合には、財務書類の重要な虚偽表示であるのか、またはその他の記載内容の重要な虚偽表示であるのかを結論付けるための手続きを実施するよう求められている。私どもは、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な虚偽表示があると判断した場合には、当該事実を報告することが求められている。私どもは、これらの責任に基づき報告すべき事項はない。

私どもは、戦略レポートおよび取締役報告書について、英国における2006年会社法が求める開示事項が含まれているかについても検討した。

また私どもは、2006年会社法により、監査の過程において行った作業に基づいて、以下に記載される特定の 意見および事項を報告することが求められている。

戦略レポートおよび取締役報告書

監査の過程において行った作業に基づく私どもの意見では、2020年12月31日をもって終了した年度における 戦略レポートおよび取締役報告書に含まれる情報は、当該財務書類と整合しており、適用法の要件に準拠し て作成されている。

監査の過程で入手した当社の知識および理解ならびにその状況を考慮した上で、私どもは、戦略レポートおよび取締役報告書においていかなる重要な虚偽表示も認識しなかった。

財務書類に関する取締役の責任

取締役の責任の記載に詳述の通り、取締役は適切なフレームワークに準拠して財務書類を作成し、当該財務 書類が真実かつ公正な概観を提供するものであることを充足させる責任を有している。また取締役は不正ま たは誤謬による重要な虚偽表示のない財務書類を作成するために取締役が必要と判断した内部統制に対する 責任を有している。

財務書類を作成するに当たり、取締役は、当社が継続企業として存続する能力があるかどうかを評価し、必要がある場合には当該継続企業の前提に関する事項を開示する責任を有し、また、取締役が当社の清算もしくは事業停止の意図があるか、またはそうする以外に現実的な代替案がない場合を除き、継続企業の前提に基づいて財務書類を作成する責任を有している。

財務書類の監査に関する監査人の責任

私どもの監査の目的は、全体としての財務書類に、不正または誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかに関する合理的な保証を得て、監査意見を含む監査報告書を作成することにある。合理的な保証は、高い水準の保証であるが、ISA(英国)に準拠して行った監査が、すべての重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は、不正または誤謬から発生する可能性があり、個別にまたは集計すると、当該財務書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

不法行為を含む異常事項は、法令違反の事例である。私どもは上記の責任に従って、不法行為を含む異常事項に関する重要な虚偽表示を発見するための手続きを立案している。不法行為を含め、私どもの手続きがどの程度の異常事項を発見できるかについては、以下に詳述する。

当社および業界に対する私どもの理解に基づき、私どもは、金融行為監督機構(以下「FCA」という。)に関連する法令違反の主要なリスクを特定し、当該違反による財務書類への重要な影響の可能性を検討した。また、2006年会社法のように、財務書類に直接影響を与える法令についても検討した。私どもは、財務書類の不正操作に対する経営陣の動機と機会(内部統制の無効化リスクを含む)を評価し、主要なリスクは不適切な仕訳入力の計上および会計上の見積りへの経営陣の偏向の適用に関するものであると判断した。実施した監査手続きは以下を含む。

- ・ 重要な会計上の見積り、特に株式に基づく報酬費用に関する計算の際に、上級管理職によってなされた主要な仮定と判断への検証と確認。
- ・ 上級管理職が計上する仕訳入力を含む、不正リスク基準の適用を経由したテスト用の仕訳入力の特 定。
- ・ 経営陣が異常事項を防止および発見するために実施している事業体レベルの統制の評価。
- ・ 上級管理職、英国監査・コンプライアンス委員会、内部監査・内部法務アドバイザーとの照会(既知 または疑いのある法令違反の事例および不正を含む)。
- ・ 内部通報手続き、報告および経営陣による当該事項の調査の評価。
- ・ コンプライアンスおよび規制手続きに関連する規制当局 (FCA) との主要対応の検討。

上記の監査手続きには固有の限界がある。私どもは、財務書類に反映される事象や取引と密接に関連しない 法令違反の事例について気づく可能性は低いと考えている。また、不正による重要な虚偽表示を発見しない リスクは、不正が、例えば偽造または意図的な虚偽表示による隠蔽、または共謀によるものである場合があ るため、誤謬による虚偽表示を発見しないリスクよりも高くなる。

財務書類監査に関する私どもの責任の詳細については、FRCのウェブサイトwww.frc.org.uk/auditors responsibilitiesに示されている。当記載は私どもの監査報告書の一部を構成する。

当報告書の利用

監査意見を含む当報告書は、2006年会社法第3章第16条に準拠して機関としての会社のメンバーのためにのみ作成されたものであり、その他の目的はない。意見を述べるにあたり、私どもが事前に同意書で明確に同意している場合を除き、私どもは、その他の目的に対して責任を負わず、また、当報告書を閲覧するその他の者または当報告書を入手する可能性のあるその他の者に対して責任を負うものではない。

報告を要求されているその他の事項

2006年会社法による例外事項の報告

2006年会社法に基づき、私どもは、以下に該当する事項がある場合、私どもの意見としてその報告を要求されている。

- 私どもの監査に必要なすべての情報および説明を私どもが入手していない場合。
- ・ 当社が適切な会計記録を保持していない、あるいは私どもが往査をしていない支店から私どもの監査 に対して十分な回答を得ていない場合。
- ・ 法で定められた取締役報酬の一定の開示が行われていない場合。
- 財務書類が会計記録および回答と一致していない場合。

この責任に基づき報告すべき例外事項はない。

シーナ・コウチーニョ(上級監査人) プライスウォーターハウスクーパース エルエルピーを代表して 勅許会計士、法定監査人 ロンドン 2021年4月20日

注:この監査報告書の訳文は、英語で作成された原文監査報告書を翻訳したものです。訳文が原文監査報告書の内容を正確に表すことを確保するために相当な注意が払われていますが、情報、見解または意見のあらゆる解釈において、英語版の原文監査報告書がこの訳文に優先します。

Independent auditors' report to the members of JP. Morgan Mansart Management Limited

Report on the audit of the financial statements

Opinion

In our opinion, J.P. Morgan Mansart Management Limited's financial statements:

• give a true and fair view of the state of the Company's affairs as at 31 December 2020 and of its profit for the

year then ended;

• have been properly prepared in accordance with United Kingdom Generally Accepted Accounting Practice

(United Kingdom Accounting Standards, comprising FRS 101 "Reduced Disclosure Framework", and applicable

law); and

have been prepared in accordance with the requirements of the Companies Act 2006.

We have audited the financial statements, included within the Annual Report, which comprise: the balance sheet as at 31

December 2020; the income statement, the statement of comprehensive income, the statement of changes in equity for

the year then ended; and the notes to the financial statements, which include a description of the significant accounting

policies.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (UK) ("ISAs (UK)") and applicable

law. Our responsibilities under ISAs (UK) are further described in the Auditors' responsibilities for the audit of the

financial statements section of our report. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and

appropriate to provide a basis for our opinion.

Independence

We remained independent of the company in accordance with the ethical requirements that are relevant to our audit of

the financial statements in the UK, which includes the FRC's Ethical Standard, and we have fulfilled our other ethical

responsibilities in accordance with these requirements.

Conclusions relating to going concern

Based on the work we have performed, we have not identified any material uncertainties relating to events or conditions

that, individually or collectively, may cast significant doubt on the company's ability to continue as a going concern for

a period of at least twelve months from when the financial statements are authorised for issue.

In auditing the financial statements, we have concluded that the directors' use of the going concern basis of accounting

in the preparation of the financial statements is appropriate.

However, because not all future events or conditions can be predicted, this conclusion is not a guarantee as to the

company's ability to continue as a going concern.

299/303

J.P. モルガン・マンサール・マネジメント・リミテッド(E30829)

有価証券報告書(外国投資信託受益証券)

Our responsibilities and the responsibilities of the directors with respect to going concern are described in the relevant

sections of this report.

Reporting on other information

The other information comprises all of the information in the Annual Report other than the financial statements and our

auditors' report thereon. The directors are responsible for the other information. Our opinion on the financial statements

does not cover the other information and, accordingly, we do not express an audit opinion or, except to the extent

otherwise explicitly stated in this report, any form of assurance thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing

so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge

obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If we identify an apparent material inconsistency

or material misstatement, we are required to perform procedures to conclude whether there is a material misstatement of

the financial statements or a material misstatement of the other information. If, based on the work we have performed,

we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have

nothing to report based on these responsibilities.

With respect to the Strategic report and Directors' report, we also considered whether the disclosures required by the UK

Companies Act 2006 have been included.

Based on our work undertaken in the course of the audit, the Companies Act 2006 requires us also to report certain

opinions and matters as described below.

Strategic Report and Directors' Report

In our opinion, based on the work undertaken in the course of the audit, the information given in the Strategic report and

Directors' report for the year ended 31 December 2020 is consistent with the financial statements and has been prepared

in accordance with applicable legal requirements.

In light of the knowledge and understanding of the company and its environment obtained in the course of the audit, we

did not identify any material misstatements in the Strategic report and Directors' report.

300/303

EDINET提出書類

J.P. モルガン・マンサール・マネジメント・リミテッド(E30829)

有価証券報告書(外国投資信託受益証券

Responsibilities for the financial statements and the audit

Responsibilities of the directors for the financial statements

As explained more fully in the Statement of directors' responsibilities set out on page 13, the directors are responsible for the preparation of the financial statements in accordance with the applicable framework and for being satisfied that they give a true and fair view. The directors are also responsible for such internal control as they determine is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the directors are responsible for assessing the company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the directors either intend to liquidate the company or to cease operations, or have no realistic alternative but to do so.

Auditors' responsibilities for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditors' report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs (UK) will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

Irregularities, including fraud, are instances of non-compliance with laws and regulations. We design procedures in line with our responsibilities, outlined above, to detect material misstatements in respect of irregularities, including fraud. The extent to which our procedures are capable of detecting irregularities, including fraud, is detailed below.

Based on our understanding of the company and industry, we identified that the principal risks of non-compliance with laws and regulations related to the Financial Conduct Authority (FCA), and we considered the extent to which non-compliance might have a material effect on the financial statements. We also considered those laws and regulations that have a direct impact on the financial statements such as the Companies Act 2006. We evaluated management's incentives and opportunities for fraudulent manipulation of the financial statements (including the risk of override of controls), and determined that the principal risks were related to the posting of inappropriate journal entries and the application of management bias in accounting estimates. Audit procedures performed included:

- Challenge and validation of key assumptions and judgements made by senior management in calculating critical key accounting estimates, in particular in relation to share-based payment expenses;
- Identification of journal entries for testing via the application of fraud risk criteria, including journal entries posted by senior management;
- · Evaluation of entity level controls put in place by management to prevent and detect irregularities;
- Enquiries with senior management, the UK Audit and Compliance Committee, internal audit and internal legal
 advisors including consideration of known or suspected instances of non-compliance with laws and regulations,
 and fraud;

- Assessment of whistleblowing procedures, reports and management's investigation of such matters; and
- Review of key correspondence with regulatory authorities (the FCA) in relation to compliance and regulatory proceedings.

There are inherent limitations in the audit procedures described above. We are less likely to become aware of instances of non- compliance with laws and regulations that are not closely related to events and transactions reflected in the financial statements. Also, the risk of not detecting a material misstatement due to fraud is higher than the risk of not detecting one resulting from error, as fraud may involve deliberate concealment by, for example, forgery or intentional misrepresentations, or through collusion.

A further description of our responsibilities for the audit of the financial statements is located on the FRC's website at: www.frc.org.uk/auditorsresponsibilities. This description forms part of our auditors' report.

Use of this report

This report, including the opinions, has been prepared for and only for the company's members as a body in accordance with Chapter 3 of Part 16 of the Companies Act 2006 and for no other purpose. We do not, in giving these opinions, accept or assume responsibility for any other purpose or to any other person to whom this report is shown or into whose hands it may come save where expressly agreed by our prior consent in writing.

Other required reporting

Companies Act 2006 exception reporting

Under the Companies Act 2006 we are required to report to you if, in our opinion:

- we have not obtained all the information and explanations we require for our audit; or
- adequate accounting records have not been kept by the Company, or returns adequate for our audit have not been received from branches not visited by us; or
- certain disclosures of directors' remuneration specified by law are not made; or
- the financial statements are not in agreement with the accounting records and returns.

EDINET提出書類

J.P. モルガン・マンサール・マネジメント・リミテッド(E30829)

有価証券報告書(外国投資信託受益証券)

We have no exceptions to report arising from this responsibility.

Sheena Coutinho (Senior Statutory Auditor) for and on behalf of PricewaterhouseCoopers LLP Chartered Accountants and Statutory Auditors

London 20 April 2021

^()上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しております。